平成２３年９月南伊豆町議会定例会会議録目次

第　１　号　（９月２６日）

○議事日程……

○本日の会議に付した事件……

○出席議員……

○欠席議員……

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……

○職務のため出席した者の職氏名……

○開会宣告……

○議事日程説明……

○開議宣告……

○会議録署名議員の指名……

○会期の決定……

○諸般の報告……

○町長行政報告……

○一般質問……

渡　邉　嘉　郎　君……

長　田　美喜彦　君……

吉　川　映　治　君……

加　畑　　毅　君……

稲　葉　勝　男　君……

○散会宣告……

○署名議員……

平成２３年９月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第１号）

平成２３年９月２６日（月）午前９時３０分開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　町長行政報告

日程第　５　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	加畑　毅君	２番	宮田和彦君
３番	吉川映治君	４番	谷　正君
５番	長田美喜彦君	６番	稲葉勝男君
７番	清水清一君	８番	梅本和熙君
９番	齋藤　要君	１０番	渡邉嘉郎君
１１番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	渥美幸博君
教育長	渡邉　浩君	会計管理者	奥村　豊君
総務課長	松本恒明君	企画調整課長	谷　半時君
建設課長	藤原富雄君	産業観光課長	山田昌平君

町民課長	山本信三君	健康福祉課長	大年清一君
教育委員会事務局長	大野　寛君	上下水道課長	飯泉孝雄君
総務係長	大野孝行君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長　栗田忠蔵　　主　　幹　大年美文

開会　午前９時３０分

◎開会宣告

○議長（梅本和熙君）　皆さん、おはようございます。

現在、９月30日までクールビズでノーネクタイ、ノー上着を励行しておりますもので、よろしくお願いいたします。

それでは、定刻になりましたので、ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成23年９月南伊豆町議会定例会を開催いたします。

◎議事日程説明

○議長（梅本和熙君）　議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎開議宣告

○議長（梅本和熙君）　これより本会議第１日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅本和熙君）　日程第１、会議録署名議員の指名をします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

３番議員　　吉　川　映　治　君

４番議員　　谷　　正　君

◎会期の決定

○議長（梅本和熙君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から10月19日までの24日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から10月19日までの24日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（梅本和熙君）　日程第３、諸般の報告を申し上げます。

平成23年６月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（梅本和熙君）　町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　おはようございます。

本日より９月定例会、よろしくお願いを申しあげます。

それでは、平成23年南伊豆町議会９月定例会の開会に当たり、次の６項目について行政報告を申し上げます。

１、防災対策について。

３月11日に発生しました東日本大震災を受け、津波対策の推進に関する法律が６月24日に公布され、同日付で施行されました。また、中央防災会議の地震・津波対策専門調査会は、

今月17日に防災基本計画の見直しに係る津波対策について国の行う警報発表の改善や観測体制の強化及び地方自治体が行う津波想定やマニュアルの見直しなどを大幅修正し、拡充する方向を確認するなど、地震防災関係の法令及び計画等が急ピッチで整備されつつあります。

静岡県では、４月15日、津波対策検討会議を早々に設置し、被害想定等の見直しに着手していますので、静岡県が定める第３次被害想定の見直しを受け、整合性を図りながら南伊豆町地域防災計画を見直すとともに、水害対策などにつきましても避難マニュアル等の見直しを検討してまいります。

今後、30年以内の東海地震の発生確率が87％と言われている現状において、短期的防災対策として、６月定例会南伊豆町一般会計補正予算（第１号）でご承認いただきました防災ラジオにつきましては、10月末までの配布を、避難所用の自家発電機などにつきましても、来年１月末までに配備できるよう、準備を進めております。

また、９月定例会南伊豆町一般会計補正予算（第２号）において計上いたしました津波監視カメラや湊区逢ケ浜への同報無線屋外子局の設置等につきましても整備を進めてまいりたく、ご審議のほう、よろしくお願いをいたします。

今後の防災対策につきましては、中長期対策及びハードソフトも含め、県との連携を図りながら、整備を進めてまいりたいと考えております。

２、節電対策について。

３月11日に発生しました東日本大震災以降の電力不足を受け、政府は７月１日、東京電力及び東北電力管内の大口電力需要者に対し、昨年度比15％の節電を義務づける電気事業法第27条に基づく電力使用制限令を発動しました。

役場庁舎を初め、清掃センター等、本町に電力使用制限令の該当施設はありませんが、15％以上の節電を目標に取り組んでまいりました。本町におきましては、従前から冷暖房運転基準による冷暖房、昼休み中のパソコンや照明等の電源切断及び外灯の間引きなどを実施してまいりました。この夏は、さらに庁舎事務所の冷房時間短縮、事務室照明等の間引きなどを実施し、役場庁舎においては、本年３月分から８月分までの昨年度同期比で、電気使用量が20.94％の減、電気料金が11.59％の減となりました。

また、中央公民館及び体育館等の町民開放施設を含む教育施設等におきましても電力使用削減対策を実施し、全体では電気使用量が17.95％の減、電気料金が7.62％の減となり、目標の15％を達成したところであります。

東京電力は、電力使用制限令を９月９日に解除しましたが、小口需要者に求めている15％

節電は、引き続き要請する方針ですので、冬の需要期に向け、本町でも節電方針を継続するなど、中長期的な視点で取り組んでまいる考えであります。

次、庁舎等の電気使用量について表示してございます。６カ月、３月から８月までの合計が役場庁舎からごらんの施設の合計で、使用量で、17.95％の削減、それから、金額にして、7.62％の減となっております。

次に、３、夏の入り込み状況等について申しあげます。

（１）夏の観光客等入り込み状況。

本年７月から８月における観光客の入り込み状況がまとまりましたので報告いたします。

ことしは、台風や高波、７月中旬と８月下旬の天候不良、また東日本大震災による原発事故、津波の風評被害などが影響し、全体では21万4,490人で、対前年同期比78.43％と大幅減となりました。

分野別に見てみますと、弓ケ浜海水浴場は５万7,313人で、対前年同期比68.50％、子浦海水浴場は3,170人で、対前年同期比85.61％、中木海岸や、２万1,452人で、対前年同期比80.21％でした。なお、弓ケ浜と子浦の両海水浴場では、海水浴客の安全安心を確保するため、放射性物質検査を６月、７月及び８月に実施した結果、両海水浴場とも放射性ヨウ素、放射性セシウムは検出されませんでした。

民宿、旅館等の宿泊客数は、民宿が２万2,554人で、対前年同期比71.05％、旅館等が３万5,542人で、対前年同期比90.59％、全体では昨年同期比で81.85％となりました。

また、観光施設につきましては、２万3,768人で、対前年同期比85.77％となっております。

各地域で実施した花火大会を初めとする各種イベントや祭りなどは、１万8,243人で、対前年同期比77.06％となりました。

町営温泉（銀の湯、みなと湯）の利用状況は、２万7,950人で、対前年同期比87.35％となりました。銀の湯会館が１万8,499人で、対前年同期比88.90％、みなと湯が9,451人で、対前年同期比84.48％となっています。

次に、観光施設等の入り込み状況でありますが、平成23年の計が一番下で21万4,490人、それから前年比で一番下で78.43％となっています。

（２）オープンウォータースイムレース等の実施状況についてご報告いたします。

６月12日、第２回伊豆国立公園弓ケ浜オープンウォータースイムレースが開催され、各地から158人の参加があり、うち55人の方に町内へ宿泊していただきました。続いて９月11日開催の第１回国際マスターズオープンウォータースイムレースには、各地から187人の参加

があり、うち80人の方に町内へ宿泊していただきました。この80人の中には招待選手であるスウェーデンから参加の元オリンピック出場選手、アメリカから取材に訪れたスポーツジャーナリストも含まれております。

また、８月27日、28日の両日は、第３回弓ケ浜ビーチバレー大会が開催され、各地から472人の参加があり、うち460人の方に町内に宿泊していただきました。

このような行事へのサポート体制でありますが、８月のビーチバレーの際には、地域宿泊施設関係者及びＮＰＯ団体等の手によりバーベキューのおもてなしが実施されるとともに、９月の国際マスターズの際には、観光協会を事務局とする地域実行委員会が前夜祭、黒潮ウェルカムファンクションを開催し、参加者の歓迎に当たりました。

今後は、10月２日に第２回南伊豆弓ケ浜アクアスロン大会が開催される予定ですが、既に各地から140人以上の参加申し込みをいただいており、当日の大会運営には、地域宿泊施設の関係者がボランティアとして参画することになっています。

４、産業振興について。

現在の経済状況を見てみますと、サブプライムローン問題から端を発し、大手金融機関のリーマンブラザーズの破綻など、アメリカ発の経済不況を日本を初めとする全世界に広がりました。やっと立ち直りが見えてきたところに３月11日に発生しました東日本大震災は、原発事故、津波の風評被害、計画停電など、同町の経済に対しても非常に大きな影響をもたらすことになりました。

加えて、ことしの夏の台風、高波、天候不良などにより観光客の入り込みが大幅な減となるなど、厳しい状況が続いております。

このような状況に対応するため、観光面につきましては、海、山、自然を活用しての通年型のイベントトップセールスを初めとする誘客キャンペーン、外国人誘客のためのインバウンド事業などを展開してまいります。

また、９月定例会南伊豆町一般会計補正予算第２号に計上いたしました観光協会が行う京浜方面からの誘客事業、伊勢海老号の運行支援や商工会が行う南伊豆プレミアム商品券の発券支援などにより町内産業の活性化を図ってまいる考えでありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

雇用対策につきましても、平成21年度から継続実施しております緊急雇用創出事業により、平成22年度までに15人の雇用を確保しており、今年度も15人の雇用を創出する予定です。今後とも関係団体と連携しながら、各施策等を積極的に展開し、産業の活性化を図ってまいり

ます。

５、認定こども園について。

認定こども園の建設に当たりましては、認定こども園建設基本計画をもとに去る６月28日入札を行い、長田・平井特定建設工事共同企業体（代表長田裕二郎長田建設社長）が、３億7,800万円で落札し、７月１日には南伊豆町議会臨時会でご承認をいただき、建設に向けて動き始めました。

また、７月12日には、長田・平井特定建設工事共同企業体主催の建設工事安全祈願祭が開催され、工事の無事完成を祈ったところであります。なお、現在の進捗状況でありますが、外構の擁壁及び敷地中央の河川暗渠化の工事とともに園舎本体の基礎工事に着手しているところであります。

平成24年4月の開園を目指し、今後とも町民の皆様、保護者の皆様から親しまれ、愛される認定こども園の建設にまい進してまいる考えであります。

６、主要建設事業等の発注状況について、報告いたします。

平成23年度第２四半期（７月から９月）における主要建設事業等の発注事業は、次のとおりであります。

平成23年度南伊豆認定こども園建設工事、３億8,700万円。長田・平井特定建設工事共同企業体。平成23年度大規模地震対策事業可搬ポンプ付積載車購入、1,554万円。有限会社東海消防機材商会。平成23年度大規模地震対策事業、消防団用耐火服購入、274万3,650円、株式会社平和防災産業。平成23年度焼却施設定期補修工事、4,084万5,000円、株式会社タクマ。平成22年度三坂（中木）漁港農山村漁村地域整備交付金事業陸閘下部工事、694万9,950円、恵比寿建設株式会社。平成22年度三坂（中木）漁港農山漁村地域整備交付金事業陸閘門扉製作設置工事、1,102万5,000円、株式会社住軽日軽エンジニアリング。三坂（中木）漁港農山漁村地域整備交付金事業陸閘門扉製作設置工事、770万7,000円、株式会社住軽日軽エンジニアリング。平成23年度落居１号橋２号橋補修工測量設計業務委託、1,102万5,000円、株式会社ウエマツコンサルティング。平成23年度普通河川小沢川河川改修工事391万6,500円、有限会社宇田建設南伊豆営業所。平成23年度町道成持吉祥線道路改良工事に伴う二条地区配水管布設替工事、514万5,000円、有限会社菊池設備工業。平成23年度三坂漁港水産物供給基盤機能保全計画策定業務委託546万円、株式会社建設コンサルタントセンター。平成23年度簡易水道等施設整備事業下小野地区配水管布設替工事（第１工区）3,633万円、有限会社渡辺住宅設備南伊豆支店。平成23年度簡易水道等施設整備事業市之瀬地区配水管布設替工事、1,86

6万9,000円、飯泉設備工事。平成23年度簡易水道等量水器一斉交換工事241万5,000円、株式会社イナセツ南伊豆支店。平成23年度南伊豆町公共下水道事業下賀茂処理分区管渠築造工事（第３工区）1,728万1,950円、株式会社西田。平成23年度湊地区配水管布設替工事（第１工区）451万5,000円、株式会社塩崎工業。

以上で平成23年９月定例会の行政報告を終わります。

○議長（梅本和熙君）　これにて行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（梅本和熙君）　日程第５、これより一般質問を行います。

◇　渡　邉　嘉　郎　君

○議長（梅本和熙君）　10番議員、渡邉嘉郎君の質問を許可します。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　改めまして、おはようございます。

通告により一般質問をさせていただきたいと思います。

朝晩、ほんとに過ごしやすくなってまいりましたけれども、この間の台風12号の災害に大変大きな災害、あるいは犠牲者が出たことをまずもって、この席をもって、亡くなった方にはご冥福を、また災害を受けられた方には、本当に気の毒な思いがする次第でございます。そういう中、一般質問をさせていただきたいと思います。

６月の一般質問にも私は、同じ質問をさせていただきましたけれども、まず一番初めに防災、災害対策の質問をしたわけですけれども、今現在、どのような進捗状況であるのか、まずそのことをお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

現在の防災対策の進捗状況ということでありますが、３月11日に発生をしました東日本大

震災を受けまして、津波対策の推進に関する法律が６月24日に交付され、同日付で施行されました。

また、中央防災会議の地震津波対策専門調査会は、今月の17日に防災基本計画の見直しについて、津波対策を大幅修正、拡充する方向を確認をするなど、地震防災関係の法令、そして計画等が今、急ピッチで整備をされておるところであります。

そこで、静岡県は４月16日に津波対策の検討会議を早々に設置をしまして、被害想定等の見直しに着手をしていますので、今後、県が定める第３次の被害想定の見直しを受けて、これらと整合性を図りながら我が南伊豆町も地域防災計画の見直しをするとともに、水害対策等につきましても、今後、避難マニュアル等の見直しを検討していきたいという考えでおります。

また、今後の防災対策につきましては、ハード、ソフトを含めまして県との連携を図りながら、整備を進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　３月の、今、町長の行政報告の中にも防災対策について、行政報告があった、今の答弁もそのとおりでございますけれども、３月11日の地震から６カ月が過ぎて、私も６月議会で質問をさせていただきましたが、町としての防災、そして災害計画がどの程度の形で、このことは、今、町長が行政報告で答弁をしていただきましたように、それはわかるんですけれども、それ以外に町でどの程度の進捗状況を私はして、計画をたてて、それに基づいた肉づけをどういうふうにしてやっておられるのかなということを、まず１点聞きたいわけで、そういう中で他市町村では、避難デッキを設置をしていくとか、あるいは高層の建物、そういう建物の持ち主との交渉をして、避難場所をお互いに確認をし合って、避難場所として利用させていただく。あるいは、それに基づいた避難階段も、登っていく避難通路ですね、それを建物外部から上がっていく。そういったような交渉、あるいはそういうものの町としてどこにそういうポイントを置いて、計画をして進めていくのかということは、当然、半年たったわけですから、そういう構想ができておるかと思います。

そして、海岸、57キロのうちに、どこに避難デッキをしていいのか、あるいは避難場所をどこにしていいのか、まあ、そういったような計画も恐らく立てられたと思います。

そういうものの中でですね、予算がどのくらいかかっていくのか。そういうざっとした、

私は、予算編成も考えてもう肉づけはされておられると思うんですけれども、その辺も１点お聞きをしたいなということです。

そして、先ほども町長が行政報告の中にもありましたけれども、東海地震あるいは東南海地震、南海地震がいつ来るかということは、わかりませんけれども、すぐ目の前に迫っておる八十何％の確率でやってくるというふうなことでありますので、明日来ても間違いない、今来ても間違いないという中でですね、やはり、半年過ぎて、あらかじめこう言ったようなことを認識をしながら私は進めていると思うんですけれども、少し遅いような、私は気持ちもするわけです。その辺をも聞いておきたい。

そういう中で、各市町村では今、先ほども述べましたけれども、高層の建物との交渉、あるいは、避難デッキの設置、そういうものが進んでおるところもありますので、そういうことの計画をももう一度、町長でなくても、担当課でも結構ですので、私はそこを聞いておきたいなというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

このたびの3.11のあのような災害を我々も、今回、目の当たりにして、やはり今後の我々の取り組む行政課題として、防災ということは、まず最重要の課題の一つであるという認識を今しております。そこで、先ほど申し上げたような基本的な考え方のもとに、我々としては今取り組んでおります。

そして、現にもう既に実施をしておる事業等もありますので、それらを含め、そして、今後の計画、考え方等につきましては、担当課長、総務課長から答弁させます。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

津波対策については、議員おっしゃるとおり、今、県内だけではなく、全国で避難デッキですとか、避難ビルの整備が急速に進んでいるところであります。

まず、避難ビルにつきましては、現在本町では５カ所指定させていただいておりますが、ただ、ビルにつきましては、ほかにビルがありませんので、なかなか、その津波避難ビルということにはいかないと思います。

あと、避難デッキでございますが、デッキとか、避難階段を含めまして、実は、８月に我々防災と建設課と観光客避難ということで、産業観光課、職員５名で沼津に視察に行って

まいりました。で、津波避難タワー、それから急傾斜地への階段等につきましても確認をしてまいりました。非常に有効な手段であると認識はしております。

今回、それで土木事務所が手石と中木２カ所ですが、急傾斜地へとその避難階段を設置していただけるということであります。それで非常によかったなと思うところでございますが、避難デッキにつきましては、正直なところ、県の津波の想定高のシミュレーションというか、その想定を待っているところであります。というのは、避難デッキにも想定高によって、例えば10メートルの高さにするとか、15メートルにするとかあります。そういったことがありますので、せっかくつくっても想定のほうが高かったりとかということになりますと、非常に危険を伴いますものですから、それから避難タワー、避難デッキにつきましては、土地の確保とか、いろいろなメンテナンスをするだとかの問題がありますので、ちょっと即対応というわけにはなかなかいきませんが、検討していることは確かでございます。そういったことを含めまして、県が先日、新聞に大きく載りましたけれども、津波アクションプランをつくるんだと。26項目について、すぐできるものとか、どんどんやっていくんだというようなこともありましたので、そこら辺のこととの整合性を図りながら実施していきたいというところでございます。

それから、我々、防災だけではなくて、建設課等が進めております「ＴＯＵＫＡＩ―０」ですとか、健康福祉課の要援護者の対策ですとか、そういったものも含めて対応をしていかなければいけないというところがございます。

２点目にですね、議員、ちょっと遅いかもしれないなというようなことをおっしゃいましたけれども、確かに我々も手を抜いているわけではありませんが、非常にやることが多いものですから、６月議会で補正をとらせていただいたラジオですとか、防災備品ですとか、発電機ですとか、順次進めているということで、また今回も、補正２号で計上させていただいたこととかありますので、なるたけスピードをもってやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　ありがとうございました。県のほうでもそういう二ヶ所の急傾斜地への避難場所を設置をしていただけるというような話も聞きましたけれども、やはり、本当に人命が一番大事であって、これをどうして守っていくかというのは、やはり、我々に課せ

られた、これは大きな責任の課題だと思います。そのことを一日でも早くですね、やはり、スピードをもって今、やっていただくというような返事がございましたけれども、私は、少し遅いような気がしているわけですが、手をこまねいているわけではないでしょうけれども、もう少し県とあるいは国の、何て言うんですかね、考え方が冷めてこないように、これが１年先、あるいは１年半先になってきますと、だんだんと国のほうでも予算づけが冷めてくるような懸念もしかねておるわけですけれども、私もまさにその辺をもう一度、町も万難を排して、そして予算を立てて、そして要望していくと。どうせ町のお金だけではできませんので、その辺をも考えながら、私は、この点は着手をして、なるべく早いうちに着手をしてというような目標を立ててやっていただきたいということを要望しておきます。

その次に、６月の定例会でも私は一般質問をさせていただきましたけれども、経済対策についてです。

新政権が野田新総理のもと、スタートをしてきましたけれども、野田総理の表明の中にも福島の復興がなくして日本の復興はないというようなことを述べられておりました。やはり、第２次災害をいただいておるのは福島、第１次被害は東北がこの東日本大震災の地域であることは私も承知をしておりますけれども、やはり、そこに皆さんの力が、あるいは予算がそこに集中していくということは、私は、弱くなった所を皆さんで助けていく、これは私はわかります。しかし、やはり第２次災害をいただいておるほかの県ですね、あるいは地域の私たちみたいな零細の過疎の町、こういうところにも目を向けているのかなということが私は疑問を持つ一人でございますけれども、やはり、ここのところ、そういうことが目立って出てまいりまして、建設業者がもうこれ以上できないから商売をやめるんだよとか、あるいは旅館、民宿、私たちもちょっと考えていますよとか、まあ、いい話は一つもないわけです。

そういう中でですね、私も６月の定例会のときにも言いましたけれども、町長のほうに県の保証協会の考え方の緩和を１市５町、あるいは５町でもって、１町でできなければ１市５町、あるいは５町でもって力が出てくるわけですので、まとまった中でもってお話を県のほうに交渉をしていただきたいですよと。また、そういう席がありましたら、それをなるべく皆さんの声として届けてほしいですよというようなお話は質問させていただいたわけです、その辺の６月からここまでの３カ月たった町長の今までの経過がどの程度進んでおられるのか、お聞きをしておきたいなというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

いわゆる長引く景気の、経済不況、そして今回の3.11の震災ということで、わが町にも、今、先ほどから申して上げておりますように、非常に大きな影響が出てきております。言葉として２次的被害ということがよく言われておりますけれども、そういう中で、我々もいろいろ、今、対応しているところであります。

特に町の基幹産業であります観光業への被害というのは、これは甚大であります。４月以降８月末までの宿泊状況は、ホテル、旅館においては、先ほど行政報告等でも申しあげましたけれども、前年度比で80％程度、民宿、ペンション等においては65％程度の状況下にあります。

このような状況の中で、観光業の分野は、もとより商業、工業の分野、そしてまた建設工事委託業務、備品購入等の各種発注、さらに学校給食の食材の仕入れ、こういった分野におきましても、できる限り地元の業者を利用するということで考えておりまして、いわゆる地産地消としての地域産業等の産業振興につなげていきたいというふうに思い取り組んでおるところであります。

それから、先ほど申されました県のほうの融資の関係ですが、これは議員御存じのとおり、町でも小口資金であるとか、あるいは県の融資額に対する利子補給、こういった面で取り組んでおります。そして、我々は、過去に６市６町の会議がありますけれども、ここでも県も出席して、金融機関も出席し、そこで、それぞれにいろいろ要望を挙げてきておりますので、融資額等については、県もかなりの枠をとりながら、今回は取り組んでおるというふうに認識をしております。

あと細かいこにつきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業建設課長（山田昌平君）　観光面におきましては、町内の各宿泊施設におきまして、自場体制による宿泊客へのおもてなしを、特に夕食を中心においております。例年、９月20日から12月20日の間は、国内有数の水揚げ量を誇りますイセエビを看板にイセエビ祭りを実施しておるところでございます。本年度に入りましてからは、町観光協会を中心に、南伊豆で採れましたサザエの飯にも力を入れ始めております。サザエ飯といえば、南伊豆町となることを目指しまして、今、各種宣伝、またイベントでのＰＲを行ってまいるところでございます。

町内の農産物におきましても湯の花で販売する農産物を購入する施設も出始めております。

昨年度からの野ブキの会も結成されており新たな地場産品の開発にも着手し販路開拓にも努めてまいります。

商工面におきましては、平成20年度、21年度に商工会において南伊豆プレミアム商品券の発券を実施しました。この秋、第３弾として11月に改めて実施したいと考えております。5,000円の商品券を住民の皆様に購入していただきまして、町が15％分の上乗せ購入特典を賦課しまして、町内事業加盟店、百数十店での使用を可能とするものでございます。この事業により町民の皆様の購買意欲が高まりまして、景気上、地域商業の振興につながることを期待しておるものでございます。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　今、観光面でいろいろと町長の町の入り込み状況とか、あるいは観光の対策だとかということは、私も評価をしたいなというふうには思います。ＪＲとの関係で、さっき、先般、全員協で町側のほうから全議員に内容の説明があって、それは、全員そういう形で賛成をしてきておるわけですけれども、やはり、ここにも、行政報告の中にもありますけれども、ちまたでは、今、町長が行政報告の中で、20％の減だというようなことを申されましたけれども、やっぱり、ちまたでは20％どころではないよと、30も40も減っているだよという中で、私は、果たして、その今言ったＪＲとの関係は、それはいいでしょう。今、観光課長のほうからイセエビ祭りの説明もございましたけれども、果たして、イセエビでどうやってお客がつれるのかなという、私は、時代に入ってきているのではないのかなというふうに思います。もう少しそれに肉づけをした、やはり南伊豆町の肉づけをしたイベントをその中に設けていったらいいのではないのかなということを、私はつけ加えて観光課長のほうに申しておきます。

中には、昔から石廊崎の景勝と、そして温泉があったから、南伊豆町にはお客が来ていたわけです。この温泉の、もっともっと利用をし、温泉祭り、感謝イベントというような形のものも、中にイセエビ祭りとつけ加えてやっていただければ、私はもっといいほうへ肉づけできるのかなと。

それがいいか悪いかわかりませんけれども、そういった形でやっていただきたい。そして、町側には、もっと商工会のメンバー、あるいは町の商工業の人たちとの、やはり膝を交えた話合い、それも必要かと思います。

いずれにしましても、平成元年から、私は口がすっぱくなるほどこのことを申し上げますけれども、一般質問のたびに申し上げるんですけれども、平成元年から平成23年、日本の景気が下がりっぱなしに下がって、先行き不透明な、私は経済に突入しているような気がします。そういう中で、政府与党でほんとに何をやっているのかなというふうに私は思うわけですけれども、昨今も自民党の南伊豆支部では、県の政調会のほうとの話合いの中で、いろいろな要望をしてきました。中でも、経済対策には、今の、私先ほど申し上げましたけれども、齋藤支部長以下、４名で政調会のほうに出席をさせている、保証協会の緩和をもう少ししろということを言った。それは、なぜかと言いますと、やはり、平成元年から23年間、もう景気が上がることなく、先行き不透明な中で、銀行の融資は100％も120％も受けているわけです。そういう中で、銀行が、今、この業者に、あの業者にという形ではなくて、やはり、目いっぱい借りていますので、銀行が貸し渋りをしているところは一切ございません、恐らく。そういう中で、ただ、保証協会の貸し出しの枠の保証の限度だと思います。この幅を、６月にも申し上げましたけれども、ここの緩和をしていただきたい、それを１市５町、あるいは５町でもって要望していくことを考えてほしいという、私は、町長にお願いをしていました。

そのことがどういうふうに話されたかを聞きたかったんです、１点は。そして、行政が足を入れられない部分も確かにございます。これは、ございますけれども、ここのところはですね、県が窓口で行っている県の保証協会とどういうふうにして膝を交えて話合いをされたのか、また、そこにどういう要望をしたのか。自民党南伊豆町支部とすればそういう要望を申し上げました。この辺の返答はまだ来ていませんけれども、恐らく、この辺も進んでくると思います。

そういう中、各市町の首長さんとの話合いの中でそういう話が出たのか、出ないのか、どういうふうに進めていくのか、また、どういうふうな考え方を皆さんが持っておられたのか、その辺をもう一度聞きたいなと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この県の融資につきましては、今、議員もご承知のとおり、いわゆる金融機関、そして保証協会が入って融資が行われます。そして、町はそれに、いわゆる利子補給という格好になるわけですけれども、今言われるいわゆる融資額ですけれども、これはやはり保証協会との関係、金融機関の関係がありますので、我々としては、それ以上、先ほど議員が申されましたように踏み込めない部分があろうかと思います。我々の例えば、６

市６町の会議等でも、そういったそれぞれの立場の内容等の細かい点につきましては、なかなか、具体的な話は出てきません。ただ、やはり金融機関としては、なるべく多くの皆さんに融資をしたいという基本的な考え方があるようですけれども、ただそこには、天災ということが伴いますので、そうなると、今度は保証協会がどの程度まで保証できるのか。そして、してくれるのかという問題になるものですから、これは、やはりそれぞれの立場でもって考えていただいて、我々は行政として、できる限りの中小企業の皆さん等には手助けをしたいという基本的な考え方はありますけれども、我々としては、なかなかそこまでは、細部にわたっての踏み込むというのは、できないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　言わんとしていることは、私、ほんとによくわかります。足の入れ場のないところに、私は、立ち入ることはないと思いますけれども、しかし、こういうことで、一般の人は困っているんです。ということはですね、やはり組長さんの中で話合いをして、組長さんでなくて１市５町として、あるいは５町でも結構ですので、そういうことで、各市町は困っているので、そこの保証協会の枠の緩和を少しでもいいから、私はしていただきたいというような要望は、私はしてもいいと思うんですよ。しれということではなくて、その中に町が立ち入るのではないけれども、やはり要望とすれば、私はいいと思います、要望していくのは。やはり、民間はですね、今日のうちにお金でも自分の財布に入れないと、誰でもそうですけれども、明日がないわけです。手形が切ってあれば、その手形が落ちなければ、銀行は取引停止、結局、倒産、あるいは破産に追い込まれるわけです。

そういう中でですね、もちろん町からの発注の仕事、あるいは民間の仕事、皆が四苦八苦をして、仕事をですね、見つけて、自分でつくって、そして、それを頂いてくるという。最後にはお金も完成の後には戴く、そういうことでご苦労なされていると思います。

そういう中で、ほんとに20年も景気が下がっている中で、やはり行政で手をさしのべてあげられるものは、私は、行政が手をさしのべて救ってあげる、やはり、そこの思いやりの、私が行政が必要かと思います。

立ち入ることのできない者に立ち入ることはございませんけれども、やはり行政としての、そういう進め方も私は大事な経済対策の一つかと思いますので、町長にも、あるいは各担当課のほうにもお願いをしていきたいなというふうに思います。

そういう中で、観光も２割から４割くらいの減だという中で、恐らく、ほかの企業、商工

業、恐らくその如くであると思います。そういう中、町の今の経済状況、どういうふうな形で町が把握をしておられるのか、そして来年度への予算編成が12月に始まってきますけれども、税収の大体の見込みがこのぐらいではなかろうかと。今、９億からあるわけですけれども、その９億が20％、お客が減った中で、やはり収入も減ってくるわけです。もちろん、税金も２割くらいカットになってくるでしょう。そういう中で、２割といいますと、大変な減り方、あるいは３割、４割、減ってくると大変なことになるわけですけれども、その辺等も私は、町長のお考え、あるいは財政を担当する総務課長の考え方、その辺をちょっとお聞きしておきたいなと、今の経済状況と今後の見通しを。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

今、議員がおっしゃったとおりだと思います。ことしは、まだ調定等につきましては、極端な落ち込みはありませんが、ただ滞納ということが心配されます。来年度にいきますと、もう調定も落ちて、なおかつ滞納が心配ということであります。

で、お客さんが少ないということは、当然、水道ですとか、下水とか、関係の特別会計、企業会計等にも波及してくると、非常に危惧しているところであります、おおまかであります。

あとそれから、異常な円高とか、企業が海外へ出ていくというようなことになりますと、町だけでなく、国全体の国力が下がってくるというようなことで、あと震災関係で交付税がどうなるのかなと、そういったこと、いろんなことを含めて、非常に不安定な状況があると認識しております。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　そういう中ですね、ほんとに行政を担当する町長以下、各課の責任者である人たちがこの前におるわけですけれども、そういう考え方の中でですね、やはり、自分たちの給料をどうやって下げないで、どうやって上げていくかという考え方も私は持っていただきたいなというふうに思います。

税収が減って、やはり賞与が下げるのか、あるいは今のままで維持していくのか、あるいは給料もカットされていくのか、やはりこの辺をも、町長、考えながら、来年度の予算編成には、税収のしっかりとした目を開いて、私は、見て、そして町の空気を自分の肌で感じながら、私は予算編成をしていっていただきたい。ここで、今、新政権は所得税、あるいは法

人税を上げると言っているけれども、私は、とんでもないことだと今思うわけですけれども、そういう中で、わが町の経済状況も本当に真っ暗な状態だと私は思います。

町長、自分がここの責任者でございますので、もちろん議会もそれに伴っておるわけですけれども、私たちも一生懸命、この経済対策には取り組んでいく覚悟で、私も臨んでいるつもりでございますけれども、恐らく、ほかの10人の議員もみんなそうだと思います。やはり一丸となって、この危機を乗り越えていかないと、南伊豆町がつぶれてしまったのではどうしようもありませんので、この辺をも私は要望して、この経済対策はしっかりと目を開いた中で、進めていっていただきたいということを要望して、次の質問に入らせていただきたいと思います。

もう一点は、共立湊病院の問題でございますけれども、新病院が５月に開業するようになっておるわけですけれども、その中で、この間の共立湊病院組合の議会の定例会がございました。その中で、河津の議員からの質問の中に助産院がない、里帰りの出産もできない、そういう中の質問がありました。その答弁として、町長は、産科の安定的な確保、賀茂地区の悲願の早期の産科開設に向けて取り組んでいるが、実現に至っていない。指定管理者も十分把握しており、医師、助産師の確保状況によっては、比較的早い時期に開設できると期待をしているところであるというような話が新聞紙上ではありました。

そういう中でですね、新しい病院に産科の施設の整備が行われていないのに、産科のそれをもってこいという、その考え方は、私はマッチしていないような気もするわけですけれども、今、進めている中で、産科をどうしても開業していくんだという考え方が、実際にはあるのかないのか。もし、そういう考え方が１市５町の首長さんたちの中であるんでしたら、なんで、新しい病院の中に産科を開設する設備を設けて建設をしなかったのかな。今後、もし、それが勧誘をすることになれば、新しく増築をして、それを設けていきたいというような考え方が私の中にはありますよというような答弁がありましたけれども、その辺をちょっと先に聞きたいなと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この新病院での産科の問題は、これも今までいろいろ言われてきておりまして、ただ今回、この新病院で産科は開設をいたしません。というのは、やはりまだいろいろ検討しなければならない医師の問題もそうですけれども、そういう問題も含めて、我々としてはできる限り

近い将来、そういう地元の要望等もありますから、前々から。考えは持っておりますけれども、今回の新病院へはそういった設計には産科は入っておりません。先般の共立湊病院の議会の中で出た質問、私の答弁等、渡邉議員はどういう状況で、それを把握されたのかわかりませんけれども、少なくとも来年５月開院予定の新病院にはそういう施設はまだ整備ができませんので、しませんので、ただ近い将来は、何度も申しあげますけれども、やはり、そういったいろいろな条件等、問題等がクリアできればですね、やっぱり、これは我々としては考えていきたいと、これは前々から思っています。これは、今、病院経営をお願いをしているＳＭＡも全く同じであります。そういう基本的な考えの中での答弁ですので、その辺がどういうふうに捉えられたのか、わかりませんけれども、そういうことです。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　ほんとにこの産科の問題ですね、重要な問題でありますので、ぜひですね、このことをＳＭＡのほうともっともっと煮詰め、あるいは、そういような運びに５月までにできればいいんですけれども、それは無理にしても、その先、私は考えて、一日でも早い、私は開院をしていくような努力をしていくようにＳＭＡのほうにも要望し、あるいは、１市５町の首長さんも努力をしていただきたいなというふうに思います。そういう中でですね、私は、５月に開院をする病院で、今の共立湊病院は、今後、先からなくなってくるわけですけれども、あそこに診療所を設けていくと。老健があるわけですけれども、それと連携をした診療所をつくっていくと。その中に診療所の建設が2,940万円、新聞にも載っておりますけれども、予算が計上してありますけれども、どの程度の、2,940万ていいますと、どの程度の診療所ができるのかということ。

そして、もう一点は、新しい病院、今、私も、今の共立湊病院に理由があってみてもらいにいっているわけですけれども、ほんとにかゆいところまでに手が届くほどのサービスです。そして、整形外科の先生方もほんとに評判がよくてですね、これなら新しい病院が開設していっても、５月に開院するけれども、安心してみていただける病院として、開院ができるかなという期待感で、私は胸をふくらませておるわけですけれども、本当にとうとい人命の、命を救う中核病院としてですね、今後のＳＭＡとの話合いの中で、先生方の確保。

そういったものの中で、脳神経外科の設置も考えているんだと。あるいは、もっともっと今言ったような産科の問題、そういった科もふやしていきたいというふうな考え方の中で、どの程度、開院までに先生方が準備できるというのか、おおまかの考え方、ＳＭＡとの話合

いの中で、どの程度診療科ができるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この現在、建っております湊の病院の跡には、先ほどから議員も申されておりますように診療所を建設することに、これは、組合としては決定しています。

診療所の規模ですけれども、これは医師１名を置いて、そしてそこで、いわゆる診療所としての機能、最低限機能できるほどの施設ということで考えています。ただ、問題はこの残されたあとの土地ですけれども、広大な。これについては、やはり、前々からこの議会でもいろいろ質問等もありましたけれども、なるべく地元のために有利というか、実のあるような、そういう利活用を図っていきたいということで、これはまた後ほど、お知らせする機会が皆さんに、あると思いますけれども、そういった面での地元の方たちも入れて、建設検討委員会的なものを立ち上げて、そこで検討していこうかというところまでは今きております。

そして、新病院のほうは、５月の開院に向けて、今、医療スタッフもＳＭＡも懸命に取り組んでくれて、確保に向けてやってくれています。そういう中で、非常勤を含めて医師が21名、常勤、非常勤、ということで、年内、そして年度内には、さらにこれも医師を補充して、来年の３月までには、年度内には常勤医師を最低10名を確保するということで報告を受けておりますので、そういう中で、それぞれの診療科目もふやしていって、できる限り地域の皆さんの医療需要にこたえられるような医療サービスに対応できるような、サービスの提供ができるような病院にしたいという考えでおります。

脳神経の関係も先般、これも医師が補充をされまして、診療科目もふえてきておりますので、そうこうしていろいろ取り組んでくれております。なにせ、短い期間でのＳＭＡに対しての我々のお願いを受けてくれて、そして医療スタッフの確保に努めてくれておりますので、我々もできる限りの支援をしながら、今後もこの病院の開設に向けて取り組んでいきたいという考えでおります。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　診療所の建設費が2,940万、今言った町長の考え方、あるいは１市５町の首長さんたちの考え方、病院組合議会の考え方、そういう中で、恐らく、今の老健施設に建物をつけて、診療所をつくっていくというような計画だと思いますけれども、私は６

月定例会でも私は質問させていただきましたけれども、やはり５床でも10床でも、15床でも、私は入院ベッドを残していただきたいというような話をしましたけれども、その辺のことを、私はもう一度考えていただきたい。

そして、それは、もしどうしてもすぐにというような形のものができなければ、今の老健施設に仮入院できるような、私はスペースをとっていくべきかなというふうに思います。

そういうことも、やはり、考えていただきたいと思いますけれども、どんなものでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この診療所にベッドをということは、話としてはわかります。ただ、そうなりますと、やはりそこに医療スタッフの問題が出てきます。ですので、診療所として置くという、名のもとにあそこへ開設するとなると、ベッドを置くということは、今のところかなり難しい面があると思います。

これはですから、我々だけでなくて、委託しておるＳＭＡとの関係になりいますので、委託というか、指定管理者であるＳＭＡの関係になりますので、そういった面でもよく話をしなければならないと思いますし、今のところでは、いわゆる無床と、ベッドを置かないということで考えております。

ただ、医師１名で仮に渡邉議員が言われるような、それに最低限のベッドを置けば、何とかやっていけるよということになるのか、その辺は、専門的ないろいろなこともあると思いますので、我々には、わかりませんけれども、現在のところでは、もうベッドを要する患者については、下田に行っていただくという考え方で、今後、見込みになろうかというふうには思っています。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　南伊豆の私は町長として、南伊豆に入院ができるベッドを持っている病院が１軒もないということです、今。ですから、やはり、そのことにすると、私は、9,000人の人口、この中の35％が65歳以上ということになってきますと、老人、あるいは子供ももちろんですけれども、やはりとうとい人間でございますので、それをやはり守っていかなければならないのは、やはり、医療機関でございますので、今の老健施設の中に、私はそ

ういった緊急を要する患者を一日でもそこで看病をし、一日でもひと晩でもいいから、先生がそこで診て、それでいけない状態の患者ですね、そういった人たちのベッドを設けてほしいというようなことを申し上げておるわけですけれども、本院へ持っていくのは、私もわかります。しかし、あの老健もやはり病院との関連のある老健でございますので、その辺をもう少し煮詰めてですね、私は、ベッドを置いていただくように、私は考え方としては進めていくべきかなというふうに思いますので、これは無理かもしれませんけれども、その辺を要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君の質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩といたします。

休憩　午前１０時３９分

再開　午前１０時５０分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◇　長　田　美喜彦　君

○議長（梅本和熙君）　５番議員、長田美喜彦君の質問を許可いたします。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　通告に従って、町長に質問を申しあげます。

観光立町の現状ということでお伺いをいたします。また、同僚議員と重複する点があると思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

3.11の東北大震災においてわが町も大変に影響を受け、６月の一般質問でもお伺いをいたしました。その時点では、前年度比60％までに落ち込んでいると、町長、お答えをしてくれました。

厳しい状況が続いているということは、現在もわかっておりますが、先ほど、行政報告でもありましたが、現在は、どのように変化をしているのか、町長にお伺いをいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この観光の現状ということでありますが、先ほどの行政報告でも一部申しあげたとおりでありますが、いわゆる、低迷する、長引く経済不況等の影響を受けて、やはり観光立町を標榜しているわが町にとっては、何回も申し上げますけれども、非常に大きな打撃を受けているわけであります。

その中で、何とか我々としては、やれることをやりながら、１人でも２人でも多くの観光客に来ていただきたいという思いで、観光協会と一緒になって、我々は、今まで、ある意味、観光整備事業等を中心としたハード面で観光に取り組んできておりますけれども、そしてソフト面は、観光協会にお願いをしているというのは、基本的な観光の攻め方であります。

ただ、そうは言っても今までもそうですし、もうソフト面でも相当我々が一緒になって取り組んでいかないと、今後はかなり厳しい状況にあるという認識をしております。

ですので、今回の補正予算でも、あのような形でお願いをして、今回、計上してありますけれども、そういうこともそうですし、なお、今、我々が観光協会と一緒になって、この観光を進める中で、各団体ですね、こういった皆さんともよく連携をしながら、やっていかないと、これはなかなか実が上がらないという思いでおりますので、そういう思いで、今、取り組んでおります。

全国的に、今、震災の影響を受け、あるいは原発問題等で風評被害等でお客が減ってきている中、どうしてこの危機を乗り越えたらいいのかというのは、それぞれの自治体の悩みであると思います。そういう中で、基幹産業である観光業への被害というのを重く受けとめて、旅館、ホテル等においての前年度比等につきましては、先ほど申し上げたとおりでありますので、今後は、これも先ほどの質問でお答えしましたけれども、利子補給の面でもよく耳を傾けながら、そういった面でも取り組んでいきたいという考えであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　町長の答弁、私は、この南伊豆町観光立町であると思います。それが現在は、観光立町という町をなしえていないのではないかと思っております。今後、この点につきましては、観光立町の再生ということで、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

わが町が観光立町として標榜して、いわゆる第３次産業である観光を前面に出して取り組んできておるのは、いわゆる昭和30年代から40年代にかけての観光ブームにのって、今まで主産業であった第１次産業、農林水産業が衰退をして、そういう中で、やはり時代の流れとともに、観光という面で、大きく町がかわってきたと、取り組む産業がですね、という認識をしております。

そういう中で、今、再生という言葉を議員は使われましたけれども、確かに落ち込んではいますけれども、私は、今、この観光を何とかしなければならないという思いはありますけれども、言葉として、どういう表現がいいのかわかりませんけれども、やはり、３次産業の占める産業構造が70％でありますので、何らかの形で、やっぱり観光にかかわるという人たちが圧倒的に多いわが町ですから、そういうことを考えますと、この観光を何とかしなければならないという思いがしております。

それには、先ほど申し上げましたような今までやってきたこともそうですし、これから、もう少しそういう面にさらに一歩踏み込んで、もう、我々行政としても取り組んでいかなければならないという思いがしております。

ただ、今のこのいわゆる観光客の落ち込みであるとか、不況というのは、これがいつまで続くのかわかりませんけれども、そういった状況もよく見きわめるのもある程度は必要ではないかという思いもしておりますので、こういったときに何をすればいいのか、そして、ただしゃにむにやっても捨銭になっては、これは、もったいないわけですので、そういうこともよく考えながら、我々としては、関係団体とよく連携をとりながら、取り組んでいきたいという思いでおります。

ジオパーク問題もそうですし、観光県の問題もそうですし、そういう面で、いろいろ取り組んでおります。それぞれの自治体とよく連携を図りながら、今後も努めていきたいという思いでおります。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　いろいろな面で、観光面での誘致ということを町長にいろいろ伺いましたけれども、また副町長にお伺いをしたいと思っておりますけれども、副町長、赴任をしてまいりまして、半年になろうかと思います。副町長の目で見て、この現在、南伊豆町に

何が足りていないのか。この観光につきましてですね、何が足りていないのか、もし、お考えがありましたら、お願いをしたい、お答えをしていただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　副町長。

○副町長（渥美幸博君）　お答えいたします。

南伊豆につきましては、非常にすばらしい自然を有している、全国トップクラスであると私自身は思っております。ただ、3.11に起きた、非常に全国的な厳しい状況の中で、どこの自治体もいろいろと模索をしていると思います。

ただ、私自身、今までの観光、温泉もございますし、石廊崎の問題は別にしましても弓ケ浜、非常に観光客を呼べる資源はたくさんあると、また、海岸から見ますと、こんなにすばらしいところが南伊豆にあるのかと。ただ、それにつきまして、では、どういう形でそれを見ればいいのか、その足がないというのが、どうもあろうかと思います。

ただ、いずれにいたしましても情報発信をしていくということは、非常に重要でありますので、私、職員ともちょっと話をしまして、ホームページの見直しにつきまして、今、指示を出して対応を検討しているところでございます。

いずれにしましてもできるだけ南伊豆町を外に出していく、それが非常に重要ではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　副町長さん、よそから人でありますので、ぜひともこのすばらしい南伊豆町、情報発信をたくさんしていただきたい。そして、ここにいる皆さんもそうでしょうけれども、やはり、地元からよそに発信をする機会を多く持ってもらいたい。私はそういうふうに思っているんですが、課長さん、この点につきまして、どのようにお考えでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業建設課長（山田昌平君）　まったくそのとおりでございます。南伊豆町は、先ほど来から申し上げておりますけれども、海、山、それから温泉を初めとする自然が豊富でございます。それらをいかに活用して観光交流客数をふやすかということでございます。それにはイベントですとか、キャンペーン等々を展開していかなければなりません。それと今、副町長も言いましたけれども、情報発信ですね、情報発信等々をこれから強力に展開してまいりた

いと考えています。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　いつも私が質問する、この観光という点につきましては、なぜ観光というものに対しての発言をしているのかというと、やはり、一人でも多くの人たちの誘客をして一人でも多くの人が南伊豆町に宿泊をしてもらいたいというのが、私たちの願いではないかと思っております。

その点、やはり、町の課長さんたちの庁議の中で、何か観光に関してユニークな発言とか、そういうものがなかったのでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業建設課長（山田昌平君）　今、企画調整課で実施しておりますけれども、職員提案制度というのもありますが、その中には、活性化と、町の活性化等という項目などもありますので、それらも積極的に活用しまして、みんなのアイデアを取り入れまして進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　これはね、なぜかというと、私からすると、今までやってきた中でね、同じようなことをやっていても誘客にはあまりつながらないのではないかと。イベントを打てばいい、何をすればいいという問題ではなくてね、やはり少し変わった考えを持ってもいいのではないかなと思っております。その点、町長言いましたように、この町の職員の中にもいろいろな考えを持っている人がいると思います。そういう点をなんていうか、引っ張り出して、そういう機会を与えてみたらいいのではないかなと私は考えますが、その点、町長どのように考えていますか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まさにそのとおりでありまして、これには、今、課長から申しあげましたように、職員提案制度というのがありまして、これは、観光に限らずですね、行政全般にわたってのそれぞ

れの個人の職員の考え方を提案をしてもらって、それをいろいろな目で検討しながら、実際に採用できるのか、やれるのか、やれないのかを検討しております。ですから、そういった機会は職員には与えておりますので、そういう面でもまた活用していきたいという思いでおります。

やはり、それと観光は、先ほども出ていますけれども、これからは、インターネットですね。これの情報というのが、ものすごくウェートが高くなってきているという認識をしておりますので、これの利活用について、もう少し私としても、それぞれの担当に命じて、今後、ホームページを初めとして、取り組んでいきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　なるべく皆さんの意見を取り入れて、多くの観光客を誘致して。

また、そのところにもあります、次は、弓ケ浜の浮遊物ということで、ちょっと町長にお伺いしておきます。

この間の、ちょうど私たちの選挙戦の中、９月の21日、台風で、大量のカジメが打ちあがっております。前にも同僚議員がカジメということで質問をしましたが、町としてその考えを伺いたいと思います。これが、この間、カジメが打ちあがった状況でございます。ちょっと見ておいてください。

このこういうカジメですね、大量に打ちあがりました。これ、ちょうど21日をいうと、要するに海水浴のシーズンに入る、ちょうどその頃ですね。これほどの大量のものが打ちあがりました。これ、この時点では、湊区管理会等が処理をしたということであります。約50万ぐらいかかったと思うということでありました。それは、土木事務所の管理下にあるかもしれませんけれども、観光から見ますと、こういう浮遊物がたくさんあるということは、もうこれ、海水浴にもなりませんよね。

また、今後、こういう事態が起きたときに、これを町がどのように考えているのか、それをちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この弓ケ浜、あるいはほかの海岸もそうですけれども、台風であったり、大きい波のあとには、カジメを初めとしたいろいろな浮遊物等が漂着いたします。こ

れにつきましては、例えば、先日もそうでしたけれども、すぐあと、現場を見に行って、これを地元でやれるのか、あるいは町でやるのか、あるいは県にお願いするのか、そのときの状況によって判断して、それぞれで対応しております。

今までは、夏の前であったりして、海水浴シーズンでもありましたし、先日は、いわゆるウォータースイムレースの前であったり、今回,10月２日のアクアアスロンの前であったり、そういうことで、特に弓ケ浜あたりは、頻繁にそういったイベントも行われたりして、年間を通してあそこの場合は、そういうことがなくても、いわゆる観光地である、自然保護、景観の面からも常にそういう面には気を配らなければならないという思いでいますので、今までもやってきております。

先日の15号の関係でも、副町長に命じ、あるいは担当課に命じて、現場へすぐ行かせて状況を把握しておりますので、細かいことにつきましては、それぞれからご報告させます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　副町長。

○副町長（渥美幸博君）　お答えいたします。

私も７月７日の被害の状況を受けまして、翌日、弓ケ浜、下流等を回らせていただきました。非常に現状としましては、大変な状況であると認識をしておりますので、その都度その都度適切な対応をとってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業建設課長（山田昌平君）　町長、副町長も申しましたように、その都度その都度、各所と協議しながら対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　ますます、その都度その都度という返事があったのですが、私、やはりね、観光地であります。また、この間の台風12号ですか、それで、今、町長が言われましたけれども、大変、各地に大きな流木等があがっておりますね。この間の台風、これ、逢ヶ浜、こっちが弓ケ浜、これはやはり、地元だけでは処理できない場合があるのではないかと思います。その点、私としますと、やっぱり、観光地で、遊歩道も有してあります。ですから、なるべく早く処理をして、お客様に失礼に当たらないような方法でいってもらいた

いと思っておりますけれども、そういうことが起きるということであって、毎年、これが起きるのか、隔年になるのか、３年に１回なのか、それはちょっとわかりませんけれども、こういうものに対しての予備費をとったらどうかと思っておりますけれども、その点、町長、いかがでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えいたします。

確かにこれは予測しがたい、まさに想定外ですね。今、言われているのは。ですので、今回も正直言って予備費を使わせてもらいました。そういうことでもって、なるべく予算があるとかないとかではなくて、早急に対応していきたいということでありますので、そういう面からの予備費ということで対応しています。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　ぜひともそういう方法でいってほしいと思います。

それで、これは今の、カジメの件なんですが、これ、毎年じゃなくて、３年に一遍くらい起きます。これは、現在は埋め立てをしていますね。弓ケ浜、穴を掘って埋め立てをしています。これにつきまして、結局、カジメをそこで処理するということは、今、カメが産卵をすると、それに大分影響があるよということなんですが、別の方法で、結局、海からあがったものですから、海のほうへ返すとか、そういう点、町長、いかがでしょうか。

土木事務所と相談してできないものかと。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えいたします。

まさに、弓ケ浜の場合は、ウミガメの産卵ということが議員が申されますようにありますので、これを埋めることによって、それに障害になるようでも困ります。ですので、そういう面からも、ただ表面だけでなくて、あそこの弓ケ浜は、どういうふうな自然、景観、両面から保護しなければならないのかということを考えた中で、今、言われるような埋めるということは、果たしていいのか、悪いのかですね、これもやっぱり検討しなければならないのかなという思いでおりますけれども、現在は、埋めておるそうです、やっぱり。おりますので、そういったものについて、今後、県と一緒になって考えていきたいというふうに思いま

す。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　この間の、そこにもありますけれども、埋めて穴を掘ると、中から前に埋めたやつの、砂が変色した、赤いというか、茶色くなった塊が出てきますよね。私もそれを見ていましたけれども、なんか、昔、ヨードチンキに使ったヨードらしいですね。そういうものに対して、やはり、２年、３年では、それが全部自然界へ返るというわけにはいかないだろうと。

ですから、今後、その浮遊物につきまして、結局、土木事務所との関係もあると思いますけれども、そこで、船で沖へ運んで処理ができないものか、それで、ちょっとまたご検討のほどをお願いを申し上げておきます。それはもう、正直言って、お願いで。

その点と、もう一つ石廊崎の問題をお伺いしようと思って書いてありますが、私がこの町議会に、２年前に出させていただきました。石廊崎の問題、いろいろと皆さん、質問でお伺いをしていると思います。現在は、何一つ、前に進んでいないのではないかと思いますけれども、町長、その点、どのように考えていますか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まず、この問題は、何度も申し上げますけれども、係争中でありまして、今申されますように前へ進んでいないと言いますけれども、着実に前へ進んでいますということだけ申し上げておきます。

ただ、これは裁判ですので、長田議員を初め、皆さんにすべてが見えない面があると思います。それはやはり、我々としては可能な限り全員協議会でお話をしていますので、ご理解いただきたい。

これはですね、相手も弁護士を立て、我々も弁護士を立てて、そして、より慎重にやらなければならないということで、そして、それは今、裁判所の日程に従って進められておりますので、これは、時間も日にちもかかります。それは、今までの全員協議会でも申し上げたとおりでありますので、我々としては、担当課に命じて、弁護士とも連携を図りながら、これは相手のあることですから、我々の都合だけではいきません。そういうことで、前へ進んでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　町長が今、前へ進んでいるということを言われましたので、見守っていきたいと思います。

私としまして、観光、やっぱり観光地、南伊豆町に対して、石廊崎というのがどれだけ重要な所かということを、ひとつ、町長、前にも伺っておりますけれども、もう重々わかっていることだと思っております。だけれども、何しろもう一歩、二歩、先に進んでいってもらいたいというのは、やはり、この観光立町でありますわが町に、石廊崎という大きな名前があるんですね。その点を町長、今後ともよくご検討をしていただきたいと思います。

それで、次に財政の見通しということで伺います。

現在、観光とともに大変に疲弊しておりますが、私が、平成21年９月の定例会で、町長に質問をしたときには、経費の削減、人件費の削減等により事務的経費が削減され、税収等の減収にもかかわらず、２年連続で財政調整基金の取り崩しのない決算となり、地方債の発行を抑制することにより、地方債の発行額は元金の償還額を下回り、本町の財政状況は改善の方向に向かっている。自主財源を確保することが課題であるとの答えがありました。

その時と現在は、大変にかわっていると思います。現在の状況と見通しをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

ご承知のようにわが町の場合は、依存財源に頼る度合いというのが非常に高いわけであります。いわゆる、自主財源が非常に乏しいというか、少ない町であります。そういう中で、ご承知のような今の国政であるとか、経済状況等を勘案しますと、やはり今の交付税を初めとした、あるいは補助金であるとか、そういう面で、従来のような形で今後も保証があるのかというと、決して私はそう安心してはいられないということではないかと思います。

ですので、我々はできる限り経費を削減をしながら、行財政改革を継続して、そして財源の、税収の確保に努めながら進めていかなければならないという、まず基本的な考え方があります。

そして今、進めておるこの庁舎の建設もそうですけれども、これもいわゆる庁舎建設基金

があったから、庁舎が建てられるわけで、貯えがなかったら、今、建設はできなかったと思います。それを思いますと、今後も予測しがたい事態に備えて、いわゆる１軒のうちもそうですけれども、財調をしっかりと、できる限り倹約をしながら積み立てていかなければならない。そして、万が一に備えなければならないというのは、今の日本の経済状況ではないかと思います。

ですので、できる限りそういったことを頭に置きながら、我々としては財源の確保に努め、そして国や県の動向をよく見きわめながら、今後の財政に取り組んでいきたいという思いであります。

細かいことは、総務課長から説明をします。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　それでは、お答えをいたします。

本町の収入源でございますが、全体の６割が地方税と地方交付税でございます。22年度決算ベースで申しあげますと、地方税が９億2,500万、交付税が22億7,700万、約32億でございます。53億3,000万余の予算の、決算のうちの32億ということであります。

過去５年間の地方税と地方交付税の決算額を比較しますと、地方税収入は、毎年減少しているものの、その減少額以上に地方交付税が増加しているというようなことでございます。これは、地方交付税の持つ財源調整機能によるものでございまして、税収が減少しますと、地方交付税が増加して逆に税収は増加しますと、地方交付税が減少するという機能が働いているからでございます。

今年度の地方交付税の額は新聞紙上等でごらんになったと思いますが、減少したよという記事が載りました。郡下で、三角印の減少は南伊豆町だけだったと思います。この財源調整機能によるものでして、風力発電による固定資産税等の額が約１億あがりましたということと、起債の償還等が終わったというようなことがありまして、普通交付税は減少されるような影響となっておるわけでございます。

先ほど、渡邉議員のときにも申し上げましたように、この不況でございますので、ことしもそうですが、来年の税収を非常に心配しているところでございます。税収が下がったからといって、単純に交付税が上がるのかということで期待するほど私は楽観しているわけではありません。町長も申し上げましたように、非常に心配しているところがございますが、そういったことも含めまして、今まで継続してきました、行財政改革ですとかを推進しまして、もう少し、より選択集中等を進めて、行事を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　行政改革ということを、今、言われましたけど、その点、どの程度進んでいるのかのか、答えていただけますか。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　全体的なことはまた別の機会に申し上げますけれども、平成17年度末に行政改革集中改革プランを策定いたしまして、17年度を基準に18年度以降、22年度まで５年間進めてまいりました。

まず、定員でございますが、定員につきましては、定員管理につきましては、ちょっと古い資料ですが、平成10年度でございますが、157人おりました、職員が。平成17年度、先ほど基準にすると申しあげました年でございますが、この時点で既に139人にまで減っております。

で、平成22年度でございますが、116人にまで減りました。これは、水道とか、特別企業会計は除いていますが、ということで、集中改革プラン、５年間だけでも、十数％、15％近くまで落ちたということでございます。それに伴いまして、人件費等の総額も平成17年度、10億6,900万、約10億7,000万円くらいですけれども、22年度で普通会計ベースで見ますと８億5,700万ということですね、非常に大きな削減だということになっています。

それに、小さな細かな話ですけれども、郵便を集中的にやるとか、郵便だけでなくてメール便を利用するですとか、通行料を、ＥＴＣカードを導入をして割引をするですとか、中央道の通行の回数券をまとめて買って、経費を削減するだとか、非常に職員のアイデア等も含めまして、節減等に努めているところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　ちょっとまた前後するかもしれませんけれども、現在、わが町では、先ほどから疲弊している、疲弊していると言って、先の展望がないと言われますが、この中でも、建設業を行っている会社を２社が占めるということになっております。また、共立病院が下田へ行くということになっておりますと、やはり自主財源の確保ということ、大変なマイナス面が大きいのではないかと思っております。

また、そういう自主財源をどのようにこれからふやしていくのかという点について、ちょっと総務課長にお聞きします。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　収入というか、財政的な側面からお答えさせていただきたいと思います。

議員、おっしゃるとおり、共立病院の下田移転に伴いまして、職員の方々の転居も当然考えられるであろうし、ということで、非常にことしもそうですが、来年度以降の給与所得者を初めとする、いろいろな各種事業者の方々からいただく税の減少というものが非常に危惧されているところであります。

先ほど、基準財政収入額と需要額のバランスで交付税が調整されるというような話もしましたけれども、これは標準的な税収の75％で交付税を計算しますので、例えば、そこで滞納がふえるとですね、その75％に限りなく近づくという最悪の状態が発生しますと、非常に留保財源が確保できなくなる、100％でその75％から、より離れれば、非常に留保財源が持てるというようなバランスも出てきますし、そこら辺も心配のたねでございます。

そういったことを含めまして、共立病院の跡地利用等で、いろいろな企業といいましょうか、来ていただけるとか、そういったことは期待するところでございます。

ちなみに現在、町の発注状況でございます。22年度の工事、備品委託、大きなものでございますが、当然、入札参加申請ですとか、小規模修繕登録の業者を優先して発注するわけでございますが、工事に限らず、発注は、まず町内業者が優先です。それから、ない場合は、郡内、東部、県東部、県内、県外と、枠を広げていくわけでございます。そういった中で、発注したということでございます。

で、まず工事でございますが、これは繰り越し等があるものですから、決算説明の資料とは一概に一致はしませんが、参考までに工事でございますが、22年度中で、約４億8,000万のうちに、町内業者に２億3,000万、48％の発注をしております。153件のうち、143件、87％であります。

備品でございますが、２億7,000万のうちに１億2,200万、45％ぐらいであります。85件のうち27％、31％でございます。備品については、扱う業者が少ないものですから、落ちています。

あと、委託でありますが、４億4,000万のうちに、9,560万、約22％でございます。件数でも976件のうち279件、29％等になっております。

まぁ、有資格、当然、有資格があるなしを無視するわけにはいきませんもので、そこら辺を念頭に町内業者優先で、発注しているというようなことでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　自主財源は、色々な面から町のほうも考えていると思いますけれども、やっぱり、自主財源をふやすのに、今の傾向を観光立町の我が町でありますから、ぜひとも観光のほうにももっと力を入れてほしいと思います。

次に、防災対策ということで伺います。

現在は、3.11より町民の皆様方の考え方が進み、自分たちではとの考え方が各地域であがってきていると思います。先に同僚議員が伺っておりますが、再度、お伺いをいたしたいと思います。

この県の補正予算の中に、津波避難箇所の確保というこういう新聞記事がありました。そこで、手石、谷戸、中木里、中木、谷戸の上というような部分につきまして、予算がついたよというようことは、これ、言っておりました。これはどういうものができるのかちょっと伺います。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

町内３カ所の避難階段でございますが、これは、もう既に沼津、８月に視察に行ってきましたけれども、沼津あたりで実施しています急傾斜工事が完了したところがございます。そこに、何て言いましょうか、斜面に金属を打ち込みまして、それに避難階段をつくっていって、上の平場へと避難させるというような構造の避難階段であるというふうに私は伺っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　先ほども、いろいろな面で、防災ということで質問がありました。私、この前、ちょっと全協のときですか、ちょっと伺ったと思いますけれども、海抜の高さ、海抜ですね。場所によって、地区ごとによって海抜が大分違うと思うんですが、その点、やはり、吉佐美の地区では、電信柱にここは何メートルだよという海抜を表示をしてあるとい

うことでございます。その点、海岸線には割と海抜の表示がありますが、内陸のほうに入りますと、その海抜表示がありませんね。ですから、やはり、この下賀茂地区と、加納もありますし、青市もあります。そういうちょっと低いなと思われる場所には、ぜひ海抜の表示をしていただきたいと思いますので、その点、ちょっと。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

海抜表示につきましては、一番古いものは、昭和60年に町内の湊から伊浜までの海岸線、これは、一部、下賀茂、役場の前とか、50カ所、表示してあります。ただ、昭和60年ですから、いかんせん老朽化して破損したもの、見えなくなったもの等もあります。役場の前はまだ残っていますが。それらを設置しました。

それから、議員おっしゃるとおり、電柱に一部ある海抜表示でございます。これは、平成18年に設置しています。町内50枚、把握しているものは50枚でございます。

それで、議員おっしゃるように、内陸部も必要だろうということで、私もそのように認識しております。ですので、古文書等でいいますと、伊古奈の裏まで津波が来たとか、岩殿のいんぼおとしまで津波が来たとかという話を、古老の話で伺いますので、例えば、下賀茂、加納、一條とかという状況で、どこまでということは、今即答はできませんが、海抜表示を設けていきたいというふうには考えています。

それから、あと今回のこの後の補正第２号でご審議いただく地図でございますが、これは南伊豆町を40枚くらいに分割しまして、海抜表示を色分けをした地図を全世帯に配りたいと思っています。ゼロメートルから30メートルまで色分けで表示しています。で、おおむね、例えば湊なら、道なりだとか、道路のなりだとかわかるような地図でございますので、それを参考にして避難等の参考にしていただければというふうに考えています。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　正直いいまして、表示という点につきまして、結局、観光地でもあります。ですから、やはり、観光客に対してもわかるような、要するに避難ができるような表示、またその湊地区でいいますと、湊はこっちのほうへ逃げたほうがいいよとか、手石でいえば、手石はこっちのほうに逃げたほうがいいよとか、各地域で逃げる場所が違うと思うんです。そういう観光客に対して誘導避難を、道路の確保もそうでしょうけれども、そういう表示というのもひとつ必要ではないかなと思っていますけれども、その点、

。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　これにつきましては、予算計上、要求をしていませんが、今、調査をしている中で、当然、海抜表示と同時にですね、避難所へ導く矢印、これ、一番最悪なのは夜間で、月がなくて、真っ暗な状態、でも何とかわかるような、例えば蛍光塗料を使ったものだとか、今はやりのＬＥＤを使ったものだとか、いろいろ考えられると思うのですが、そういったことで、海抜表示と避難所への誘導、矢印、看板。それから、その避難地、まさに避難地の看板、そういったものをセットで考えていきたいというふうに思っています。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　その点、これは、やはり観光客に対しても、これは安心してこの南伊豆へ来たら、地震のときはこうだよと、津波のときはこうだよというふうな方向で、観光客に知らしめができるような状態にしていってほしいと思っております。

また、先ほど、先ほどいうか、三重県、奈良県、和歌山県ですね、大雨による深層崩壊という大災害がありました。伊豆半島でも、昔、伊豆の天城であったということであります。わさび田のほうですね。一番大きな崩壊だったというのを聞いております。その点、現在、国とのそういう所のものを調査中とのことが新聞に載っておりました。南伊豆町もそういう点、調査をしているのか、そういうことを伺っておきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　深層崩壊でございますが、積算雨量で400ミリを超えると深層崩壊が起きるというような情報を得ています。それから、現在、深層崩壊が起きている地区でございますが、議員おっしゃるように、紀伊半島、和歌山県、四国、世に言う中央構造線、地形が盛り上がった地区と、あと糸魚川静岡構造線、フォッサマグマの地域の地形が盛り上がっている地域だということで、静岡県につきましては割合、深層崩壊については、危険は割合少ない県だというふうに認識されているようでございます。

南伊豆町でございますが、深層崩壊は今までありませんで、伊豆の南部でございますが、下田の落合の、かつての水害と、あと東伊豆ですか、の深層崩壊というのが、国土交通省だったか、建設省だったかのデーターに載っていたような気がします。

ただ、いつどこでどんな雨が降るかわかりませんので、そういったことも含めて、今後、調査、研究は進めていきたいというふうには思っています、

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　今のね、そういう災害というと、今は地震や津波ということに力を入れていると思いますけれども、やはり、そういう雨のときの災害、それも十分に考えて、そして、危険な箇所はたくさんあると思いますよね。私が見る限り、蛇石の上のほうだとか、一条、青市、　　、結局、そういう点を、もう少し早めにこういう所はこういうふうになりやすいよとか、そういうお知らせをする、また町のほうで調査をするとか、という点を十分にしていただきたいと思っております。その点を。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

最近、大雨が降りますと、避難勧告とか、避難指示だとか、情報提供だとかという言葉をよく聞くと思いますが、実は、この前の台風のときも三浜地区と南上の一部、市之瀬から上流でございますが、避難勧告をいたしました。それは、どういうことかと言いますと、今後、大雨が、災害が起きる可能性があるということで出したわけでございますが、避難マニュアル等でいきますと、例えば前原橋が、雨量が3.5メートルを超えたら出すとか、２メートルになると南上地区とかという基準があるんですが、一概にそれだけに頼るわけにはいかないものですから、県の情報等に対応して、細かく対応していきたいというふうに思っております。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　その避難所の件ですが、結局、私からこう見ると、ここが避難所になっていいのかなというような点もありますよね。そういう点、もう一度、見直しをして、結局、安全な場所に避難をするというような措置をとっていってもらいたいと思います。

災害は、いつ起きるかわかりません。その点、防災もそうですけれども、災害のない町にこれからしていきたいと思いますので、町長にぜひ、この点を十分考慮しながら進めていってもらいたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君の質問を終わります。

ここで、午後１時まで休憩といたします。

休憩　午前１１時４２分

再開　午後　１時００分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇　吉　川　映　治　君

○議長（梅本和熙君）　３番議員、吉川映治君の質問を許可いたします。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　はじめまして。私、７月24日に南伊豆町議会議員選挙で当選いたしました新人の吉川でございます。何分、新人でございます。不慣れでとても失礼な振る舞いもするかもしれませんけれども、どうぞお許しください。よろしくお願い申しあげます。

では早速、質問に入らせていただきます。

まず１問目。石廊崎問題の解決に向けての貫くべき町側の姿勢についてです。

ジャングルパークが閉園して、早８年が過ぎようとしています。実は、私、この議会事務局にこの一般質問の通知を出そう決意したのが９月６日でございますけれども、午前中に私の本業の仕事をちょっと抜けまして、石廊崎の先端のほうまで行ってまいりました。その日は、紀伊半島一円に甚大な被害を及ぼした台風12号が日本を横断した２日後の翌々日であったわけですけれども、もう波は荒かったです。そして、すごい晴天で残暑も厳しく、俗に言う台風一過の日でございました。

石廊崎灯台から神社でお参りをして、先端まで歩いて行ってきたわけでありますけれども、そのあと、私の目の中に入ってきた光景、このぐんじょう色した大海原、そして真っ青な空、そして空と海を分ける水平線からわき上がってくる真っ白な積乱雲、入道雲ですね、を目の当たりにしまして、改めてこの伊豆に生まれてよかったなと思った次第ではございます。

御存じのこととは思いますけれども、この太平洋にあって、この太平洋側にあって石廊崎というのは、水平線に夕陽が沈むのが見れる景勝地の一つでございます。日本海側に行きますと、多々見られるかもしれないんですけれども、改めてこの石廊崎の存在の大きさ、そして重要性というのものを感じた次第でございます。

ま、感動的なことばかりではございませんで、そこまでいきつくのに昔、見慣れた半円柱型の建物、かつては、ジャングルパークと言って、そこには熱帯の動植物を観察する施設があったわけでございますけれども、石廊崎の代表的なシンボルだったんですよね。でも、そこは、もう今は廃虚になっておりました。

さらに、続けて進んでいきますと、かつて賑わったかもしれないチューチュートレインが走った広い道路等もございまして、またレストラン等もそのままで放置されているような状況、いわゆる夏草やつわものどもが夢の跡、このような風景が延々と続いてまいりました。

ここでね、改めて私も決意を固めまして、今一度、日本全国に、そしてこの世界に石廊崎のよさ、そして南伊豆のすばらしさを再認識していただこうと思いまして、新人である私が、第一問目の一般質問に石廊崎問題の解決に向けてをもってきた次第でございます。

ここで、今一度、石廊崎問題の過去の推移というものを整理しておきたいと思うんですけれども、ジャングルパークの経営が厳しくなった平成15年当時、岩崎産業のほうから、ジャングルパークの施設を含めた当社が所有している土地を売買の対象にしてくれないかという要請がございました。そして、総面積は117万平方メートル、価格にして６億、早速、町側もそれに調査が入りまして、ある不動産鑑定士を入れまして、評価額を２億という査定をいただいたと。そのことによって、この交渉はここで、断って決裂しているという状況です。

その後、今度は、石廊崎の全域、または一部を賃借で、賃借で借りてくれないかという要請があったわけでありますけれども、これについても町側は断っております。

その当時に前岩田町政から、今の鈴木町政にかわってきているわけでございますけれども、そのときを待ってか、岩崎産業さんのほうから、前町長がこの土地を買うといったという理由で訴訟が提起された。正式な訴状としましては、不当に売買の交渉を延ばしてきている。はたまた、当社の土地の中に町道があり、その町道は、登記をすることが約束になっていたんだけれども、48平方メートルほど未登記のままの状態が続いてきているという、この２つの理由だそうです。

そして、第一審判決が請求は棄却、ただし町道に関しては、平成５年から平成22年の17年間を約80万で賃借料を払いなさいという判決でございました。

さらにそのあと、和解案が提示されまして、今度は４億、しかしこれも町側は拒否しております。さらに、平成22年２月に岩崎産業さんが第一審を控訴してきた。ま、高裁で争っているわけで、今に至っているわけでありますけれども、新たに今、和解案が提出されてきていると聞いております。

ここで、ちょっとお尋ねなんですけれども、おおむね、今の流れでよろしいでしょうか。もし、つけ足すところがあったら教えていただきたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　ただいまのご質問ですけれども、おおむねはよろしいかと思いますけれども、そうですね、例えば和解案になって４億をけったというお話がありましたけれども、そういうものは、公式には聞いておりませんけれども。あとは、おおむねですけれども、よろしいかと思います。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。

では、今、提示されている和解案でございますけれども、その内容についてはお聞かせ願えないでしょうか。もしそれが無理なようでしたら、今、ちなみにその和解案というのは、ベースにあるのが岩崎産業が持っている土地及び建物、不動産関係の売買として考えていってよろしいものでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今、吉川議員から出た岩崎産業ジャングルパークの裁判に至るまでのいろいろ経緯のお話がありました。そこで、この裁判ですけれども、和解に向けて、裁判官の提案による和解ということで、話合いに入っております。従いまして、今までもそうですけれども、この議会の場でもほかでもそうですけれども、係争中でありますので、少なからずこういった場で内容まで入りますと、これはやはり、裁判に影響してくるということで、これは係争中でありますから、それについては、この場ではお答えできませんということできております。ですので、内容につきましては、そういうことでご理解いただきたいということです。

午前中も申し上げましたように、裁判の経緯等は、できる限り、可能な限り、全員協議会でも今まで、議会の皆さんにはご報告をして、ご意見も伺いながら進めてきておりますので、また、今後もそういう場は設けたいと思っております。

したがいまして、そういうことで、今後も進めていきたいという　基本的な考えでおりますので、ご理解をいただきたいと。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。

少し考えますに、例えば係争中云々と申しまして、その裁判費用云々というのが公費である限りにおいては、我々は町民の代表としては、知る権利もあると思いますけれども、その点について。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

もちろん、知る権利がありますので、その権利をできる限り皆さんに可能な限り、先ほど申し上げたようにお知らせをするということでありまして、これが、いろいろ内容まで入りますと、それがひとり歩きしたりしてということで、先ほど申し上げましたような裁判に影響をしてくると、これは弁護士からも言われております。

そういうことですので、知る権利があることについては、許される限りの範囲でお知らせするということでいきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　わかりました。

では、今までの答弁をもとに、そして、あるところは推測というところで、お話をもう少し進めさせていただきたいと思っております。

今まで、石廊崎問題と申しますと、過去の一般質問の中で、その当時の議員の皆様は、南伊豆町の基幹産業は自他ともに認める観光業であると。そして、その観光の中心的役割を担っているのが石廊崎であるから、石廊崎問題の早期解決が、南伊豆町にとっては絶対的な命題であるという流れで進んできております。このことについては、全く私も異論をはさむところはございません。しかし、だからと言いまして、安易に早期解決ということを理由にして、原告から提出されてきた和解案というものをそのまま鵜呑みに受け入れることをしてこなかったことには、その当時の当局の皆様の姿勢にほんとに敬意を表しますし、頭の下がる思いでございます。

でも、思いますに、今までの答弁の中でも出てまいりましたけれども、その当時とは、今の南伊豆町を取り巻いている状況というのは、全くさま変わりをしております。何度も説明がございましたとおり、その去年、ことしにかけてのアメリカとか、欧州各国の経済危機、

それを引き金にしたドル安とか、ユーロ安、それが波及してきて、超円高になると。超円高になったことによって、日本にもこの経済危機というものの波が押し寄せてきているわけでございますけれども、そういう中で、同時にこの大震災というのがあったわけでありますので、日本経済は、悪化の一路をたどっていると言っても本当に過言ではないと思うんです。

同じくして、南伊豆町内の全職域も同じく大打撃を受けております。これは、先ほどの町長からのご説明にもありました。ことしの経済白書云々を見ても、それは、一目瞭然であるわけでありますけれども、だからこそ思うのですけれども、これ以上、この石廊崎の問題を先送りにすることは、もう絶対に不可能、絶対にできないと思っております。これ以上の先送りをしますと、ほんとに今度は、石廊崎の買収のチャンスすら完全になくなってしまうのではないかなと私は思っています。

スウィッチングをちょっとかえまして、ある意味、今の日本全国のこの経済危機というものは、石廊崎問題を解決することのみに関していえば、チャンスであると言っても、ちょっと言葉が、語弊があるかもしれませんけれども、そのくらいの価値があるものではないかなと思っておりますので、だからこそ、なんかこう、開ける突破口があるのではないかなとも思っております。

したがいまして、今後は、この問題の早期決着に向けまして、私たち議員もより協力してまいりますので、お手伝いしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

つきましては、今、町長の、そして我々の、我々議員が一丸となって石廊崎の問題を解決するに当たっての姿勢、そしてビジョンを確認したいと思っているんですけれども、ここに町長にお聞きしたいのです。これからの石廊崎の問題を解決するに向かって、どのような姿勢、どのようなビジョンを持って立ち向かっていくのかをちょっと教えていただけますか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この石廊崎の問題は、今言われるように観光の面、それから、やはりこの時代の背景ですね。こういう時代にどうあるべきかという問題を、やはり我々は考えなければならないということを織り交ぜながら、この裁判に今、臨んでおります。

やはり、これだけ長い時間かけてきて、ここで今言われるように、ある意味、拙速に、相手方の和解案に乗るということも、これは考えなければならない。ある程度これは慎重にしなければならないということもあります。そういうことを思いながら、裁判を今進めておる

わけであります。そして、この裁判の流れというのが、いかにいままで時間をかけ、年月をかけてきた問題であり、経緯であるかということを考えると、もう言われるように、ある程度、詰めにきていると思います。そういうことですので、石廊崎の位置づけというのは、これは何回も私もこの議会でも申し上げてきましたけれども、わが町での石廊崎、日本の石廊崎であると。かつての石廊崎というのは、やはり、今、言われるように、もうまさに観光の拠点であり、ブームに乗って、あの石廊崎がクローズアップしていきました。そういう思いをしながら、何とかして、もう一度、あの石廊崎をという思いがあるがゆえにですね、この裁判には我々もいろいろな面から配慮しながら取り組んでおるところであります。もちろんこれは公費を使っている裁判でありますので、そういうことも念頭に起きながら、今後もこの裁判に臨んでていきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。

お互いにほんとにがんばっていきたいと思っております。

今回、石廊崎、この長年に未決着のままのこの難問をもう、難問に向かっていくわけでございますので、本当に、私たちもどんどん率先して協力してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

共通の姿勢というのは、本当に大事なのかなということは、常々思っております。もう一つ、石廊崎問題のことについて、石廊崎問題にかかわる質問をさせていただきたいんですけれども、石廊崎の再生プランということについて。ちょっと言及しておきたいなと思いますし、またご意見をお聞きしたいと思うんですけれども、晴れてこの問題が解決した暁には、再生プランというものも持ち上がってくるでしょうし、それを絶対的に成功させていくためには、石廊崎の地区の皆さんのお力は、絶対に必要になってくると思っております。この石廊崎の地区の皆さんのお力を最大限に利用しなければ、絶対に成功させていくことは不可能だと思っておりますけれども、そのためには、ほんとに数多くの話合いが必要になってくるのではないかと、今後思っております。

ここで町長にまたご質問したいんですけれども、よりより石廊崎というものを築いていくため、この地区の皆様と膝を交えながらでも、何度もお話合いをしていくという心づもり、そういうご意思は、やはりおありになるのかということと、そして、もし町長が今、石廊崎

の再生プランというものをもし何かお持ちであって、それをここで公表できるようなことがあれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思うんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　まず、前段の再生プランですけれども、御存じのように、あそこは、国立公園の１種ということで、非常に規制のかかった土地であります。それと文化庁の関係ですね。伊豆西南海岸、そういったことで、開発が制限をされている土地であります。ですので、今後の開発というか、再生プランについては、そういったことをまず、頭に入れながら、取り組んでいきたいという思いであります。

ですので、あそこを大胆に、何を箱物をつくってどうとかということは、当然、これはできませんし、例えば自然歩道をつけたり、あるいは、駐輪場を整備したりとか、そんな程度になるのかなという、これはまだ具体的な計画に入っておりませんけれども、という思いであります。何よりも、あそこがやはり、ああいう格好で今、駐車場がバリケードで遮られて、灯台まで行けないということは、これ、観光地のマイナスでありますので、せめてそれを解除し、そして廃虚、いわゆる温室のあとですね、これを何とかしなければならないといこと。いわゆる、自然景観法ということがまず大前提であると思います。そういうことで、今後の再生プラン、開発計画については、そういう考えを目標に起きながら、取り組んでいきたいという思いであります。

それから、後段の地元への説明ということでありますけれども、当然、これは地元にお話をして協力をいただき、ご意見も伺いながら、進めていかなければいけないという思いでありますけれども、これはやはり、先ほど申し上げた、今、係争中ですので、地元へや、皆さんには申しわけないですけれども、やはり、そういう面での情報は、一部、我々としては控えさせていただいております。やはり、これを進めるに当たっては、今後、地元にもちゃんとお話をして、これこれこういう内容で裁判が進み、こういう方向にということには、いつかは、やはりお話をしなければならないと思っておりますけれども、それと今後のあそこの開発計画ですね、これらについても、まず地元の皆さんには説明をし、ご意見をお聞きして、そして何回となく、これはやっていきたいという思いでおりますので、現段階では、そういう考えで進めていきたいという道筋でいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　どうもありがとうございました。

私自身が思い描いている新生石廊崎というのも、ほとんどそのような形でございまして、やはり現存する施設を再利用していくという前提に立っております。そして、かつては、私は知らないんですけれども、大海原を見ながら家族とか、恋人、友達がお弁当を広げた広場もあるそうですので、そういうところもやはり再利用していければなと思っています。

解決するためには、まだまだ超えなければいけないハードルが多々あるのですけれども、今、石廊崎問題を解決しなければならない、そしてできるんだという新時代に入ったと思っています。協力して解決してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

近々、何か動きがあるということでございますので、そういうこともまた、情報を聞きながらも、また私のほうも勉強していきます。幸いにも、今回、議員としてあがってきたものには、不動産の専門家もいますし、また税の専門家もおりますので、そういうところでアドバイスをしていくつもりでもおりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、来年の４月から開園いたします認定こども園のことについて、特に、料金体系と、そして運営の面で、ちょっと質問させていただきたいと思っております。

私が今、ここに手元に持っているこのテキスト、これは去る７月14日に中央公民館で、説明会が開催されたときに使われたものでございまして、私は、もちろん、聞いてはいないんですけれども、このテキストをちょっとお借りして、中身を見させていただきました。このテキストを見た第一の感想、これを当日に配られて、説明されても理解している人が何人ぐらいいるんだろうかなと思った次第でございます。そして、二、三人の保護者の方にお聞きをしましたら、やはり、そういう答えが返ってきたものでございますので、ちょっとそこのところでは問題があるのかなと思っております。

そして、改めまして、９月21日に、また在園児の保護者の皆様を呼んでまた説明会を開く予定であったらしいんですけれども、それは例の台風15号の影響で、それが10月上旬に延びたと聞いております。

ここでひとつお願いでありますけれども、その出席予定者の保護者の皆様には、このテキストからまた、一歩も二歩も進歩したテキストかもしれませんけれども、それをあらかじめ配っていただければ、よりよい説明会になるのではないかなと思っておりますので、その点のところをよろしくお願い申しあげます。

そして、私が、今から質問する項目、それは多分、その説明会のときにも挙がってくるの

かなという疑問点、そして質問点でございまして、事前にここでそういう問題が挙がって、疑問が挙がってきたということで、回答を作成していくと、よりよいもっとスムーズにその説明会も進むのではないかなと思っておりますので、そのようなことで、聞いていただきたいなと思っておるわけでございます。

まず、その料金体系であるわけでありますけれども、料金体系につきましては、この７月14日に配られたこのテキストを見る限りにおきましては、どうもまだ具体的に決まっていないのかなというところが見受けられました。あれからもう３カ月くらいがたっているわけでございますので、もう、皆さん、それにこの直接関係している方々には、もう料金体系もう決まっていると思いますので、そういうことに準じて私も質問させていただきたいと思うのでありますけれども、まず、今現在の料金体系、このテキストの用語を使って説明しますと、短時間部、これは幼稚園分ですけれども、は、授業料一律4,000円、そして長時間部、これは、保育園ですけれども、これは所得割の保育料であります。ちなみにその保育料、これは給食費を含んだ金額だと聞いておりますけれども、ここで出てくる不満というのは、保育料の計算過程がどうも明確ではない。それ自体が、なんかどうも定かではなく、そして給食費についても明確ではないんですけれども、ただ保育料の決定通知書のみが送られてくるだけだというふうに聞いております。

ここでお聞きしたいんですけれども、南伊豆に建設中の認定こども園、これは幼保連携型認定こども園という形をとると聞いておりますけれども、料金体系は授業料の定額型、そして所得割の負担型、これを併せ持った両立型でいくと、テキストのほうには書いてあります。そうしますと、現行の料金と、この認定こども園になったときには、この利用料について、これは安くなるんだろうか、高くなるんだろうかということがわからないんですけれども、この点についてちょっとお教え願いますか。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　認定こども園についてのご質問がございました。前掲として、ご承知願いたいのですが、このこども園は、数年前からですね、要するにある保育園、幼稚園、いずれも耐震力がない、いつ地震が来たらもうアウトだよということから、建設を急いだということであります。同時につくるのであれば、中身の充実したものをつくりたい、当然のことであります。今、ご質問にありました事柄について、お答えしたいと思うんですけれども、料金体系について、説明会当日はまだ決まっておりませんでした。現在、煮詰めておるわけなんですけれども、基本的には、保育園であった子供さんは、保育園で支払っていた、

お支払いいただいていた金額と大きくかわらない。幼稚園についても大きくはかわらない。つまり、現行をそのままできたら、そのまま。で、ちなみに申し上げますが、南伊豆町の保育料、郡下で一番安いんです。これは、南伊豆町以上に安い町はまずないと思います。そのくらい低い設定がされているということであります。しかしながら、現町長も子供の保育に関する経費は、なるべく安くあげていければ、そのほうがいいだろうと。そういうお考えを持っていますので、今、申し上げたラインでいければと、決定はまだしていませんが、ほぼそのような流れで、今、話が進んでおります。それが料金についてのお話であります。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。

また、いろいろ質問させていただきたいんですけれども、やはり、今の教育長からのご説明にありましたとおり、私が勝手につけた名前ですけれども、じゃ両立性ということになると思います。要するに、定額、所得割という形でしょうか、このような形になると思うんですけれども、ただ、こうやって混合した場合に、一番注意しなければならないのは、短時間部、長時間部どちらに入っても、絶対に有利、不利があってはならないということだと思います。

この点について、大丈夫なのか、そして何か具体案があったらそれをお示し願いたいと思うんですけれども、こういうような施策をとっているということで、何かお願いできますか。

○議長（梅本和熙君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野　寛君）　ただいまのご質問でございますけれども、両立性というお話がございましたけれども、当時ですね、まだ決まっていない段階では、そういうような考え方も１つありました。ただし、今、議員が申しあげましたとおり、短期、長期というふうに考えますと、やはり従来の所得、また幼稚園の保育料というような形で、今までどおりの保育料の徴収の仕方を今後もしていきたいなというふうに考えております。

ですから、従来とかわらない徴収方法をとりたいということでございます。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　そうしますと、確認ですけれども、１つの幼稚園の中で、料金設定の違う園児がいらっしゃるということになるわけですよね。わかりました。

事務が繁雑になりませんか。

○議長（梅本和熙君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野　寛君）　今現在、既に幼稚園、保育園、別々にあれしますので、当然入所の時に、長期間分、短期間分、分けて入園していただきますので、事務的に煩雑なるかというと、現在もやっておりますので、その辺は処理できるというふうに考えております。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　そして、また話を進めますけれども、短時間部、幼稚園のほうですよね、幼稚園のほうにも今まで給食はなかったと思います。今回、認定こども園のことによって、幼稚園、短時間部のほうにも給食ができるようになると思うんですけれども、この給食費の料金設定、これは定額ですよね。定額なものですから、じゃ長時間部のところ、長時間部で入っている方には所得割に対して徴収方法ですけれども、プラス給食費というものが足されて請求されてくるというような形にはなってくるわけですよね。

ちなみに給食費って幾らなんですか。

○議長（梅本和熙君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野　寛君）　今現在、幼稚園は給食をやっておりませんからあれですから、今、保育所のほうは、先ほど議員言われたように、その所得税の中ですべて賄っておりますので、幾らということを把握しておりません。また、把握できないと言いますか、経費等々、全部含んだ中での所得割の徴収体系になっていますので、できないんですけれども、ただ３歳以上のお子さんについては、副食、要するにおかず部分だけを保育料の中で賄ってくださいという法律ですので、ご飯を現在持って来ていただいております。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　また、話を進めます。

短時間部、幼稚園のほうにも、この認定こども園になりますと、一時的保育の利用も可能になると聞いております。また、その一時的保育の料金の設定というのが、なんか、このテキストを見ますと、時間単位制と一日単位制があると。どちらをとるかというと、これは誰が、それを判断するのかということと、もし、これが定額法になった場合、要するに、これが料金として設定が明らかになったときには、ゼロ歳から２歳児の長時間の子供が一時的保育を使うときには、その所得割とその一時保育の金額と、そして給食費、この３つが足され

た金額で請求されてくるようになるわけですよね。そうですね。確認だけです、ごめんなさい、ありがとうございます。

その点、お聞きしたものですから、わかりました。でも、この３つが同じ１人の子供に対して３つ違った計算過程で足されてそれが請求されてくるということは、やはり、ちょっと負担感もあるのかなとかないのかなとあるものですから、もう一度、こういうところはご考慮をいただければなと思っております。

いろいろ回答していただいて、ありがたかったんですが、また後日改めて質問をさせていただくことがあるかもしれませんので、そのときにはまたよろしくお願い申し上げます。ただ、今、本当に一言言えることは、その短時間部であろうと、長時間部であろうと、そこに料金体系のところで有利、不利が絶対にあってはならないということでございます。

もう少し話を切り詰めて、もっともっと深く入ってくると、今度はおやつの問題なんかもあるんですが、ちょっとそこは割愛させていただきますけれども、また、その点のところをよろしくお願い申しあげます。

続きまして、運営の面でございます。ずばりですけれども、認定こども園の開園に向けて、今、保育士、正規であろうと臨時であろうと、保育士の人数は足りているのですか。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　足りている予定で、今、計画をつくっている段階と、こういうことですね。万一、どうしても足りないということになれば、これは臨時確保とか、そういうことが起こりうるということでございます。

それで、運営については、もう議員もおっしゃっておりますので、内容をご理解のようですが、要するに幼稚園型と保育園型、それから幼保連携型、いろいろなタイプがございます。うちのこども園でとろうとしているのは、幼保連携型をとろうとしていると、こういうことですね。つまり、もっと具体的に言いますと、ゼロ歳から２歳までは保育園型ということですね。もうちょっと細かい言うと、要するに個人の成長、個を非常に重視した育て方、こういうふうになると思います、簡単に言えば。

それから、一言ではなかなか難しいんですけれども、３歳以上については、幼稚園型の教育を行うと、こういうことですね。これは、どうしてかと言いますと、小学校につながっていくという過程を考えると、集団教育を相当加味していかないとまずいと。従来の保育園でもそれをやっていたわけです、大きな保育園だと一生懸命、そういうところは、幼稚園と同じようなことをやっていたわけなんですけれども、幼稚園教育を中心にやっていくと。それ

ぞれの保育士にしても、幼稚園教諭にしても、あわせてみると中身は同じようなことが書いてあるんです。全く同じような、例えば、協力性の育成であるとか、発見する力を育てるとか、意志の強い子を育てるとか、いろいろなことが書いてあるわけなんですけれども、その辺を育てる目的そのものは、突き詰めれば同じだと思うんですけれども、重みの、ちょっと重視する観点がちょっと違うと。小学校への連携に重視を置くと、こういうところが３歳以降の教育と、こういうことでございます。

いずれにしても、幼稚園も保育園も３歳児には３歳児の、５歳児には５歳児の教育があるんだと、幼保は関係ないんだと。子供の教育は、その年齢の教育があるんだと。こういう思想でつくっていくのが、こども園と、こういうことでございます。

それから、子供の支援センターですね、支援センターは、こども園をつくる場合の条件として明記されているものでして、必ずつくらなければならないということですね。

これは、要するに子育てに悩みを持ったお母さんの相談相手になるか、あるいは短期間、子供を連れてきて集団遊びをさせてあげるとか、そういうことなんですけれども、一方、南崎の保育所ですね、これも２年後には、こども園化していくという計画でございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございました。

子育て支援センターのことについても、私もお聞きをしようと思っておりました。今、出たものですから、もう少しその問題についてお聞きしたいんですけれども、認定こども園の中に併設される子育て支援センター、今、教育長のご説明から、それがどうして併設されるのかがわかった次第でございます。設置理由等がわからなかったんですけれども、そうしますと、その子育て支援センターに入る子供、お子さんですよね、どういう子たちが入るのか。例えば、認定こども園が原則、ベースとしてあるんだけれども、例えば、ちょっと言葉が悪いかもしれないけれども、じゃ、そこから溢れてしまった子供が入るのかなとか、何とかってあると思うんですけれども、その点と、そして、ごめんなさい、保育士がやっぱり必要なのかということと、その料金とか、その一番気になるんですけれども、認定こども園の園児たちと仲良く接していく、全くはずれることなく、みんなが仲良くやっていくための運営方法等があれば教えていただきたいんですけれども。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　今の議員ご指摘の子育てに関するセンターですね。子育てセンターですけれども、これ保育園、幼稚園に行かないお子さんとか、小さい子が多いんです。２歳くらいまでの子が多いということですね。そのお子さん方が、やっぱり仲間と遊ぶ時間が欲しいよなとか、そういう親の気持ちがありますよね。そういうことで、１週間に何回か連れて、一緒に遊ばせてあげたいなとか、そういう子供同士が集まって過ごしたり、あるいは今では子育てノイローゼとか、そういう母親もいますよね。それをつくらないために、悩みを相談してあげるという場所ということですね。そういうことで行っている。つまり、こども園の長時間部、短時間部の子供たちとは同じ、同一行動はしないということです。完璧な別のものです。そういうことで、設置をということです。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。

今の最後のご回答ですけれども、全く接しないということですか。

○教育長（渡邉　浩君）　全くとは言い切れないけれども、別の場所ですから。

○３番（吉川映治君）　設計図等を見ますと、やはり、そういうスペースがあるということは、私も理解しておりますけれども、例えば、外でそのグランドで遊ぶということもないんですか。

○教育長（渡邉　浩君）　あり得ると思います。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　全くないかという人がいるかもしれませんけれども、同じグランドで、１つしかないわけですから、たまたま、長時間部、短時間部一緒になることはあると思いますけれども、ただ、それについている保育士さんとか、子どもセンターとしてついている保育士さんが見るわけですから、そういうことで、運営は同じではないと、こういうことです。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございました。

ただあと、もう１問だけちょっと質問させてください。

中途入所と退所というんですか、の話なんですけれども、保育に欠ける事由というのが、年度の途中で、保育に欠ける事由が年度の途中で損失したときには、これは一定の期間を置いて、退所が強制的にされるんですよ。されます。だけれども、反対に年度の途中で、保育に欠ける事由が発生したときには、途中の入所は認められていないと思うんです。この点について、どうも不公平感があるような気がするんです。というのは、年度の途中、２回ぐらいにでも、入所を、要するに保育に欠ける事由の判定会と申しますか、判定する機会を設けて、途中入所をするようなシステムをつくるべきではないかなと思っています。これは、今、町外の子供たちに対してはあるそうなんですけれども、ぜひ、町内のお子さんにも、これはとるべきではないかと思うんですけれども、この点についてよろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野　寛君）　今、ご指摘のありました中途入所と退所ですか、以前、本当に今言われるようにございませんでした。厳しかったかなと今思いますけれども、今回、平成24年から始まる認定こども園、また南崎の保育所につきましては、途中であっても入所もできますし、退所もできますというような形に改めました。

それから、これからゼロ歳児ですね、24年４月からゼロ歳児も受け付けることにしました。従来ですね、４月１日、入園児に満１歳過ぎていないと入れないということでありました。この辺も解消しようということで、ゼロ歳児を受けることにいたしましたので、報告させていただきます。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

認定こども園については、以上でございます。一言だけ言わせていただきますと、この、今、私の質問の中核となったこのテキスト、このテキストが認定こども園の料金体系とか、料金体系はあまり載っていないですけれども、運営のための基準ではないということなんですよね。あくまでも、基準は入所する園児であり、その保護者の方々のニーズというものが私は基準であると思います。でも、それはね、やはり児童だって、子供たちが200人ほどいるわけですので、それがすべてあてはまるような、満足できるような形というのは、無理だということは心得ています。そのために、こういう画一的なところがあるんだよと言われても致し方ないと思うんですけれども、そこはね、もう少し柔軟に、そしてフレックスに対処して、初めてすばらしい認定こども園ができあがるのではないかなと思っておりますので、

その点のところをよろしくお願い申し上げます。また、質問はさせてください、お願いします。

では、次の質問に進みまして、今回、今の中央公民館にかわる施設ということでございます。今回、新庁舎の建てかえに伴いまして、今は中央公民館の中に入っております教育委員会というのは、新庁舎の完成後には移転すると聞いております。

また、新庁舎には、１階に200名から300名の収容可能な多目的ホールというのが完備されるとも聞いておりますので、そうなりますと、今の中央公民館のその後のことなんでございますけれども、どうなるのでございましょうか。

一応、取り壊しと聞いているんですけれども、いつの頃になるのか、そして、その取り壊しの規模はというところまで、もし取り壊しでしたらお聞きしたいと思うんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野　寛君）　お答えします。

ただいま、議員のほうからご質問がありました公民館でございますけれども、現在の公民館、昭和47年に建設されまして、耐震性がないということで、取り壊すことにさせていただきました。そのかわりに、今回、庁舎を建設してまして、その中に一応、現在の公民館の機能を兼ね備えた施設を整備することにさせていただきました。

で、内容につきましては、最大300名が、先ほど議員おっしゃいました二、三百名が収容できるということでございます。それとあわせて、調理室であるとか音楽設備、また舞台装置等も兼ね備えてはおります。

それにあわせて、調理室や会議室も当然、備えるんでありますけれども、その隣の隣接いたします南伊豆郷土館、こちらのほうも使い勝手がいいように改修する予定でもおりますので、こういうことを考えますと、町民の方々にご不便をかけないのではないかなというふうには考えております。

それと、取り壊しですけれども、今のところ、いつ取り壊しということは、計画は立てておりませんけれども、なにしろ耐震性がない土地であります。それとあわせて、土地も第三者に借りている土地もありますので、そういうことも考えまして早期に取り壊したほうがいいのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。

ちなみに、今、南伊豆町の文化協会に所属している団体というのは33団体ありまして、全団体とは申しませんけれども、週に何回かはその中央公民館を使用している団体、またサークルもあると聞いております。以前には、２階の和室等も使っている団体等もあったそうなんですけれども、その方々の活動拠点であった中央公民館というのが取り壊しになりますと、新たにやはり、そういうスペースを確保したところを探さなければならないと思うんですけれども、ここで質問したいんですけれども、新庁舎というのはそういう中央公民館を今使っている諸団体とか、サークルの方々のニーズに合ったスペースですよね、を借りることはできるんですか。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

新たな新庁舎のホールでございますが、先ほど申し上げましたように、マックスで300人程度入ります。ただ、これは絶えず300人が入る状態ではなくて、ホールの後部が稼働式のいす、階段状のいすになっています。ですので、例えば、100人程度でしたら、ずっと前のほうに動かすとかということで、日常的にはホールの後部、後ろを２つに分けて使うというような形をとっております。

それからあと調理室ですとか相談室、または会議室、特に夜間が多くなると思いますけれども、そういったときのご利用については、何ら支障のないような対応をとりたいというふうに思います。

それから、あと今、郷土館がありますが、郷土館の１階部分につきましても、今度の補正で改修費を計上させていただきました。より使い勝手がいいような、　　事業ですので、全面改修というわけにはいきませんが、より皆さんが使いやすいような改装をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ぜひ、また再考のほうをお願い申し上げます。

現中央公民館にしろ、新庁舎にしろ、広く町民の皆様の、よく町民の皆さんにこう門戸を広げていかなければ、この南伊豆、この町の文化水準の向上とか、また経済の活性化等にも

直接的にも間接的にも影響してくるものだと思いますので、その点のところを、重要視しながら、またご検討いただければなと思っております。

ありがとうございます。

続きまして、最後の質問になりますけれども、公開による事業仕分けについてでございます。これは、私の私見を述べさせていただいて、町長または関係担当の課長にご意見をお聞きしたいなと思うんですけれども、少しかいつまんで説明させていただきたいと思います。

今、日本全国の公共団体の財政状況は、非常に厳しい状況であると思います。このような状況で、各自治体が行っている事業の必要性の再検討ということは、本当に喫緊の課題ではあるとは思うのですけれども、この南伊豆においてもそれは例外ではないと思います。

先の石廊崎の問題でも述べましたとおり、世界規模の大不況と、そして国内の大震災の影響というのは、この南伊豆町にももうかなり及んできているわけでありますので、その結果、前にも出てきましたけれども、十分な歳入が確保できないまま、歳出の面では社会保障費とか事務費とか、多額の支出が毎年あるわけでございまして、大幅な財源の不足というものが生じてきており、毎年ほんとに厳しい状況を続けているような状況でございます。このような危機的な状況を回避していくために、歳出を見直す、ひとつの手段でございますけれども、町内、町外を問わず、民間による評価委員の視点から事業仕分けを実施して、各事業の再編とか管理、廃止、統合を進めていく。そして、その当該事業の効率性、有効性の検証をさらに高めていくという動きがこの日本全国の大小の自治体でかなり生まれてきて、行われてきているわけでございます。このかいわいでは、御殿場市がこれをやっているそうでございます。

また、おいおい勉強もしていきたいと思うんですけれども、ぜひ私は、ここで南伊豆町でも公開による事業仕分けというものを根づかせたいなと思っております。私見を含めた具体的な内容を今から少しお話をしますけれども、私が考えている公開による事業仕分けを行うに当たりましては、その実施の時期、そして評価委員の選任、そして評価対象事業の選定、作業方法、結果の整理、公表、実施ということを個々取り決めていかなければならないわけでございますけれども、実施、少しかいつまんで説明させていただきますと、実施の時期でございますけれども、これはやはり、季節的には、夏、秋に実施をして、その結果を踏まえて、来春の予算に組み入れて、その数字を組み入れていきたいなと思っております。

そして、評価委員の選任でございますけれども、作業、町内とか町外を問わず、そのような方々、選択された方々で構成された登録者の中から、公開型の会議とか、ワークショップ

等に参加できる、参加できて、この町の事業評価に非常に関心のあるような人々を選任していくような形、さらに続きましては、評価対象事業の選定、町が行っている事業のうちで、町の裁量の幅が大きく、また町民の生活にもかなり直結するような事業を評価対象にして、作業方法を行っていくと。その作業方法といたしましては、評価対象事業の選定で対象となった事業を分野別に各班にわけて、そして、評価委員の選定で選ばれたヒアリング委員をそれぞれに割り当てると。各班で１名ずつ進行役のコーディネーターを配置して、町の職員との間でヒアリング、１事業当たり60分程度だと思うんですけれども、それで実施していくと。そして、ヒアリングでは、あらかじめ、その各課で作成されている事業概況書に基づいて事業担当者がその概要書の説明を行ったあとに、各評価委員と質疑応答、議論を進めていって、最終的にその当該事業のあり方について結論を結んでいく。さらに、その結果の整備、公表等、実施ということで、その評価委員というものは、今度は事業評価シートをもって、それを事業仕分けの結果を記入して、その結果の理由等コメントを書いて、それをホームページなり、そして翌年の予算等にも反映させていくような、こういうスキムで、フローチャート式にちょっと考えてみているんですけれども、このような事業仕分け、公開による事業仕分けというのは、今、本当は全国の県とか、市とか町だけではなく、村等でも実施されているわけでございまして、その効果として一例あげてみますと、事業仕分けを通じて公開の場で事業概況の説明、質疑応答、評価委員との意見を通じて、普段の仕事に対する説明責任の重要性など、担当した職員が仕事の意見や有効性について大いに意識改革を図ることができたということも、ひとつのメリットとして書いてございました。

このような公開による事業仕分けでございますけれども、私が考えている流れを大体説明をしてみたわけでございますけれども、ぜひこの鈴木町長に、この南伊豆でも、公開による事業仕分けというものを率先して導入していくことに賛同していただけるのかどうかというものをちょっとお伺いしたいんですけれども、お願いできますか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

現在、我々が行政を進める中で、多岐にわたる、いろいろ町民の皆さんからの要望であるとか、ご意見等もいろいろさまざまになってきております。そうして、我々はそれらに答えなければならないということの中で、やはり限られた予算の中でありますので、この事業選定に当たっては、今までももちろん、職員はもちろんですけれども、例えば南伊豆町の行政

改革推進委員会という会を設けまして、ここでいわゆる行財政改革ですけれども、いろいろ、ひとつひとつ事業について、取組み等も含め、議論していただいて、そして予算編成に向けて取り組んできているという経緯があります。そこで今、吉川議員の言われる公開による事業仕分けをしたらどうかということでありますけれども、この最寄りの自治体を見ますと、今、これは担当課で調べたところ、熱海市と伊豆市が実施をしたという経緯があるようですので、それらを含めて、総務課長から答弁させます。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、民主党の蓮舫大臣の仕分けから始まりまして、全国的に仕分けというのが非常に多くなってきていることは我々も認識しております。

町長が申し上げましたように、熱海市さんとか伊豆市さんでやっておりまして、熱海市につきましては、最近、仕分け結果が新聞に、伊豆新聞等に大きく掲載されているところでございます。

ただ、我々の町は一般会計、大体、40から多くても50億ぐらいであります。ややもすれば、静岡、浜松の補正予算のような規模の中で、果たしてそういったものが有効なのかどうか、一概には即断即決できない部分があります。そういったことを含めまして、いろいろな経過があると思いますので、そのような効果とかを含めまして、状況を調査してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。

今、課長からのお話にありましたとおり、何も、40億、50億が問題ではないだろうと、私は心意気だと思うんですけれども、そこのところをまたご判断願えればなと思っております。よろしくお願いいたします。

公開による事業仕分け、説明が本当に申しわけなかったです、私、読んでいてもどうもうまくないなと、自分では思っております。でも、結局、最終的に、最後に言いたいのは、やはり、この公開による事業仕分けというのは、行財政改革の一つの手法であるということであります。そして、各自治体で、そのように行われている事業というのが、本来、どのようにして進められているかというのは、それを利益を受けている我々町民は当然、知るべきで

ございまして、職員の方々もそれを説明する義務というのは当然、あると思うわけでございます。

したがって、私は、この南伊豆町の町議会議員として、南伊豆町に公開による事業仕分けの導入というものは、今後もやっぱり考えていきたいと思っております。その手法については、もっともっと勉学しなければならないんですけれども、実践のために努力してまいります。

長々と私の質問におつき合いしていただいて、ありがとうございます。これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君の質問を終わります。

ここで２時５分まで休憩といたします。

休憩　午後　２時０１分

再開　午後　２時０５分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇　加　畑　　毅　君

○議長（梅本和熙君）　１番議員、加畑毅君の質問を許可いたします。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　１番議員の加畑です。よろしくお願いします。

初めての質問となりますので、何分不手際、ふなれであると思いますけれども、お聞き苦しい点ありましたらあらかじめご容赦ください。よろしくお願いします。

では、まず初めに、近隣市町と連携した地域力向上のための事業についてということでお伺いします。

平成22年１月13日に伊東市役所の総会にて発足されました伊豆観光圏整備推進協議会、この会議、私も当日、青年会議所のメンバーとして会議場にいたんですけれども、その中に南伊豆町も名前を連ねております。発足してから今までの参加状況、それからその波及効果等

を、もしありましたら教えてもらえないでしょうか。お願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この伊豆観光圏につきましては、事業推進に当たって、いわゆる相関関係のある観光地が連携をして、そして地域の魅力を向上させ、観光の競争力を高めることによって、県内外からの誘客、滞在を促進しようということを目的として発足したものであります。そこで、平成21年度中の準備作業を経て、平成22年度に伊東市、下田市、東伊豆町、河津町、そして我が南伊豆町の、いわゆる東海岸ですね、２市３町が下田市に事務局を置いてスタートしました。現在２年目の半ばに差しかかっておりますが、初年度は夜の町賑わい創出化事業であるとか、伊豆まるごと周遊ツアー事業、こういったこと、さらにまた今年度は滞在促進ゆったり伊豆“Ｅ湯”事業、こういったことに取り組んでおります。

なお、詳しいことは担当課長から説明します。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

観光圏事業の最大の魅力は、認定されることによりまして発生する旅行業法の特例によりまして、圏域内の旅行代理店研修を受けたホテルなどの宿泊施設、また法人格として設立を目指しております圏域内の観光地域づくりプラットフォームいず丸が、着地型の旅行商品の造成ですとか販売ができることでございます。既に圏域内や町内の宿泊施設では、造成販売を行っております。また、プラットフォームいず丸におきましては、23年度中、今年度中に設立して、24年度からの運営を目標にしております。

圏域での事業につきましては、初年度からスタートしており、夜桜遊覧バス運行の移動快適化促進事業、それからノルディックウオーキング体験の伊豆まるごと周遊ツアー事業などを既に実施しております。23年度におきましても、伊豆夜桜街道をめぐる2012年版の作成、夜桜広域桜マップ作成、また夜の町賑わい創出化事業、ご当地グルメイベントの開催ですとか、伊豆の食のＰＲを行うフレッシュ伊豆まるかじり事業、手荷物サービスやペット連れ観光客への情報提供を行います滞在促進ゆったり伊豆“Ｅ湯”などの個別事業に取り組んでおります。

今後におきましても、各種観光振興施策や旅行商品造成販売など、圏域が一体となって事業を進めてまいります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　状況説明ありがとうございます。

今説明ありましたとおり、実際に事業を開催されたものとして、夜桜見物ツアー、それから子浦に泊まろうという企画宿泊プランなんかもあったと聞いております。その経営戦略であるいず丸という核心の部分ですけれども、これ、私、青年会議所のメンバーとして、当時、発足した当初からその企画のほうにも言ったんですけれども、今の中でちょっと説明されていなかった部分の会議への参加という部分をお聞きしたいんですけれども、というのは、当初から行政、２市３町携わっていたんですけれども、各地の観光課、観光施設、それらの関係者の方々が来たんですけれども、ちょっと参加が少なかったんじゃないかなというところがあります。企画書に対しても青年会議所でほとんど書いたという実態があるので、ちょっと行政のかかわり方というのが薄いんじゃないかなと思います。そうすると、ただ言われたものを、上から来たものをやっていく、こなしていくという形にどうしてもなってしまうんじゃないかなというところがありますので、ちょっとその辺の参加状況とどういう取り組み方をしていくのかというところは聞かせてもらえないでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　ただいま観光協会、また自治体のほうにおきましても、事務担当者というのを設けまして、現在のところはいず丸の創設につきましても、それぞれに担当者が出席してまいっていると思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　それは始めてからまだ間もないということなんですけれども、実際の波及効果を感じたという部分はあったでしょうか。タイミングとかそういう部分で、これは経済効果があったなという部分はあったんでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　先ほどの夜の賑わい事業でございますけれども、実際に夜のその夜桜、これ、下田ですとかに民宿に宿泊された方が南伊豆町の夜桜を見に来るというので、何台もマイクロバス等々で当初は来ておりました。しかしながら、この事業によりまし

て、このバスの運行というような形で皆さんに喜んでもらっておるところでございます。これから、リピーター等とまた出てくると思います。

それから、ノルディック、先ほども議員もおっしゃられましたけれども、フェスタ　　、あるいは子浦、それから南の桜と菜の花祭り等々でノルディックのウオーキングでも参加していただいております。これらも同様に、リピートにつながればなという形でございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　ありがとうございます。波及効果があるということで、大変今後も期待したいと思います。

その中でちょっと突っ込んだ話をお聞きしたいんですけれども、先日の新人議員研修の中で、この伊豆観光圏整備推進協議会を含めた６協議会への負担金が生じているという記載がありまして、この町としても協力しているんですけれども、そこへ負担金と、それから人的な負担もしているという形があると思うんですけれども、まず、この６協議会というものがどのようなものがあって、構成する行政区というのがどうなっているのかということは教えてもらえますでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　現在、広域による観光事業のほうは県下で優位性を確保するべく、伊豆観光推進協議会、それから伊豆東海岸鉄道整備推進協議会、駿河湾海上交通活性化協議会、伊豆観光圏の整備推進協議会、伊豆半島ジオパーク推進協議会及び伊豆東海岸観光モデル地区整備推進協議会の６つの広域の協議会に加盟してございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　今の６つの協議会、構成している行政というのはわかりますでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　伊豆観光推進協議会は、６市６町に沼津市を含めました７市６町でございます。それから、伊豆東海岸鉄道整備推進協議会は、熱海から南伊豆町までの２市３町でございます。駿河湾海上交通活性化協議会は、静岡市、伊豆市、西伊豆町、松崎

町、南伊豆町でございます。それから伊豆観光圏整備推進協議会は、熱海から南伊豆町までございます。それから、伊豆半島ジオパーク推進協議会におきましては、伊豆半島の６市６町と沼津市でございます。伊豆東海岸観光モデル地区整備推進協議会におきましても、熱海から南伊豆町までの２市３町でございます。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　申しわけありません。今の伊豆東海岸とそれから伊豆東海岸鉄道整備推進協議会でございます。申しわけありませんでした。２市３町でなくて３市３町でございます。熱海、伊東、下田の３市でございます。申しわけないです。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

ただいまお聞きしましたその６つの協議会なんですけれども、位置的に南伊豆町というのはどうしても伊豆半島の先端にありますので、さまざまな協議会に加盟しなければいけないという状況にあると思います。やっぱり駿河湾関係のほうだと、ちょっと静岡市のほうからという感じ、ありましたよね。東海岸のほうからの協議会のほうにも参加しなければならないということになりますと、少ない人数の中で担当者というのもかなりの負担になっているんじゃないかなと。それから負担金に関しても、それぞれに出資していると思いますので、これ、効果的な運営の仕方ができているのかなというのがちょっと思ったんです。もしも構成する行政区というのが同様なところがあるのであれば、絞ってもいいんじゃないかなというのがありますし、逆に協議会を、少なくなれば一番いいんですけれども、ほかの市町との絡みがあるので、この町だけでどうこうとはできないと思いますので、極端なことを言えば、この協議会には入らないけれども、こちらのほうが効果があるからここに絞りますとか、という形での効果的な戦略をねらわないと、ただ負担金を出していって、人も毎回出ているんだけれども、形だけ開催しているという状況が続いているんじゃないかなという予想が立つんですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　議員のおっしゃること、わかります。しかしながら、観光というのは市町の境がございません、観光客には。大体、面的に動くお客様を相手としておりますので、広域連携による活動こそが大きな成果を生むんじゃないかなと考えております。また、各団体が、自治体が少人数で担当を参加させることによって、かなり、みんなで動けば大きなチームとして動けるようになるというようなメリットもあります。

しかしながら、今申しましたように、それぞれの協議会が広域的大規模活動の優位性を第一主義としておりますけれども、東海岸の鉄道網を活用した事業、また議員おっしゃられましたように、駿河湾の海上交通を活用した事業、それぞれその手法ですとか目的、構成団体などが少しずつ異なっております、その自治体の事情によりまして。現段階では、統一につきましては、組織が統一されればより効率性の向上につながりますけれども、今後の検討課題と、いろいろ種々条件がありますので、察していただきたいと思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　ありがとうございます。今、予想に反した答えが返ってきまして、ちょっと驚いているんですけれども、負担になっているというよりも、広域でやるほうが効果があるということで、今お答えいただいたんですけれども、実際にこれだけ多くあると、重複している部分というのがあるんじゃないかなという部分と、担当している人たちがちょっとマンネリ化してくるんじゃないかなというところはないですか。その部分、ちょっともう一回お聞きしたいんですけれども。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　先ほど私が言ったのはメリットでございます。それから、議員がおっしゃられましたデメリットもあります。それらは今後検討という形でございますけれども、メリットは昨年来は上海万博に、南伊豆町はまだ加盟しておらなかったんですけれども、伊豆東海岸観光モデル事業推進協議会、これ、23年度から加盟したわけでございますけれども、あれに南伊豆町の虎舞いを上海万博にあわせまして、各伊豆東海岸の各団体と一緒に披露して、そしてインバウンド事業をまたここで展開させてもらったわけでございますけれども、やっぱりそういう広域連携によるインバウンド事業等々、かなり効果がございます。

しかしながら、今言いましたように、６つもありますと、今の言われます負担金ですとか、

事務レベルに携わる負担がかかるということもありますけれども、それは種々条件がございますので、検討課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　ありがとうございます。今お答えいただいた中での虎舞いの部分に関しては、また後ほどの質問の中でさせてもらうんですけれども、ちょっと今、関連事項ですけれども、この協議会の中で、この町が事務局をとっている協議会というのは存在しますでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　ございません。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　協議会といいますと、どうしても事務局をとるところが中心となってしまうという傾向があります。これは行政の方々の会議もそうですし、私が所属しております青年会議所の会議でもそうなんですけれども、どうしても事務局をとるところに中心的な事業が行ってしまうということから考えますと、この町は事務局とっていないということになると、どうしてもほかのところの事業に助けに行く場面が多くて、この町中心での事業展開というのは難しくなるんじゃないかなと思うんですけれども、その点、違和感とか感じたことはないでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　よく事業計画等々策定しますときに、やはり事務局を担当しておる市のほうが有利に進むじゃないかとかということが考えられますけれども、その辺は大丈夫でございます。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

関連ですけれども、ちょっと近隣市町と連携したこととはちょっと外れますけれども、この町を中心に事業展開していくことというのは必要じゃないかなというのがあるんです。こ

れは近隣市町と連携したものじゃなくてもいいんですけれども、例えば河津の商工会青年部が婚活事業を展開したとあります、実際に。それから、先日の新聞でもありました東伊豆町で町のほうで婚活事業をやったというような記事も見ました。今、南伊豆の商工会青年部のほうでそのような事業展開をしようかというふうな話があるようなんですけれども、例えばこのような事業展開したときに、行政のほうも携わってもらえるという確約はとれますでしょうか。もっと言えば、南伊豆町から事業展開をすると、主になってですね、イニシアチブとって事業展開していくというふうなそういう方向性というのは今あるんでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　いろいろな協議会がございますけれども、南伊豆町のほうから発信して事業の中に取り込むというのは十分可能でございます。可能というか、もうそれが当たり前でございます。それでみんなで協議して、それを入れ込んでということでございます。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　ありがとうございました。その点期待しまして、私もぜひ手伝わせてもらいたいと思っております。

次の質問に行きます。

町内各地の祭典の保存について質問させていただきます。

毎年秋の時期に開催される町内各地の祭典についてなんですけれども、年々参加者が減少しているという中で、存続が危ぶまれている地区もあるようです。町としても、伝統文化の保存、これに努めるべきではないかなと思いまして、その点、今までは各地域のことですからということで、その地域に任せていたというところがあると思うんですけれども、今後、町のほうで保存とか維持にちょっと力を注ごうというような考えはありますでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　まず、私から先にお答えします。

やがて秋祭りがやってきまして、各地区から太鼓の音が聞こえてくると思います。そういう中で、議員が言われるように、それぞれの地区の今、祭りの伝承ということが非常に、高齢化であったり、あるいは後継者の問題等で難しくなってきているというのが現状だと思い

ます。しかし、やはりこういった伝統ある、太鼓もそうですし、いろいろな祭り事、これらは町の、ある意味文化でもありますし、何とかこれを残さなければならないと我々としても思いがします。

そこで、これは、今言われるように、それぞれの地区の祭りですので、直接町が今まではもちろんかかわってきてはおりませんけれども、こういった状況になってきたことを、現状を考えますと、今後は何か行政でも保存という面で考えていかなければならないかなという思いはしておりますけれども、これはやはりそれぞれの地区の祭りですので、これを集約するとなるとなかなか大変な問題もあると思いますので、今こういう状況になってきているということは我々も常に思っておりますので、今後検討していきたいという思いであります。

○議長（梅本和熙君）　教育長、何かありますか。

じゃ、教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　今、町長がおっしゃったんですが、学校という立場で積極的に参加すると。これはお祭りの前にいつも各区長さんが学校へお見えになって、この　　は何時に子供を帰してくれと、具体的な、そういうことを毎年やっております。だから、それに従って、子供に親しませる祭りにそういうことは力を入れております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　ありがとうございます。私も地元で祭りの役をやった関係もありまして、学校のほうが相当協力してくれているということは十分承知しております。

それから、保存に関しても、情報としてデータ化していって、こういう祭りがありますよということ、映像等で情報を集めて保存しているということも承知しておるんですけれども、そういう形での保存というのだと、もう過去のものになってしまったときの方向性で考えてしまいがちなんですよね。私、言いたいのは、今現状、なくさないためにどうしていったらいいかというところなんです。子供たちへの、例えばこの地元でこれだけ大事なものなんだという心をもっと植えつける場面があってもいいんじゃないかというところと、あと外部の人から見た祭りというものの視点をもっと考えて、もう少し外部の人が見ても楽しい雰囲気というのをつくるためのしつらえというのにしたらどうなのかなというところがあるんです。

この町の祭りというのは特徴的でありまして、例えば下田との違いといいますと、下田は外部の人が入ってもオーケーなんですよね、この祭典組の中に。ところが、この町はその地

区の人じゃなければだめだという厳しい状況の中でやっておるわけですから、これ、維持していくのが相当大変だと思うんです。その形を僕はできれば壊したくないと思っているほうなので、そのために何らかの方法を考えなければいけないんじゃないかなと。要するに、その形を保存しておくだけでは過去のものになってしまうだけで、現在維持していくためにはもっと見せる場面をつくらなければいけないんじゃないかなと。

そうしますと、教育委員会さんのほうというよりも、私は企画調整課のほうの話として、例えばこの状況をインターネットのほうで配信していくとか、写真とか動画にして常に配信する状況をつくっておくとか、そういう部分での保存、維持という考え方はないでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　祭典についてのいわゆる保存について、ネットを活用したらどうかというご提案だと思いますけれども、なかなかやはりそれぞれの地区における祭典ということもありますので、またその辺も検討しながら、今後の検討課題ということにさせていただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　検討というと、いつ答えが出るのかというところなんですけれども、毎年同じ時期にやっているために、各地区同士でよその祭りを見るということができないという現状はわかっているんです。役場の方々も参加している手前、これはよその祭りを見られないということは承知しております。それゆえに、例えばケーブルテレビでよその祭りを放映したときに、こういう状況だったんだというのが初めてその中でわかるというような現象も起きてくるわけですよね。本当は自分のところの祭り以外の地区でも相当すばらしい祭りを展開しているんだなということがわかってくるわけですよ。これを情報発信していかない手はないんじゃないかなと思うんです。そのためのツールとして、今、現物を各地に出向させなくても、動画として配信するということはできるわけですよね。その場面に力をもう少し入れるべきじゃないかなということが言いたいんですけれども。

例えば、ホームページの中で活用していくというふうな、ないですか。今、トップページのほうからフォトみなみいずという企画をやっていまして、更新がすごく早くて、これ、すばらしいなと思っております。この形の、画像の部分を動画にして配信していくということだけでもいいんじゃないかと。これがもし祭りの時期であれば、祭り特集みたいなことを組めますし、先日のウオータースイムの中でもああいう動画を発信したりということができれ

ば、もっと人が食いついてくるんじゃないかなと思うんですけれども。その点はもうちょっと力を入れる方向というのは考えていないんでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　その件につきましては、先ほど副町長のほうからもお話があったと思いますけれども、いわゆる観光産業といいますか、観光情報ということにより力を入れていきたいということで、いわゆる動画なども中心として、今後ホームページにつきまして、更新といいますか、今現在考えているところであります。基本的には新年度の予算に向けて現在検討中でありますので、またそれにあわせて祭りについても考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

昨年末、年末から年明けにかけて、ケーブルテレビの中で放映された祭りがずっと動画で流れたんですね。あれが非常に好評だったと思うんです。これ、流れている地区と流れていない地区がありますので、見られる地区と見られない地区があります。これ、ぜひ本当は全町で見られるようにしたほうがいいとは思うんですよね。

それから、先ほどの動画配信のところについても、これはやっぱりやるべきだと思います。今、情報発信のツールというのは、パソコンからスマートフォンという形になっていくと思うんです。情報の共有化も、クラウドシステムというのが導入されますともっともっと情報が共有化されていって、今の状況とは相当違ってくるんじゃないかなと思うんです。そうしたときに、例えばツイッターとかフェイスブックの中で情報発信をして、町のキャラクターを決めて、そこがナビゲートしていくような形をとっていかないと、先行していかないと、多分、既存のホームページ、すごくまじめな形でいいんですけれども、今のこの町のホームページは。このままいくと、ちょっとお客さんが取りつきづらい状況が続いてしまうんじゃないかなと思います。ぜひ、こういう地域だからこそ動きを早く、できると思うんです、大きな規模じゃない町なので。ということは、早く手を打って、先手先手でお客さんの確保をしていかないとまずいんじゃないかなということを感じております。

それから、関連事項をもう一つつけ加えます。情報交換の場として、先ほどの祭りのお話なんですけれども、各地の祭り、同日開催ということで、顔を合わせることができないとし

たら、この役員の方々を、例えばサミット形式で集めて会議の場を設けて、ちょっと情報交換したらどうかなと。例えば先ほどありました上海万博に出た小稲の虎舞いとか、私も籠獅子でも各地遠征行っていますし、そのときにどういう状況だったのか、どういう形で運営していったらいいのかという、ちょっと各地区での情報交換でもかなり、これ意味があるんじゃないかなと思うんですけれども。このままいくと、同じ日に開催して、同じ日に練習をして、終わってしまえばまた１年後ということになってしまいますので、どこかしらでアクセントをつけてみたらどうかなと思うんですけれども、それを行政主導でやってはもらえないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　今おっしゃっている、要するに情報を提供するという、これ非常に大事なことだと思います。ただ、私個人がパソコンに弱いものですから、余りお話が見えない部分もあって、情けないなと思うんですけれども、これから実際必要ではないか。それから、先ほど小学生とか中学生の話し合いの場というような言葉が出たような気がします。これ、大人同士の話し合いの場もありませんので、そこへもってきて子供同士の話し合いの場なんていうのはとても無理だと私は思います。ですから、各部落単位では子供の集まりがあって、そこでこんな祭りの運営してほしいよとか、そういう話し合いは当然やっていると思うんですね。あるいは大人がやって、子供を呼んで話したりというようなことはやっておるんですけれども、各部落の情報交換的な場面、これは大人がまずできないと子供ができっこないと私は思っております。祭りに関しては歴史とか伝統とか、それをよく知っているのは子供ではなくて大人なんですから、まず大人から始めないとこれはまずいだろうと思うんです。南中地区を考えますと、４つの部落が１つのクラスですから、１クラスの子どもが３クラスについて知っているわけですね、合計４つになるんですけれどもね。だけど、祭り、お宮が違う場合、お宮が違うということで、そのほかの部落のものはわからないと、こういう現象は確かにありますので、そこで先ほど議員のおっしゃったテレビ、これの活用とか、先ほどの動画活用、これが町内でも役立つんではないかというふうなお話につながるんじゃないかと、こんなふうに把握しますが、これ、進められればやったほうがいいなと私も思います、個人的に。結論はちょっとここで申し上げられません。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

先ほどから、いわゆるネットを使った情報提供ということが言われております。確かに今の時代はもうインターネットの時代で、それと先ほど議員も言われたスマートフォンですか、今度は。我々が想像もつかないような日進月歩、まさにそういう時代に入っています。

そこで私も、今回も、特にいろんな場面で言っておりますけれども、まず町のホームページから始めて、すべてを情報提供に、インターネットにあわせてもう少し見直そうということで取り組んでいきたいという思いでおりますので、そんな中で、観光もそうですし、ほかのことも含めてもう少し今の、いわゆるネットの時代、スマートフォンの時代、こういった時代の流れに乗りおくれないように行政を進めていきたいという思いでおります。よろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

今、教育長さんにお答えしてもらった部分に関して。私が言ったのは大人の部分での会議です。当然、子供からという形ではなくて、大人同士の集まりのサミット形式の会議をやったらどうかということなんです。私自身も去年のケーブルテレビの放送を見るまで、例えば三浜のほうとか、どんな祭りをやっているかと知らないわけですよ。見て初めて知って、同日にやっていると。よその下田の友人から何か聞かれて、こういう祭りはどうなのと聞かれても、その各地を知らないわけです。自分のところの祭りしか知らないという現象が起きてしまっているので、ぜひこの情報交換の場としての会議体を設けてほしいなということは感じております。

それから、今、町長にお答えいただいた情報発信ツール、ここはちょっと展開がなかなか読めない部分だとは思うんですけれども、私も含めてそれほど詳しいわけじゃないので、ただ、今までの広告の効果みたいに、大きな媒体に投資をしていけばお客は集まるシステムではなくなると思うんですよ。例えばツイッター、あとフェイスブックに関して言えば、だれがそこに関心を持ってコメントを寄せたかというだけで広がり方が違ってくる。要するに、有名人がそこにコメントで入ってきてしまえば、これは南伊豆町の名前というのは大きく広告されるという現象が起きていくわけですよね。だから、例えば大量なお金を使って雑誌に広告を打っていくというんじゃなくて、そういうところにたくさんのネタをばらまいていくということが必要じゃないかということが言いたかったのです。

ですから、ホームページのほうは、既存の形で同じ運営していくのではなくて、そこからもうフェイスブックに入っていけるとか、ツイッターのほうにリンクしているとか、その中では町のキャラクターが設定してあって、例えば昨今話題になって、いるゆるキャラみたいなものを南伊豆町もつくって、そのキャラクターがナビゲートをしていくとか、そのキャラクターが南伊豆の町をかえるとかというしつらえをしていかないと、多分ついていけなくなってしまうんじゃないかな、ただの田舎で終わってしまうんじゃないかなというところがあったので、ぜひともその点については、若い職員の感覚というのを重視して進めていかなければならないときがあると思うので、例えば仕事中にスマートフォンをいじって、フェイスブックに投稿してもいいよという時間をつくってもいいぐらいの、そのくらいの余裕を持って割り切ってやらないと進まないと思うんです。そういう形での進め方をぜひお願いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　答弁はいいですか。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　はい。答弁はいいです、私見ですから。お願いします。

それから、最後の質問になります。

小中学校というか、保育園・幼稚園含めまして、夏季対策ですね、猛暑対策。これについての質問をさせてもらいます。

現在の授業中の環境というのは、教育長さんとか、あと職員の方々というのは、どんな状況の中で授業を展開されているかというのは、見たりとか聞いたりとかということで把握はしていらっしゃるんでしょうか。まず、お願いします。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　各教室の状況まで私は見てはいないんですけれども、ただ各教室とも、今年度は熱中症という話題が非常に持ち上がりまして、この場所も結構熱中症に強い人が多いのかなという感じもしますけれども、熱中症に関しては神経をとがらせておりましたので、教室温度を当然はかっておるということであります。高いときには、保育園・幼稚園の場合は臨機応変に水浴びさせてしまうとかやっていますし、小中学校は休み時間に窓をあけて風通しをよくすると、授業中でも極端に暑ければやると、こういうことでやっているということでございます。家から麦茶を持ってこさせるとか、そういうことを当然、７月から９月にかけてはずっとどこの学校もやらせています。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

今、教育長さんも言われたように、熱中症に対しての対策というのが必要なんじゃないかなというぐらい、気温の変化が昔と変わっていると思うんです。私どもが子供のころ、30年ぐらい前と比べても明らかに気温の高さが違っていると思うんです。夏だから暑いのが当たり前であって、それは我々も我慢してきたんだからそんなのは我慢しなさいよというレベルじゃないと思うんです、もう、倒れてしまうという状況なので。だとすると、例えば校舎に関しても、木造から今、鉄筋の校舎になっていますので、どうしても気温の変化に対応がしづらいのかなと。例えば、そこにエアコンの施設を入れるとかという形なんか考えられないものでしょうか。維持費がかかるということはわかるので、例えばそれを受益者負担という形で負担してもらってでも、最初の設置はやってみようとかという考えまでにはないでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　これも微妙な問題がありまして、エアコンを入れれば確かに涼しくなるんですけれども、エアコンが風邪の原因になったりすることもありまして、むしろ扇風機を導入することを先に考えたほうがいいんじゃないかと、こんなふうに思っています。

実は学校の会議室とか保健室とか特殊な場所だけは、パソコン室とか、エアコンが入っています。各学校４カ所ぐらい。各教室へ入れるかどうかということなんですけれども、これはほとんどの市町は、入っておりません。例えば自衛隊のあるまちとか、あるいは特殊な、経済状況のいいまちで入っているところはありますけれども、入っていないまちがほとんどです。これは、先ほど申し上げましたように、エアコンに対応できない子供も中にはいるわけですね。そこのところがありますので。しかし、これから先、考える必要性は出てくるかもしれない。議員おっしゃるように、年々温度は上がっていますから。だから、これ、考える時代が来るかもしれないなというふうに思っております。

それから、この場で申しわけないですが、話の腰を折りますが、先ほど祭りのところで、どこどこの部落と私が表現したみたいですね。これは何か差別用語に今はなっているそうですので、すべて上賀茂地区、下賀茂地区ということで、訂正させていただきたい。よろしく。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

今言われたそのエアコンというところに私こだわっているわけじゃありませんで、これ、ぜいたくをしたいというわけじゃありませんのでね。扇風機でもいいです。何の方法でもいいんです。とにかく熱中症にならないような、何か起きてから対策を練るんじゃなくて、子供たちが授業を受けやすい状況。受けやすいというよりも、相当過酷な中でやっている状況があるのかもしれませんので、その点をちょっと改正してあげたらいいんじゃないかなというところで今の質問をさせてもらいました。

それに関連しまして、運動会の練習期間というのがちょっと全国的にも問題になっているんじゃないかなというのがありまして、最近の夏というのは８月が終わってもまだ暑い時期が続きまして、運動会当日はいいとしても、その前段の練習期間中が相当問題になっていて、その間に体調を崩してしまう子供たち、もっと言えば職員の方々、先生達も体調を壊してしまうということがニュースでよくあるんですけれども、その点に関して、時期をずらすとかという形はできないようなものなんでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　現状ですね、確かに今年度は極端に暑かったというか、そういう感じでおりまして、ですから各学校とも熱中症対策を物すごくやっております。だから、練習中にも、それこそ15分、20分休みをとらせて水を飲みに行かせたり、そういうことをやっております、日陰に行かせたり。ですから、それについては、実は、ここで想像しているだけですから、現場に行かないですからね、結論とは言えないと思うんですけれども、何とか過ごせる状態ではないかというふうに思っています。これ、学校からのまた状況を聞いて、対応を考えていくということでいきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

２学期が始まるころになると、運動会の練習でことしは倒れないでいられるかな、なんていうのが冗談みたいにささやかれるという会話が子供たちの中であるなんていうのは、ちょっと異常な現象だなと私は思ったので、その点を聞かせてもらいました。

以上３点で質問を終わりにします。細かい答弁ありがとうございました。

以上になります。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君の質問を終わります。

ここで、３時まで休憩といたします。

休憩　午後　２時４８分

再開　午後　３時００分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇　稲　葉　勝　男　君

○議長（梅本和熙君）　６番議員、稲葉勝男君の質問を許可いたします。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　通告に従って一般質問をさせていただきます。

同僚議員と重複する質問も中にはございます。そこら、もう一度答弁いただきたいというふうに思っております。

まず１番目として、町の財政の中で自主財源確保のために一番大きく影響を及ぼすのが、要するに南伊豆町の経済の活性化だというふうに私は考えております。その中で大きなポイントは、主産業である、いつも申し上げておりますが観光産業関連であると、そういうふうに考えております。

ことしの夏の伊豆地域の観光の入り込み状況を見ますと、１市５町、松崎の賀茂郡もさることながら、伊東、熱海あたりも入り込み状況が前年対比20％前後というような結果も出ております。先ほど町長の行政報告の中にも前年対比で22％という結果が出ております。このようになった結果というのは、先ほど町長も申し上げておりましたが、東日本の大震災、あるいはそういう中で、国民の多くが漠然とした不安だとか暗い気持ち、そういう中で買い物や外食、あるいは旅行など娯楽に対する消費を控えているというような傾向も見られたと思います。またそれに原発の事故に対する不安、そしてもう数年続いているこの世界的な不況、いろいろな条件が重なった中で、今回こういう結果が出ているんだというふうに考えております。

そこで、先ほど同僚議員からも質問がありましたが、南伊豆町の観光産業の中で一番大き

なウエートを持っているのが、私常々申しておりますが、石廊崎と、それから下賀茂の温泉、これはもう南伊豆町が観光立町と言われるゆえんの歴史の中ではぐくんできた、一番これは大きい問題の２つだと。それに弓ケ浜という白砂青松の地域もございますが、そういう中でジャングルパークの訴訟問題、これの現況ということでお聞きしたいというふうに思っております。

これは、今まで全員協議会でも当局のほうから裁判の経過も報告がありました。その中で和解案というものも示されております。その中で、伊豆半島の観光の全体を考えますと、以前、同僚議員が申し上げましたが、足の指先まで血が通わなければ死んでしまうとそういう結果にならないためにも、ぜひ石廊崎の問題というのは早期に解決すべき一つだというふうに考えております。

過日の新聞を見てみましても、先ほど、この町長の行政報告の中で今後外国人誘客のためのインバウンド事業、これをぜひ展開してもらいたいというふうなことも載っております。この中で中国大陸からの観光客のほとんどの方がきれいな海、それと温泉、これを非常に要望というか、そういうところに大きな魅力を感じているということが過日の新聞にも載っておりました。こういう中で、伊豆半島、ましてや南伊豆は特にそうなんですけれども、この石廊崎の地域とか、海岸線、これがその温泉を組み合わせた、これは本当にそういう中国からの観光客の皆さんには一番条件的に合っているんじゃないかなと。これをぜひ今後生かしていくためにも、石廊崎の訴訟の問題の解決、これを早急にするということ。現在のその進捗状況、これらについてどのような進捗状況になっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この石廊崎のジャングルパークの問題は、先ほどからお答えをしておりますけれども、係争中ということで、近々また、議会の皆様にはこの今のいわゆる和解の内容、あるいは進捗状況についてお知らせ、ご意見を聞く機会を設けたいと思っております。そのぐらいしか、今のところ、今ここでは申し上げられませんけれども、これはやはり先ほど申し上げたことでありまして、いわゆる前へと進んでいるという表現で今のところは言わせていただきたいという思いでいます。後ほどまた全員協議会で、今まで皆様にお知らせしたその後の経緯ですね。これについての報告と皆さんのご意見を聞きたいという思いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　先ほど同僚議員の質問と同じ答弁なんですけれども、先ほどの同僚議員は新人ということで、今までの全員協議会の経過もまだ御存じないと思うような中でああいう質問をされたんだと思いますけれども、全員協議会である程度我々に、議員に説明されている分を、やっぱり同じ議員ですから、説明されたらというふうに私は感じました。ですから、今後、町長、今申されたように全員協議会、これをまた開催するということになりますが、この全員協議会で、開催は守秘義務というか、これは係争中だからということで言われているんですけれども、我々は町民の代表としてここに立っている以上、聞いたことを町民に聞かれると、個人的な情報だとかそういうものは一切あれにしても、やっぱりある程度のその情報の提供というのはせざるを得ないわけですよ。そのためにもやはり、新人の議員さんなりそういう質問があったときに、ぜひ町長のほうから、今こういう段階ですということを、私は言っていただきたかったんですけれども、守秘義務と言わなくて係争中だからということであれですけれども、その辺、町長、今後全員協議会あたりの意見というのは絶対守秘義務で、外部へ漏らさないでくれという意味で言われているのか、その辺ちょっともう一度お聞きしたい。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この問題は、実は新しく議員になられた３名の方には勉強会の中で担当課から説明があったと思います。ですので、今までの経緯というのは、既にもう何回かお聞きになった今までの議員の皆さんはそれなりの内容はわかっていますけれども、新人議員の３名の皆さんは勉強会の中で説明をしておりますので、今までの経緯とそれから現時点でどうなのかということは、同じレベルで理解してもらっているというふうに私は解釈しております。

それから、守秘義務という言葉が出てきましたけれども、我々はほかのことも含めてやっぱり行政というのはそういったことも、守秘義務ということも頭に入れながら仕事は進めなければならないという思いでいますので、それはもうそれぞれの議員の皆さんの判断で、こういったことは話すとどうなるのか、あるいは話さないほうがいいのか、あるいは議員だから我々は知り得た情報だというふうに解釈してもらうのか。それはやっぱりそれぞれの議員さんの判断によるしかないと思うんですよ。要は、裁判中ですので、この裁判でとそういっ

たことは、ちまたに流れていっていろんなことを話していいのは、やはり先へ行けば行くほどいろんなことがうろこがついたりして広がるおそれもありますので、そういう心配もあって、弁護士から言われているのは限られた中での情報公開、議員の皆さんにも説明をしてほしいということを言われておりますので、我々はそういうことでもって、決してその隠すとかということではなくて慎重にしております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　町長の申されていること、わかりました。

それで、実は今、その和解案等の話が出ていると、これはもう皆さん御存じのとおりですけれども、その中で、先ほど同僚議員も言っていました観光のいろいろ推進事業、観光圏整備何とか事業だとか、ありますね。そういう中で、石廊崎に対する皆さん、他の市町の担当者とか、首長さんあたりの中でのご意見というのをちょっとお伺いしたいんですけれども。というのは、この間ちょっと、ほかの首長と話をしたんですけれども、とにかく伊豆の観光の低迷の一つの原因は石廊崎を早く解決して、石廊崎ぐるっと周遊できる、要するに今は、いつも私、申し上げているように、西から入ってきた観光客は婆娑羅峠を通って下田へ行って東へ抜けると。東から来た観光客の皆さんもそれで、伊豆の最先端をぐるっと周遊しない。だから、ぐるっと周遊することと石廊崎の魅力をもっと出していただければ、各市町の観光もそれに伴っていい結果が出るんじゃないかと。ぜひ早期に解決するよう、議員として努力をしてもらいたいというような話もありました。ですから、そういう中で、各市町の首長さんとか、今言った観光担当者、そういう方々からの反応とかそういうものは、町長、何かお聞きなっておりますか、どうですか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

確かに、この石廊崎の問題は、近隣の市町だけでなくて、伊豆半島それぞれの市長、町長が事に触れ、いろいろ石廊崎の問題が出てくると、どうなっているのか、あるいはぜひ解決してほしいよという話が非公式の中ではあります。ですので、我々はやっぱりこの問題を進める中で、必要とあらばやはりそういった皆さんの、場合によっては連名でとか、そういう段階まで行ったときには、県へ、あるいは関係省庁へもお願いごとをするについてはやらな

ければならないことも出てくるかなという思いでおりますので、そういう皆さんの関心を寄せていただいているということには――私も関心を持っています。ですので、そういうことで、この進みぐあいによっては、今後そういった皆さんの協力も仰がなければならないかなという思いでは今のところおりますけれども、まだそこへ行く前の段階ですので、そういうことです。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　ぜひこれは早期解決ということで、先ほど同僚議員も申し上げましたとおり、皆さん、協力もしますし、そういうつもりで取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、今年度の当初予算で道の駅に食事処開設調査委託業務、これはたしか200万を計上しております。４月から約６カ月、この辺の進捗状況をお聞かせいただきたいというふうに思っております。それで、どういう内容のものかは検討中だと思うんですけれども、ちょっと産業観光というのは、産業観光課ですけれども。産業観光という、わかりますか。これは私、ちょうどここに新聞があるんですけれども、産業観光というのはさらに言えば、私も認識していた産業観光と違うんですよ。というのは、産業観光という地域の文化を覚せいした新たなビジネスモデル、こういう動きがあるそうです。というのは、産業観光を単なる物見遊山の遊びという側面からではなく、学びの場として価値を見出し、地域経済への波及効果を目指したいと。そういうやり方の中で、農業もやり方次第では収益事業となる可能性がある。地域特産や歴史を紹介する展示館が各地にあるが、それをさらに一歩進めて、地域が潤う産業観光に育て上げたい。記念館や直売所で特産の買い物を楽しんでもらい、農家レストランで特産品料理を味わう。そこでしか手に入らないグッズだとか、ほかでは食べられないという料理もののアイデアがポイントだと。それで、神奈川県の横須賀市では、マイナスイメージだった基地をテーマに、産業観光として頭をひねり、米海軍からハンバーガーのレシピ権を正式にもらい、基地周辺限定のネイビーバーガーとして売り出したところ、非常に人気商品になったと。それで、三重県の多気町です。高校生がレストランを開いているとか、そういうふうにして、要するにその地域の産業を観光に取り入れると。これは前からそれらしきことをやっていますけれども、そういうことで、いろいろ地域のものを取り上げた中でのレストラン、こういうものが非常に皆さんに好評を得ているということが載っております。

今、これの進捗状況とその根本的な考え方、この道の駅食事処の。これらについてどのよ

うな考えで進んでいるのか、進捗状況、これらちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

昨年度、観光協会を事務局とします道の駅食事処検討委員会から、食事処開設の要望をいただきました。町といたしましても、近隣の道の駅におけます状況等各方面から検討を行いました。その結果、さらに分析の必要もあるとの結論に至り、本年度アンケート等によります情報収集の委託調査を実施いたしております。

食事処の調査につきましては、８月１日から３月20日までの間の約８カ月間でアンケート調査を実施し、各種データを収集する内容となっております。８月１日から１カ月間は道の駅窓口カウンターにおいてアンケートを実施いたしまして、40件の回答を得ました。９月10日からは敷地内に仮設売店を開設し、地場産品を使用した軽食、弁当等を販売しながらアンケートの収集に当たっております。道の駅食事処の開設につきましては、アンケート結果を踏まえながら、その対応を検討してまいりたいと考えております。

アンケートの内容でございますけれども、性別、年齢、何人で見えられましたかと、どなたと来られましたか、また道の駅下賀茂温泉湯の花の利用回数状況を教えてください、今回の旅行の日帰り、宿泊、差し支えなければ宿泊先を。ここでの販売商品の中で何がよかったですかと。販売商品は今現在扱っておりますのは、弁当類は岩ノリ弁当、田舎ずし、ちらしずし、以下カツどん、それから今後がサザエ御飯、おかみ弁当を予定しております。それから、総菜、漬物はみそしょうが、今後、フキみそとユズジャムを予定しております。それから、菓子、デザート類につきましては、アロエのところてん、メロンもなか、それからメロンロール、これも現在販売中でございます。この販売商品の中で何が一番よかったですかと。それから次に、販売商品以外でお召し上がりたい商品及びメニュー。例えばどんぶりもの、めん類、先ほど議員がおっしゃられましたファストフード等々、何がお召し上がりになりたいですかと。それから、道の駅下賀茂温泉湯の花に食事処を希望しますかと。それで、差し支えなければどのような食事処を希望するか、具体的にご記入くださいというアンケート内容でございます。

それから、このアンケートの期間でございますけれども、夏の時期、それから秋、それから冬、それから春とに区分してデータ収集をいたす予定でございます。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　ありがとうございます、課長、いろいろと。

そうするというと、この結果が出るのは、課長、３月ですか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　はい、そのとおりでございます。また結果が出ましたらお知らせいたします。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　それで、この調査の結果だけを頼りに、開設だとかそういうふうに考えるのか。ある程度、町なり、町長なり、担当者なり、町の職員の今の段階での考え方というのはどういうふうになっているのか。こういうものをつくりたいと、それでアンケートの結果、それを組み込んだ中でこういうふうにしたいんだと、そういうあれはまだ出ていないですか。その辺ちょっとお聞きしたい。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　先ほども申し上げましたけれども、食事処検討委員会のほうから要望いただきましたものですから、町といたしましても、今後は、道の駅にはほかのところにもございますので整備したほうがよろしいんじゃないかなということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、近隣の道の駅等々を見ておりますと、やはり収益的にかなり苦戦しておるということでございます。だものですから、今回の調査に至ったというところでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　課長の言うとおり、そこが一番心配するところで、収益的に成り立っていくのかどうか。ですから、私、先ほど申し上げましたように、産業観光、これをやっぱり十分考えた中で、今いろんなレシピというか、料理のいろんなあれが出てきまして、その中にも南伊豆のものを取り入れることは当然考えてやっているみたいですけれども、ぜひここらを考えた中でやっていかないと、やっぱりどこへ行っても食べるものがあるというのではじゃ、１つでも２つでもそういう意味での開発というか、そこら辺に力を入れて、ぜひこれをつくることについては下賀茂地域の食堂の皆さんもいろいろ申し上げていることもある

と思いますけれども、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、経済活性化の諸問題の中で、漁業後継者の育成、これにつきまして、私、今まで見ていますと、農業後継者、林業後継者、これに対する予算措置だとかというのは、十分でもないですけれどもある程度されて、みんなその都度その都度、議会でも皆さんからのいろんなご意見も出ております。平成17年の国勢調査の産業別就業人口によりますと、平成12年度に対して、第１次産業の中でも農林業は７％以上ふえているですよね、就業人口というのかな。それで、漁業に携わる人は21.8％、これが減っております。これにはいろいろな、もちろん理由がございましょうけれども、ですけれども、町の今回考えている交流だとか安定促進事業の中で、漁業に対してどのように検討されて、漁業の後継者とかそういうものに対しての位置づけをしているのか、ちょっとその辺を企画調整課長、お願いしたいと思います。定住促進だとか、そういう事業の中で、漁業に対する。農業は、ほら、やっていますけれども。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　うちのほうで３年ぐらいになりますけれども、いわゆる定住促進のツアーというものを実施しております。その事業の中でいわゆる漁業体験というものを、毎回取り入れております。例えば干物さばき体験ですとか、それからイセエビ漁の見学とかということをしております。そういう形でもって漁業体験ということで、今後の就業の糸口といいますか、窓口といいますか、というものにつながればいいなというふうに思って現在実施しているところであります。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　また９月の補正で、今後補正予算が審議されるわけですけれども、その中で、この間全員協議会でも事前に説明を受けました補正予算額、地域興し協力隊推進事業への取り組み、これが計上されております。それで、これについてはこの間の説明ですと、地区としたら南上地区のほうの区長さんあたりからこういう事業でという申し出があったとかというふうに私は感じているんですけれども、これは農林水産漁業に従事するというか、そういうあれもいいわけですね、水産も。農林だけじゃなくて。各地域の祭りだとか、いろんなものに携わるとかそういうこともありますけれども、こういう中での水産業へのやはり働きかけ、水産をやっている方たち、あるいは漁業等のそういう、何ですか、連絡とか、そういうあれはされたのか、されてないのか、ちょっとその辺もお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　今年度の補正予算といいますか、今回の補正予算の中に計上してあります地域興し協力隊の事業でありますけれども、基本的には県のほうで募集をし、委託し、それでもって南伊豆町へ派遣していただくというものでございます。基本的にはその南上地域を中心として、定住をしていただいて２年間ぐらいなんですけれども、定住していただいて、各種事業を行っていただくというものであります。

今後の、どういったものを実施していただくかということにつきましては、南伊豆町といいますか、特徴として、現在考えているんですけれども、応募される方の自主性というものをまず基本にしたいんだというふうに考えております。それから、やはり南上地域という特殊性といいますか、特徴を考えますと、農業活動というものも基本になってくるのかというふうには思っておりますけれども。

今後の事業計画につきましては、まさにこれから検討するということになっておりますけれども、いわゆる南上だけでなくて、いわゆる南上地域以外のところという発想も考慮しなければいけないなというふうに考えているところであります。

今現在、一応南伊豆町の事業体で現在１人、いわゆる漁業研修というものも実行しているところがあるように聞いております。ですから、場合によるとそういったところへと、研修ということも今後考えていきたいなというように思います。ですから、農業研修、それから漁業研修といった形で、幅広く検討していきたいなというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　課長からいろいろお話いただいたんですけれども、伊豆漁協の管内でもこの南伊豆地域はイセエビ、それから貝類、イカ類の水揚げはほとんど上位に、イセエビは一番とれているんじゃないかというふうに感じておりますけれども、要するに、こういう状況を、これをやはり真剣に考えて、農業もそうなんですけれども、この後継者の育成というのは非常に難しい中でも、やはり漁業の後継というのは、これは本当に今、皆さん四苦八苦している状況でございます。ですから、ぜひ地域興し協力隊、それの事業だとか、それからまた静岡県のほうでも地域の担い手を育てようということで、ＮＰＯ法人の社会貢献活動を支援するために、ふじのくにＮＰＯ活動基金、こういうものも創設して、それからＮＰＯ

をそういう担い手の一つのあれに、何ですか、方法として活用するだとか、そういうこともありますので、ここらは今後、企画調整課長さんも大変でしょうけれども、ぜひ頑張って、後継者らを育成するため、農業、漁業、これらすべてに頑張っていただきたい、こういうふうに思いますが、どうですか、課長。町長も一言お願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

かつては我が町の70％を占める第１次産業である農林水産業でありました。それが、いろいろ時代が進む中で、現在の10数％という産業構造になっております。我が町は、ご存じのように、三方を海に囲まれたいわゆる海の町でありますので漁港も多くあります。そして、古くからそういった漁港で、海で仕事をしてきておられる、いわゆる水産業の方が多くおられるわけでして、そういうことを考えますと、やはりこれを何とかつなげていきたいという思いがしておりますので、これは観光だけでなくて、いわゆる産業として、農業、林業もそうですし、水産業、こういったものをもう一度てこ入れをしながら、ともにそれぞれに後継者が生まれて、そして産業として継続されていくように、我々もさらに取組んでいきたいという思いであります。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　その辺は本当に力を入れてやっていただきたいというふうに思います。

それで１点だけ、この行政報告から思ったんですけれども、産業観光課長さんにお願いいたしますが、６ページの弓ケ浜オープンウォータースイムレース、これには各地から158人の参加があり、うち55人が宿泊したと。その次のマスターズオープンウォータースイムレースには187人で、80人。その次は８月27、28の両日のこのビーチバレーは470人のうち９割以上の460人、すごくこの手前のほうというか、さきに申し上げたほうは158人とこれ、３分の１、その次もこれは２分の１前後。このあれというのはどういう、熱心に泊まってくれるよう誘わなかったのか。競技の形態があるから何とも言えないですけれども、その辺、ちょっとこれ教えていただきたいです。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　今の、それぞれの形態はそれぞれの種目がございますけれども、競技の形態というか募集の仕方でございます。ビーチバレーボール大会の470人中の460

人というのは、これはエージェントでも募集しまして、日本じゅうから選手を募りまして、もう完全に宿泊パックみたいな形になっております。ただ、このウォータースイムレース関係は、日帰りの方も、県内とか、京浜方面とかから来ておりまして、参加者の、これはエージェントの募集というか、自由という形になっておりますので、ちょっとその宿泊形態が異なっておりますのでこの差が出てきております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　ぜひこれ課長、180というか、８割、９割の方がここへ泊まっていただけるような方法を今後検討していただきたいというふうに、これは要望ですけれども、お願いします。

続きまして、共立湊病院に関する諸問題ということで質問をさせていただきます。

７月の町議会議員選挙で皆さんそれぞれ、ここに来られた皆さんも各地域を回られて、多くの町民の皆さんと接してきていると思います。その中で生の声を私もお聞きする機会があったものですから、その中で皆さん心配されているのが、やはり共立湊病院の関係についてが非常に多くありました。そこで、これ先ほどの同僚議員も同じ質問をしたんですけれども、町長に町長として、またお伺いしたいというふうに思っております。

１つは、新病院に移転後の診療所、この問題ですけれども、これらについては診療所を医師１人でやるのか、その辺の内容的なものもまだはっきりしていないみたいなんですけれども、結局、南伊豆町のこの人口規模、それから人口構成、ここらは南伊豆だけじゃなくて、少子高齢化だとか、それで観光客、そういうもろもろのことを考えた中で、町長が今お考えになられるその診療所の規模、どのくらいの規模がいいのか。例えば、先ほどは無床というか、ベッドはある程度確保したほうがいいと、それも一つのあれでしょうけれども、いろいろな中から考えて、町長が今、この程度の診療所はぜひ確保するんだという、これ管理者としてじゃなくて、南伊豆町長としてお考えになっているところをひとつお聞きいたしたいと思います。

それと、今の病院が下田へ移転した後の、先ほども出ましたが、跡地、それの活用について。これはもう皆さん御存じのように、１市５町の組合で管理している土地でありますから、南伊豆町が勝手にこうしたい、ああしたいということはできませんけれども、これも管理者じゃなくて、南伊豆町長として私はこういう利用をしていきたいと。先ほど町長は、南伊豆

のために有効になる活用をと言っていましたけれども、町長のお考えとして、ある程度具体的に、こういうものをつくりたいと、つくったらいいじゃないかなということ、これ、町長としてお伺いします。

それから、病院組合の８月の定例会で、同僚議員も申し上げましたが、産科の設置、これについて、町長は、早期の産科の開設には取り組んでいるが、実現には至っていないと。そして、指定管理者も十分その点は把握しているし、それから助産師の確保、状況によっては比較的早い時期に開設できると期待していると答弁されております。これが本当に可能なのかどうなのか。その辺をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まず１点目ですが、病院の移転後の診療所ということであります。これも先ほどのご質問等でもお答えしたとおりでありまして、あそこへはまず診療所を開設するということは、これは決定をしております。そこで、その規模ということを今言われました。私としてはやはり、今まであったあの病院がなくなるわけですので、その分、これ100％、とても後を補えるような、診療所ですから、施設はできないわけですけれども、２次救急は下田へ行く。そして、いわゆる診療所としての機能が果たせるような。これも今考えておるのは、医師が１名ということですけれども、これはやはりＳＭＡとの医療スタッフの関係になってきますので、ここで何名ということは申し上げられませんけれども、今まであった病院の機能が下田へ移転することによって、その何分の１かが診療所として補完できるような地域医療というふうなまず考え方で基本的にはおります。具体的には今後さらに詰めていって、何度も申し上げますけれども、医療スタッフの問題がありますので、これはＳＭＡとさらに詰めていきたいという思いでおります。

それから、２点目の跡地利用であります。これも先ほどからいろいろ質問がありましたけれども、いわゆるあそこの土地というのは環境に恵まれて、もともと海軍病院があそこへできたという理由が、今我々が考えるとやはりあそこだなという、当時としてもそういう場所として選ばれたという納得のいく、それほどすばらしい環境のところでありまして、そこで約３万平方メートルの跡地になるわけですけれども、ここをぜひこれは有効に活用したいという思いでいます。それと、今あるなぎさ園、老健施設ですね。それから、特養もあります。やはりこういった施設を考えますと、あそこはそういった医療の面、あるいは福祉であると

か、そういった面で考えていくことがいいのかなと。ただ、それに固執しないで、やはりすばらしいああいった環境のところですので、これも地元の雇用の面であるとか、産業振興に役立つようなそういう面での検討をしていきたいと。ですから、今具体的には何をということはまだ私も考えておりませんけれども、やはりあそこの場合は医療福祉ということが今後も関連づけた、そういった面での活用ということになってくるのかなという、今、まだその程度のことしか考えておりません。

それから、３つ目ですけれども、産科の問題です。これも先ほどの質問にお答えしたとおりでありまして、基本的にはＳＭＡも我々もそうですけれども、やはり将来は何とかしたいというふうに思っておりますので、当面は来年５月の開院にはこれは予定をしておりませんけれども、近い将来、医療スタッフの問題であるとか、その他もろもろの条件が整ってくれば、我々としても前向きに取り組んでいきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　診療所等、具体的なまだ町長自体の考えもないような答弁でしたけれども、新しい診療所にね、町長、例えば往診可能だとか、そういうような、できるようなことも一つは考えていただきたい。これは本当にこれから、これ、どこのまちも一緒なんですけれども、少子高齢化、南伊豆は元気な方が多いですよ。でも、やっぱりある程度往診が可能なようなそういう診療所に医師が２人、３人いられて、それで常に１人の医師は往診であちこち可能だよというような、そういう診療所になるようなことも今後ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの産科の開設の件ですけれども、これは具体的にはまだ決まっていないということですけれども、やっぱり指定管理者が、今、町長が言われるように、医師の確保だとかやっているけれども、そう言うとおかしいんですけれども、今の指定管理者が本当はこの４月から満足にやれば、10何人のスタッフがいて、共立湊病院は今までと同じようにやれたんですけれども、偶然これが配置できなくて、結果的には今のような現状に陥っているものですから、余り、この指定管理者を信用することはいいんですけれども、やっぱりその中で各自治体の首長さんたちも頭を突っ込んで、あなた任せじゃなくて、管理者任せじゃなくて、みずからが共立湊病院組合というか、管理者の皆さんもみずからが一緒になってそのスタッフを確保するような、そういうことをやっていただきたいというふうに思います。こ

れはいいです。

それから、最後にですけれども、その指定管理者が、先ほど言いました医療スタッフがそろわなくて、結局４月から50床で運営したわけですよね。それで半年たちましたが、最初のころから、もう赤字になるボーダーラインは90床。90床のベッドを抱えていればぎりぎりでやっていけるんだと。それが50床になれば当然赤字だというようなことで始まったわけです。それで要するに、ちょうど半年たった現在、どのような収支状況ですか。それがわかったらお願いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この収支状況ですけれども、本年４月から、ＳＭＡが指定管理者となって診療を開始して、外来患者数も月を追うごとに増加をしてきております。そういう中で、診療科目の増加であるとか、あるいは医師の確保、こういうことでもって大きくこの収益も変動していくわけですが、そこで半年は今月いっぱいでたつわけですけれども、先ほど申し上げたような状況にありますので、収支の予測というのが非常に難しい状況に今あります。

第一四半期につきましては、費用面では薬剤であるとか、あるいは消耗品等の初期投資が、これはどうしても年度当初の４月に集中をします。そういったことがあるということ。それから、収益の面では、診療報酬額の確定が診療月の２カ月後に確定です。ですので、正確な収支状況というのはまだ、実際もう半年たつわけですけれども、これを反映しておりません。そこで、上半期の、いわゆる４月から９月までの収支がある程度固まるのは来月、10月の下旬ごろというふうに考えておりますので、ここでまだ数字は申し上げられませんので、正確さを期する意味からも11月の中旬には年間の収支予測というのを皆様にご報告できるかなという思いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　わかりました。これは最初に申し上げたように、病院関係については本当、町民の皆さん、関心を非常に持っております。ですから、的確な本当に新しい情報を常に皆さんに提供するようにしていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

それから、３つ目として、これはもう皆さん申し上げている防災対策ですね。それで、３月11日のこの東日本大震災、それから台風12号、15号と、こういう災害があって、非常に国民全体が防災対策について大きな関心を示しております。幸い本町におきましては、昭和51年７月の伊豆半島を中心とする静岡地方の大雨、そして10月の集中豪雨によって、この前原通りが、町長も御存じのように、役場の１階で首のここまで水が来るような、そういう水害を受けて、それ以後、この２級河川、青野川の河川改修が行われて、それによって、今はほとんど大水害というのがなくなったという経過もございます。

それで、水害についてはそういうことで非常に安心できる部分でありますけれども、今回は地震があってから、町内34地区の実情、要するに人口構成だとか、それから地形。例えば、湊地区のように医療福祉施設が集中しているところ、それから観光施設もそうなんですけれども、旅館だとか。そういう実情を十分把握した中で、問題点だとかそういうものを把握して防災対策を講じなければいけないなというふうに思いますが、総務課長、その辺は課長、今のところどういうふうに考えているか、お聞かせいただきたいです。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

南伊豆町、大きな区から小さな区まで、34地区ございます。山間部から海岸部まで、いろんな条件が違います。同じ海岸部でも西を向いているところ、東を向いているところ、いろいろ非常に違うわけでございますが、どの地区におきましても、地震、津波、大雨とかによる道路の決壊や山、がけ崩れなどによる道路交通網の遮断被害がまず予想されるというふうには認識しております。孤立ということになるわけでございますが、孤立対策につきましては、以前からお話ししていますように、ヘリポートの調査を検討実施しましたが、引き続きヘリポート調査を実施しまして、用地確保等について検討してまいりたいというふうに思っています。

それから、情報手段でございます。同報無線は各全地区にあるわけでございますが、先日のあの台風のような日ですと非常に聞き取りにくいということがありました。ボリュームを上げても多分聞こえなかったと思います。そういったことを解消するためにあの防災ラジオということで、皆様のご希望をとらせていただいて、この10月末には配布できるだろうというふうには進めております。今後はそういったことで、衛星携帯電話ですとか、発災前の携帯電話へのエリアメールの配信とか、そういったものを進めると同時に、同報無線の整備とか、備蓄食料の計画的購入も推進する予定でおります。

それから、今回の3.11の災害で、岩手県が内陸と海岸部の双方の連携、県内での市町の連携対策をとりました。遠野市を起点に、釜石ですとか、山田町とかへ派遣するというようなことがありましたので、同じく孤立するにしても町内、例えば南上地区と海岸部の連携、そういったことも踏まえまして対策を進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　総務課長のほうからいろいろ説明いただいたんですけれども、私、申し上げたとおり、湊地区は非常に先ほど言ったいろんな施設がございます。その中で、「地震だ、津波だ」、何でしたか、「すぐ避難だ」というスローガンがあります。地震発生後の行動の中でやっぱりより高いところへと避難しろというのは、これ定説というか、あれになっております。今、心配しているのは、海岸地域の避難場所だとか、それが先ほども話に出ましたけれども、非常に低いところにあればそこへ皆やった場合は津波にやられるとかということがあるものですから、その避難路を要するに、湊地区で言えば、なぎさ園だとか、それから梓友会、なんでしたか鉄筋の建物だとホテル○文さんだとか、休暇村だとかございますね。そういうところとの、湊地区に限って私申し上げているんですけれども、避難場所として可能なのか、それとそういう話し合いをされているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　避難ビルのことだと思います。もちろん休暇村さんとか、梓友会さんとか、○文さんとかとは津波避難ビルということで協定を結んでおります。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　了解いたしました。

それで、災害が起きると非常に困るのは水なんですけれども、今、上水道、簡易水道が非常に整備されておりますので、昔で言う井戸の存在というのは忘れられております。しかし、上水道、簡易水道はこれ地震の場合は非常に弱い立場にあります。そのとき、やはり被災したとき、一番皆さん、欲しい欲しいと言うのがやっぱり水であります。その水を確保するために、昔やった井戸の発掘というか、各地区に恐らくまだ使用可能な井戸というのはあると思います。ですから、全部の井戸を発掘じゃなくて、その地区に１つでも２つでも、確実に

これはそういうとき活用できるというそういう調査、これを一つはされる必要があると。そして、水質検査は町であれですか、年に一度とか二度の水質検査程度は町でやると、あと維持管理は地域でやっていただくとかという、やり方いろいろあると思います。そういう井戸の発掘、これをぜひ早急にやっていただくことをお願いしたいと思いますが、町長のお考えをお願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まさしく災害が起こった場合に飲料水だけでなくて、水というのは本当にこれは欠くことのできないわけでして、そういう意味からも昔からある、今の言われる井戸を初めとしたそういう、いわゆる水源がまだ幾つか残って、使われているところもあるいはあると思います。そういうものをやはり、どこの地区はどこにあるとかいう、簡単なそういう、何ていうんですか、それぞれの地区ごとの案内図みたいなものもつくって、防災面で今後は生かしていきたいという思いをしておりますので、これはまた、それぞれの自主防の区長さんに、避難路の問題であるとか、防災の面でいろいろお話をする機会があると思いますので、そのときにまたこういう話はしていきたいというふうに思っております。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　ぜひそれは早急にやっていただきたいというふうに思っております。

それで、最後ですが、休耕田再生の補助ということでお伺いいたします。

本町の耕作放棄地も高齢化や、それから担い手不足、農作物への鳥獣被害などで、平成22年度の調査では244ヘクタール、これが10年前の12年には83ヘクタールですから、約３倍となっております。これは１市５町の中でもワースト１です。原発の事故だとかいろんなあれで、今、野菜だとか米に対する、何ていうんですか、国民の皆さんの目も非常に厳しいあれが向いております。その中でやっぱり自給自足というか、そういうものになる傾向があるんじゃないかなというふうに私は思っております。

それから、町でやっている定住促進の中でも、耕作放棄地をあっせんというか、あれして、こっちへ住んでもらうというそういう企画の中で、確かに耕作放棄地に米がつくれるようにするには、これ並大抵な苦労じゃないですよね。それで、まず第一に米を例えばつくろうとしたときには、俗に言う頭首工、水引、これがもうほとんどなくなっております。これを自

分でつくって、それから水路をつくって、昔の荒れた土地を米をつくれるようにするには非常に資金もそうですが、労力もかかります。そういうものに対して、ある程度自分の畑をつくれるようにするには、個人的な財産ですけれども、やはりある程度の公共施設に近いような農業用施設、そういうものの普及というか、そういうものに対してのある程度の補助というのをすることも、また定住促進とかそういう意味での一つのいい方向へ行く、プラス方向になるあれだと思いますが、お考えを町長、そういう考えはどうでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

確かに、耕作放棄地がふえてきて荒れ放題で、もう頭首工もどこにあるかわからない。水路はもちろん、それに加えてイノシシが出て荒らされて、もう水路の形態もなしていないようなところもあちこちあると思います。しかし、やはりいざというときに水路としての機能が果たせないと、これは耕地としての利活用はできないわけですので、それを考えて、やはりそこに何名か、また田んぼつくってるよ、稲をつくってるよということがあればもちろんですけれども、まさにそうでなくても、今後、そういった区からの要望でもあれば、我々としてはそういう水路というのは、これは公図に載っている施設ですので、今後はそういう面で考えていきたいという思いでおります。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　町長が申されたように、本当に私の近くにも子供がこの間産まれて、３人になって、若い方なんですけれども、そういう意気込みで、１年、２年近く前に来たんですけれども、結局自分の持っている土地が頭首工もない何もないということで、今、林業のほうへ従事している方がいるものですから、そういう話を聞きますと、ぜひ、その全額とかじゃなくて、ある程度の補助とか、現物支給でもいいです。そういう補助の方法はいろいろございますので、検討いただいて、定住促進だとかそういうあれの、耕作放棄地の復活、これに役立てていただきたいとそういうふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（梅本和熙君）　本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでございました。

散会　午後　３時５８分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　梅　本　和　熙

署名議員　　吉　川　映　治

署名議員　　谷　　正

平成２３年９月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第２号）

平成２３年９月２７日（火）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　一般質問

日程第　３　報第　３号　平成２２年度南伊豆町健全化判断比率について

日程第　４　報第　４号　平成２２年度南伊豆町資金不足比率について

日程第　５　議第４３号　監査委員の選任の同意について

日程第　６　議第４４号　南伊豆町教育委員会委員の任命について

日程第　７　議第４５号　南伊豆町教育委員会委員の任命について

日程第　８　議第４６号　南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例制定について

日程第　９　議第４７号　南伊豆町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について

日程第１０　議第４８号　南伊豆町暴力団排除条例制定について

日程第１１　議第４９号　平成２３年度南伊豆町一般会計補正予算（第２号）

日程第１２　議第５０号　平成２３年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第１３　議第５１号　平成２３年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第１４　議第５２号　平成２３年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第１５　議第５３号　平成２３年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第１６　議第５４号　平成２３年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第１号）

本日の会議に付した事件

日程第２まで議事日程に同じ

日程追加

追加日程第１　委員会所属変更申出書

追加日程第２　齋藤要君の議会運営委員辞任願

追加日程第３　議会運営委員の選任

出席議員（１１名）

１番	加畑　毅君	２番	宮田和彦君
３番	吉川映治君	４番	谷　正君
５番	長田美喜彦君	６番	稲葉勝男君
７番	清水清一君	８番	梅本和熙君
９番	齋藤　要君	１０番	渡邉嘉郎君
１１番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	渥美幸博君
教育長	渡邉　浩君	会計管理者	奥村　豊君
総務課長	松本恒明君	企画調整課長	谷　半時君
建設課長	藤原富雄君	産業観光課長	山田昌平君
町民課長	山本信三君	健康福祉課長	大年清一君
教育委員会事務局長	大野　寛君	上下水道課長	飯泉孝雄君
総務係長	大野孝行君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗田忠蔵	主幹	大年美文

開議　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（梅本和熙君）　おはようございます。

議会２日目、よろしくお願いいたします。９月いっぱいはノーネクタイ、ノー上着ということになっておりますので、ご自由に。

それでは、定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、９月定例会本会議第２日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅本和熙君）　日程第１、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

３番議員　　吉　川　映　治　君

４番議員　　谷　　正　君

◎一般質問

○議長（梅本和熙君）　日程第２、これより一般質問を行います。

◇　横　嶋　隆　二　君

○議長（梅本和熙君）　11番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　それでは、一般質問を始めます。

今回改選後初めての議会でございます。選挙戦を通じて住民の皆さんから深刻な経済状態のもとでの生活の実態、そして経済問題以上に医療、福祉の問題、そして地震防災対策、そしてイノシシ、シカ、そういう野生獣の問題、生活環境にかかわるさまざまな問題について切実な要求を受けてまいりました。私は住民の皆さんの生活向上、福祉の向上を目指して、引き続き全力を尽くしてその向上に努めていく所存であります。

今日の経済情勢について若干質問の背景を述べさせていただきますと、今日の日本の経済状態は、長引く不況と言われて久しいわけでありますが、資本主義の深刻な行き詰まりの状態の一環であって、世界大恐慌の再来を含んだ事態が近づいていると。今、日本の富裕層以外の先進諸国の富裕層、経営者陣は、自分たちに課税をしてこの財政状態を乗り切れと、そういう声が出ているという、そういうもとにあります。こうしたもとで、日本では３月11日に震災が起こって疲弊した経済にさらに追い打ちを受けて、それからの打開策、住民の生活を守っていく使命が課せられているわけであります。

私はまず第１に、地震防災対策についての項目で質問を行います。

６月議会でも質問を行いましたが、時間がたつにつれてその地震に対する解明、問題点も浮き彫りになって対策も急がれているということであります。まず第１として、東日本大震災の教訓をどう町として生かそうとしているか。また②として、被害想定をどのように想定するか。これは被害想定をする場合には地震の規模の想定にもなるわけですが、まずその点をお答えしていただけますか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まず、１点目のこのたびの東日本の大震災の教訓をどう生かすかということであります。

この東日本の大震災におきましては、想定外という言葉が非常に多く使われてきております。本来はこのはかり知れない自然の力、そしてこの世の出来事をそれぞれはかり得るものという我々人間が想定した、その上に安全ということが形成をされておるわけでありまして、そこに落とし穴というか、いわば人間の慢心があったというふうに言うことができると思います。このはかり知れない規模と威力の津波の脅威、これらに対応するためには、まず自助が必要であるというふうに思います。そしてそのための継続的な教育であるとか、あるいは啓発、こういったことが必要になってくるわけであります。

また、安全神話が崩れた原子力発電所に係る放射線の対策につきましては、安定ヨウ素剤

の準備等も念頭に置きながら、広域的な課題として連携を図りながら対応していく必要があると思います。今後県から示されます被害想定に基づいて津波などへの防災対策を推進してまいりたいと思っておりますが、自然には先ほど申し上げましたはかり知れない力というのがあることを、まずこれを危機管理の基礎に置いて、そして今後は人命第一ということで我々としては防災計画等、そして防災対策全般にわたって推進をしてまいりたいというふうに思っておるところであります。

次に、被害想定をどう想定するかということであります。

これは、この東日本の大震災を受けまして、津波対策の推進に関する法律というのが６月24日に公布をされ、同日付で施行されたところであります。また、中央防災会議の地震・津波対策専門調査会は、今月17日に防災基本計画の見直しについて、津波対策を大幅修正拡充する方向を確認するなど、地震防災関係の各種法律及び計画等が今急ピッチで整理をされておるところであります。また、静岡県も４月15日に津波対策検討会議を早々に設置をしまして、第３次の被害想定の見直しに着手しております。我々はこの見直し結果を受けて、県の想定あるいは計画等々、整合性を図りながら、本町の被害想定に対応してまいりたいというふうに考えておるところであります。

あと詳細につきましては総務課長から答弁させます。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　地震の規模ということでございます。

３月11日の大震災以降、東海地震につきましては東海・東南海・南海と３連動というのが日常的に言われておりますが、一部新聞では日向灘を中心とする日向灘沖を入れて４連動、最近の日経新聞あたりでは、東南海・南海沖のプレートで５連動という話まで出てきております。正直言いましてもう我々が判断できるレベルを超越したところで話が進んでいる状態ですので、今、町長申し上げましたように、国・県の動向を見ながら県が示す地震の規模想定に整合性を図っていくというふうに今考えているところであります。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　今６月の議会からさらにいろんな情報を加味した報告が答弁がされましたが、まさに今後起こり得る地震の問題に関しては、９月４日に新たに日曜に報道した「連動巨大地震は来るのか」という記事で、日本地震学会の会長の京都大学の平原教授が、これまでの地震の起き方が違うと、地震の考え方を見直す必要があると。今、総務課長が言

われたように２連動、３連動、４連動の地震の可能性があると。これが最近の科学的な蓄積のデータがあるかといえば、三陸沖の地震の直後に東海地震、東日本大震災のときに貞観地震という言葉を初めて聞きましたが、その後記録には、その貞観地震の後の、貞観地震というのは869年、いわゆる1000年に一度の地震といわれる貞観地震が869年で、その後の878年に相模・関東地震が起きて887年、10年後に東海・東南海・南海連動地震と見られる仁和地震、これが立て続けに発生をしているとして、平原教授は現在は1000年に一度の巨大地震の活動期に入るおそれも指摘をしております。

そういう意味では、いわゆる地震の想定はどれぐらいになるかという、その想定に関しては科学的な分析は専門家にゆだねるということでありますけれども、しかし、これまでいつ起きるかわからないといわれた東海地震、これに対する備え、これは貞観地震や今述べた仁和地震などの問題に関しては、余り広く一般には告知をされてきませんでしたが、静岡県のホームページに今掲載されている安政東海地震、これの被害、いわゆる古文書を起こして安政のころの記録をもとにしたデータと、その津波の被害想定あるいは被害、浸水の区域がＧＩＳで示されていますが、それには南伊豆の町内、湊から西海岸の伊浜までの記録、実記録が残っております。その静岡県が公表しているデータの中にも、仁和地震（887年）、そしてその前の684年、天武12年に起こった室戸岬沖の地震、これは駿河・南海トラフ沿いに起こった巨大地震の記録ということで、これがデータベースで出されております。

こういうことを見ると、いわゆる私たちが今までは想定をしなかったものが、過去にはこれが起きていると。今ＩＴとか情報とかいろんな情報がかなり多いように見えても、このＩＴが普及したのは、たかがまだ十四、五年もたっておりません。インターネットが一般に普及しだしても十五、六年。その前はペーパーでそれが住民の皆さんに伝えられるかどうかという。まして50年、それが議会やあるいは専門家の知見がこの30年、40年内に住民の間、国民の間に伝えられたかというと、そうではない。たかだか50年未満の蓄積しか地震に対しては今までなかったわけです。

それで、なぜこういうことを言うかというと、いわゆる我々が知見できる、科学で今解明されつつあって最先端の情報は入ってくるんですけれども、過去には想定があろうとなかろうと、地球の地殻変動の中でそういう地震は現にあったと。それで代をつないできた人類の社会の中で、こうした津波被害がありながらも乗り越えてきたと。それを私たちは今このＩＴあるいは情報網が発達した中で、いかに被害を最小限に抑えるかと。そこに腐心をしなければならないということであります。

安政の津波の問題で、７月に伊豆新聞でも報道されましたが、これは静岡県のデータベースにも載っているやつですけれども、例えば湊で浜の家が流れて屋根に乗った老婆一人が流死、そのときの津波はキュウコウの下まで浸水してきたと。キュウコウというのは弓ケ浜の裏山のことですけれども、当時の状況でいえば、今の共立湊病院に一直線に行っている県道は海軍病院をつくる軍道としてつくられたわけで、それまで昭和の初期まではあそこはほとんど水田で、海岸線に家はありませんでした。海軍病院をつくることで、その今の湊病院の土地に住んでいた住民が海岸のほうに転地を求められて行ったということで、海岸のほうに人が住むようになっているわけで、その時点でそういう状態のない極めて浜のほうに住む人口が少ない中で１人の死亡があったと。

これは安政の大地震の記録でありますが、1000年に一度の大きな地震を想定した場合に、想定の数値が出る前に我々とるべきことをしっかりとこれを考える、あるいは啓発を強める必要があるんではないかと思います。今、役場のロビーにもこの「地震だ津波だすぐ避難」というこれが出ておりますが、これがまさに今まで想定が情報として知らされていなかったり、あるいは一般的な知識として知られていなかったもの、それに対して過去にはこういうものがあったということをしっかりと伝えて、そしてその対応をすることが求められているのではないでしょうか。

さて、そうした上で、先ほど町長の答弁でも、想定外のものを想定してビジョンあるいは県の被害想定に基づいて、人命第一として防災計画や体制を強めていくということが答弁されました。安政の地震のときの津波の到来の浸水規模は、静岡県のホームページにも出されています。湊、手石、下流、石廊崎、中木、入間、妻良、子浦、すべて浸水域があります。1000年に一度の地震であれば、さらにそれを超えていく可能性があります。こうしたときに、単に人口が多いということだけではありませんが、弓ケ浜を例にとった場合に、夏には海水浴のお客さんがたくさん来られます。夏以外にも訪れる方もおります。ことしの夏、民宿の何軒かからいわゆる放射能汚染とかいろんな風評を超えてここまで訪れてきたお客さんが、もし津波が来たらどうすればいいのかということを民宿の経営者が聞かれて、これに対して自分の日常の経験から避難路を教えたということがありますが、今そういうお客さんに対する不安、お客さんを受け入れる民宿あるいは観光関係者の不安、そしてそこに住んでいる住民の不安。

中央防災会議は、ついせんだって３日前に津波が来た場合に逃げる時間は、もう５分以内に逃げろと。そして逃げる手段に関しては車を使うことの見直しまで言及をすると細かい指

示を出しましたが、浸水面積が多い弓ケ浜の場合、突端からいわゆる標高10メーター以上のところに逃げるには普通の足で歩いても七、八分かかります。仮に巨大な地震が来た場合に、建造物の倒壊、建物、住宅もそうですけれども、ブロック塀などの倒壊があった場合に、車でも移動できないで人の足、まして高齢者が多い中で時間がかかる。そうした場合に、これまでの６月の答弁でも高いビルとの避難の協定とか避難地の見直し等々を言われましたが、こうした広い地域で５分以内に海岸の一番遠いところから上がることを想定して、人命を守る、そのためにすべきことを考えなければいけないというふうに思いますが、その点行政のほうで準備あるいは検討をしている課題があるのか、その点をお答えしていただけますか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この避難に係る情報伝達手段ということでありますが、まず町民の皆様から購入の希望をとらせていただきました防災ラジオですが、これにつきましては、10月末までに配布できるよう今準備を進めております。そして、携帯電話へのエリアメール配信の整備及び同報無線の整備なども進めてまいります。

そして今、議員の言われた避難でありますけれども、海岸地区には既に海抜表示板を設置をしてありますが、これは海抜表示板、そして避難誘導看板及び避難地看板等を各地区にさらにきめ細かく設置をして、そして町民、そして今言われた観光客等を安全かつ迅速に避難誘導できるように検討してまいりたいというふうに思っております。

これらは、やはり地元のそれぞれの地形であるとか、日常の生活習慣の中からよりやはり地元に合った避難誘導ということが求められると思います。したがって、我々としては今後それぞれの自主防とよく連携を図りながら、これらについては検討してまいりたいというふうに思っております。

そしてさらに今後も県あるいは関係団体等と連携を深めながら、それぞれの対策については取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　まさに今挙げた例は、湊だけでありますけれども、それ以外の海岸の集落でも同じようなことがありますので、地元と協力してやるということは大事だと思い

ます。同時にやはり多く住民がいるところでは、それなりの専門的な知見を示すことをぜひ進めていただきたいと。こうした点で既存のビル、建物、高い建物以外にいわゆる避難のタワーや避難の設備を検討する考えはあるか、その点についてお答えしてください。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

これにつきましては、今般の東日本の大震災を教訓にして我々も避難という点でいろいろ検討をしております。その中の一つに、議員の言われる弓ケ浜の問題があると思います。高地あるいは避難施設等までなかなか時間的にお年寄り等が時間を要するということも考えられますので、それらをどうして解消して安全な対策を講じることができるのかということを今検討しております。その中の一つとして、弓ケ浜には昨日の一般質問でもありましたけれども、施設としては、○文さんあるいは休暇村であるとか特養施設等々をお願いをしてありますけれども、さらに我々としては今言われた避難施設、避難タワー、こういうものもやはり検討すべきではないかなということも考えますけれども、これはしかしなかなかお金もかかることですし、実際に実現できるのかできないのか、そういったことも含めて、要は言われている５分以内ということを言われましたけれども、その時間内で、５分と言わずなるべく早い時間で避難できるような避難場所の確保を考えていきたいという思いで今おりますので、これらも早急に今後検討を詰めていきたいというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　今の現状の建物、○文さんや休暇村、特養、休暇村は６月の津波の訓練のときに、住民の皆さんと一緒に上りましたが、一番最初に私が言った海岸の一番突端、青野川の河口から引き上げた場合に５分では到底行きません。今述べた建物はすべて弓ケ浜の東です。湊の集落の東です。浜の突端、青野川の河口から中心部、県道沿いまでは高い建物は旧○文以外はございません。そうした点では早急にこれを検討する。その上では先ほど町長が話した、いわゆる被害の想定あるいは啓発、啓発の問題でいえば過去の地震と今日平原教授も含めた地震学会の最先端の知見が、あるいはまだ予測の範囲であるにしても、それを含めて想定をして、想定外の事態を避けて人命を守る。この取り組みが今自治体に求められているのではないかとも思います。細かい詳しい想定やあるいは被害の地図等々ができる前にも、啓発を含めて過去にこういうことがあって、そしてさらにそれ以上のものがある可

能性があるということで、啓発と対応を進めるべきだというふうに思います。

それで、この問題もう一つ町長が、先ほど原発の問題も言及されました。３・11の東日本大震災の最大の教訓は、１つは、1000年に一度の津波の問題、もう一つは原子力災害の問題であります。今福島の原発災害もまだ収束したわけではありません。永久に冷やし続けなければ、これは温度が下がりません。まだ収束するかどうかということはわからない。

それでつい先日、これもきのう東大地震研が発表した浜岡原発の立地条件と地震の関係でいうと、浜岡原発は津波集中の立地点だということで、これが高い防波堤、防潮堤をつくってもこれはだめだと。仮に防潮堤をつくったとしても、そこに使用済み核燃料も含めてあるとすれば熱を発し続けていつ事故が起こるかわからない。牧之原市議会も昨日浜岡原発の永久停止の意見書を可決したということでありますが、これは非常に聡明なことだというふうに思います。

私たちもこうした観点で対応をするし、ヨウ素剤の準備についても言及されたことは重要です。もとよりこれを使うことがないように浜岡原発の停止を求めていく立場を堅持していただきたいと。

もう一つは、これと関連して安定ヨウ素剤の問題もありましたが、福島の原発の事故がまだ収束をしたというわけではないという意見を言いましたが、これに関して町で独自に放射線をはかる、こういう体制を準備しておくべきではないかというふうに思いますが、その点に関する対応はいかがですか。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　今後検討する課題だとは思いますが、ただ放射性測定も１つの機械ですべてが賄えるということではありません。アルファ線、ベータ線とか例えば最悪のプルトニウムから始まってセシウムですとか、いろんなものがあります。県は発災したときには浜岡から職員が参集して各地域へということでありますが、福島の例をとりますとそういった体制では地震のときに県庁へ赴けないというふうな事例もあるようですので、今後、また既にこの前、県で原子力情報交換会というような全市町を集めた交換会も始まっております。そういった席で今後そういったことが話題になってこようかと思います。またそういったことも要求していきたいと思っております。今後の課題として検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次に、医療充実に関してであります。

住民の皆さんの要求は、選挙戦のときの話も先ほどしましたが、医療充実が積年の思いであります。この点で共立湊病院が公立病院として地域医療振興協会が過疎地域医療から撤退をする中で、ＳＭＡが新病院開設する場合の難しい時間、極めて準備期間が少ない中でこれを受けて、今９月から脳神経外科の開設をして、早速住民の皆さんから後医療の問題で非常に助かると、天城を越えなくて済むという、そういう声が寄せられております。こういう状況でありますが、１つは、医療充実については、来年５月の新病院の開院を全力で応援するとともに、この賀茂地域の医療に関してのやはり認識をしっかり持って取り組みをする必要があるんではないかというふうに思います。

質問には、脳疾患患者の後医療（脳梗塞等）を賀茂地域の中で受けられる、後医療――リハビリテーションですね――環境整備が必要と思うが、どのように考えているか。

２つ目は、出産・周産期医療の体制について産科と助産院との連携体制を充実する取り組みが岩手県遠野市で行われているが、参考例として検討するべきではないかというふうに組みました。

この点では、どうしてこういう質問をするかというと、伊豆半島の先端にある町で、この間、国立病院の移譲の問題からこれは私が議会に出る直前からですから平成３年、４年のころから国立病院の統廃合移譲、そして共立湊病院が発足したのは平成９年10月以来、20年近くたっているわけですが、それまで国立病院も含めて伊豆半島の先端には公立病院がただの一つしかございませんでした。やはりほかの地域とも見比べながら、ほかの地域あるいは県でどういう、同じような状況のところでどういう医療あるいは体制がとられているかということを、この間も紹介したと思いますが、改めて石川県の能登半島、本州の長野を中心にして日本海側の冬は寒い地域であります。

この能登半島の先端ではどういう医療の状態であるかというと、今若干の村が合併して能登半島の先端、能登北部では自治体が４つであります。ここは有名な輪島市を先頭に、輪島市、珠洲市、穴水町で能登町、それぞれに市立病院、公立病院が置かれております。人口は珠洲市で１万7,000人、穴水町で9,900人、能登町で２万人、輪島で３万人で、南伊豆の伊豆半島南部よりも非常に生活環境、自然環境が厳しいところですが、今人口は７万9,000人おります。伊豆半島天城南部よりも人口が多いです。では、そこの地域が財政状態がどうかと、財政状態がいいから病院が置けるのかというと、かつて合併問題のときに財政分析をして下

田の例を挙げましたが、そのときの下田は全国で1,750幾つの自治体、一番最後が財政分析の実質公債費比率の順番で一番最下位が夕張市ですが、平成21年度の決算データで、夕張市は1,753番目ですが、先ほど挙げた能登半島の輪島市が1,622番目、珠洲市が1,645番目、珠洲市は和倉温泉なんかがあるんですね。穴水町そのものは1,714番目です。こういう状態であります。財政状態がいいとか悪いからではなくて、その地域の住民の命を守ること、ここに行政手腕がどういうふうに置かれているかということ、地域医療計画も石川県のホームページを見ると非常にわかりやすく示されております。ちなみに静岡県は石川県の人口の２倍以上であります。

こうした点で、私たちはこの地域の中で過疎地域医療から撤退するという、そういう動きがある中で公立病院を守ったということは、非常に苦難の道で障害がありましたが、ＳＭＡに感謝すると同時に、これをしっかりと発展させなければいけないという使命、そしてさらにもっと賀茂地域の住民のために公立医療を充実する機会に、行政や政治が取り組まなければ、立ち向かわなければいけないという思いを新たにするものであります。

それで今、多くの脳疾患患者が沼津の西島病院に行くと南伊豆の人にたくさん会うとか、長泉のがんセンターに行くと南伊豆の人に会うとか、そういう声が聞こえます。もちろん首都圏の病院に行っている人もおりますが、今度湊病院が移転をして来年現病院跡地には診療所ができます。広大な敷地が残りますが、改めてこうしたところに跡地利用委員会ができますけれども、脳疾患患者の後医療、リハビリテーションの受け入れをする環境整備をする必要があるのではないかと。これは賀茂郡全体の課題としての取り組みをすべき。

もう一つは、出産・周産期医療の体制についてであります。

ことし２月28日に、朝日新聞に病気のとき診療がつながるということで、これは今のＩＴを使って、遠野市の助産院、医療連携をこれは遠野市が、今回の東日本震災で静岡県のボランティアネットワーク等々のセンターが置かれたところでありますけれども、病院で産婦人科を開設すると、その体制維持、ただでさえ少ない医師を最低でも３人以上置かなければならない。そういう中で、産婦人科の開設がなかなか大変だと。この点は国家的な観点が必要なわけでありますが、それをまつ前に、今現状では下田の開業医の先生が献身的に診療をしていただいています。しかし、そこに行けない、診られない人は天城を越えなければならない。こういうところで、この遠野市の仕組みも産婦人科の医師を配置するのをまつだけの産婦人科、お産の体制だけではなくて、妊娠がわかった妊婦さんが主治医に診察をした後、ネット回線でタッチパネルを使って自分の健康状態を、これを定期的に送信をして助産師と連

動をする、助産院と連動をして周産期の状態を安定的に保ってお産をしていくということなんです。

このことはぜひ積極的に検討をして視察にでも現場で、これは町だけではなくて賀茂地区の担当部長と今度できる新病院の問題、産婦人科の問題が取りざたされていますが、単なる産婦人科ということだけではなくて、いろいろ工夫した取り組みを検討すべきであるというふうに思います。この２点、医療の充実の点で切実な問題がある中、町の状態についてを、町だけではなくて賀茂郡下の財政の状態についても県の実態を見てもまだまだ住民の皆さんの医療、福祉の分野でやるべき力と財源はあるというふうに思いますので、その点、２点について町長の見解を。

それで、さらに３点目の患者輸送の体制についても、今現行の患者輸送バスはこのまま使えるのかどうか、使えなければ住民の足を通常のバス運行と違って医療施設に通う足を確保する必要があると思いますが、その点についての見解をお答えをいただきたい。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まず、１点目の脳疾患等のいわゆる医療体制整備ということであります。

ご承知のように今賀茂圏域においては、共立湊病院、それから伊豆下田病院、西伊豆病院、それぞれの病院に重度の脳疾患には対応はできない状況にあります。そういった中で共立湊病院として９月今月から脳神経外科の外来診療が開始をされました。主に脳梗塞、脳溢血、脳腫瘍、そしてクモ膜下出血、これらの早期の発見ということでありまして、そのほか認知症などが心配される方々のいわゆる早期治療に努めるということであります。そして発症後の適切なリハビリ対応等についても貢献をしていただけるというふうに我々としては期待をしております。そこで、新病院ですけれども、ここには血管の造影装置、これを整備をします。そして診療科としてリハビリテーション科も新設されますので、利用される皆さんの期待に沿えるような環境整備がまず整うというふうに考えているところであります。

それから２点目でありますが、助産院、周産期の体制の整備ということであります。

この周産期医療は、周産期とその前後の期間の母子に生じがちな突発的な事態に対応するために、産科と新生児科を統合した包括的な医療であります。この賀茂地域での体制整備が必要ということは、これは今回の議会での一般質問等でも質問がありましたし今までも言われてきております。このために妊産婦の方々に安心していただける、そういった周産期母子

医療センターの施設整備については、先日も申し上げましたけれども、指定管理者であるＳＭＡとともに法人グループ内の産婦人科部門との連携を検討してまいりたいというふうに思います。

議員も言われるように、やはりこういった部門を設けますと、医師の最低３名の確保であるとか、そういった医療スタッフの問題等もあります。そういったこともしっかりと詰めながら、今度は我々としては設置に向けてできる限り取り組んでまいりたいという思いでおります。

また、議員の言われた遠野市の事例ですけれども、これにつきましては、我々も今後環境整備における重要な事例として、できれば視察等も考えながら検討させていただきたいという思いでおります。

それから３点目でありますが、患者輸送の件であります。

現在いわゆる無医地区といわれる町内各地区に今患者輸送バスを運行しております。これはいわゆる僻地の患者を最寄りの医療機関まで輸送をして、そして住民の医療を確保するということでありまして、本町では旧の三浜地区、南上地区、それから三坂地区、この３地区が該当をします。ここには県の補助事業として週５日、１日１往復で運行しておりまして、これは来年度も継続して実施をしていく方向であります。また共立湊病院が平成24年度に下田市へ移転することに伴う患者輸送につきましては、この患者輸送バスでは運行ができませんので、これはまた利用される方々の状況等をよく分析しながら、そういった方々が困らないようなことを今後あらゆる面から検討をしたいという、今考えでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　今、医療充実に関してＳＭＡとの連携等々を含めて前向きな答弁を受けましたが、ぜひ積年の課題を積み上げて、さらに向上させる取り組みに力を注いでいただきたいというふうに思います。

次のイノシシ・シカ等の野生獣被害と対策に対して、きょうも伊豆新聞に大きな記事が出ておりました。この被害あるいは今後もますますふえるというふうに思います。これに対する真剣な対応というのは、これも６月議会にも質問しましたが、改めてこれを上げたのは、有害駆除制度に関して、いわゆる今町内ではイノシシが非常に被害が多いわけですが、狩猟の面でのいわゆる猟師がかかわるイノシシの猟、これは今までは銃猟、鉄砲による巻狩りが

ほとんどであります。町内だけではなくて関東近辺からも来町しております。それとは全く別に猟期間以外に住宅地あるいは農地を荒らして困ると、この被害が平成14年度の議会以来、この議会でも非常に大きな問題になってきて、被害はだんだんふえてきております。

こういう中で、有害駆除の取り組みをしておるわけですが、有害駆除制度に関してこの仕組み、イノシシをとること、この事務、機関委任事務であると思うんですが、かつては平成15年度当時は町長の判こは必要はなかったはずです。この有害駆除、いわゆる猟期間以外の野生獣をとることに関する権限はどこに所在をして、そのいわゆる取り組みの全プロセス、始末。原発の問題ではトイレの問題が言われましたが、駆除をしたイノシシ、野生獣の駆除とはいえ有害獣とはいえ、人間の勝手な考えの有害というレッテルだというふうに思うんですが、今自然界に天敵がない以上、人間がこれを調整しなければいけない事態に来ているわけです。そうした場合に、駆除したイノシシやシカを命をもらうわけです。このもらったとめた命、これに関して、まずこのとめることに関して改めて、その責任の所在はどこにあるのかということ。そして命をもらってその固体、これまで埋めたり自家用にしたりということでありますが、命をもらうことに関して供養する。私は野生獣の供養碑はないので、河津町の鉢ノ山の手前にある畜魂碑というところに毎年田植えの時期に伺って、町に寄ってきましたけれども、これはかつて賀茂に屠殺場があったときの名残なんですが、一体、野生獣の許可権限とその野生獣の個体の始末に関して、最後までどこが責任を持ってやるべきなのか、あるいは始末の鎮魂碑あるいは慰霊碑に関しても、町はどのように考えているか、その２点について答弁してください。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この有害獣の問題は、我が町だけでなくてそれぞれの自治体で今取り組んでいる重要な課題の一つであろうというふうに思います。特に昨今はこれが農作物等だけでなくて、人的な面にまで及んできているということで、ますますその被害は広がってきております。我々としても何とかこれを少しでも減らさなければということで、報償費等の予算をつけて取り組んできておりますけれども、今議員の言われる法律ということで、法的な根拠ということですけれども、この制度というのは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、これに基づいて生活環境であるとか、そして農林水産業あるいは生態類に係る被害の防止を目的として、いわゆる鳥獣の捕獲を実施をしております。そして、捕獲の従事者あるいは捕獲方法、捕獲

する鳥獣の種類、捕獲数等の詳細を記載した申請書を提出をしていただいて、そして許可が出るわけであります。

現在、静岡県からの権限移譲によって23種類について町への権限移譲がなされております。現状としましては町内で被害のあるイノシシ、猿、シカ、ハクビシンなどは町で駆除捕獲が許可されますが、アナグマ、それからキジについては県の許可となります。許可の内容といたしましては、イノシシを例にいたしますと、申請１件当たり許可期間は上限で２カ月、捕獲頭数は上限で20頭というふうになっております。

それから、今言われたこの命をもらうという表現をされましたけれども、いわゆる殺生であります。これについてはやはり我々は考えなければならないという思いがしております。実は先日、伊豆市のシカの食用としての食肉の処理場を視察してまいりました。そこでいろいろ説明を受けましたけれども、入り口のところに供養の慰霊というか、お参りのシンボル、これが設置してありました。我々もそこでお参りをしましたけれども、そこの担当の係から説明がありましたけれども、やはりこういった生き物の命を絶つということについて、我々はやっぱりそれなりの我々人間として対応しなければならないでしょうという話を、特に強調をしておりました。我々もそうですねということで、ただこれをですから今までのように、ただ捕獲した、駆除した、そして埋めるという、こういったことでいいのかということも係の方から言われました。では、どうすればいいかということになってくるわけですけれども、それには今やっているそういったできる限り、食用としてそういう利用面も考えながらということも一端ではあるということを話されていましたけれども、しかし、この食用としてシカの場合の利用できるというのは、ほとんど20％未満で、あとはほとんどもうやはり処分しなければならない。現在富士宮の処理場へこれをお願いをして焼却しているという話もされました。

ですので、これを今の制度でもって我々が仮に始末するとなると、報償費からこの引き取り、そして処分まで考えますと、１頭当たりの経費というのは相当かかるわけですが、しかしやはり我々はこういう有害獣の農作物等の被害を考えたときに、単純にそれにお金がかかるとかかからないという問題だけで、果たしてこれが始末できるのかということだと思います。その係の方の言われるには、やはりこの処理場だけでの経費を考えると、これはもちろんマイナスですよという話をされていました。ですから、これは採算ベースとかいうことではなくて、そういった被害等のことも考えながら、そして駆除、捕獲ということを最後にはどういうてんまつで、我々人間がそれに対して処分しなければならないかということですよ

ということを言っておられました。非常に難しい問題ですねと、我々もそこでいろいろ話をしましたけれども、そういうことがありまして、我々としてもこういった有害獣とはいいますけれども、やっぱり殺生ですので、そういう面ではそれなりのことを考えなければならないなという思いはしております。

そういうことで、今こういった被害が広がりつつある中で、そういう最後の最後までのことをやはり我々は考えなければいけないなという思いはしております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　今、８月の末から住民を対象に、いわゆる捕獲の講習会とかをやっています。捕獲者をふやすということになると思います。そういうことを考えれば、なおさらこの始末を最後まで考えなければならない。啓発を含めてぜひ取り組んでいただきたいというふうにお願いします。

時間もほとんどなくなりましたけれども、あとちょっとです。

役場庁舎が竣工します。それにあわせて取り組みの企画を含めて下賀茂商店街、人が集まるところの活性化について商店街の人たち、住民と一緒に考える必要があるんではないかと。ちなみに決算ベースで、庁舎竣工をして町が合併しないで残って平成22年度の決算のデータを入れると、将来財政負担額比率は95.4％で非常に健全だということで、思い切ってこの町の発展といわゆる南伊豆町として残った思いを、これを城に、新しい庁舎を城に町の発展を図ると、そういう意気込みを通じた取り組みをしていくべきだと思いますが、これについて１点考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

現在庁舎を建設中でありますが、これはご承知のように50年余りこの下賀茂商店街あるいは町の中心地として、この庁舎が今まで経過してきております。そして今建設中の新庁舎でありますけれども、これはいわゆる下賀茂商店街の核となる施設として我々も将来利用していきたいと、活用していきたいという考えでおります。そのために庁舎のホールであるとかあるいは駐車場、これらも考えながら積極的に皆さんが利用できるような環境整備等も考えながら取り組んでおる最中であります。ですので、今後ここも庁舎の駐車場等を利用して、

今までより以上に地元の皆さんに利活用していただいて、そして町の中心地として商店街を初めとして、それぞれの団体の皆さんが利用しやすいような、そんな中心地にしていきたいと、役場の施設として進めていきたいと、利用していきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　ぜひ積極的なイベント企画もして進めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで10時40分まで休憩といたします。

休憩　午前１０時３０分

再開　午前１０時４０分

○議長（梅本和熙君）　休憩前を閉じ、会議を再開いたします。

◇　宮　田　和　彦　君

○議長（梅本和熙君）　２番議員、宮田和彦君の質問を許可いたします。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　こう見ますと皆様、お知り合いの方が多々いらっしゃいますけれども、立場が今ちょっと違いますので、本気でやらせていただきます。

私もきのう同僚議員が２名質問させていただきましたけれども、７月24日に当選しました宮田和彦と申します。知っている方は知っていると思いますけれども、よろしくお願いします。

まず、３・11の東日本大震災を初め、原発事故の放射能、この飛散、台風による水害、土砂崩れ、日本列島国難続きでございます。これによる不況、失業者の増大、就職難、我が町

では観光客の減少、経済の低迷、この間の台風15号の強風によります窓ガラス破損、屋根、壁、小屋の損壊、高潮によるビニールハウスの倒壊、倒木による被害など、納税者である町民の皆さんが大変苦しんでおります。子供が進学をあきらめたという話も聞きました。親として大変つらい判断ではなかったかと、同じ年代の子を持つ私としましては思うわけです。

このように町民の皆さんが苦しんでいる中、率先して議員みずから身を削り血を流す覚悟を持たなければなりません。下田市では約1,500人の有権者に１人の議員であります。南伊豆町では約750人の有権者に１人の議員です。これからも人口の減少、町の財政が厳しくなっていくことが予想されます。そこで、議員定数の削減並びに議員報酬の日当制の提案を考えております。

次に、平成15年11月５日に、当時の修善寺町総合会館で町村議会議員研修会が行われました。講演では、行政、議会に対し厳しい注文がなされました。公務員は予算を使うのが仕事であるが、他人事になっていないか、検証が必要である。福祉はお年寄りにかける優しい一言が原点である。変わるべきこととして、市長はマニフェストを政策化する。議会は単なるチェック機関ではなく、立法機関へならなければならない。職員は事業マンではなく、政策マンへの変換へ。住民はお任せ民主主義から参画、責任の主体者へならなければならない。自治体は考える機能の強化、戦略的発想を持たなければならない。議員は町民のために死ぬ覚悟が必要である。

幕末の志士吉田松陰の歌に、「身は例え　武蔵野の野辺に朽ちるとも　とどめおかまし大和魂」というのがあります。大和魂とは人の己も欺かない姿勢であります。人は常にこうありたいものです。特に税金で食んでいる者は肝に銘ずべきものであります。

次に、私の質問に移らせていただきます。

弓ケ浜の砂浜減少についてお伺いします。

弓ケ浜は南伊豆町の観光に多大な貢献を果たしております。日本の渚100選、海水浴場100選にも選ばれ、平成18年６月には渚サミットを開催しております。観光産業の面からも貴重な資源であり、南伊豆の宝の一つであります。それが年々砂浜が減少し、目に見えて狭くなっております。砂浜の減少、後退は波による海岸侵食を早めるとともに、波浪による災害を引き起こす要因にもなります。実際に弓ケ浜では波が海岸通りを洗う回数が年々ふえております。最近の台風15号の被害を見ても一目瞭然でございます。波が住宅の前を走り、大変怖かったと。家の一、二メートルまで迫っている現状を見れば、一刻も早い対策を講じなければならないと痛切に感じました。

私の記憶に間違えがなければ、町長の選挙公約の中で弓ケ浜の砂浜対策をうたっていたと認識しております。砂浜減少の対策をお聞かせください。お願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今、宮田議員から弓ケ浜についていろいろ述べられました。まさに弓ケ浜は我が町の観光の拠点でありますし、年間を通じてあそこほど多くのお客さんの訪れる観光地というのはそうはないと思います。したがって、我々は常日ごろからこの弓ケ浜の保護あるいは環境整備については意を注いでおるつもりでおりますけれども、なかなかこれは今言われるような台風であったり荒波等、自然が相手でありますので、行き届かない点もあります。その辺は地元の区長さんとよく連携を図りながら、その時々で対応してきております。

この弓ケ浜の砂浜の今言われる議員の弓ケ浜の砂浜でありますけれども、これは平成18年度に県が昭和38年から平成17年の間に撮影した８回分の航空写真をもとに、昭和38年の汀線を基準年として調査を実施したところ、５年周期で10センチメートル程度の増減を繰り返しており、減少についてはこれは一時的なものだというふうなことの結果が出ておるようであります。また深浅測量による海岸地形の変化についても、海底部においては一時期は一部えぐられた状況が見られましたが、これも回復して安定しておりまして、陸上部についても――失礼しました。５年周期で10メーター、先ほどのをこれは訂正します。５年周期で10メーター程度の増減を繰り返しておるということであります。そしてこの深浅測量による海岸地形の変化についても、海底部においては一時期は一部えぐられた状況が見られましたが、回復安定しており、陸上部についても特に侵食していることもないという調査結果が県のほうから示されております。

しかしながら、全国で海岸線の後退が危惧されている現状でありますので、弓ケ浜の測量成果あるいは検討資料が少ないといったことから、今後も検討、よく監視を行いながら状況の把握に努めてまいりたいと思います。

それから、先ほど議員の申された平成18年にあそこで渚サミットを開催しました。そのときに、議員、私が弓ケ浜のことを触れたという選挙公約の中ということを言われました。記憶の中ではあるいは街頭等でそういう話をしたかもしれませんけれども、何としても先ほどから申し上げておりますような考えのもとに、弓ケ浜は観光のまさに町のシンボルであるという考えがありますので、そういうもので我々も取り組んできております。

たまたま今、渚サミットのお話が出ましたので、あそこで渚サミットの渚宣言というのをそのとき行いました。これをちょっとここで、せっかくのご質問ですので披露させていただきます。

見渡す限りの海原、水平線からの光、カモメが飛び白砂青松の見なれた風景が変わることなくときを刻んでいます。あたりが漆黒のやみに包まれるころウミガメが産卵に訪れ、いやしの波音が時を越えていつまでもいつまでも当たり前のようにあるものと思っていました。山、川、水、地球の大自然がわずかな期間に壊されようとしています。今こそ私たち一人一人が自然を愛し感謝し、大自然から生命を与えられていることを認識し直さなければなりません。まだ多くの風光明媚な自然が南伊豆町には残っています。人間の欲望によりこの自然がいつまで保たれるか不安です。私たちは自然敬愛憲章を遵守し、すばらしい自然を守ります。森・滝・渚の協議会が統一され、同胞自然が一人から地域に、地域から全国に、全国から世界に広がることを願いますという宣言であります。

この中の森・滝・渚、これは今一緒になりまして一つの協議会に統一されました。この当時はうちの町でサミットを開催したのはちょうど渚協議会の最後のサミットでした。そういうことでたまたま今回の質問で披露させていただきました。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　この間、当局からいただいた資料なんですよ、これ。それによりますと、平成11年、これがゼロとなっていまして、平成17年まで砂が要はなくなっていると、ずっと。ということはこれは８年間ですよね。今は平成23年ですよね。23年ということはプラス６年間として14年間減っているということになるわけなんですけれども、５年周期と言われましても今現状を見ますと、そうではないではないかと。これは建設課のほうからいただいたものなんですけれども、この説明とグラフですか、どうも合わないんですけれども、説明いただければ大変ありがたいんですが。

○議長（梅本和熙君）　建設課長。

○建設課長（藤原富雄君）　今議員が持っておられる資料、私ども建設課のほうが静岡県のほうからいただいた資料をお渡ししました。今町長の答弁がありましたように、５年周期で10メートル程度の増減を繰り返す、ふえたり減ったりというような形でというような県のほうから報告があったと。ただ、今言われたように、18年で今23年です。減っていますよという

ことなんですが、先ほど町長からも答弁がありましたように、それ以上の弓ケ浜における調査資料等は今現在ありません。県のほうにもありませんし、もちろん町にもありませんので、今後今５年間過ぎておりますので、県のほうとしてもその砂浜の状況を監視しながら状況を把握しながら対応していくというようなことを考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　私の記憶によりますと、昭和63年から平成４年にかけて船だまりというものが海岸側にできました。手石側というんですか、それにより目に見える形でその奥のほうのところ、ちょっと名前がわからないんですけれども、そこに砂がたまり始めたんですよ。早い話が○文のほうから見ればよくわかるんですけれども、それが最初少しだったんです。だけれども、ずっと見渡すとだんだん盛り上がってくるんです。ということは、砂浜に来る砂がそちらに向かって流れているという可能性が大変大きいと。まさか上のほうから来るわけではないですから、砂というのは上流部からずっと流れてきて河口部に来て、潮の潮流によってこの弓ケ浜ができたと、こう推測されるわけです。

もともとはその河口というのは、お年寄りに聞いたんですけれども、どっちかというと休暇村のほうにありましたと。それで昔暴れ川と言われたそうですね、青野川は。かなりはんらんしまして、そのたびに河口がいろいろとずれていったという、大昔ですよ、これは。大昔の話です。それである一定の期間を置いてこちらの手石側というんですか、そちらのほうに河口が行きました。そのときにもそうです。それから河川工事等々で要は洪水が起こらなくなってきたと、そういうお話を聞きました。

それから防波堤ですよね。青野川の昭和50年から53年にかけて整備されたと。これでまたその砂の潮流が変わりまして、来なくなったんではないかと。昔お年寄りのいろいろお話を聞いたんですけれども、沖に向かって左側に笠島というのがあります。地元では笠島と言っているんですけれども、ちょっとした岩なんですけれども、私が子供のころにはすぐそこに見えたんです。小さいころです、要は背が低いころです。ということは普通だったら遠くに見えるのが当たり前です。ところが大きくなって見ると今度その笠島が遠くに見えるわけです。普通だったら近くに見えます、背が大きくなるんですから。ということはだんだんと砂浜が少なく狭くなっているという実感がありますので、これはよく詳しく調べていただいて、その潮流から、これ町の本当の宝ですから、くれぐれもなくさないように、その手前でもう

ストップさせるような形で希望したいと思っております。

それと、風力発電がありますけれども、船が横づけするときに機材を荷揚げするときに、青野川河口が船をつけるために浅いため、その付近をしゅんせつしたというお話を聞いていますけれども、地元から要望がありまして、その砂を弓ケ浜にくれないかという話があったそうです。ところが菌がついているから、その砂に対して、そちらにはくれられないよと。その砂は知っている範囲で結構ですけれども、どこへ行ったのかと、どこかに運んだわけですよね、深くなったんですから。もし知っていたら教えていただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　建設課長。

○建設課長（藤原富雄君）　青野川の河口、手石港の港湾と議員ご存じだと思うんですが、前田川という川があるんですが、川と青野川との合流から上流につきましては河川になります。そこの河川と港湾については一部船等の漁船、プレジャー船等の航行に支障を来さないように常に何度か県のほうで、港湾も河川も県で管理するものですから、国にしゅんせつを依頼しております。それにつきまして、町でもしゅんせつをしておるんですけれども、そのしゅんせつした砂、砂利等につきましては、ちょっと今私の手元に資料はありませんので、また調べさせていただいて確認をし連絡させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　できればこれからは、砂は大事なんですよ。砂浜にとって砂がなければただの海岸ではなくてゴロタイシの海岸になっちゃいますので、これはできれば県のほうにも沖へ持っていってもこれはしようがないものですから、できれば弓ケ浜のもとの砂浜のほうに、早い話が置いていってほしいと。もともと河口をしゅんせつしますけれども、この砂が回ってきて要は海岸ができますので、砂浜ができますので、その辺のことをよろしくお願いいたします。

次に、小中学校の空調設備についてお伺いします。

最近の暑さは、またことしも尋常ではなく、２週間前ですか、他県の学校では熱中症で病院に運ばれたという報道がありました。これは命にもかかわることで、私の子供のころに比べて温暖化といいましょうか、気温が二、三度高くなっているんではないかと、こう肌で感じているわけです。子供たちに教室等の様子を聞くと、暑いと、ただ暑いと、これでは勉強どころではないと。この大地、地下はこれは巨大な蓄熱層である。一年を通じまして昼夜繰り返される太陽による蓄熱と夜間冷気による放熱が地中内の５メートルか10メートルの間の

温度は、その地域の平均気温とほぼ同じ温度になります。平均気温ですから。地中熱やソーラーパネルを利用し地球に優しい空調設備の設置を提案いたします。

小中学校は避難場所にもなっております。３・11の東日本大震災、福島の原発事故での避難場所では、乳幼児、お年寄りが体調を崩す方も、それがもとで亡くなる方もいらっしゃると聞いております。東海・東南海・南海地震が来てからでは遅過ぎます。一日も早い設置が求められます。災害弱者にも優しい避難場所にもなります。町長のいつも言われている安全で安心のまちづくりもかないます。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　今、議員が申されたように、勉強を子供がやるときの教室の適温、これは私が聞いている限りでは適温は18度から20度くらいであると、こういうふうに昔から聞いております。そこからすると現在の教室の温度は昔と違って非常に高いんではないかという議員のご指摘です。地球温暖化の影響が明らかにあるのではないかというご指摘ですが、私も正確な平均気温を探っていませんが、これからまた各現場で聞いてみたいと。これは教室でも子供たちが熱中症になっては困るということで、非常に今神経をとがらせておりまして、換気を頻繁に行うとかタオルを持ち込ませて汗をしっかりふかせるとか、水を持ってきてもう状態が悪ければ飲んでもよろしいとか、教室の中で、そういうことまでやっているように伺っています。運動会等では15分練習したら休ませる、こういうように外でもやっているというような話を聞いております。

教室内の温度が18度から20度とするならば、これはクーラーの設備、空調設備があることが一番理想であると私も思います。しかしながら、議員のご指摘のように、いわゆる電気を使ったものだと感心しないと、最近の風潮です。したがって地熱、地下の10メーターというご指摘がありましたが、あるいはソーラーによって発電したものを使ってやれるようなことは考えられないかと、そういうようなご指摘でしたね。

実は、21年度おととし、文部科学省のほうからソーラーというか太陽熱、これをつける意思があるんだとか、これは100％ではないんですけれども、国の費用でつけます、こういうのがございました。これはなぜそのときに手を挙げなかったかと申しますと、南伊豆町内の学校の建物に対して言われている太陽熱システムの重量が非常に重いと、建物が耐えられない可能性が大きいということで、地震が来たときに逆にそれが災厄をもたらす可能性があるということで、これは太陽熱ですから、必ずまた国から来るよという判断をいたしました。ということで、そうしたところで今回の震災があったということで、ことしは考えられない

わけなんですけれども、数年のうちには必ず来るだろうというふうに思っております。というのは議員ご指摘のように、子供によい環境で、望ましい環境で勉強させるべきであると。これは我が南伊豆町だけではなくて、国じゅうが考えていることですので、必ず来るというふうに考えておりまして、太陽熱の発電は軽量化されたものができてくれば使えるよというふうに考えております。ということで、今重量等も新しいものについて調べさせております。というのが現状であります。

以上、そんなところでよろしゅうございますか。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　電気を使うというんですけれども、地熱は暖かい空気を地下に入れまして、地下というのは井戸水と一緒ですよね、温度は。その冷たい空気を上に上げるだけなんです。ですからクーラーとは全然違うんです。ですから体にも優しい。それで大体３度から５度は低くなります。30度だったら27度から25度、そのぐらいの気温になるそうです。常にずっと吹いているものですから電気代がかかるんではないかと。ところが機械で冷やすわけではないものですから、そんなに扇風機が、早い話が大きい扇風機をやって管なんですよね。そこから風を送ってただ下の空気ですから、冷えた空気をただ。だから、そんなに電気代はかからないんです。大きいところでも確かにやっております。五、六年でもとが取れるそうです。電気代、電気を払っているんだったら。それが24時間ずっとやっているものですから、夏は涼しい、冬は暖かいんです、逆に。避難所でも体育館の中が冷たかった。３月11日だったら大変寒い思いをしたというお話も聞きましたので、体育館を蓄熱やらそういうものでやると、ずっとやっているとそんなに電気代はかからない。そうやっていると確かに避難場所にもなるし優しいし、それを教室に持っていってもできるわけなんです。ただ維持費が物すごい安いというだけ頭に入れていただければ、五、六年でもとは取れるというデータもありますので。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　今地熱発電については私も知らなかったものですから、議員のお話を聞いて、これは調べてみないといけないなという実感をいたしましたので、また調べてみたいというふうに思います。

それで、もし余り多くの費用をかけないでやれるものであれば、やっぱり探ってみる必要があると、そんなふうに考えております。ただ町も余り豊かではありませんので、費用と効

果ということを考えながらということで、こちらからの答弁といたします。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ありがとうございました。

次に、町の健診についてお伺いします。

大体50歳以上の人の目の病気の約９割は緑内障と加齢黄斑変性という病気があるんだそうです。説明いたしますと、白内障から説明しますと、白内障は目の中にある水晶体と呼ばれる透明なレンズが白く濁ってしまう病気であります。原因は加齢に伴う老化が最も多く、70歳以上の70％以上に見られると。代表的な症状は物が白くかすんで見えることが水晶体の濁っている場所や濁りの程度によっては、太陽の光を見たときなどにまぶしく感じる、物が二重に見える、薄暗くなると見えにくい、こういうような症状があるというのが白内障であります。

次に、緑内障は眼球内の圧力、眼圧が高くなることで、脳につながっている視神経、見える神経が障害される病気であります。緑内障のタイプには慢性と急性の２つのタイプがあります。多いのは慢性のゆっくりと病気が進行するタイプの緑内障で、症状としては視野が欠ける、見えないということです。そういう部分があらわれて、それが長い時間をかけてゆっくり広がっていくのが一般的であると。病気を放置していると失明につながることもあるので注意が必要である。

次に、加齢黄斑変性ということを説明します。網膜の中にある黄斑と呼ばれる部分がゆがむ病気であると。黄斑は視野の中心部分の視力を担当している最も重要な場所で、この部分が障害されると視野の中心に症状が出るのが特徴です。代表的な症状は中心部分がゆがんで見えたり、中心部分が薄暗くなったり黒くなったりすることがあります。ほかにも中心部分がぼやけたりして視力が低下したように感じることがあります。病気が進行すると視力が低下し、最悪の場合失明に至る病気であると、こう説明がありました。

人の中で目の部位、目というのは大変大切なところです。町民の中でも目を病んでいる方も多く見られます。少しでも早く病気を発見し完治できるよう、町の健診に加えてはいかがでしょうか。ほとんどの目の病気はゆっくり進行するんです。毎年健診するのではなく４０代、45、55と５年ごとにするという方法もあるのではないでしょうか。その見解をお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

現在町で実施しております健診ですが、これはご存じのように健康増進法に基づく健康増進事業という位置づけの中で、胃がん、子宮頸がん、肺がん、それから乳がん、大腸がんのいわゆるがん検診、そして肝炎ウイルス検診、歯周病検診、この７検診を実施をしております。今議員が申されますように、これには目のいわゆる検診というのが入っておりません。ご指摘されるように白内障あるいは緑内障等々、年齢とともにやはりこういった目の病気というのがどうしても多くなってきているというのが確かに言われるとおりであります。我々もそれについては、やはり今後考えていかなければならないという思いがしております。ですので、この目の検診については年齢区分をするとかして、ある程度今後考えていきたいと思います。現に私ごとですけれども、私も目の関係でたまにですけれども、眼科へ行くことがありますけれども、やはり目というのはこれは言われるように非常に、我々人間の機能の中でも重要なものでありますので、そういった面からもぜひこういうことで皆さんが早期に発見をして、そして治療ができるような体制づくりが必要だと思いますので、今後はこういったことで取り組んでいきたいという思いでおります。

しかしやはり、この集団健診ということで実施するとなるといろいろ難しい面もありますので、今のところはやはりそれぞれの個々の皆さんが異常を感じても感じなくても、早目にそういった専門医に行かれて、そして診察していただいて指導を受けることが必要ではないかなという思いをしております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　さっきも話したように、最悪の場合は目の前にシャッターがおりるというんです。要は真っ黒けになるんです。それもいきなりだそうです。いきなり来るそうです。ですから、その目というのは、町長もさっきおっしゃったように大事な部分です、本当に大事な部分です。それがシャッターがおりると人間というのは物すごい恐怖感なんだそうです。今まで見えたものが見えなくなる、階段も上れない。ましてや道路なんかとんでもない話です。ですから、家から出られないと。そういう方々が私は選挙運動というか選挙活動をやっているときにそういう方にお会いしたものですから、お話も聞きました。もっと早くわかっていればと、そういう声がありましたので、今お話ししたんですけれども、これはぜ

ひ前向きに考えていただきたいと思います。

次に、ソーラー発電についてお聞きします。

風力発電の低周波被害により避難者も出ていると聞いております。避難者には何の対策も講じられないまま、まことに恐縮でございますが、同じ自然エネルギーソーラー発電についてお伺いします。

気象庁の統計によりますと、南伊豆の過去10年間の日照時間は平均2,110時間あります。私はこの太陽の恵みを利用しない手はないと考えております。公共施設、各家にソーラーパネルを無料で取りつけ発電していただき、電気を売っていただきます。これは長野県飯田市の成功例に倣い、市民ファンド方式をとります。町民を初め全国から出資者を募り、もちろん利子はお支払いしますが、利子のかわりに南伊豆町の海の幸、山の幸、生産品を出資者が選択できるようにいたします。これにより地元の生産者も潤い、新しい産業が生まれます。雇用がふえ、人口の減少にも歯どめがかかり、少子高齢化対策にもなります。成功例がありますと全国から見学者が来ることにより、宿泊者もふえます。今問題となっている原発を減少させるためにも、再生可能エネルギーソーラー発電を進め、南伊豆町からエネルギーをつくり出す。財政的にも自立できる南伊豆町を目指そうではありませんか。

太陽からは請求書は一切来ませんので、既に浜松市、神奈川県、群馬県の太田市、この間報道で見ましたけれども、新潟県ではメガソーラーをつくり今売電しているそうでございます。この件に関して見解をお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この３月11日の東日本の大震災による福島原子力発電所の事故というのが、我が国だけでなくて世界じゅうの人々に衝撃を与えました。そして今、この電力、電気への皆さんの目というのは、やはり自然エネルギーということへと大きく変わってきつつあると思います。そういう中で、この電力関係は計画停電に始まり、そして夏季の節電等、昨日も行政報告で申し上げました。我が町でも大きな影響があり、今現在に至っておるわけであります。

こうした中で、国では電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、これが本年８月26日の衆議院の本会議で可決成立をしました。具体的には太陽光などを利用した設備で発電した電気の全量を電力会社が買い取るシステムで、県でも住宅用太陽光発電設備導入支援補助金という事業が行われております。当町でも住宅用の太陽光発電シス

テム設置補助金制度の創設に向けて、本議会の一般会計補正予算（第２号）に予算計上をしました。

また、長野県の飯田市では飯田市等の自治体と民間企業が実施をしたＰＰＰ（公民連携）事業で今後民間企業、ＮＰＯ法人などと協調をしながら進めていくことも重要と考えておりますが、ファンド形式による資金募集は検討することが多く、現状では導入は困難であるというふうに認識をしておるところであります。

そういうことの中で、まずは国・県及び町の補助金を合わせた中で、太陽光発電システムの設置を推進してまいりたいという考えでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　町単独でメガソーラーとかそういうことは考えはございませんでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　現在、先ほど申し上げたようなことの中での太陽光発電システムの設置は推進していきたいと思っておりますが、これが単独でとなると、やはりそれなりのまた検討も必要だと思いますので、今のところはちょっとそれについてはまだ考えはございません。今後さらにそういったいわゆる多面的に検討する中で決定していきたいというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　単独でなくても下田市とか松崎、両隣がありますので、一遍にソーラー、品物を頼むとかなり安く入るという、品物が。大体250万ぐらいかかるというんですけれども、それが170万ぐらいでできる。いきなり単価が下がるんです。曇りでも今発電が物すごくよくなっていますよね、できると。これはかなりメーカーによって違うんですけれども、発電量の違いがありますので、メーカーを選ぶのも大事なんですけれども、曇りでも日照時間が早い話がちょっと少なくても発電はできますよと、もうそういうことにだんだんと技術的になっていますので、考えていただければ幸いかと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君の質問を終わります。

ここで11時30分まで休憩といたします。

休憩　午前１１時２６分

再開　午前１１時３０分

○議長（梅本和熙君）　休憩前を閉じ、会議を再開いたします。

◇　清　水　清　一　君

○議長（梅本和熙君）　７番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　それでは、清水、一般質問をさせていただきます。

改選後、また初議会ということで、どうにか私もまた一般質問ができる町会議員ということでさせていただきましたので、質問させていただきます。前回は最後かなと思って質問したんですけれども、また質問させていただきます。

それでは最初にまず、通告書に従いまして、医療、福祉についてでございます。

ほかの議員の方も質問されておられましたけれども、やっぱり医療といったら共立湊病院がどうなっていくんだろうということが一番そこですし、議員の方々も同じように考えておられているという形であります。それで、昨日からの答弁の中でも共立病院の話が出ましたけれども、またお伺いいたしますけれども、この共立湊病院については現在の内容等をお伺いしたいなという形で、４月に地域医療振興協会からＳＭＡに移ったと、その推移等も入院患者あるいは通院患者、それとここでちょっと町長大変なんですけれども、地域医療振興協会が最後の要するに３カ月間、１月から３月の間の記憶にある限りでいいですけれども、通院患者とかあるいは入院患者数はどのくらいだったんですか。最後のところをやっぱり地域医療振興協会も一生懸命にやってくれたというふうに感じたんですけれども、最後のころはほとんど入院患者もおられなかったという話があって、それを引き継いだＳＭＡさんがベッ

ド数をちょっと少ない形で動いているという形があるんですけれども、これまでの地域医療振興協会はどのくらい一生懸命にやっておられたのか、そこをちょっと聞いておきたいなと思うものですから、共立病院の現在ですけれども、少し過去をすみません、教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この共立湊病院が従来の地域医療振興協会から今のＳＭＡに４月からかわったわけですけれども、それに伴う現状とかわる前の状況ということのご質問であります。

ご承知のようにこのＳＭＡにかわる時点というのは、協会があそこから撤退をするということで、ごく限られた短い期間の中でのＳＭＡにお願いをするという経緯があったわけであります。そういう意味でも、ＳＭＡには我々としては感謝をしながら、なお一層のこれからの取り組みについてもお願いをしておるところであります。

そういう中で、４月からの診療体制でありますけれども、内科、外科、整形外科、麻酔科、この４科を標榜をしております。そして稼働病床は51床からのスタートとなっております。これはいわゆる医師の問題等も言われておりますけれども、協会が３月に撤退をするということで、今言われた協会の３カ月の実績はどうでしたかというご質問でした。これは協会は移転に伴いある程度、何というか、言葉として適当かどうか、患者を絞り込んできたという話も聞いております。それはやはり下田病院へ移るということで、いろんな面でやはり患者さんを地域のそれぞれの診療所に紹介をしたり、可能な限りそういうことで絞り込んできたということはありますので、この細かい数字等についてはきょうはちょっと持っておりませんので、後ほどまたお示ししますけれども、そういう経緯はあります。

そういう中で、４月当初は常勤医３名を含む医師、総勢15名でスタートをし、９月には常勤医３名を含めて今21名となっております。この中には常勤５名となりましたけれども、２名については今勤務時間の関係で非常勤という中での体制をとっておりますので、実質的には常勤３名、医師21名ということであります。これは、それぞれの皆さんのご努力で、休日夜間24時間での救急の受け入れ体制を確保していただいておりまして、救急体制をとっております。

それから、８月末までの５カ月間の診療実績では、外来の患者数は8,321人を数え、うち夜間等の時間外診療者数で816人、救急車の受け入れ件数が285件となっております。６月以

降は再来患者の新規外来患者の増加が顕著に見られ、９月からの脳神経外科の新設、そしてさらに10月からは小児科外来が再開されるとともに、内科及び外科の常勤医師それぞれ１名ずつ増員をされまして、医師数も21名となる予定であります。この10月からの小児科の外来が再開というのが、先ほど申し上げた今常勤医が３名になったということの中で、それがまたもとに戻るということでありますけれども、そしてそれぞれで常勤医師が１名ずつですから２名、５名体制となる。そして総勢で21名ということであります。

これに伴いまして、より多くの病院を利用される皆さんの受け入れ体制、診療体制がととのうというふうに期待をしておるところであります。

以上の現状です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　共立病院、今受けているＳＭＡさんが一生懸命頑張ってもらって、その中でいい病院をつくっていただきたいと思うものですから、町長のご指導を一生懸命にやっていただきたいと思います。

それと２つ目に、共立湊病院の現在地、ほかの議員とか町長は跡地利用とかと言っていますけれども、今のところはあるんですか。現在地の来年からの取り組みを聞きたいなと。現在地をどうしていくのかということを、また先ほどの質問でもありましたけれども、診療所を置いて医師を１名置くんだという予定であるという答弁もありましたけれども、そういうことがあって南伊豆町として、町として見たら１次救急の拠点であろうと、そうした場合、医師は複数の医師を置く必要があるのではないかなと。そういうことを考えていく必要がある、医師を複数、２名あるいは３名置いていく必要があるのではないかなと考えますが、その診療所についてのこれからの考えはどういうふうに考えているんですか。運営の仕方、医師の数についてどういうふうに考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この病院機能の移転ということで、昨日も申し上げましたように、これには診療所がまず開設をされます。この診療所の機能というのは、下田メディカルセンターとのネットワークでそれぞれの分野で迅速な対応が図られるというふうに期待をしております。一方ではまた、きのうもありましたけれども、訪問診療等も含めたいわゆる地域密着型の医療活動がある意

味では容易になってくるんではないかというふうな認識もしております。これらについては、今後ＳＭＡともよく話し合いをしながら、昨日の一般質問でもありましたので、そういったことも我々としては今後検討していきたいというふうに思っております。

そしてまた、介護老人保健施設なぎさ園の運営でありますが、これはもちろん現在地で継続をされますので、診療所と一体となった介護福祉サービスということが、これらのサービスのほか在宅の復帰に向けてのいわゆるリハビリ、これを集中的に行うということで、これからも期待をしておるところであります。これらはやはり指定管理者である、何度も申し上げますけれども、ＳＭＡとの連携を図りながら、医療福祉サービスの提供に我々としては努めていきたいという考えでおります。

以上であります。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　先ほどの第１番目の質問で、本年の１月から３月までの地域医療振興協会が運営していたときの入院数及び外来数のデータがございますので、ご報告いたします。

まず入院でございますけれども、23年１月2,593人、２月が2,392人、それから３月が1,271人でございます。

それから、外来でございますけれども、１月が4,898名、２月が4,331名、それから３月が4,679名となっております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　ありがとうございました。

それでは次にいきますけれども、先ほどの答弁の中でほかの議員の答弁の中で、患者輸送バス等の話がありました。そうすると、その患者輸送バスが来年度は町内だけであって、町外には出ませんという答弁があったような気がします。それを考えたときに医療過疎地域というのは南上地区あるいは三浜あるいは三坂地区があるということでバスを出しているわけなんですけれども、では、バスはどこに行くのかなということをふと思ったんです。それで考えたときに、町内の医院を回るんだけれども、結局共立湊病院跡地へ先ほど言った医師を複数配置するという形であれば、町内の要するに通院する方がわざわざまたバス代を使っていくことなかろうという話が、下田へ行くこともなかろうという話も出てくると思うんです。

ですから、そういうことを考えて、町内のお医者さんへ行く人のことを考えたときに、町内だけの要するに今医院と新しくできた診療所だけで足りるのかとふと思ったんです。それを考えたときに、やっぱりそうしたときには、では診療所といえども複数の医師が午前中だけでもおられて、そういう診療を行う形があればいいのではないかなと。要するに町外へわざわざ町民が行く必要もないんだろうと考えたときに、必要ではないかなと。

それと、先ほども町長がリハビリ等を考えたいと言ったわけですけれども、共立病院がなくなっていくときに、なくなるというか湊から移動するときに、古い医療機材は置いておくと思うんです。大体もう新しい機械を入れて古い機械は大体残す可能性が大きいんだろうなと、あるいは廃棄予定があるんではないかと。利用できものは利用すると言うと思うんですけれども、それでも古いから使えるけれども、新しい形に変えましょうという形が出てくると思うんです。そうやって考えたときに、古い医療機械あるはリハビリの機械等があるものを、それを診療所でリハビリの、あるいはなぎさ園でもいいんですけれども、みなとの園でもいいんですけれども、それを利用してそこでリハビリの活動を行うという形等は考えておられないのかなという形を今考えたんですけれども、町長の考え等はどうでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

現在の共立湊病院の患者さんの先ほど１月から３月あるいは新年度に入っての指定管理者にかわってからの利用状況等を報告しましたけれども、その内容というのはご存じのように、下田と南伊豆が約８割であります、患者さんの。ですので今後これが下田へ新しく病院が開設をされて移った場合に、この動向がどうなっていくのか、まだ予測しがたい面もあります。しかし、我が南伊豆町の場合はやはり地元の診療所ということで、議員が言われるように、近いところへなるべく行きたいと、地元へ行きたいということはこれは今までと変わりがないと思いますので、こういったいわゆるスタートして新しい患者さんの流れというか、利用状況がある程度つかめたところで、そういったことも加味しながら今後の診療所のあり方をある程度考えていきたいというのが一面ではあります。

だた、しかし、もう来年の新病院開設と同時にこちらの診療所もスタートするわけですので、当面は昨日から申し上げておりますように、医師１名という計画ではおりますが、これもなるべくなら我々はやはり今言われるような２名、３名ということもそういう面ももちろんこれは、今までも言ってきておりますけれども、また再度これは町としてはしたいと思っ

ておりますけれども、やはりそうなってくると今度は、これはＳＭＡのほうの側のあれですけれども、いわゆる医療収益に見合う医療スタッフということ、いろいろ営業面でもいろいろ関連が出てくると思います。ですので、患者さんの動向であるとか、そういった今後の動きをよく見通しながら見きわめながら開院に向けて準備をし、対応してまいりたいという思いでおります。

それから、今ある病院の中のいわゆる機器ですけれども、これはもちろん新しい病院になっても使えるものとかはほとんど持っていくようになると思います。それで残るのは、いわゆる診療所としての機能に対応できる機器は残ると思います。ですので、そこでリハビリとかということになってくると、これはまたある意味では別の分野になると思いますので、今ある病院でのそういう面での機器がそのままここへ残るということは、今のところちょっと考えられませんし、これは聞いておりませんけれども、そういったこともやはり今後の診療所の内容ということになってきますので、そんなことも含めてなるべくなら、より診療所の機能が十分というか、広範囲にわたって果たせるような格好にもっていきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　いろいろあると思いますけれども、難しいところもたくさんあると思いますけれども、先を見たときにそういう考えもあるのかなということを私は思ったんですけれども、その中で検討委員会等を開いて来年３月までにやる予定、要するに４月から診療所がスタートするわけですけれども、町長の答弁による跡地利用委員会とかというやつを、私も昨年12月あるいはことしの３月議会で取り上げております。検討委員会を立ち上げてやったらどうかという話は言っておきました。ですから、多分検討委員会はもう閉院するまでの間があと半年ないわけですから、その検討委員会も開催されているんではないかなと思うので、その検討委員会の様子等はどうなっておられるのか、お伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この検討委員会は現在病院組合のほうで検討をして、立ち上げに向けて準備を進めております。これはいわゆる組合サイドで進めるようになると思いますけれども、これにはやはり

地元として、これも先日から申し上げておりますように、地元の方々のご意見ももちろん入れなければなりませんので、そういった立場の方たち、そしてほかの委員の皆さんにしてもそうですけれども、なるべくあらゆる分野からの意見を吸い上げることができるように考えておりますので、これもいわゆる病院の組合議会の関係も出てきますので、そういったことでもちろん近々に、もうこれも立ち上げて初会合を持つような格好になると思いますけれども、今はそういう段階です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　検討委員会等はこれから立ち上げていくという話でございますけれども、検討委員会の中で出てくると思うんですけれども、先ほどの答弁にもあったように、診療所はどうしていくかという問題になったときに、患者の動向を見てからではなくて、南伊豆町民、南伊豆町としてはこういうものが必要なんだということを言っていかないと、患者の動向を見てからだなんていったら、要するにこれから早くても１年後あるいは２年後、３年後という話になってくるわけで、そうしたときに、では診療所はもっとよくしようかとかいう話なんていうのは出てきにくいと思います。

ですから、まずここの移動するときにしっかり診療所をあるいは３名体制でやる目標で整備するんだという形を、検討委員会の中でも提案としては南伊豆町民のために必要だという形は管理者として言うのが必要ではないかなと。他人任せでいく、あるいは他の市町村任せでいったら、人の町がよくなることよりは自分の町がよくなることのほうが優先ですから、まず自分の町からという形になりますから、それだったらよその町をよくする、よくなることはいいことなんですけれども、それでは普通の地元の人から見たときには力が半分以下ではないかなと。要するに推進する力が半分以下しかないんではないかなと、よその町の人がわざわざ湊へ診療所をつくるときに、そういう協力をしてくれるかというときには、するよと言っても協力度は町民の半分ではないのかなと考えます。それを考えたときに、この検討委員会の中でやっぱり診療所あるいは何をしたいという形を逆に南伊豆町から、あるいは提案して、こういうふうではなきゃだめなんだという形を言っていくのが必要だと思いますけれども、それについての見解をお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

確かに清水議員の言われることはわかります。ただ、今まで私は管理者という立場でこのＳＭＡが、何回も申し上げますけれども、特に短い期間の中で受けてくれて、そしていわゆる新病院に向けての医師の確保もなかなか難しい、こういう時代の中で、そして今お願いしている現在地での医師の体制というものも何回か申し上げている状況にあります。ですので、こういう中で、なかなかこれは話としてはわかりますけれども、診療所に新しい病院に10名体制を整えるのがなかなか正直言って難しい状況です。そういう中でやっぱり管理者という立場にあると、そういう内容がわかっているだけに、診療所に２名、３名という複数の医師をということは、なかなかこれは正直言って言い出せません。

ですけれども、やっぱりそれは地元としては確かに必要はありますけれども、それはわかりますけれども、やっぱり私の立場にあると、これは賀茂圏域の医療を何とかしなければならないということがまず優先、今の立場ではしています。ですので、そういう面でせめて、多少は後退するかわかりませんけれども、この地域、南伊豆の医療というのが病院から診療所にかわりますので、その分は何としても少しでも医療サービスの低下を招かないという面で、我々としても最善を尽くすつもりで今までもやってきております。これからもやってまいりますけれども、そういう状況の中で、やっぱり今のどういう状況下にあるかということをよく認識をしながら取り組んでいかなければならないという思いをしていますので、果たしてそれをＳＭＡに話として言った場合、それはほとんどもう不可能に近いと思います、正直言って。それほど厳しい、１人の医師を確保するにはどれだけ大変かということを、我々もいろんな話を今聞いております。ですので、そういう状況下にあるということをまず議員もご理解いただきたいという思いをしています。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　医師の確保は大変だというのは十分わかりますけれども、せめてそういうつもりであったけれども、せめて施設だけはそういうものをつくっておいて、１名で仕方ないんだよと。だけれども、施設だけはそういう体制もとれるような体制に施設だけは残したよと、つくったよという形があれば、今のところ医師はいないから仕方がないんだけれども、という話であると思うものですから、そういうせめて施設だけでも用意をしておくようなことを考えていただきたいなと思います。

次にまいります。定住促進についてお伺いいたします。

定住移住者への取り組みという形でございますけれども、定住移住者が定年後に住みたい

地区はどこかというと、長野県とか静岡県とかといわれています。それででは場所的にはどこですかというと、軽井沢とかあるいは南伊豆だと。伊豆の中でも南伊豆は住んでみたいところだというアンケートがよく雑誌等にも出てきております。それを考えたときに、そういう方々に南伊豆町に住んでもらって、あるいは家を建ててもらう、あるいは家を借りてもらう形もあるんですけれども、そういう方々が来ていただくだけでも、住んでいただくだけでも人口減少云々は少なくなってくると考えますので、こういう定年退職者に対するあるいは南伊豆町へ来たいという方に対する移住に対する取り組みはどのようになされておられるのか、お伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この定住促進ということでありますけれども、町では現在移住の希望者に対しまして、地域の情報誌である「南へ行こう」という情報誌がありますけれども、これの発刊、それから移住体験セミナーを開催をして定住の促進を図っております。この移住体験セミナーにつきましては、平成20年度から毎年開催をしておりまして、漁業体験であるとかあるいは農業体験、こういったことを通じて現在まで５組11名の方が南伊豆町に移住をされております。

また、本年７月からは町内の不動産業者の方々のご理解、ご協力によって町内に存在をする空き家の有効活用策として、近隣市町に先駆けて空き家バンクを設置をして、町のホームページ等によって物件の募集や利用申し込みについて情報発信しているところであります。

加えて、今定例会一般会計補正予算（第２号）におきまして、地域おこし協力隊事業につきましても、隊員２名分を予算計上をいたしましたので、この事業が起爆剤となってさらに定住化が促進されるものと期待しているところであります。

あと細かい点につきましては担当課長からご説明させます。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　基本的には、ただいま町長が説明したとおりであります。それでまず情報誌につきましては、もう皆様ご存じだと思いますけれども、交流定住促進情報誌ということで、「南へ行こう」というものをつくっております。

それから次に、体験ツアーなんですけれども、平成20年度からスタートしたんですけれども、平成20年度から平成21、22と実施をしてまいりました。それで要するに現在５組11名の方が移住してきているというような状態であります。

それから、町長から発言がありましたけれども、町内の不動産業者の方たちのご協力によりまして、４月１日から空き家バンクというのを開設したところであります。それで、空き家バンクは始まったばかりだものですから、現時点では２つの空き家の登録があります。加えまして、これも先ほど町長が申し上げたとおり地域おこし協力隊というものもスタートしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　ありがとうございます。

そういう取り組みをやっておられると思うんですけれども、空き家バンク事業は実際に動き出したのはことし７月からという形で、実質的には、二、三年、四、五年前からあったと思うんですけれども、件数２件という形で、私もホームページ等で見て把握はしているんですけれども、この件数がふえないのはなぜなのかなと。町としても区長さんあるいは地域の民生委員さんにもお願いして、空き屋さんを紹介して町が不動産屋さんの商売をするんではないですけれども、そういう形で仲介するから不動産屋にあっせんで家を貸してくれないかと、あるいはリフォームするのも町でリフォームするのではなくて、不動産屋さんがリフォームをするんだけれども、実際紹介等は町がやるから貸していただけないかという形でやっていけたら、逆に貸す人もふえてくるんではないかなと、私も選挙で回ったときも空き家だらけの地区もあるものですから、そういうところを借りられる方がおられれば、また地域発展にもつながるなと思うものですから、そういうことの区長会、区長さん、あるいは民生委員さん、あるいはそれに近い方について相談をかけて、そういう施し等をこれからやられる考え等がありましたらお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　まず、空き家バンクにつきまして制度化したというのは本年の７月１日からです。一応それ以前からこれをどうしようかということでもって検討はしてきました。近いところでは伊豆市あたりが始めているんですけれども、ですから、賀茂地区では南伊豆町だけになります。７月１日からです。

ですので、先ほども申し上げたとおり、まだ少し情報発信が足りないのかなと思っております。なので、ホームページあるいは広報みなみいず等でお話をしているというような状態であります。

それから、いわゆる制度的なものだと思いますけれども、例えば伊豆市あたりですと移住された方に対しての何らかの補助金とかいうところをとっているようなところもありますけれども、やはり財政的な問題があります。それとやはり何よりも自立していただきたいという気持ちもございますので、その辺のところを財政的なことも踏まえながら、それから自立するということも踏まえながら、今後の検討課題になるのかなというふうに考えております。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　空き家バンクを新しくもっと発展させるためにも、区長さんにも相談してやって、うまくやっていただきたいなと思います。

それで、町へそういう移住してくる方のために町有地を有効利用して分譲地をつくるとか、あるいはそういう考え等は、あるいは町営住宅をつくってしまうという形等は、この財政状況の厳しい中、難しいところはあるんですけれども、分譲地をつくって販売する形等、町有地を使って分場地等をつくる考え等はあるのかないのか、それについてお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この町営住宅あるいは分譲地ということでありますが、この町営住宅の場合は、この利用というのはいわゆる移住者だけに特定されるものではなくて、また新たな建設につきましては多額な財政負担を伴うということもありまして、必要戸数であるとかあるいは費用対効果の分析を行って、整備計画を作成をして、そして計画的な整備事業について検討してきております。

また、町有地の利用ということで、分譲地につきましても多額な財政負担を伴いますので、費用対効果の面からはもちろんのこと、移住者の動向、こういうことをよく見きわめながら、これらも慎重に検討してまいりたいということであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　いろいろ難しいこともあると思いますけれども、一応少し考えていただきたいなと思います。

それでは３つ目、教育委員会等の考えはという形で質問させていただきますが、移住者の

中には子供を連れてくる方がおられる。子供は義務教育だものですから当然学校へ入ってくるわけですけれども、それについて教育委員会としてはどういうふうに対処をしておられるのか、教育委員会のほうにお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　移住に伴ってお子さんを連れてくると、これは当然住民登録をされた時点から南伊豆町の学校、該当の学校に行くと学区制をしいておりますので、その該当の学校へ行くというようなことであります。今ご質問の中身が、私はこんなふうにとっていたものですから、例えばよく山村留学とか漁村留学とか、つまり空き家を使ってそこに子供たちとか一ヶ所に集めて学校に通わせるような、これをやっている場所はございます。これになるとちょっと一教育委員会で支えられる問題ではないということで、何をお答えしたらいいかなと、実は私も困っていたわけですが、そういう大きな問題ととらえなくてよろしいでしょうか。

でしたら、移住してきた子供さんがこの土地になじんでくれるように、その該当学校でいじめに遭ったり、そんなことがあったら大変ですから、そのようなことは起こさないように気持ちよく住んでいただくと。こちらの子供さんにしてもなかなか、これは都市の方が多いと思いますから、都市の子供たちの文化、これを知る機会は非常に少ないわけですから、そういった意味でいろんな文化に接する非常にすばらしい機会だというふうに思います。時にはとんでもないお子様が来てがたがたになることもあるんですけれども、これはもうこちらに住んで子供たちが生活するという意味では、どんな子が来ようとも支えなきゃならないと、このように考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　そういう形があると思うので、義務教育は当然学校で受けなきゃいけない。その中で一つあるのは、親によってはいた市町村は学校給食費を払わなかった町があるということで、私払いたくないなんていう方も出てくると思うんですよね。あるいは給食費は払いませんと、向こうでは払っていなかったから何でここでは払うんだという形を言ってくる父兄の方がおられると思うんです。それを教育委員会ではどのように説明してもらえるようにしておられるのか。説得しかないんですけれども、説得するについてもどういう説得をされておられるのかを、すみませんがお伺いをいたします。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　今、議員のご指摘のほどの親御さん、今のところはございません。ですから、今後あったときにどうなるか、確かに給食費を払わないというような声もございますので、そのときは当然義務を履行してもらうしかございません。ですから、税金に関しての問題は税務の町民課で、学校教育に関する問題についてそういうものがあった場合は、当然教育委員会として学校を通して指導する、あるいは直接場合によっては教育委員会が出ていくということもあり得ます。そういうことで考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　私も議員なものですから、よく相談を受けて、給食費を払わなきゃならないのと言われたときに、それは払うんですよ、すみませんけれどもという形でお願いして払ってもらっているという形があるものですから、私とのころへ来るくらいだから、じかに言っている人もあるんではないかなと思うものですから、今お伺いさせていただきました。ありがとうございました。

次に、産業振興に対する取り組みに移らせていただきます。

産業育成のための取り組みあるいは推進はという形で質問をさせていただきました。産業が伸びないことには住民の町民の所得がふえてこない。要するに事業を行っている方がふえて、それで所得がふえてもらわないことには南伊豆町の発展もないし、あるいは住民の発展もない、それで税金も入ってこないという形になりますので、その産業育成を維持するだけではなくて、もう少し産業をおこしてもらう人が出てくるような形、あるいは所得がふえるような形を町としてどのように考えておられるのか、全体的な質問なんですけれども、答えも全体的になると思うんですけれども、お伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

非常に広範囲ないわゆる町政運営のある意味ではもとになる財源という面での質問であります。１次産業から３次産業までこの町の場合は年度とともに産業構造が変わってきております。今は第３次産業が約70％を占めて、そしていわゆる何度も申し上げますけれども、観光を主体とした町として今いろんな面で進めてきております。そういう中で、清水議員の言

われる各産業全般にわたっての振興策ということでありますが、これはもちろん我々もそれぞれの分野で毎年予算づけをする前に町の総合計画あるいは過疎計画、こういったものを基本として立てながら、そして３年ごとのローリングを行い、そして財政計画を立てながら許される範囲で町費を投入して、そして国や県の補助金等も仰ぎながら、それぞれの事業展開をしておるところであります。

しかし、やはりそういう中で世界的な不況、そして先般の震災、こういったいろんな条件が重なってきて、なかなか今これは我が町だけではなくて、観光が今特に前面に出ておりますけれども、１次産業もそうです。２次産業もそうです。それぞれが低迷している状況にあるわけであります。ですから、我々はそういう中で、今何をすればいいのかということをまず考え、これはやはり財政的な面、財源の問題が何遍も申し上げますけれども、出てきますので、そういった面からもよく検討しながら取り組んできておるというのが現状であります。

この世界不況あるいは先般の大震災、これはまだまだこれから続くというふうに我々は思わざるを得ません。そういうことですので、そういう状況にまずあるということを念頭に、これからも行政を進めなければならないという思いがしております。

したがって、今後我々はやはり町内の関係団体ともよく連携をとりながら、それぞれの団体が活動しやすいような側面からの応援をするとともに、町自体はもちろんのこと、基盤整備を進める中で、やはりその年々の状況をよく判断を見きわめながら、将来を見きわめながら予算づけをして、そして議会にも上程をし、皆さんからもご意見をいただきながら取り組んでいきたいという思いでおります。

そんな中の一環として今回の補正予算に、いわゆる商品券の問題であるとか観光面のＪＲ東日本への運行支援、こういったことを少しずつではありますけれども、やはり可能な限りまずやれることからやろうということで取り組んでおりますので、今後もそういう思いでそれぞれの事業に取り組んでいきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　大きな質問だったものですから、答えにくいところがあって大変だと思いましたけれども、そうでしょうねという形でわかりました。その中で、２つ目あるいは３つ目についてお伺いさせていただきますけれども、雇用対策という形でございますけれども、町内に勤めている方に対しての何か考え等はないのかなと。それともう一つ、この雇用

の質問をやっているときに思ったんですけれども、共立湊病院がなくなることによって住所を南伊豆町から移す職員が多くなるだろうと考えるわけです。そうして考えたときに、給与所得者が少なくなって町税が減るなと。要するに医療従事者の税金が入らなくなるなというふうに思ったんですけれども、町民が減る、あるいは勤め先がなくなることによって、雇用先がなくなることによって、税金も減る、町民もいなくなるという形もあるものですから、やっぱりいろんなことを考えたときに雇用対策も必要だなと思います。

それと、町内企業をやっぱり、前日の一般質問でもありましたけれども、なかなか税務署に言わせますと黒字の企業というのは３割ないんですよと、２割もないんですよと。要するに税務署管内で黒字の企業は４分の１以下なんですよという話を、ある会合の席で私は聞いてきました。それを考えたときに、やっぱり町内企業の育成あるいは支援する方策も必要ではないかなと考えたわけです。そうすると、皆さん借金していて次から借金ができないという形、つまり銀行の判断かもしれないけれども、銀行が判断するについても要するに保証人がついていれば追加もできるかもしれないけれども、その追加、保証してもらう枠、要するに普通は常識的には保証協会が１億円まであるいは２億円まであるいは5,000万まで、その企業によってあると思うんですけれども、その枠を企業の枠を保証する枠を今の1.5倍とかあるいは１割増しにするだけでも、新しくお金を借りることによって金が回って、新たな投資ができる。それが新たな町の雇用あるいは所得につながるなと私は考えるんですけれども、そういうことの考え等はどうでしょうか、考えていただきたいなと思いますし、新たな、また逆にいう、それは今は商売やっている方なんですけれども、新たに商売をやろうという方もおられると思うんです。いろいろ大変だと思うんですけれども、農業については農業近代化資金とかいって書類を私も、今から30年ほど前、19歳のときですけれども、書類を30何枚書きましたかね。それを書いて借金して今の商売を始めたわけですけれども、そういう近代化資金ではないんですけれども、商売を新たに始める人に対しての、種類をいっぱい書いてもそれは仕方がないと思うんですけれども、そういう書類を書いたのを、利子補給制度あるいは融資枠等も県がやっていると言っても南伊豆町でも新たに考えていただけないかなと。これは提案でなかなか難しいとは思うんですけれども、考えておいていただけたらなと思うものですから、そういうことについてのご答弁をお願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この雇用の促進、取り組みということであります。

雇用対策につきましては、これも今までいろいろ一般質問等でも言われておりますけれども、清水議員の言われる今度の病院の移転に伴って、相当勤務していた職員等が退出していくということの中で、そういう面での税の減収ということも確かに予想はされます。ですので、今後この跡地利用については雇用の面も、面もというか雇用の面を十分我々としては考えながら、税収の面を考えながら跡地利用については検討していきたいという思いがしております。

それから、この融資の関係です。これは昨日からこれも一般質問で出ておりますけれども、今町は小口資金と、あとは県融資の利子補給ということで対応しておりますけれども、町独自の融資ということも確かにこれは考えられます。ただ、そうなってきますと相当な予算、それから返済の問題等も絡んだりしてきて、これはなかなか難しい問題で、小口資金は額そのものがそう多くありませんので対応してやっていますけれども、そういう今状況にあると思います。ですので、県の対応してくれている融資の枠の中でなるべく皆さんに利用していただいて、保証の問題もありますけれども、これもきのうからも出ておりまして保証協会の問題がいろいろ言われておりますけれども、これはなかなか難しい微妙な問題がありますので、我々がここでどういう言えませんけれども、なるべくならそういった面で利用していただきたいという思いはしております。

以上がこの雇用の問題であります。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　時間も押してきましたので、次の質問をさせていただきます。

産業振興、農林水産業の育成という形と町内における鳥獣被害対策ということでまとめて質問させていただきます。

本当は１つ目に被害の把握状況と被害対策の効果についてという形で答弁を願おうと思ったんですけれども、それも時間がありませんのでとばしまして、②の各地区での講習会の内容、町民の反応や様子はという形でお伺いさせていただきます。

９月に入ってからの先ほどの答弁で鳥獣害被害対策の対する講習会を行っているという形がありました。下流地区を初めとして二条あるいは下小野で行ったという形があって、またきょうかあしたからまた始まると思うんですけれども、その会場での町民の様子、説明会の様子等、どんな意見が出たのか、その意見に対する町としての考え等、その会場の中であっ

た質問等を踏まえて当局の様子等をお伺いいたします。答弁を願います。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

鳥獣被害防止講習会は町内の７カ所で実施中であります。講習会の内容につきましては、鳥獣被害の現状、野生獣の生態及び被害防止のポイント、また追い払い機材、捕獲機材の解説、地域の環境診断や今後の取り組みについてでございます。町内の参考となる地域の具体的な事例として、石廊崎地区では区役員が狩猟者と協力して捕獲している事例など、地域ぐるみでの駆除捕獲の取り組み等を紹介しております。

参加の町民の皆様からはイノシシ被害についての具体的情報をいただくとともに、講習会終了後は町民の方が産業観光課に来庁されまして、電気さく等の助成等を相談されるなど、鳥獣被害防止に対する意識の高揚が図られたものと認識しております。

なお、電気さく等の有害獣等被害防止対策事業補助金につきましては、平成22年度実績で39件132万9,000円、本年度分では予算額134万円に対しまして26件110万2,000円となり、今後も補助金申請の意向が多く寄せられておりますことから、一定の被害防止効果を発揮しているものと認識しております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　それはいいことですが、講習会はやってよかったなと思うんですけれども、私も一回行ってみたんですけれども、各地区で回ってやっておられるんですけれども、区長さんにお願いして班長さん全員出てきているとか、やっぱりその講習会、人がいっぱい出てきてもらうと効果が上がって地域の結束等ができて、電さく等をやるとき、あるいはメッシュをやるときに隣近所で協力してやりたいなんていう話もどこかの地区ではありましたので、あるいは電さくも３軒まとめてやりたいんだけれどもという話も出ました。そういう形を考えたときに、こういう講習会をやったときに各地区でやるときに、なるべく多くの地元の人に出てきてもらってやるように、その講習会、地区の行く場所についてはあるいは同報無線でもいいんですけれども、あるいは区長さんにお願いしていっぱい人を集めてくださいという形でお願いしてもいいと思うんですけれども、そういう形をやっていただけたらなと思うものですから、それをやっていただけたらどうでしょうか。今回この間はやっていなかったものですから。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　同報無線につきましては地区別で放送させていただいております。最初の議員が出席しました下小野高齢者会館では私どもで放送しましたけれども、やっております。それからそういう形で、あと区長さんにもお願いしまして、今言われました役員さんにも招集をかけておりますけれども、やはり関心のある方という形で、私もその講習会に出席させていただきまして、やはり関心がある方という形なものですから、今後はなるべく多くの人に出てきていただけるような方策をとっていきたいと。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　最後になりますけれども、これからは町の方針、対策等を踏まえた中で、ここには質問書には鳥獣被害対策課の設置というのが必要ではないかと書いてしまったんですけれども、せめて対策係とかという形を考えて係長でも置くような形も、これからは必要になってくるんではないかなと私は考えますが、この鳥獣被害対策について町長はこれからどういうふうに考えてやっていくのかという形と、この被害対策の係についても答えを聞いて私の最後の質問にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この有害獣の対策というのは、確かに今の重要な課題の一つというふうに認識をしておりますので、今後のここで言われる対策課であるとか対策の係ということについては、組織の改編ということも伴いますので、そういった面を頭に入れながらどういう形になりますか、重要課題の一つとして今後も取り組んでいきたいという思いでおります。

以上です。

○７番（清水清一君）　以上で清水清一の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君の質問を終わります。

ここで１時30分まで休憩といたします。

休憩　午後　０時３０分

再開　午後　１時３０分

○議長（梅本和熙君）　休憩前を閉じ、会議を再開いたします。

◎再答弁について

○議長（梅本和熙君）　先ほど宮田和彦君の一般質問に対して、建設課長より再答弁の申し出がありましたので、これを許可いたします。

建設課長。

○建設課長（藤原富雄君）　午前中の宮田議員のしゅんせつの土砂の処分についての一般質問について答弁させていただきます。

しゅんせつ土砂につきましては、陸上処分をするのが原則であります。しかしやむを得ない場合のみ海洋投入処分ができます。その場合なんですけれども、事前に静岡県の漁業共同組合連合会との覚書、これについての概要につきましては、土砂投入処分に際して漁業活動に影響が少ない排出可能な海域等を定める覚書を事前に結び、なおかつこの後、環境大臣の許可をつけて投棄すると。その場合、先ほど言いましたように、基本的には海洋投棄はだめなんですけれども、やむを得ない場合については政令で定める基準に適合する水底砂利この砂利の成分等も調べます。調べて、これが大丈夫ということであれば相模湾沖の深海に投棄するということができるようになっております。この投棄につきましては手石港の土砂についてはそのような形で処分をしております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　よろしいですか。

○２番（宮田和彦君）　はい。

◎発言訂正について

○議長（梅本和熙君）　それでは、先ほど清水清一君の一般質問に対して、産業観光課長より

訂正の申し出がありましたので、これを許可いたします。

産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　清水議員の有害獣の防止講習会における伝達方法はという形で、個別に同報無線で放送しておるよという形でございましたけれども、私が聞きましたのは、台風によって変更になったというのを個別で放送したということで、申しわけございませんが、これは放送しておりません。伝達方法は先ほども申し上げましたけれども、区長さん経由の全戸の回覧という形でございます。おわびをして訂正させていただきます。

○議長（梅本和熙君）　よろしいでしょうか。

○７番（清水清一君）　要望で結構です。

○議長（梅本和熙君）　要望だそうです。

◎日程の追加

○議長（梅本和熙君）　それでは、ただいま第１常任委員の谷正君から第２常任委員に、第２常任委員の齋藤要君から第１常任委員に、それぞれ常任委員会の所属を変更したいとの申し出が提出されました。

お諮りいたします。

委員会所属変更申出書を日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、追加日程第１、委員会所属変更申出書を議題とします。

◎委員会所属変更申出書

○議長（梅本和熙君）　お諮りいたします。

追加日程第１、委員会所属変更申出書のとおり変更することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　賛成多数です。

よって、追加日程第１、委員会所属変更の申出書のとおり変更することに決定されました。

◎日程の追加

○議長（梅本和熙君）　ただいま齋藤要君から議会運営委員の辞任届が退出されました。

お諮りいたします。

齋藤要君の議会運営委員辞任願いを日程に追加し、追加日程第２とし、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、追加日程第２、齋藤要君の議会運営委員辞任願を議題とします。

◎齋藤要君の議会運営委員辞任願

○議長（梅本和熙君）　地方自治法第117条の規定により、齋藤要君の退場を求めます。

〔９番　齋藤　要君退場〕

○議長（梅本和熙君）　追加日程第２、齋藤要君の議会運営委員辞任願を許可することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　賛成多数です。

よって、追加日程第２、齋藤要君の議会運営委員辞任願は、申し出のとおり許可することに決定しました。

ただいま退場中の齋藤要君の入場を求めます。

〔９番　齋藤　要君入場〕

◎日程の追加

○議長（梅本和熙君）　ただいまの齋藤要君の議会運営委員の辞任願が許可されたことに伴い、議会運営委員に欠員が生じたため、追加日程第３、議会運営委員の選任をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

◎議会運営委員の選任

○議長（梅本和熙君）　当委員会条例第７条１項の規定により、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

議会運営委員に、谷正君を選任することに決定いたしました。

第２常任委員会は委員会を開催し、当委員会条例第８条２項の規定により、所属変更により不在となった委員長について互選の結果を報告願います。

次に、議会運営委員会は、当委員会条例第８条２項の規定により、不在となった委員長について互選の結果を報告願います。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩　午後　１時３６分

再開　午後　１時４３分

○議長（梅本和熙君）　休憩前を閉じ、会議を再開いたします。

第２常任委員会の委員長の互選の結果を報告いたします。

第２常任委員長、谷正君。

議会運営委員会の委員長の互選の結果を報告いたします。

議会運営委員長、谷正君。

以上であります。

◎報第３号上程、報告、質疑

○議長（梅本和熙君）　報第３号　平成22年度南伊豆町健全化判断比率についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　報第３号の提案理由を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、健全化判断比率である４指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれ平成22年度数値を、監査委員の意見を付し報告するものであります。

普通会計の実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字のため数値はありません。

実質公債費比率につきましては３カ年平均で11.0％、また将来負担比率につきましては69.9％となりました。いずれの比率も早期健全化基準を下回っております。

以上、報告を申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

監査委員の審査意見書の報告については、お手元に配付した意見書をもって報告にかえさせていただきます。また、この後の報第４号についても同様とさせていただきますので、ご承知願います。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第４号上程、報告、質疑

○議長（梅本和熙君）　報第４号　平成22年度南伊豆町資金不足比率についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　報第４号の提案理由を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定により、公営企業に係る特別会計である水道事業会計、公共下水道事業特別会計、子浦漁業集落排水事業特別会計、中木漁業集落排水事業特別会計、妻良漁業集落排水事業特別会計の資金不足比率について、平成22年度数値を、監査委員の意見を付し報告するものであります。

水道事業会計につきましては余剰金が出ており、また公共下水道事業特別会計、子浦漁業集落排水事業特別会計、中木漁業集落排水事業特別会計及び妻良漁業集落排水事業特別会計につきましては、収支が均衡しておりますので、資金不足はありません。

以上、報告を申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎議４３号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

地方自治法117条の規定により、齋藤要君の退場を求めます。

〔９番　齋藤　要君退場〕

○議長（梅本和熙君）　朗読を求めます。

〔事務局朗読〕

○議長（梅本和熙君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第43号議案の提案理由を申し上げます。

監査委員は、地方公共団体の財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等を監査するため、地方自治法第180条の５第１項の規定に基づき、置かなければならない執行機関であります。このたび議員のうちから選任されておりました監査委員の齋藤要議員の任期が満了しましたが、引き続き齋藤要議員にお願いしたく、議会の選任の同意をいただくため、地方自治法第196号第１項の規定に基づき提案申し上げるものであります。

齋藤要議員の履歴につきましては別紙のとおりでありますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第43号　監査委員の選任の同意については原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第43号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ただいま退場中の齋藤要君の入場を求めます。

〔９番　齋藤　要君入場〕

◎議４４号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第44号　南伊豆町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

朗読を願います。

〔事務局朗読〕

○議長（梅本和熙君）　朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第44号議案の提案理由を申し上げます。

教育委員会委員であります臼井善吾委員の任期が本年10月26日をもって満了となりますが、温厚誠実な人柄で地域住民の人望も厚く、豊富な経験と教育に対する深い識見を有する同氏を最適任者とし引き続き任命いたしたく提案申し上げる次第であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第44号　南伊豆町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第44号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議４５号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第45号　南伊豆町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

朗読を願います。

〔事務局朗読〕

○議長（梅本和熙君）　朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第45号議案の提案理由を申し上げます。

教育委員会委員であります高橋良江氏につきましては、本年10月26日をもってその任期が

満了いたします。今回その後任としてご審議をいただきます下小野548番地の１、久保田藤江氏は人格も高潔で、教育、文化に識見を有しており、教育委員会委員として適任者であるとともに、前任者同様に男女共同参画社会推進のため、女性の立場から教育行政の発展にご尽力していただきたいと考えております。

つきましては、久保田藤江氏を新たに教育委員会委員として任命いたしたくご提案申し上げる次第であります。ご審議のほどよろしくお願いをたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第45号　南伊豆町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第45号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議４６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第46号　南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第46号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成23年６月30日に公布され、同日から施行されたことに伴うもので、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る観点から改正を行うものであります。

新築住宅に対する固定資産税の減額と町民税所得割等軽減の延長、罰則についての上限の引き上げが主な内容となっております。条例改正の詳しい内容につきましては、町民課長より説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（山本信三君）　それでは、条例改正の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

この条例は、地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第202号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第96号）が、平成23年６月30日に公布されたことに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例につきましても改正する必要が生じましたので、議会の議決を求めるものであります。

今回の税制改正においては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る観点から、地方税制の改正を行うこととされた内容がお手元の本文、南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例であります。固定資産税は新築家屋で高齢者向け優良賃貸住宅の軽減、５年間３分の２がサービス付高齢者住宅と変更になり、平成23年７月１日から平成25年３月31日まで延長となります。町民税所得割の納税義務者が上場株式等の配当所得の金額が100万円以下である場合、100分の1.8の額、100万円を超える場合は１万8,000円に100万円を控除した額の100分の３を加えた額及び上場株式の譲渡所得の場合、500万円以下は100分の1.8、500万円を超える場合、９万円に500万円を控除した額に100分の３を加えた金

額が、平成25年12月31日までの間、延長されるものであります。また、町税等の納税者が正当な理由なく申告書の提出期限までに申告の提出がされない場合、罰則が引き上げられました。

以上が主な内容でございますが、これらの改正の施行日につきましては、本文４ページからの附則をごらんください。

朗読でもって説明とさせていただきます。

附則。

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）第１条中南伊豆町税賦課徴収条例附則第10条の２第４項の改正規定　平成23年10月20日

（２）第１条中南伊豆町税賦課徴収条例第26条第１項の改正規定、同条例第36条の４第１項の改正規定（「３万円」を「10万円」に改める部分に限る。）、同条例第53条の10第１項、第65条第１項、第75条第１項及び第88条第１項の改正規定、同条例第100条の次に１条を加える改定規定、同条例第105条の次に１条を加える改定規定、同条例第107条第１項及び第133条第１項の改正規定、同条例第139条の２を第139条の３とし、第139条の次に１条を加える改正規定並びに附則第４条の規定　公布の日から起算して２月を経過した日。

（３）第１条中、南伊豆町税賦課徴収条例附則第８条の改正規定及び次条の規定　平成25年１月１日

（町民税に関する経過措置）

第２条　新条例附則第８条の規定は、平成25年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、第１条の規定による改正前の南伊豆町税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）附則第８条第１項に規制する免税対象飼育牛に関する所得に係る平成24年度分までの個人の町民税については、なお、従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以降の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　新条例附則第10条の２第４項の規定は、附則第１条第２号に定める日以後に新築され

る同条に規定する貸家住宅に対し課すべき平成24年度以降の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法規則第15条の８第４項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第４条　この条例（附則第１条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びに附則の規定によりなお従前の例によることとされる町税及びこの附則の規定によりなお効力を有するとされる旧条例の規定に係る町税に関する条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

以上が今回の主な改正でございます。

これらの改正の施行日につきまして朗読をさせていただきました。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第46号　南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第46号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議４７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第47号　南伊豆町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第47号の提案理由を申し上げます。

災害対策基本法の一部が改正され、第23条に項の追加が行われたことに伴い、同法の条項を引用しております本条例の一部を改正するものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第47号　南伊豆町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第47号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議４８号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第48号　南伊豆町暴力団排除条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第48号議案の提案理由を申し上げます。

本年８月１日に、静岡県暴力団排除条例が施行されたことに伴い、本町におきましても暴力団の排除に関し基本理念を定め、町及び町民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって町民の安全かつ平穏な生活を確保し、本町における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、南伊豆町暴力団排除条例を制定するものであります。

詳細は総務課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

〔「議長ちょっと、この議第48号、資料がないんですけれども、議案がないんですが」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時０７分

再開　午後　２時０８分

○議長（梅本和熙君）　休憩前を閉じ、会議を再開いたします。

大変失礼いたしました。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　それでは、議第48号の内容説明をさせていただきたいと思います。

お手元の条例案をごらんいただきたいと思います。

南伊豆町暴力団排除条例でございます。

提案説明でも申し上げましたように、８月１日から静岡県の暴力団排除条例が施行されました。本条例につきましては、県警から示された準則、ほぼ準則にのっとりますが、県下一斉に進めている条例でございますが、この９月定例会で全市町というわけにはいきません。郡下の町、東から西、松崎まではこの９月定例会で上程ということで意思統一を図って上程させていただきました。全11条から成る条例であります。主要な部分を朗読説明させていただきます。

まず、（目的）第１条でございます。この条例は南伊豆町からの暴力団の排除（暴力団員等による不当な行為を防止し及びこれにより町民生活及び町内の事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。以下同じ）に関し、基本理念を定め、並びに町、町民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって町民の安全かつ平穏な生活を確保し及び南伊豆町における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とするということを目的としております。

大きく言うと、基本理念を定めて町、町民の役割を定めて排除に関する施策を推進して健全な町の発展を期するというようなことになっております。

とびまして、２条が（定義）、３条が（基本理念）でございます。

第３条を朗読いたします。

暴力団の排除は、社会全体として暴力団が町民生活及び町民の事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対し資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、町民等の安全で平穏な生活の確保及び社会経済活動の健全な発展に向けて町及び町民等の相互の連携及び協力のもとに推進されなければならないということでございます。

第４条（町の役割）でございます。

町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり暴力団の排除に関

する施策を総合的に推進するものとする。

２　町は、暴力団の排除に関する施策の実施に当たっては、町民等及び県、他の市町その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携及び協力を図るように努めるものとする。

３　町は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対して当該情報を提供するものとすることでございます。

第５条には（町民の役割）ということで、町と協力して推進すること、情報提供というようなことを規定されております。

第６条（町の事務及び事業における措置）ということで、この条例の核になる部分でございます。

第６条　町は、公共工事その他町の事務及び事業により、暴力団を利することとならないよう、町の事務及び事業からの暴力団の排除のための必要な措置を講ずるものとする。

２　町は、公共工事その他の町の事務及び事業に関する契約において、次の各号に掲げる内容の定めをするものとする。

（１）当該契約の相手方（下請その他の当該契約に関連する契約の相手方を含む。以下同じ。）から暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者を排除すること。

（２）でございます。当該契約の相手方が当該契約に係る業務の遂行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、町に報告するとともに警察への通報、その他の暴力団の排除のための必要な協力を行うこと。

３　町は、暴力団員等及び暴力団員等の密接な関係を有する者について、町が実施する入札に参加させないものとするということでございます。特に工事ですとか物資調達の契約等につきましては、県がことし３月に工事約款等を改正しております。これに基づきまして本町におきましても工事請負契約の約款を10月１日付で改正するということで、今検査係が準備を進めているところでございます。暴力団の下請禁止ですとか発注者の排除権、不当介入への措置、そういったものを盛り込んだ約款になる予定でございます。そのほかに既にあるものとしましては、町営住宅の管理条例第６条の入居資格に、暴力団ではないことというような規定もされているところであります。

あと第７条（町民等に対する支援）、第８条（青少年に対する教育のための措置）等の規定も規定させていただきました。

第９条でございます。（利益供与の禁止）ということであります。

次のページでございますが、第10条で（暴力団の威力を利用することの禁止）ということで、威圧する等、暴力団の威力を利用してはならないというような規定でございます。

それから、第11条で（委任）でございます。この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるということで、各事務事業につきまして規則等で順次定めていくことになる予定であります。

附則でございます。

この条例は、平成24年１月１日から施行するということで、郡下町長会の所属町につきましては、この１月１日に意思を統一したというところでございます。

この議会で当該条例を議決いただいた後には、警察と排除に向けた合意書の締結等を締結しまして、順次周辺の規則、要綱等も整備していきたいというふうに考えております。

内容説明につきましては以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を第１常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第48号議案は第１常任委員会に付託することに決定しました。

なお、第１常任委員会は９月28日水曜日、本会議終了後に委員会室において開催するので関係者は集合願います。詳細については改めてお知らせいたします。

◎議４９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第49号　平成23年度南伊豆町一般会計補正予算（第２号）を議題と

いたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第49号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町一般会計補正予算（第２号）であります。

補正予算額１億3,828万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億2,785万2,000円とするものであります。

補正の主なものは、１、地域おこし協力隊推進事業に101万5,000円、２、環境衛生事業に230万9,000円、３、商工振興事業に850万円、４、観光振興事業に353万7,000円、５、防災施設管理事務に846万3,000円、６、基幹業務電算事務に1,973万8,000円、７、道路維持事業に1,320万円などを計上いたしました。

また、これらの歳出に対応する主な財源として、県支出金1,235万円、前年度繰越金１億2,220万5,000円などをそれぞれ追加するものであります。

内容につきましては、総務課長から詳細を説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　それでは、平成23年度南伊豆町一般会計補正予算（第２号）の内容について説明をさせていただきます。

歳出から説明させていただきます。

19ページからになります。お開きください。

19ページ、歳出、１款１項１目議会費でございますが、４万5,000円の補正増でございまして、需用費、被服費ということで新議員の方３人分の防災服一式でございます。

次のページでございます。20ページ。

２款１項１目一般管理費でございます。20事業の一般管理事務でございますが、職員手当等の給与、人件費等が各事業に出てきますが、これは４月の定期異動に伴う調整、職員の異動に伴うものということで、基本的には説明を省略させていただきます。部分的には説明させていただくところもありますが、基本的には説明を省略ということでお願いしたいと思い

ます。

その下の22庁舎建設事業でございますが、110万円の報償費の補正増をお願いしたいと思います。これは、新庁舎建設完成に伴いまして、本町で日展の審査委員を務めますＦＲＰ像で山田進先生、それから書家の木村松峯先生に作品を寄贈していただくものでございますが、それに伴う原料費とか材料費、それにつきまして山田進先生のＦＲＰ像に80万、木村先生の書に30万の報償費を計上させていただいたところであります。

それから一番下、48基幹業務電算事務でございますが1,973万8,000円、ちょっと大きな額でございますが、ＴＫＣの基幹系の電算システムが12月でリースの切りかえになります。それに伴います基幹系の新システムの導入委託料ですとか、ソフトの賃借料とか機器の購入とかそういったものを計上させていただいたところであります。それから12の役務費に10万5,000円の２次バックアップサービス設定料というのがございます。これは、この３・11の地震でもデータが消失したということで、住基のデータの復旧に大分時間を費やしたということがありまして、そういったことを受けましてほぼリアルタイムでバックアップをとっていくというようなシステムの料金の設定料のところを計上させていただいたところであります。

21ページ、61の地域おこし協力隊の推進事業101万5,000円でございます。地域おこし協力隊につきましては、旅費、需用費で消耗品等車の燃料費、それから通信運搬費の役務費、建物住宅の賃借料等を３月分まで計上させていただきました。報償費等につきましては、県からの支出となります。

次の22ページでございます。

82の賦課徴収事務委託料でございます。152万6,000円を計上させていただきました。宅地等の鑑定評価委託料、固定資産等の税の評価資料作成業務委託料でございます。

24ページ、25ページをお開きください。

ここでは各種特別会計の繰出金を計上させていただいております。24ページ真ん中下に172保険基盤安定繰出金306万1,000円、国保の関係の保険基盤安定繰出金でございます。次ページ25に、186で国民健康保険特別会計繰出金で109万円、188の後期高齢者医療事務で980万円の療養給付費の負担金でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。26ページであります。

195事業、児童福祉施設運営事務でございます。この中には児童福祉施設の認定こども園の関係を計上させていただきました。これの中に内訳で報償費と工事請負費がございます。

報償費が80万、工事請負費で50万でございますが、これも新庁舎同様、認定こども園が完成いたします。そこに日展審査員の山田進先生のＦＲＰ像を台座をつけて設置するというようなものでございます。それの報償費とＦＲＰ台座の設置の工事費を計上させていただいたところでございます。19の負担金、補助及び交付金200万7,000円でございますが、認定こども園の給水負担金でございます。

27ページは、211で介護保険特別会計繰出金を計上させていただいたところでございます。

28ページであります。220の保健衛生総務事務でございます。これは給料を200万円、大きな額減額でございますが、当初採用予定者、栄養士でございましたがいたのですが、採用できなくなったというところで減額させていただくものであります。

この225、その下でございますが、感染症予防事務でございます。委託料を減額して報償費と需用費を増額させていただきました。これは子宮頸がん等のワクチン接種の委託料を当初個別で考えていたんですが、結果として集団接種ということで、集団接種になりますと医薬材料費をこちらで確保して、あとは集団でやっていただくということで、結果として金額的には安くなったというところでございます。

それから、234環境衛生事業でございます。230万9,000円の補正増でございますが、主なものは19節負担金、補助及び交付金の200万円、住宅用太陽光発電システム設置費補助金、４キロワットで５万円掛ける10戸ということで200万円を計上させていただきました。

次の30ページをごらんいただきたいと思います。

261焼却施設維持事業でございます。663万5,000円を計上させていただきました。主なものは、清掃センターにございますダンプ、灰を運んでいたりするダンプでございますが、灰が強アルカリということで、非常に腐食が激しくて、もうだめだと、使えないということで、３トンダンプでございますが購入させていただくことに決定いたしました。

次の271事業、簡易水道事業でございますが、入間簡易水道への補助金３分の１、深井戸の水中ポンプの入れかえであります。

32ページでございます。

280農業委員会事務421万5,000円でございます。これにつきましては、主なものは賃金と使用料でございますが、臨時事務員賃金ということで、農地の現況調査、町内の全筆調査ということでございまして、８人を雇うということでございます。これは10分の10の国県の事業でございまして、持ち出しはございません。

それから、次の33ページでございます。

299農山村総合施設管理運営事務でございます。1,940万円の補正をお願いしたいものでございます。まず委託料としまして390万、差田町有地測量業務委託、差田グラウンドの旧三坂幼稚園側の埋め立ての部分の測量を実施したいというところでございます。それから15の工事請負費でございますが1,550万、郷土資料館の改修工事です。新庁舎にあわせたわけではございませんが、屋根が大分腐食が激しくて外壁も大分傷んできていると。中の使い勝手も悪いということで、ここで改修を図りたいということでございます。それから208で差田グラウンドの照明の改修ということで50万円を計上させていただいたというところでございます。

あと36ページにお進みください。

36ページ、商工費の中の354商工振興事業でございます、850万。19節負担金補助及び交付金で、プレミアム商品券事業補助金ということでございます。850万円を計上させていただきました。その下の358、観光振興事業でございます。353万7,000円でございます。主なものは、やはり19節負担金、補助及び交付金で266万円で、南伊豆町伊勢海老号運行補助金として258万円の補正をお願いしたいというところでございます。

38ページにお進みください。

土木費でございます。384の道路維持事業としまして1,320万、主なものは工事請負費で1,270万でございます。安全施設の補修工事、ガードレール、区画線等でございます。排水路補修工事、側溝工事でございます。町道石井区内12号線道路維持工事ということで50万、これは十八通橋の隅切りの部分でございます。

その下、388町単独道路改良事業400万でございます。主なものは、15節工事請負費400万でございまして、石井区内14号線の道路改良工事を50メートル予定しております。

その下、393橋梁維持事業50万でございます。工事請負費として50万、十八通橋高欄塗りかえ工事を予定させていただきました。

その下、河川維持事業397でございますが、機械借り上げ等を130万、工事請負費を200万、河川維持補修工事ということで、本瀬川、蒲谷川、釜ヶ谷川の３カ所を予定いたしました。

42ページにお進みいただきたいと思います。

消防費の関係でございます。まず434非常備消防事務でございます。758万9,000円でございます。主なものは19節負担金、補助及び交付金の706万8,000円でございます。消防団員災害補償基金負担金ということでございまして、これを当初予算に当然計上させていただいたんですが、東日本大震災に伴う追加分だということで、団員１人２万2,800円を掛けて706万

8,000円を負担してくれということでございます。これにつきましては、全額100％特別交付税で措置するということで、既に入金がされております。

次の466災害対策事務でございます。主なものは、11の需用費でございます。消耗品費としまして52万8,000円、これはトリアージタグ、緊急時のけがをした人の仕分けというか、色別に分けるトリアージタグを購入します。それから印刷製本費129万5,000円でございますが、一般質問の答弁でもちょっとさせていただきましたけれども、町内の下賀茂あたりまでを含む地区に海抜表示、色づけをした海抜表示の地図をつくって全戸に配布したいということで計上させていただきました。

447の防災施設管理事務でございます。846万3,000円の補正増でございます。需用費で35万円、施設修繕料で同報無線の屋外子局のバッテリー６基分です。これは来年度新年度も順次交換していきたいんですが、バッテリーの蓄電能力が低下しますと、電源が通電されていましても同報無線が起動しません。この３・11のときも熱海でも大分聞こえなかったというのが新聞に載りましたけれども、そういったことを解消するために順次交換していきたいというところでございます。15の工事請負費800万でございます。津波監視カメラ設置工事３台、子浦・中木・手石港です。あと屋外子局新設工事ということで、湊の逢ヶ浜に１基新設したいというふうに考えております。

以降９款につきましては、備品とか消耗品等の追加の要求でございます。その中で１点、47ページでございます。506の社会教育総務事務で、これは給料を222万7,000円、大きな額がふえていますが、これは途中から採用したわけではなくて、新規採用者をここに配置したものですから、当初予算に計上したものよりふえたということで増額させていただいたものであります。

主だったものは以上でございます。

最後のページ、50、51ページに給与明細費及び債務負担行為の調書がございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは９ページ、歳入に戻っていただきたいと思います。

９ページ歳入でございます。

主なものを説明させていただきたいと思います。

まず、13ページの県支出金のページをごらんいただきたいと思います。

15款２項県補助金のうちの２目から９目まで県補助金が計上されております。まず２の民生費県補助金233万1,000円でございますが、地域支え合い体制づくり事業補助金ということ

で、180事業、高齢者の実態調査のところに充当されるものであります。３の衛生費補助金が259万、大きな減額でございますが、先ほど言いましたように、子宮頸がん等が個別検診から集団ということで安くなったというところでございます。

４の農林水産業県補助金、これは175万ふえておりますが、当初で事業費の２分の１、350万計上させていただいたんですが、国・県合わせて４分の３だということで増額したものでございます。

６消防費県補助金が376万4,000円、これは先ほど説明しました大規模地震関係の補助金でございまして、大規模地震対策等総合支援事業費補助金ということでございます。

９の商工費県補助金は421万5,000円でございまして、緊急雇用創出対策事業費補助金ということで、280事業、農地の現況調査に充当されるというものでございます。

あと大きなものとしましては16ページになります。繰越金でございます。19款１項１目繰越金でございまして１億2,220万5,000円を繰り越して３億3,426万7,000円とするものでございます。前年度繰越金ということでございます。

８ページにお戻りいただきたいと思います。

歳出合計でございます。補正前の額44億8,956万4,000円、補正額１億3,828万8,000円、計46億2,785万2,000円、補正額の財源内訳でございますが、特定財源国・県支出金として1,286万1,000円、その他といたしまして126万2,000円、一般財源で１億2,416万5,000円となります。

以上で内容説明を終了させていただきます。ご審議の上、よろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

谷正君。

○４番（谷　　正君）　幾つか質問をさせていただきます。今の総務課長のご説明で。

歳出20ページの48事業、基幹業務電算事務の中で、総務課長のご説明ですと、役務費の10万5,000円はバックアップデータの不具合による補正ということでありましたが、３月11日の東日本大震災を踏まえた中で、サーバの設置の場所はＴＫＣということになりますと、栃木県ということですよね。その場合、ある程度の向こうが影響があったんではないかというようないろんなうわさがあるんですが、そこのサーバ自体の被害、それからこちらからの回線のふぐあい、そういうものがあったのかなかったのか。そういうものにつきましては、マスコミ等を見ますといわゆる銀行とか保険、金融機関等はバックアップ体制を東と西に分け

て、もうバックアップ体制をとり始めたところもあるというような考えが現実的に動きがあるということなんですが、それについてＴＫＣと話をしているのか、それとも町独自で考えているのかということが１つ。

それから、産業観光課の関連で36ページの358観光振興事業の南伊豆伊勢海老号、これがいわゆる臨時電車を走らせるということで、先月の全員協の中でご説明をいただいたんですが、きょう現在ですか、９月末で10月20日過ぎにイベントをやるということなんですが、募集状況はどうなっているかというのが把握できているのかということが１つ。

それから、47ページの教育委員会の文化財管理費の中で514事業の文化財管理事業の中で、町史編さん調査協力費としての謝礼が87万8,000円が補正増になっていますが、これにつきましては、きのうから同僚議員等が災害等の関係で過去の地震の記録とかというような古文書等がありますが、当然町史の中で古文書の収集というのをやっていると思うんですが、この調査委員、意識していわゆる古文書を集めていただくような要請、私が把握しているのはここに齋藤議員とか総務課長がいらっしゃいますけれども、伊浜が江戸時代に３分の１とか半分ぐらいいわゆる地すべりで地区が駿河湾に落ちていくとか、それから入間のところで18メーターの津波が来たとかといういろんなことがあるものですから、そういうものを、今日本全国を見ますと昔の古文書を参考にいわゆる想定とか新たな地区の防災対策を考えるというような動きがあるものですから、そういうものをどう考えるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　それでは、総務課関係、基幹業務電算の関係から説明させていただきたいと思います。

当然、地震発災当時は若干の混乱等はありましたけれども、決定的にもうバックアップができないとか通信回線が途絶えてしまったとかというようなことはなかったというふうに記憶しています。ただ当時はそういったバックアップをとるというような考えの我々も余裕も余りなかったというようなことが正直なところでございますが、落ちついてきた中で、そういったことを検討してきたということでございます。それで議員おっしゃるように、法人、大きな会社によっては大阪方面と西と東と分けてというようなことも、私も当然ニュース等で承知しているわけでございますが、まだ町としてはそこまでは考えていないということでございます。

ただ、西へ行ったところは何か関西電力の電気不足で電圧が一定しないとか、そういった

懸念も若干あるようですので、今後未来永劫そのＴＫＣでやっていくわけではない部分もありますので、そこら辺も含めてバックアップ体制については対応していきたいというふうに考えています。

○議長（梅本和熙君）　谷正君よろしいですか。

○４番（谷　　正君）　はい。

○議長（梅本和熙君）　次に、伊勢海老。

産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　伊勢海老号の募集状況はということでございますけれども、この実施日時、10月22日、23日になっておりますので、現在のところの状況はわかっておりません。この議決がされましたら観光協会のほうにすぐに報告いたしまして、そして契約という形になります。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

○４番（谷　　正君）　いわゆる全員協のときのご説明ですと、現実的にはＪＲはもう募集を開始しないと間に合わないわけですよね。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　これは観光協会を初めＪＲあるいはホテル旅館組合等の要望がありまして、これは議決後でも大丈夫だというような形になっています。先般のとき、一応お墨つきをいただいたよということですけれども、それは印刷ですとかそういう面に関しましては、私たちも実際の運行に関する募集というのはまだしておりません。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

○４番（谷　　正君）　そうしますと、いわゆるこちらへ報告はないということでわからないのか、向こうが募集していないのかということも全然把握していないですか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　この運行を実施します観光協会のほうには、町は支援だと、お墨つきをいただいてからという形になっております。しかしながら、全員協のときに皆さんご理解をいただいて否決されることはないだろうというような形の状況になっております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　よろしいですか。

○４番（谷　　正君）　結構です。

○議長（梅本和熙君）　次、町史編さんに関すること。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野　寛君）　前回ですか、いろいろご質問いただいたんですけれども、湊のコミセンから安政のころの津波の関係の資料が出たということで、今現在委員さんの中でまとめて調査しているところですけれども、なかなかその解読するのに手間等もかかりまして、順次解読しているところでありまして、いずれその結果が出るとは思いますので、結果が出ましたらまた報告したいなと思っていますけれども、もう少しお時間がかかるかなと。だから、今のところそういう形で今準備を進めております。解読をしているところでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　ほかに。

稲葉勝男君。

○６番（稲葉勝男君）　10款災害復旧費の関連でご質問させていただきます。

この台風16号の被害、海岸方面で波が大きく風も強かったということで、私のほうも海岸方面を見て回ったんですけれども、その中で被災の状況、そういうものがまだ全然、今回の議会にも報告もされていませんし、状況をつかんでいるとは思うんですけれども、その辺もちょっとどういう状況だったのか、町内全体が、お願いします。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　報告につきましてはおくれて申しわけありませんでした。

当然その風が非常に強くて波も高くてというところでございます。風の状況が強かったものですから倒木等がありまして、1,600世帯ぐらい停電して、南上方面を中心に停電してしまったと。当日だけでは直らずに次の日までかかったというようなところが大きなところでございました。

それから、町有施設につきましても、決定的な大きな被害等はなかったんですが、一番大きなものが町の観光施設で波勝崎にトイレがございますが、トイレの片屋根がとんだとかというところでございます。今それを何ていうんでしょうか、復旧費の集計をしているところでございます。

それから、道路、河川等につきましてはほぼ復旧が終わりまして、ほとんど倒木関係で土砂崩れ等につきましては大きなものは報告が上がってきておりません。

また、まとまりましたら報告させていただきます。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

○６番（稲葉勝男君）　もう一点、申しわけないですけれども、海岸へ流木、非常に大きい立木、地区の人たちで処理ができないような大きい流木も入間あたりでもありました。そういうものに対しては町のほうで重機を借上げて処理する又はそういう要望はなかったですか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　第１種漁港、俗に言います小稲漁港から伊浜まで、妻良を除く、につきましては地域の皆様で全部処理していただきました。弓ケ浜海岸につきましては建設課長がおりますけれども、一応建設課のほうの災害という形で処理していただきました。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　28ページの感染症の予防事務の子宮頸がんワクチンの接種についてちょっと要望をしたいと思うんですが、新しく子宮頸がんワクチンの予防接種をやるに対してなんですが、やはり義務教育、15歳未満までということであるんですけれども、町内の高校生に対してぜひ検討したらいいんではないかなというふうに思いますが、その点、検討あるいは考え方があればお願いします。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　子宮頸がんのワクチンですけれども、今年度につきましては中学１年生から高校１年生まで実施をいたします。翌年度以降は一応中学生の１学年ということで、本年度については４学年、中１、中２、中３、高１ということで実施をいたします。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　それだといわゆる制度のできた年で本当に２年生、３年生がいるわけですよね。そこら辺をぜひ対象していただきたいと。

○議長（梅本和熙君）　答弁は必要ですか。

○１１番（横嶋隆二君）　検討してもらうだけで。

○議長（梅本和熙君）　よろしいですか。

ほかに質疑は。

吉川映治君。

○３番（吉川映治君）　３番の吉川でございます。

先ほどの谷議員と同じような質問でございますけれども、20ページと21ページ、基幹業務

電算事務でございますけれども、まずこれは１点要望でございます。バックアップシステム、これは前も言ったんですけれども、やはりＴＫＣですので、電算の計算集中センターというのがあるはずでして、そちらのほうに送られると思います。だけれども、これはやはりこちら事故でもやはりちゃんとバックアップはすべきでありますが、このところは最上階でその新庁舎のほうにそういうふうな部屋はぜひとも必要だと思います。

実を申しますと、ミラーボール方式とか云々というのでそんなに高くないんです。今はいいバックアップシステムがありますので、そういうところはご検討のほどよろしくお願いします。

それともう一点、これは質問でございます。21ページのほうの備品購入費1,000万、これも以前お聞きしました。これはちゃんと見積書をとって交渉の上での金額ですか。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　単純に何ていうんでしょうか、定価、定価というのは今なかなかないんですけれども、それを掛ける何台という金額ではありません。見積もりをいただいております。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

○３番（吉川映治君）　では、そこは納得の上のことですね。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　納得の上で計上させていただきました。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

○３番（吉川映治君）　あのときはパソコン30台、そしてプリンターが17台ということなんですけれども、この数字でよろしいですか。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　はい、パソコン30台、プリンター17台でございます。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

○３番（吉川映治君）　なぜそういうことを聞くかと申しますと、その下の18番のほう、120万のこの機器、これは８台分なんですよね。これは割と単純計算すると１台15万なんですよ、パソコンが。これはかなり高額のかけ離れた数字になっているんではないかなと思うんですけれども、我々からすると、やはりこういうところは交渉の余地はあるのかなと思うんですけれども、ここのところをお願いします。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　当然我々もよりよいものをより安くということで、単純に随契とかではなくて極力入札等にかけるということで検討はして対応はしてまいりたいというふうに考えています。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

○３番（吉川映治君）　申しわけありません。先ほどの質問と同じで、これは先ほどの18番の備品購入費の1,000万というのはこれはＴＫＣからのあちらからの指定された機種だということを聞いておりますので、この指定された機種の中でもやはりかなり検討するところはあるのかなということを思っているものですから、今後もう一度それを再検討するか云々かはまた別なんですが、ただこういうことをご検討をよろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　要望ですか。

○３番（吉川映治君）　はい。

○議長（梅本和熙君）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第49号　平成23年度南伊豆町一般会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第49号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議５０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第50号　平成23年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第50号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成23年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）であります。

７月の本算定実施による保険税の調整及び国・県支出金、退職者医療関係、前期高齢者財政調整関係、保険給付費関係の調整が主な内容となっております。

歳入につきましては、国民健康保険税を593万8,000円、国庫支出金を283万5,000円、療養給付費交付金を455万4,000円、前期高齢者交付金を613万4,000円、県支出金を183万6,000円、一般会計繰入金を415万1,000円、繰越金を3,493万5,000円増額するものであります。

また、歳出は、保険給付費を5,700万円、前期高齢者納付金等を４万2,000円、老人保健拠出金を7,000円、介護納付金を22万5,000円諸支出金を367万9,000円増額し、後期高齢者支援金等を57万円減額するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,038万3,000円を増額して、歳入歳出予算の総額を14億8,942万円とするものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　それでは、議第50号の内容説明を申し上げます。

歳出から主なものをご説明申し上げます。

16ページをごらんください。

２款１項１目604事業、一般被保険者療養給付事務でございますけれども、4,500万円を増額し７億8,000万円としたいものでございます。内容は、19節負担金、補助及び交付金の一

般被保険者療養給付費につきまして、直近の給付実績に基づき年間の給付費を推計し4,500万円の増額をお願いするものでございます。

次に、２目退職被保険者等療養給付費及び３目一般被保険者療養給付費につきましては、財源区分の変更でございます。

次のページをお願いいたします。

２款２項１目609事業の一般被保険者高額療養事務でございますけれども、1,200万円を増額し１億800万円としたいものでございます。内容は、19節負担金、補助及び交付金の一般被保険者高額療養費につきまして、これも直近の実績に基づきまして年間の必要額を推計し、1,200万円の増額をお願いするものでございます。

18ページをお願いします。

３款１項１目633事業の後期高齢者支援金事務でございますけれども、57万円を減額し１億6,914万5,000円としたいものでございます。内容といたしましては、19節負担金、補助及び交付金の後期高齢者支援金について平成23年度の概算納付額の確定によりまして57万円を減額するものでございます。

次に、ページがとびますけれども、22ページに移りまして、11款１項３目626事業の償還金でありますけれども、23節償還金利子及び割引料の療養給付費等負担金償還金を367万9,000円増額するもので、これは前年度における超過受入額を返還するものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

７ページをお開きください。

１款１項１目一般被保険者国民健康保険税でございますけれども、381万2,000円増額し２億6,831万5,000円としたいものでございます。内訳でございますけれども、１節医療給付分現年課税分から３節介護納付分現年課税分までは、７月に実施しました本算定により額の調整を図るもので、それぞれ記載の金額を減額、もしくは増額するものでございます。次に、４節医療給付分滞納繰越分から６節介護納付分滞納繰越分につきましては、前年度実績等により推計し、それぞれ記載された金額を増額するものでございます。

次に、２目退職被保険者等国民健康保険税でございますけれども、212万6,000円を増額し、3,463万9,000円としたいものでございます。これも同じく７月に実施しました本算定により税額の調整を図るものであり、１節医療給付分現年課税分から３節介護納付分現年課税分まで、それぞれ記載の金額を増額するものでございます。

８ページをお願いします。

３款１項１目療養給付費等負担金でございますけれども、1,456万2,000円を増額し２億8,428万8,000円としたいものでございます。内容につきましては、１節現年度分の増額でありまして、内訳は説明欄に記載のとおりでございます。

９ページをお願いいたします。

３款２項１目財政調整交付金でありますが、1,178万5,000円を減額し7,672万9,000円としたいものでございます。内訳としましては、１節普通調整交付金1,294万円の減額、２節特別調整交付金115万5,000円の増額でございます。

次のページをお願いいたします。

４款１項１目療養給付費交付金でございますけれども、455万4,000円を増額し１億1,745万6,000円としたいもので、１節現年度分、２節過年度分についてそれぞれ記載の金額を増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

５款１項１目前期高齢者交付金でございますけれども、613万4,000円を増額し２億5,309万7,000円としたいものであり、１節現年度分の前期高齢者交付金の増額でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

６款２項１目財政調整交付金でございますけれども、177万8,000円を増額し5,621万1,000円としたいもので、１節普通調整交付金の増額でございます。

次のページですけれども、10款１項１目一般会計繰入金でございますが、415万1,000円を増額し8,599万3,000円としたいもので、１節保険基盤安定繰入金を306万1,000円、４節財政安定化支援事業繰入金109万円をそれぞれ増額するものでございます。

次のページをお願いします。

11款１項２目その他繰越金でございますが、3,493万5,000円を増額し１億1,493万5,000円としたいもので、１節その他繰越金の現年度その他繰越金の増額でございます。

それでは、６ページにお戻りください。

歳出合計でございますけれども、補正前の額14億2,903万7,000円、補正額6,038万3,000円、計14億8,942万円、補正額の財源内訳でございますけれども、特定財源の国・県支出金340万円、その他1,019万3,000円、それから一般財源が4,679万円となっております。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第50号　平成23年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第50号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで３時10分まで休憩といたします。

休憩　午後　３時０２分

再開　午後　３時０９分

○議長（梅本和熙君）　休憩前を閉じ、会議を再開いたします。

◎議５１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第51号　平成23年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第１号）

を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第51号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成23年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第１号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ285万4,000円を追加し、歳入歳出総額を９億4,679万8,000円とするものであります。

主な内容につきましては、歳出では、第１四半期実績に基づき保険給付費を210万1,000円、平成22年度の地域支援事業実績の確定に伴い、国・県及び社会保険診療報酬支払基金への返還額が確定したため、32万5,000円の償還金を増額するものであります。歳入につきましては、平成22年度介護給付費の確定に伴う追加交付、国庫支出金78万円、社会保険診療報酬支払基金交付金164万6,000円、県支出金9,000円を増額し総務費の増額部分に充てるため、一般会計繰入金を41万9,000円増額するものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　それでは、議第51号の内容説明を申し上げます。

歳出から主なものをご説明申し上げます。

11ページをお開きください。

１款１項１目714介護保険総務事務でございますけれども、41万9,000円増額し385万5,000円としたいもので、内訳につきましては、12節役務費で５万3,000円、13節委託料11万6,000円、18節備品購入費25万円の増額でございます。備品につきましては、国保連合会と接続するパソコン１台及びプリンター１台でございます。

次のページをお願いします。

２款５項１目733事業、特定入所者介護サービス給付事務でございますけれども、175万9,000円増額し4,585万9,000円としたいもので、直近の実績に基づき年間の必要額を推計し、増額をお願いするものでございます。

次の３目735事業、特定入所者介護予防サービス給付事務でございますけれども、34万2,000円増額し43万8,000円としたいもので、これもやはり直近の実績に基づき年間の必要額を推計し、増額をお願いするものでございます。

次に、14ページに移りまして、７款２項１目724事業、償還金事務でございますけれども、23節償還金利子及び割引料の国・県負担金等返還金を平成22年度の実績により返還する必要が生じたため32万5,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入のご説明をいたします。

７ページをお開きください。

４款１項１目介護給付費負担金でございますけれども、78万円増額し１億6,109万3,000円とするもので、前年度実績に基づく追加交付による過年度分の増額補正でございます。

８ページをお願いいたします。

５款１項１目介護給付費交付金ですが、164万6,000円増額し２億7,242万3,000円とするもので、これも同じく前年度実績に基づく追加交付によるか年度分の増額補正でございます。

次の９ページの9,000円の補正につきましても、前年度実績に基づくものでございます。

10ページをお願いします。

９款１項４目その他一般会計繰入金でございますけれども、41万9,000円増額し1,457万7,000円としたいもので、これは事務費等の繰入金でございます。

６ページにお戻りください。

歳出合計でございますが、補正前の額９億4,394万4,000円、補正額285万4,000円、計９億4,679万万8,000円、補正額の財源内訳は一般財源が285万4,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第51号　平成23年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第51号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議５２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第52号　平成23年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第52号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成23年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）であります。

７月本算定実施による保険料関係の調整並びにそれに伴う広域連合納付金の調整が主な内容となっております。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料を329万円、一般会計繰入金を19万9,000円減額し、繰越金を89万2,000円、諸収入を190万5,000円増額するものであります。

また、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金を259万7,000円減額し、諸支出金を190万5,000円増額するもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ69万2,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を１億1,135万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願

いをいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　それでは、議第52号の内容説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。

11ページをごらんください。

２款１項１目902事業、後期高齢者医療広域連合納付金事務でございますけれども、259万7,000円を減額し１億626万8,000円としたいものです。内容は、19節負担金、補助及び交付金の保険料負担金を本算定の実施により239万8,000円の減額、事務費負担金を概算交付額の確定により19万9,000円減額するものでございます。

続いて、12ページをお願いします。

３款２項１目905事業、一般会計繰出金事務でございますけれども、190万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

７ページをお開きください。

１款１項１目後期高齢者医療保険料を329万円減額し6,951万1,000円としたいものでございます。内容は、１節現年分保険料を本算定の実施により補正するもので、特別徴収保険料を218万6,000円、普通徴収保険料を110万4,000円、それぞれ減額するものでございます。

８ページをお願いします。

４款１項１目事務費繰入金ですが、広域連合からの本年度の事務費繰入金が確定したため、19万9,000円を減額し829万1,000円としたいものでございます。

次のページをお願いします。

５款１項１目繰越金ですが、１節繰越金の前年度繰越金の89万2,000円増額するものであります。

10ページをお願いします。

６款４項１目雑入でございますけれども、これは前年度の事務費負担金精算額を190万5,000円増額するものであります。これは、先ほど説明させていただきまし歳出の一般会計繰出金と関連するものでございます。

６ページにお戻りください。

歳出合計でございますけれども、補正前の額１億1,204万5,000円、補正額マイナス69万2,000円、計１億1,135万3,000円、補正額の財源内訳ですけれども、一般財源マイナス69万2,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第52号　平成23年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第52号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議５３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第53号　平成23年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第53号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成23年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）であります。

歳出予算のうち公共下水道建設事業を97万2,000円増額、下水道総務事務を１万7,000円及び下水道使用料賦課徴収事務を３万6,000円増額するものであります。

また、歳入予算につきましては、一般会計繰入金を102万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億4,766万円とするものであります。

詳細につきましては、下水道課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　それでは、議第53号の内容についてご説明させていただきます。

まず、８ページをお開きください。

補正予算の歳出からご説明いたします。

１款下水道費、１項１目公共下水道建設費を97万2,000円増額し１億7,506万5,000円としたいもので、公共下水道建設事業の３節職員手当を、人事異動に伴い扶養手当５万5,000円と期末勤勉手当１万7,000円を増額、８節報償費の境界立ち会い謝礼を２万4,000円、13節委託料、管渠埋設位置変更による管渠実施設計と境界確定業務の委託料を86万6,000円増額したいものです。

次に、９ページでございます。

２款業務費、１項１目総務管理費を５万3,000円増額し、1,510万円としたいもので、801下水道総務事務の２節給料を１万2,000円、３節職員手当等の期末勤勉手当を5,000円増額、13節委託料を３万6,000円増額したいものです。

次に、７ページの歳入でございます。

５款繰入金、１項１目一般会計繰入金を102万5,000円増額し１億6,407万円としたいもので、１節一般会計繰入金の建設費繰り入れを97万2,000円、一般会計繰入金の公債費等繰り

入れを５万3,000円増額したいものです。

次に、６ページの歳出合計でございます。

補正前の額３億4,663万5,000円に、補正額102万5,000円を増額し、合計３億4,766万円としたいものです。財源内訳としまして、特定財源のその他を97万2,000円、一般会計を５万3,000円増額したいものです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第53号　平成23年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第53号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議５４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第54号　平成23年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第54号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成23年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第１号）であります。

水道事業会計の収益的収入及び支出予算のうち、営業費用を404万3,000円、営業外費用を14万2,000円増額し、水道事業費用を２億7,465万9,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出予算のうち建設改良費を90万2,000円増額し、資本的支出を１億6,981万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、上下水道課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　それでは、議第54号の内容についてご説明いたします。

まず、11ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち支出についてご説明いたします。

１款水道事業費用を418万5,000円増額し、２億7,465万9,000円とするものでございます。内訳としまして、１項営業費用、１目原水浄水送水配水給水費を３万7,000円増額し4,362万2,000円とするものです。これは、配水管埋設用地を賃借料として３万7,000円を増額するものです。

３目総係費を400万6,000円増額し4,005万3,000円とするものです。これは人事異動に伴う給料、手当等の職員給与費398万7,000円及び印刷製本費１万9,000円を増額するものです。

２項営業外費用、２目雑支出を14万2,000円増額し19万2,000円とするものです。これは過年度分の未払金を支出するために増額するものです。

次に、12ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出でございます。１款資本的支出を90万2,000円増額し１億1,805万1,000円とするものです。内訳といたしまして、１項建設改良費、１目水道施設改良費を

90万2,000円増額するもので、人事異動に伴う給料、手当等の職員給与費を増額するものです。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第54号　平成23年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第54号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（梅本和熙君）　本日の議事が終了したので、会議を閉じます。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労さまでございました。

散会　午後　３時２９分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　梅　本　和　熙

署名議員　　吉　川　映　治

署名議員　　谷　　正

平成２３年９月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第３号）

平成２３年９月２８日（水）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議第５５号　平成２２年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第　３　議第５６号　平成２２年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　４　議第５７号　平成２２年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　５　議第５８号　平成２２年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　６　議案５９号　平成２２年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　７　議第６０号　平成２２年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　８　議第６１号　平成２２年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　９　議第６２号　平成２２年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１０　議第６３号　平成２２年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１１　議第６４号　平成２２年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１２　議第６５号　平成２２年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１３　議第６６号　平成２２年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１４　議第６７号　平成２２年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１５　議第６８号　平成２２年度南伊豆町水道事業会計決算認定について

日程第１６　発議第２号　議会改革調査特別委員会の設置について

日程第１７　議会改革調査特別委員の選任について

日程第１８　発議第３号　共立湊病院跡地利活用調査特別委員会の設置について

日程第１９　共立湊病院跡地利活用調査特別委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	加畑　毅君	２番	宮田和彦君
３番	吉川映治君	４番	谷　正君
５番	長田美喜彦君	６番	稲葉勝男君
７番	清水清一君	８番	梅本和熙君
９番	齋藤　要君	１０番	渡邉嘉郎君
１１番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	渥美幸博君
教育長	渡邉　浩君	会計管理者	奥村　豊君
総務課長	松本恒明君	企画調整課長	谷　半時君
産業観光課長	山田昌平君	町民課長	山本信三君
健康福祉課長	大年清一君	教育委員会事務局長	大野　寛君
上下水道課長	飯泉孝雄君	建設課長	藤原富雄君
総務係長	大野孝行君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長　栗田忠蔵　　主　幹　大年美文

開議　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（梅本和熙君）　おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより９月定例会本会議第３日目の会議を開きます。

会議に先立ち、訂正箇所がございますので申し上げます。

本日配付の議事日程の第３号の日程15、議第68号の中の平成22年度南伊豆町水道事業会計決算認定についての括弧書きがございません。（上程・説明・質疑・委員会付託）、これを追加してください。

それでは、議事に入りたいと思います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅本和熙君）　日程第１、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

３番議員　　吉　川　映　治　君

４番議員　　谷　　正　君

◎議第５５号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第55号　平成22年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　おはようございます。本会議３日目、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議第55号　平成22年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本決算は、地方自治法第233条第３項の規定により、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案を申し上げるものであります。

平成22年度は、第５次南伊豆町総合計画及び過疎自立促進計画の初年度に当たり、各種事業は、当該計画と整合性を図りつつ推進をいたしました。平成22年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額53億2,947万5,413円、歳出総額42億8,059万6,298円で、歳入歳出差引残額10億4,887万9,115円となり、庁舎建設等の繰越明許費繰越額のうち、翌年度に繰り越すべき財源７億916万2,000円及び東日本大震災に係る事故繰越額348万4,164円を差し引いた実質収支額は、３億3,623万2,921円となりました。これを平成21年度決算と比較いたしますと、歳入につきましては868万5,914円、0.2％増、歳出につきましては７億3,266万1,380円、14.6％の減となりました。

自立のまちづくりに向け、今後一層厳しさを増す財政状況にかんがみ、歳出削減に努めつつ、県及び国の地域活性化交付金を活用し、長年の懸案事項でありました役場庁舎建設に着手するとともに、認定こども園実施設計委託及び用地取得、放課後児童クラブ運営、肺炎球菌ワクチン等の接種助成、中学生までの子供医療の無料化、全国瞬時警報システムＪ－ＡＬＥＲＴの開始及び図書館の整備・充実などにより、町民の安全・安心を推進いたしました。

また、第５次南伊豆町総合計画等に基づく事業や、今後予想される地方分権に伴う各種事業などを見据え、2,000万円余の財政調整基金を積み増すなど、財政の強化及び健全化に努めました。

なお、決算内容につきましては、会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

渡邉幸雄代表監査委員。

〔代表監査委員　渡邉幸雄君登壇〕

○代表監査委員（渡邉幸雄君）　監査委員の渡邉です。よろしくお願いします。

読み上げて報告にかえたいと思います。

平成22年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算審査意見書。

第１　審査の概要。

１　審査の対象。

平成22年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算。

２　審査の期間。

平成23年７月13日から平成23年８月12日。

３　審査の方法等。

（１）南伊豆町一般会計歳入歳出決算書。

（２）南伊豆町一般会計歳入歳出決算事項別明細書。

（３）財産に関する調書。

（４）主要施策の成果を説明する書類。

（５）その他説明のために提出された関係書類。

第２　審査の結果。

平成22年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法、その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算諸表は適法かつ正確に作成され、その収支は適切に処理されているものと認められた。

なお、同決算に関する所見は次のとおりである。

１　一般会計決算及び財政状況。

（１）一般会計決算収支及び概況、別表１をごらんいただきたいと思います。

歳入については、53億2,947万5,000円で前年度比868万6,000円の増加で、ほぼ昨年と同額であった。

歳出については、42億8,059万6,000円で前年度比マイナス７億3,266万1,000円、14.6％の減少となった。

また、実質収支は３億3,623万3,000円で、実質単年度収支は１億152万2,000円となり、黒字となった。

（２）歳入決算状況。

一般会計の款別決算額は別表２のとおりである。

総額は53億2,947万5,000円で前年並みであるが、増減の大きいものは国庫支出金４億6,292万8,000円の減少、繰入金５億9,661万3,000円の増加である。

①町税。

町税全体の決算額は９億2,552万円で、前年度と比較すると1,741万2,000円減少した。減少したものは、町民税3,484万5,000円、町たばこ税119万6,000円で、増加したものは、固定

資産税1,536万9,000円、入湯税268万円、軽自動車税57万9,000円である。

町税の収納状況は、別表３のとおりである。

町税全体の収納率は86.50％で、前年度87.06％より0.56ポイント下がっている。

②町税を除くその他の収入。

別表２により、前年度と比較してみると、科目別で増加している主なものは、繰越金５億9,661万3,000円、県支出金5,636万2,000円、地方交付税3,813万4,000円等である。

減少している主なものは、国庫支出金４億6,292万8,000円、繰越金１億2,128万2,000円、町債4,620万円、諸収入2,376万9,000円等である。

平成22年度は、庁舎建設に伴う基金からの繰り入れがあり、繰入金が大幅に増加した反面、平成21年度特別に増加した国庫支出金が減少した。

（３）歳出決算状況。

一般会計歳出の款別決算額は別表４のとおりである。

予算現額52億225万6,000円に対し、支出済額は42億8,059万6,000円で、執行率は82.2％であった。執行率の低くなった原因は、庁舎建設事業の繰越明許費が大幅にふえたためである。

決算額を前年度と比較してみると、平成22年度は７億3,266万1,000円の減少となった。減少した主なものは、総務費３億7,666万8,000円、教育費１億4,039万2,000円、土木費１億2,608万7,000円、消防費9,414万3,000円、商工費4,716万8,000円、衛生費2,025万4,000円、災害復旧費1,005万9,000円等である。増加しているものは、民生費7,063万円、農林水産費、公債費のみである。

（４）財政構造。

財政構造については、地方財政状況調査表（普通会計決算）に従って分析的に考察すれば、おおむね次のとおりである。

①歳入の構成。

自主財源と依存財源に区別し、年度別に比較すると次表のとおりである。

自主財源と依存財源の構成割合は39.0対61.0となっており、自主財源の占める構成比率は前年度と比較すると８％増加している。この両財源を内容的に前年度と比較すると、自主財源は繰入金５億9,661万3,000円増、繰越金１億2,128万2,000円減、諸収入2,376万9,000円減、町税1,741万2,000円減、財産収入５億8,058万3,000円減が減少したが、全体として４億2,838万2,000円の増となっている。

依存財源は、地方交付税3,813万4,000円増、国庫支出金４億6,292万8,000円減、地方譲与

税217万4,000円減、自動車取得税交付金372万5,000円減、全体として４億1,969万6,000円の減となっている。

経常的収入と臨時的収入。

経常的収入と臨時的収入の構成割合は68.9対31.1となっており、前年度に比較すると経常的収入は2.0ポイント増加している。

②歳出の構成。

歳出決算額を性質別に区分し、前年度と比較すると次表のとおりである。

義務的経費17億5,454万円は、前年度と比べ6,579万2,000円の増加となっている。歳出総額に占める割合は41％で、前年度より7.3ポイント増加している。投資的経費５億8,912万4,000円は、前年度に比べ6,743万6,000円の減となっている。その他の経費19億3,693万2,000円は、前年度と比べ７億3,111万8,000円の減となっており、これらの経費に充当された経常経費充当一般財源27億3,281万2,000円は、前年度に比べ5,774万7,000円の減となった。

（５）財政構造の弾力性（財政分析指標の状況）。

健全な財政運営の要件は、収支の均衡を保ちながら経済変動や町民の要望に対応し得る弾力性を持つものでなければならない。当町の財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要財務比率の年度別推移は次表のとおりである。

財政分析指標の状況。

財政力指数。

自治体が標準的な行政活動を行うのに最低限必要な自前の収入（町民税等）の割合である。１を超えるほど財政力が強く、財源に余裕がある。

当町の財政力指数は、平成22年度0.31、平成21年度県平均0.90、郡平均0.47で、前年度より0.02ポイント下がっている。税収を上げ、少しでも自主財源をふやす努力が必要である。

実質収支比率。

財政運営の健全性を判断するために用いられるもので、決算剰余または欠損の状況を財政規模との比較であらわしたもので、おおむね３ないし５％が望ましいと考えられている。

当町の実質収支比率は、平成22年度9.8％、平成21年度県平均7.2％、郡平均7.8％で、前年度より2.1ポイント上がり、少し悪化している。

経常収支比率。

財政構造の弾力性、一般財源に余裕があるかを判断するために用いられる指標で、町村にあっては75％を超えると財政構造の弾力性を失いつつあると言われている。

当町の経常収支比率は、平成22年度82.1％、平成21年度県平均83.6％、郡平均83.8％で、前年度より1.2ポイント下がり、少し改善された。

公債費比率。

経常一般財源に占める公債費の財政負担状況を示す指標で、高いほど財政硬直化の一因となっているものとされているが、この比率は10％を超さないことが望ましいとされている。

当町の公債費比率は、平成22年度7.8％、平成21年度県平均11.6％、郡平均13.5％で、前年度より0.5ポイント下がり、10％以下となっている。

基金残高比率。

すべての基金残高の合計が標準財政規模に占める割合で、高いほど財政が安定している。当町の基金残高比率は、平成22年度34.2％、平成21年度県平均23.6％、郡平均43.8％で、前年度より20ポイント大きく下がったが、これは庁舎建設基金の取り崩しがあったためである。

起債制限比率。

公債費比率に一部補正を加えた比率で、この比率は過去３カ年度平均で20％以上になると、起債の許可が一部制限される。

当町の起債制限比率は、平成22年度5.2％、平成21年度県平均9.8％、郡平均8.8％で、前年度より0.9ポイントよくなり、問題はない。

公債費負担比率。

一般財源総額に占める公債費充当一般財源の割合によって、公債費の財政負担の状況を把握しようとするものである。

当町の公債費負担比率は、平成22年度12.0％、平成21年度県平均14.1％、郡平均13.5％で、前年度と変わらず数値が基準を下回っている。

（６）町債の状況。

町債は、平成18年度末53億8,244万円、平成19年度末50億7,224万円、平成20年度末49億3,846万3,000円、平成21年度末47億2,033万6,000円、平成22年度末44億4,453万3,000円で、年々減少している。

第３　財産の概要。

１　公有財産の状況。

行政財産、土地28万2,362平方メートル、建物４万119平方メートル。普通財産、山林288万2,745平方メートル、その他21万2,202平方メートル、建物1,442平方メートル。山林、所有239万6,116平方メートル、立木の推定蓄積量１万8,156立方メートル、分収87万269平方メ

ートル、立木の推定蓄積量8,296立方メートル。物件、温泉権16.5平方メートル、有価証券、伊豆急ケーブルネットワーク54万円、出資による権利、静岡県道路公社出資金外20件6,691万1,000円。

物品の状況。

物品、１区画50万以上の物品は、平成22年度末現在345点で、前年度末に比べ３点増加した。

３　基金の状況。

基金の状況は、別表５のとおりである。平成22年度末で基金の残高は11億7,643万2,000円である。平成22年度は、庁舎建設基金６億2,992万2,000円が庁舎建設のため取り崩されたが、増加は財政調整基金への積み増し等2,245万2,000円で、決算年度末残高は11億7,643万2,000円となった。

４　資金の事情。

過去には年度末になると一時的に資金不足となり、基金から一時借り入れ等をし、やりくりをしてきたが、平成22年度はその必要がなかった。また、歳計現金の運用により、12万6,154円の収入があった。

第４　審査意見。

１　一般会計決算収支について。

形式的収支は10億4,887万9,000円、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は３億3,623万3,000円となった。なお、実質収支から前年度実質収支額を控除した単年度収支額は8,119万1,000円となった。財政調整基金への積み増しは、平成22年度は2,033万1,000円となった。今後は、極力財政の安定を図るため、基金への積み増しができるよう努力をされたい。

２　一般会計歳入について。

歳入決算額は前年度とほぼ同額であるが、内容的には国庫支出金が減少し、庁舎建設基金に伴う繰入金が増加した。

経常的収入である町税は1,741万2,000円の減少で、中でも町民税の落ち込みが著しい。

町税全体の収納率は0.56ポイント下がり、厳しい環境にあるので、収納率の向上に一層努められたい。入湯税については、前年度よりは増加したが、申告の適正化に向けて納税者の指導をされたい。

また、今後も自主財源の確保には引き続き努力をされたい。

３　一般会計歳出について。

前年度決算額との対比では、平成22年度は７億3,266万1,000円の減少となったが、これは前年度と比べ国庫補助金が大幅に減少したことが大きい。

また、執行率が82.2％と低くなった原因は、庁舎建設予算が繰越明許費繰越額となったことによるもので、やむを得ないと考える。

さらに、性質別には前年度と比較してみると、別表６のとおりである。

人件費は年々減少の傾向にあるが、平成22年度も前年度に比べ2,840万8,000円（投資的経費の人件費を含む）の減少で、前年度同様、町税総額を下回った。

４　財政分析。

財政分析については、前年度の県平均、郡平均を下回っているもの、評価の悪いものは、財政力指数と実質収支比率、基金残高比率である。財政力指数は年々低下し、0.31となった。１を超えると普通交付税の不交付団体、これは夢のような話であるが、少なくとも0.3を切らないよう自主財源の確保に努めることである。実質収支比率は、地方公共団体の決算状況または欠損の状況を財政規模との比較であらわしたもので、団体の財政規模とか、その年度の経済の景況等一概には言えない。基金残高比率は34.2％と20％も低下したが、目的基金の庁舎建設基金取り崩しが原因である。平成22年度郡平均43.8％は下回ることになったが、県平均の23.6％よりは高い。

５　公有財産について。

公有財産については、遊休地とならないよう、その対策が求められている。伊豆急不動産から無償提供された土地の一部が市民農園として利用される等、少しずつではあるが活用が図られつつある。今後もプロジェクト等で検討をされたい。

６　町債について。

平成22年度も借入額１億9,240万円に対し、償還額は４億6,820万3,000円で、残高は44億4,453万3,000円となった。また、当町の場合、公共下水道事業、漁業集落排水事業借り入れ等があり、住民１人当たりの借入額は高くなっている。

７　基金について。

財政分析の基金残高比率が示すように、平成22年度は大幅に減少した。庁舎建設基金がその目的達成のため取り崩されたことが大きい。今後は福祉振興基金の取り崩しも予定されている。

このように、大型公共事業が、借り入れを抑えて基金で実施できることは好ましい状況ではあるが、財政基盤が弱い当町は、財政調整基金等への積み増しを今後も考慮しなくてはな

らない。

８　無駄はないか、効率はよいか。

入札（30万円以上）では、工事57件、業務委託22件、物品購入16件、リース１件と、96件を執行している。落札率は平成21年度92.43％であったが、平成22年度は95.75％と3.32ポイント上がっている。

むすびに。

平成23年度は３月11日、東日本大震災が発生した。当町は直接の被害は受けなかったが、観光産業に与える影響は大きいものがある。特に流動人口の減少により、水道事業への影響、町税の落ち込み等が心配である。

また、平成23年度から民間委託となった銀の湯会館、みなとの園の運営については、今後指定管理者制度の導入により、税負担をなるべく抑えていくよう努力されたい。

当町の大型公共事業が平成23年度で一応終了となるので、今後、これらの施設の維持管理のための基金会計の蓄積が必要となってこよう。健全な財政運営を進めるため、さらなる努力を期待するものである。

平成23年８月19日、南伊豆町監査委員、渡邉幸雄、齋藤要。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　監査委員の決算審査意見書の報告を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　奥村　豊君登壇〕

○会計管理者（奥村　豊君）　それでは、平成22年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の１ページをお開きください。

歳入から説明いたします。

朗読して説明とさせていただきますが、款、項とも収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で説明いたします。

それでは、まず第１款町税でございますが、収入済額９億2,552万463円、不納欠損額2,937万3,885円、収入未済額１億1,513万718円となっております。

１款町民税３億1,363万4,291円、290万4,210円、3,223万3,236円。

２項固定資産税５億1,300万7,572円、1,591万2,345円、7,921万6,920円。

３項軽自動車税2,289万6,100円、19万5,800円、167万5,600円。

４項町たばこ税5,346万8,745円、不納欠損額、収入未済額ともゼロです。

５項特別土地保有税ゼロ、1,036万1,530円、50万1,002円。

６項入湯税2,251万3,755円、ゼロ、150万3,960円。

２款地方譲与税6,741万46円、不納欠損額、収入未済額ともゼロです。

以下、12款１項まで収入済額のみの欄となります。

１項地方揮発油譲与税1,983万9,046円、２項自動車重量譲与税4,757万1,000円。

３款１項利子割交付金285万5,000円。

４款１項配当割交付金129万4,000円。

５款１項株式等譲渡所得割交付金47万7,000円。

６款１項地方消費税交付金9,133万円。

７款１項ゴルフ場利用税交付金1,140万1,600円。

８款１項特別地方消費税交付金、これはありませんでした。

９款１項自動車取得税交付金2,272万8,000円。

10款１項地方特例交付金1,771万5,000円。

11款１項地方交付税22億7,714万9,000円。

12款１項交通安全対策特別交付金97万円。

次のページに移りまして、13款分担金及び負担金5,598万4,908円、不納欠損額ゼロ、収入未済額101万円。１項分担金562万3,285円、２項負担金5,036万1,623円、不納欠損額ゼロ、収入未済額101万円、これは保育料12人の未納でございます。

14款使用料及び手数料9,572万2,902円、不納欠損額５万1,390円、収入未済額54万2,340円、１項使用料7,081万8,390円、不納欠損額５万1,390円、収入未済額54万2,340円、これは海岸空地使用料、道路、河川の占用料、町営住宅使用料及び幼稚園使用料の未納でございます。２項手数料2,490万4,512円。

15款国庫支出金２億9,134万7,240円、１項国庫負担金１億7,073万7,221円、２項国庫補助金１億2,007万4,443円、３項委託金53万5,576円。

16款県支出金２億7,326万628円、１項県負担金9,822万4,415円、２項県補助金１億903万4,774円、３項委託金6,600万1,439円。

17款１項財産運用収入296万2,970円、２項財産売払収入はありませんでした。

18款１項寄附金214万6,589円。

19款繰入金６億3,423万7,230円、１項特別会計繰入金400万7,252円、２項基金繰入金６億3,022万9,978円、主なものは、庁舎建設基金６億2,992万1,538円でございます。

20款１項繰越金３億753万1,821円。

21款諸収入5,503万1,016円、不納欠損額ゼロ、収入未済額330万9,864円、１項延滞金、加算金及び過料125万7,232円、２項町預金利子12万6,154円、３項貸付金元利収入、収入済額ゼロ、不納欠損額ゼロ、収入未済額330万9,864円、これは災害援護資金の未収金でございます。

４項雑入5,364万7,630円、これにつきましては主なものとして、銀の湯の物品販売及び貸し出し収入1,023万4,210円、在宅高齢者等食事サービス事業利用者負担金425万3,500円、市町村振興宝くじ交付金410万5,631円、介護予防計画費収入339万3,160円、後期高齢者療養給付費負担金精算金322万5,817円などがございます。

３ページに入りまして、22款１項町債１億9,240万円。

歳入合計は、予算現額52億225万6,000円、調定額54億7,889万3,610円、収入済額53億2,947万5,413円、不納欠損額2,942万5,275円、収入未済額１億1,999万2,922円、予算現額と収入済額との比較は１億2,721万9,413円のプラスでございます。

それでは、引き続き歳出についてご説明申し上げます。

４ページをごらんください。

歳出につきましては、支出済額及び翌年度繰越額の欄を説明いたします。

まず、１款１項議会費5,502万6,188円、ゼロ。

２款総務費８億1,030万1,705円、７億685万1,200円、１項総務管理費６億8,949万7,418円、７億623万8,000円、２項徴税費6,502万2,586円、ゼロ、３項戸籍住民基本台帳費2,696万775円、61万3,200円、４項選挙費1,360万4,741円、ゼロ、５項統計調査費1,438万7,367円、ゼロ、６項監査委員費82万8,818円、ゼロ。

３款民生費10億6,529万5,913円、500万円、１項社会福祉費５億1,243万3,644円、ゼロ、２項児童福祉費４億2,428万32円、500万円、３項災害救助費10万円、ゼロ、４項介護保険費１億2,848万2,237円、ゼロ。

４款衛生費５億3,677万4,379円、ゼロ、１項保健衛生費２億298万8,193円、ゼロ、２項清掃費２億8,108万5,415円、ゼロ、３項上水道費5,270万771円、ゼロ。

５款農林水産業費１億3,704万4,216円、2,900万円、１項農業費6,077万2,217円、ゼロ、２項林業費１億709万8,962円、ゼロ、３項水産業費5,917万3,037円、2,900万円。

６款１項商工費１億6,480万1,585円、ゼロ。

７款土木費３億6,886万1,028円、685万円、１項土木管理費5,072万4,341円、65万円、２項道路橋梁費6,856万3,456円、620万円、３項河川費3,276万5,135円、ゼロ、４項港湾費654万3,482円、５項都市計画費１億9,823万7,969円。

次のページをお願いします。

６項住宅費1,202万6,645円、ゼロ。

８款１項消防費２億2,342万3,793円、460万円。

９款教育費３億4,149万5,148円、287万964円、１項教育総務費5,144万843円、ゼロ、２項小学校費１億2,937万5,758円、ゼロ、３項中学校費6,736万9,878円、ゼロ、４項幼稚園費2,516万6,497円、ゼロ、５項社会教育費6,106万7,602円、287万964円、６項保健体育費707万4,570円、ゼロ。

10款災害復旧費2,580万8,873円、ゼロ、１項農林水産業施設災害復旧費2,222万2,050円、ゼロ、２項公共土木施設災害復旧費361万6,823円、ゼロ。

11款１項公債費５億5,173万3,470円、ゼロ。

12款１項予備費については、支出額はございませんでした。

歳出合計は、予算現額52億225万6,000円、支出済額42億8,059万6,298円、翌年度繰越額７億5,517万2,164円、不用額１億6,648万7,538円、予算現額と支出済額との比較は９億2,165万9,702円でございました。歳入歳出差引残額10億4,887万9,115円は、平成23年度へ繰り越しいたしました。このうち７億916万2,000円は繰越明許費、348万4,164円は事故繰越の財源となっており、実質収支額は３億3,623万2,951円でございます。

決算の詳細につきましては、次のページ以降の事項別明細書、122ページの実質収支に関する調書及び123ページから127ページの財産に関する調書並びに別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんになっていただきたいと思います。

以上、雑駁ではございますが、一般会計の決算内容の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

吉川映治君。

○３番（吉川映治君）　３番の吉川でございます。いろいろご説明ありがとうございました。非常に勉強不足で、この資料見てくればよかったなというのを今つくづく思っております。

１点ちょっと教えていただきたいんですけれども、この小冊子のほうの２ページのところ、私が新人研修を受けているときに、今回滞納をしている者がほとんどないということを聞いていたんですね、税収で。しかし、それもこの別表３を見ると納得するんですよ。別表３のところの数値を見ると、現年度はやはりこのパーセンテージを足すとほとんど100％に近いんですけれども、ただ問題は、この過年度のほうでございまして、この過年度のほうの把握がちょっと私できかねるんですけれども、例えば、この小冊子のほうでは法人町民税、22年度、現年度で発生してきているものに対して、収納は100％と書いてあるんですよ。しかし、この下の過年度のところ……

〔「監査報告書」と言う人あり〕

○３番（吉川映治君）　ごめんなさい、監査報告書というんですか、わからなかった、申しわけないです。このところの別表３のところです。ちょっと教えていただきたいんです。

またちょっと振り出しに戻りますけれども、この監査報告書の２ページ、ここでちょっとつまずいてしまったんですけれども、私、新人研修のときには、収納率はほとんど100％に近いんだと、私、説明受けていたんです。そして今、渡邉監査委員の話からすると、それが86.5％だったと、私の頭の中でちょっと開きがあったもので、果たしてそれは何なのかなとずっと思っていたところ、この監査報告書の別表３のところを見ますと、例えば現年度というところで、このパーセント、22年度のところを足すと、これはやはり100％に近い数字だなとは思っております。

ただ、問題はこの過年度でございまして、例えば１つの例を出しますと、この法人町民税の現年度、22年度は100％になっているんです。しかし、これ100％、100％で来ているものですから、21年度も100％だったんだけれども、問題はその下の過年度のほうでございまして、これよくわからないんだけれども、これちょっと教えていただきたいんです。

これ例えば21年度、22年度がこの100％の回収が終わっているとしたら、この過年度のパーセンテージの分母の数、21年度は107万、22年度が157万になっているんですけれども、この50万上がった意味なんですね。これがよくわからなくて、これちょっと教えていただきたいんです。というのは、ごめんなさい、私の判断の間違いかもしれない。今度はちょっと厚いほうの冊子を見ると、調定額というところが出てくるものですから、実際この調定額とい

うのはよくわからないんだけれども、ただ１つだけ非常に素朴な疑問として、法人町民税は100％の収納率にもかかわらず、過年度になると分母の数がふえてくる。ここの意味をちょっと教えていただけないですか。

○議長（梅本和熙君）　町民課長。

○町民課長（山本信三君）　ちょっと委員会までに調べてご報告をさせていただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　これ委員会付託ですもので、よろしいですか。

〔「いいです」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　会計管理者。

○会計管理者（奥村　豊君）　分母のほうがふえてくるやつのところの説明でございますが、滞納のやつを欠損を出さないように、滞納整理のときに内入れ内入れということでやったりしておりますので、手法の中で。どうしても分母のほうが大きくなってくるというようなことがございます。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

○３番（吉川映治君）　もしそういうことをされますと、それでは現実に未納は幾らなのかということはわからないのですか。それを内入れ内入れするわけですよね。

○議長（梅本和熙君）　会計管理者。

○会計管理者（奥村　豊君）　その積み重ねのほうが分母のほうへ出てくるということです。

○議長（梅本和熙君）　吉川君、もしあれなら委員会でゆっくり、申しわけないですけれども、よろしいですか。本来、ここでも質疑は結構なんですけれども、委員会で、もしあれならやっていただければ。

それでは、ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑がありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、議第55号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第５６号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第56号　平成22年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第56号　平成22年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

平成22年度の決算額は、歳入決算額15億2,961万9,869円、歳出決算額14億1,468万4,283円、差引残額１億1,493万5,586円となりました。

なお、詳しい内容につきましては会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告については、お手元に配付した決算審査意見書をもってかえさせていただきます。

この後の各特別会計の決算審査意見書の報告も同様とするので、ご承知願います。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　奥村　豊君登壇〕

○会計管理者（奥村　豊君）　それでは、128ページをお開きください。

平成22年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

先ほどの一般会計と同様に、朗読説明させていただきます。

１款１項国民健康保険税、収入済額３億2,026万4,492円、不納欠損額１億493万1,667円、

収入未済額１億362万6,436円。

２款使用料及び手数料、１項手数料、収入済額18万4,600円、以下、収入済額のみの説明になります。

３款国庫支出金３億604万7,501円、１項国庫負担金２億3,917万1,672円、２項国庫補助金6,687万5,829円。

４款１項療養給付費交付金１億520万5,000円。

５款１項前期高齢者交付金３億1,701万2,810円。

６款県支出金7,972万7,471円、１項県負担金929万7,802円、２項県補助金7,042万9,669円。

７款連合会支出金はありませんでした。

８款１項共同事業交付金１億4,784万5,057円。

９款財産収入、１項財産運用収入４万4,419円。

10款繰入金7,950万4,500円、１項他会計繰入金7,950万4,500円、２項基金繰入金ゼロ。

11款１項繰越金１億6,364万226円。

12款諸収入1,014万3,793円、１項延滞金及び過料71万1,632円、２項預金利子ゼロ、３項雑入943万2,161円、この主なものは一般被保険者第三者納付金933万7,821円でございます。

歳入合計、予算現額15億1,509万7,000円、調定額16億4,817万7,972円、収入済額15億2,961万9,869円、不納欠損額1,493万1,667円、収入未済額１億362万6,436円、予算現額と収入済額の比較1,452万2,860円となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

129ページをごらんください。

翌年度繰越額がありませんでしたので、支出済額のみの説明となります。

１款総務費724万6,829円、１項総務管理費706万4,624円が主なものです。

２款保険給付費９億2,187万3,730円、主なものは１項療養給付費８億766万251円、２項高額療養費１億704万749円です。

３款１項後期高齢者支援金等１億5,337万3,026円。

４款１項前期高齢者納付金等26万7,755円。

５款１項老人保健拠出金378万9,530円。

６款１項介護納付金7,965万8,554円。

７款１項共同事業拠出金１億8,677万4,700円。

８款保健事業費976万8,007円、１項特定健康診査等事業費559万7,631円、２項保健事業費

417万376円。

９款１項基金積立金４万4,419円

10款１項公債費ゼロ。

11款諸支出金5,188万7,733円、１項償還金及び還付加算金5,188万7,733円、２項延滞金はありませんでした。

次のページに入りまして、12款１項予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額15億1,509万7,000円、支出済額14億1,468万4,283円、翌年度繰越金ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額の比較は、ともに１億41万2,717円となっております。歳入歳出差引残額１億1,493万5,586円は、平成23年度へ繰り越しいたしました。

なお、詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、149ページの財産に関する調書及び別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で、国民健康保険特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、議第56号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで10時40分まで休憩といたします。

休憩　午前１０時２９分

再開　午前１０時４０分

○議長（梅本和熙君）　　休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第５７号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第57号　平成22年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第57号　平成22年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

平成22年度の決算額は、歳入決算額３万1,962円、歳出決算額３万1,962円、差引残額ゼロ円となりました。

内容につきましては会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　奥村　豊君登壇〕

○会計管理者（奥村　豊君）　それでは、150ページをお開きください。

平成22年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

１款１項支払基金交付金はありませんでした。

２款国庫支出金、１項国庫負担金、収入済額２万5,570円。

３款県支出金、１項県負担金6,392円。

４款繰入金、５款繰越金及び６款諸収入はありませんでした。

歳入合計、予算現額213万7,000円、調定額及び収入済額とも３万1,962円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス210万5,038円でありました。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

１款医療諸費はありませんでした。

２款諸支出金３万1,962円、１項償還金7,872円、２項繰出金２万4,090円。

歳出合計、予算現額213万7,000円、支出済額３万1,962円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はそれぞれ210万5,038円でありました。歳入歳出差引残額ゼロ、詳細につきましては152ページからの事項別明細書及び別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で老人保健特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、議第57号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第５８号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第58号　平成22年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に

ついてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第58号　平成22年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

平成22年度の決算額は、歳入決算額９億388万3,024円、歳出決算額８億9,577万482円、差引残額811万2,542円となりました。

詳しい内容につきましては会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　奥村　豊君登壇〕

○会計管理者（奥村　豊君）　それでは、157ページをお開きください。

平成22年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

１款保険料、１項介護保険料、収入済額１億2,489万4,500円、不納欠損額116万9,382円、収入未済額305万5,500円。

３款１項手数料３万5,400円。

４款国庫支出金２億2,377万5,235円、１項国庫負担金１億5,010万9,000円、２項国庫補助金7,366万6,235円。

５款１項支払基金交付金２億5,742万467円。

６款県支出金１億2,985万2,617円、１項県負担金１億2,566万9,000円、２項県補助金418万3,617円。

７款財産収入、８款寄附金は、ともにゼロ。

９款繰入金１億5,835万377円、１項一般会計繰入金１億2,643万8,377円、２項基金繰入金3,191万2,000円。

10款１項繰越金905万528円。

11款諸収入50万3,900円、１項延滞金、加算金及び過料２万3,600円、２項預金利子ゼロ、３項雑入48万300円。

歳入合計、予算現額９億1,539万3,000円、調定額９億810万7,906円、収入済額９億388万3,024円、不納欠損額116万9,382円、収入未済額305万5,500円、予算現額と収入済額との比較、マイナス1,150万9,976円となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

１款総務費、支出済額980万3,298円、１項総務管理費334万7,968円、２項徴収費19万1,382円、３項介護認定審査会費626万3,948円。

２款保険給付費８億5,097万9,711円、主なものは、１項介護サービス等諸費７億6,743万6,077円、２項介護予防サービス等諸費2,947万3,317円、４項高額介護サービス等費1,120万1,007円、５項特定入所者介護サービス等費4,211万5,590円でございます。

３款財政安定化基金拠出金及び４款公債費とも支出はございませんでした。

５款地域支援事業費3,098万3,325円、１項介護予防事業費1,272万443円、２項包括的支援事業（任意事業）費1,826万2,882円。

６款１項基金積立金、支出はありませんでした。

７款諸支出金400万4,148円は、２項償還金及び還付加算金の支出のみでございました。

８款１項予備費、支出はありませんでした。

歳出合計、予算現額９億1,539万3,000円、支出済額８億9,577万482円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、ともに1,962万2,518円となっております。歳入歳出差引残額811万2,542円は、平成23年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、159ページからの事項別明細書、178ページの財産に関する調書及び別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で介護保険特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、議第58号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第５９号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第59号　平成22年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第59号　平成22年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

平成22年度の決算額は、歳入決算額１億1,443万1,327円、歳出決算額１億1,053万7,727円、差引残額89万3,600円となりました。詳しい内容につきましては、会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　奥村　豊君登壇〕

○会計管理者（奥村　豊君）　それでは、180ページをお開きください。

平成22年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

１款１項後期高齢者医療保険料、収入済額7,118万4,200円、不納欠損額2,200円、収入未済額52万9,900円。

２款使用料及び手数料、１項手数料２万4,500円。

３款寄附金、１項寄附金ゼロ。

４款繰入金、１項一般会計繰入金3,789万4,465円。

５款１項繰越金48万6,700円。

６款諸収入184万1,462円の主なものは、２項償還金及び還付加算金10万4,300円、４項雑入173万7,162円です。

歳入合計、予算現額１億1,407万4,000円、調定額１億1,196万3,427円、収入済額１億1,143万1,327円、不納欠損額2,200円、収入未済額52万9,900円、予算現額と収入済額との比較マイナス264万2,673円となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

１款総務費、支出済額241万7,390円、１項総務管理費153万7,907円、２項徴収費87万9,483円。

２款１項後期高齢者医療広域連合納付金１億629万875円。

３款諸支出金182万9,462円、１項償還金及び還付加算金９万2,300円、２項繰出金173万7,162円。

歳出合計、予算現額１億1,407万4,000円、支出済額１億1,053万7,727円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額の比較は、それぞれ353万6,273円でありました。歳入歳出差引残額89万3,600円は、平成23年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で後期高齢者医療特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、議第59号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第６０号～議第６２号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第60号　平成22年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第61号　平成22年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について及び議第62号　平成22年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第60号　平成22年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第61号　平成22年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第62号　平成22年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

各議案とも前号議案同様に、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。地方自治法第233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく提案を申し上げます。

議第60号　平成22年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額94万4,476円、歳出総額46万4,987円、差引残額47万9,489円となりました。

議第61号　平成22年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額45万6,295円、歳出総額33万9,315円、差引残額11万6,980円となりました。

議第62号　平成22年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額918万3,018円、歳出総額904万8,438円、差引残額13万4,580円となりました。

それぞれの決算の内容につきましては会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　奥村　豊君登壇〕

○会計管理者（奥村　豊君）　それでは、188ページをお開きください。

平成22年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算について、歳入からご説明申し上げます。

１款財産収入、１項財産運用収入、収入済額50万4,124円。

２款１項繰越金44万352円。

３款諸収入、１項預金利子ゼロでございました。

歳入合計、予算現額92万7,000円、調定額及び収入済額とも94万4,476円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較は１万7,476円でありました。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

１款総務費、１項総務管理費、支出済額46万4,987円。

歳出合計、予算現額92万7,000円、支出済額46万4,987円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、それぞれ46万2,013円でありました。歳入歳出差引残額46万9,489円は、平成23年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、193ページの財産に関する調書及び別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で南上財産区特別会計の内容説明を終了いたします。

引き続きまして、194ページをお開きください。

平成22年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

まず、歳入から説明いたします。

１款１項繰越金、収入済額は11万5,570円。

２款諸収入、１項預金利子はありませんでした。

３款財産収入、１項財産運用収入34万725円。

歳入合計、予算現額45万5,000円、調定額、収入済額とも45万6,295円、不納欠損額、収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較は1,295円となりました。

次のページの歳出でございますが、１款総務費、１項総務管理費33万9,315円。

歳出合計、予算現額45万5,000円、支出済額33万9,315円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額の比較は、それぞれ11万5,685円、歳入歳出差引残額11万6,980円は、平成23年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、199ページの財産に関する調書及び別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で南崎財産区特別会計の内容説明を終了いたします。

続きまして、200ページをお願いいたします。

平成22年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

１款財産収入、１項財産運用収入、収入済額が891万4,338円。

２款繰入金、１項基金繰入金ゼロ。

３款１項繰越金26万8,680円。

４款諸収入、１項預金利子はございませんでした。

歳入合計、予算現額918万3,000円、調定額及び収入済額とも918万3,018円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較は18円となりました。

次のページの歳出をお願いします。

１款総務費、１項総務管理費、支出済額904万8,438円。

歳出合計、予算現額918万3,000円、支出済額904万8,438円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額の比較は、それぞれ13万4,562円、歳入歳出差引残額13万4,580円は、平成23年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、205ページの財産に関する調書及び別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で三坂財産区特別会計の内容説明を終了いたします。

これで３件の財産区特別会計の決算内容説明を終了いたしますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案３件を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、議第60号議案、議第61号議案及び議第62号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第６３号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第63号　平成22年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第63号の提案理由を申し上げます。平成22年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

本議案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案を申し上げます。

平成22年度の決算額は、歳入総額1,782円、歳出総額も同じく1,782円、差引残額ゼロ円となりました。

内容につきましては、会計管理者から説明をさせます。よろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　奥村　豊君登壇〕

○会計管理者（奥村　豊君）　それでは、206ページをお開きください。

平成22年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

１款財産収入、１項財産運用収入、収入済額1,782円。

２款１項繰越金はございませんでした。

歳入合計、予算現額5,000円、調定額及び収入済額とも1,782円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス3,218円でありました。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

１款繰出金、１項基金繰出金、支出済額1,782円。

歳出合計、予算現額5,000円、支出済額1,782円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はともに3,218円、歳入歳出差引残額ゼロでございました。

この詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で土地取得特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、議第63号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第６４号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第64号　平成22年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第64号　平成22年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第３項の規定に基づき議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

平成22年度の決算額は、歳入決算額３億5,344万2,421円、歳出決算額３億5,344万2,421円、差引繰越額ゼロ円であります。

なお、詳しい内容につきましては、会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　奥村　豊君登壇〕

○会計管理者（奥村　豊君）　それでは、211ページをお開きください。

平成22年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

１款分担金及び負担金、１項負担金、収入済額1,507万2,900円、不納欠損額ゼロ、収入未済額596万7,200円。

２款使用料及び手数料4,297万8,872円、不納欠損額５万7,233円、収入未済額38万3,126円で、主なものは１項使用料4,296万9,472円でございます。

３款国庫支出金、１項国庫補助金5,380万円。

４款県支出金、１項県補助金ゼロ。

５款繰入金、１項一般会計繰入金１億9,724万5,049円。

６款１項繰越金ゼロ。

７款諸収入34万5,600円、１項預金利子ゼロ、２項雑入34万5,600円、主なものは下水道事業協賛金28万5,500円でございます。

８款１項町債4,400万円。

歳入合計、予算現額３億7,032万8,000円、調定額３億5,985万480円、収入済額３億5,344万2,421円、不納欠損額５万7,233円、収入未済額635万826円、予算現額と収入済額の比較はマイナス1,688万5,579円でした。

次のページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

１款下水道費、１項下水道建設費、支出済額１億3,983万1,933円。

２款業務費3,738万3,808円、１項業務費842万5,448円、２項施設管理費2,895万8,360円。

３款１項公債費１億7,622万6,680円。

４款１項予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額３億7,032万8,000円、支出済額３億5,344万2,421円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額の比較は、それぞれ1,688万5,579円でありました。歳入歳出差引残額はございませんでした。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、222ページの財産に関する調書及び別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で公共下水道事業特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、議第64号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第６５号～議第６７号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第65号　平成22年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第66号　平成22年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議第67号　平成22年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを、一括議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第65号　平成22年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第66号　平成22年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第67号　平成22年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法第233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

議第65号につきましては、歳入総額、歳出総額ともに1,274万1,993円となり、差し引き残額はありません。

議第66号につきましても、歳入総額、歳出総額ともに1,863万8,346円となり、差し引き残額はありません。

議第67号につきましても、歳入総額、歳出総額とも1,135万3,564円となり、差し引き残額はありません。

なお、それぞれの決算の内容につきましては、会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　奥村　豊君登壇〕

○会計管理者（奥村　豊君）　それでは、223ページをお開きください。

平成22年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

１款分担金及び負担金、１項分担金、収入済額10万7,888円。

２款使用料及び手数料、１項使用料429万6,205円。

３款繰入金、１項一般会計繰入金828万8,079円。

４款１項繰越金ゼロ。

５款諸収入、１項雑入４万9,821円。

歳入合計、予算現額1,371万1,000円、調定額及び収入済額とも1,274万1,993円、不納欠損額及び収入未済額はともにゼロ、予算現額と収入済額との比較は、マイナス96万9,007円でした。

次のページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

１款総務費、１項総務管理費、支出済額456万1,801円。

２款１項公債費818万192円。

歳出合計、予算現額1,371万1,000円、支出済額1,274万2,993円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、それぞれ96万9,007円でありました。歳入歳出差引残額はございませんでした。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、228ページの財産に関する調書及び別冊の決算資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で子浦漁業集落排水事業特別会計の内容説明を終了いたします。

引き続きまして、229ページをごらんください。

平成22年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入から説明いたします。

１款分担金及び負担金、１項分担金、収入済額ゼロ円。

２款使用料及び手数料、１項使用料444万1,640円。

３款繰入金、１項一般会計繰入金1,415万463円。

４款１項繰越金ゼロ。

５款諸収入、１項雑入４万6,243円。

歳入合計、予算現額1,992万8,000円、調定額及び収入済額とも1,863万8,346円、不納欠損額及び収入未済額はともにゼロ、予算現額と収入済額との比較は、マイナス128万9,654円でした。

次のページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

１款総務費、１項総務管理費、支出済額448万7,883円。

２款１項公債費1,415万463円。

歳出合計、予算現額1,992万8,000円、支出済額1,863万8,346円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、それぞれ128万9,654円です。歳入歳出差引残額はございませんでした。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、234ページの財産に関する調書及び別冊の決算説明資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で中木漁業集落排水事業特別会計の内容説明を終了いたします。

引き続き、235ページをごらんください。

平成22年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

まず、歳入から説明いたします。

１款分担金及び負担金、１項分担金、収入済額１万5,868円。

２款使用料及び手数料、１項使用料387万9,550円。

３款繰入金、１項一般会計繰入金738万483円。

４款１項繰越金ゼロ。

５款諸収入、１項雑入７万7,663円。

歳入合計、予算現額1,245万1,000円、調定額及び収入済額とも1,135万3,564円、不納欠損額及び収入未済額はともにゼロ、予算現額と収入済額との比較は、マイナス109万7,436円でした。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

１款総務費、１項総務管理費、支出済額423万8,848円。

２款公債費、１項公債費721万4,716円。

歳出合計、予算現額1,245万1,000円、支出済額1,135万3,564円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、それぞれ９万7,436円で、歳入歳出差引残額はありませんでした。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、240ページの財産に関する調書及び別冊の決算説明資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で妻良漁業集落排水事業特別会計の内容説明を終了いたします。

これで、子浦、中木、妻良それぞれの漁業集落排水事業特別会計の決算内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切ることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案３件を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、議第65号議案、議第66号議案及び議第67号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第６８号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（梅本和熙君）　議第68号　平成22年度南伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題

といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第68号　平成22年度南伊豆町水道事業会計決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第30条第４項の規定により、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付してご提案を申し上げるものであります。

当期の事業収益は前年度に比べ12.6％増の２億5,729万4,000円となりましたが、これは一般会計から3,000万円を繰り入れたため増となったものであります。また、収益の大部分を占める給水収益は、前年度に比べ1.8％減の２億2,180万4,000円となりました。

事業費用は、前年度に比べ0.2％増の２億5,208万2,000円となりました。主に簡易水道等の修繕費、減価償却費及び資産減耗費の増などによるものであります。この結果、当期の損益は521万2,000円の純利益を計上することになりました。

資本的収支の決算額は収入額が8,060万1,000円、支出額が１億6,298万4,000円となり、収入が支出に不足する額8,238万3,000円につきましては、損益勘定留保資金ほかで補てんいたしました。

水道事業の経営成績、財務状況の内容につきましては、上下水道課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

渡邉幸雄代表監査委員。

〔代表監査委員　渡邉幸雄君登壇〕

○代表監査委員（渡邉幸雄君）　平成22年度南伊豆町水道事業会計決算審査意見書。

第１　審査の概要。

１　審査の期間、平成23年６月１日から同年７月31日。

２　審査実施場所、上下水道課及び役場庁舎。

３　審査の手続。

この決算審査に当たっては、町長から提出された決算書類が水道事業の経営成績及び財務状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿、証拠書類との照合等通常実施すべ

き審査手続を実施した。

次いで、本事業の経営内容を把握するため計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察した。

第２　審査の結果。

１　決算諸表について。

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財務状態をおおむね適正に表示しているものと認める。

２　経営状況について。

（１）経営成績について。

南伊豆町水道事業の平成19年度から平成22年度までの推移は、別表１のとおりである。

平成22年度の状況は、事業収益２億5,729万4,000円で前年比12.6％の増となった。

事業費用は２億5,208万2,000円で前年比0.2％増となり、521万2,000円の当年度純利益となった。

事業収益の増加した要因は、一般会計から基準外繰入金3,000万円によるものである。

事業費用増加の要因は、主に簡易水道費等の修繕、減価償却費及び資産減耗費の増加によるものである。

南伊豆町水道事業の経済性を評定するため、経営比率を算出すると次のようになる。

この表から、水道事業の経済性を総合的に表示する経営資本営業利益率は、平成20年度は給水収益の減少（隔月検針への移行）によって悪化している。平成22年度もマイナス0.03で、年間指標と比較しても下回っている。

経営資本営業利益率は、経営資本回転率と営業収益営業利益率に分解することができる。

平成22年度において経営資本営業利益率が悪化した原因は、経営資本回転率は前年の0.07と変わらないものの、営業収益営業利益率が前年の1.88％からマイナス0.48と悪化したことにあることがわかる。営業収益営業利益率が悪化の主たる原因は、給水収益等の営業収益が減少し、簡易水道費の修繕費、減価償却費、資産減耗費等の営業費用が増加したことによるものである。

この結果、営業収益対営業費用比率は、平成19年度106.93％、平成20年度94.66％、平成21年度101.91％、平成22年度99.53％になり、平成22年度は100％以下となった。

①施設の利用状況（業務量）について、別表２。

南伊豆町の水道事業の１日の配水能力は、第５次拡張事業完了により、平成19年度から各

年とも１万1,643立方メートルである。これに対する１日の平均配水量は、19年度5,481立方メートル、平成20年度5,149、平成21年度5,475、平成22年度5,345立方メートルと減少が続いている。

この結果、施設の利用状況の良否を総合的に表示する施設利用率は、平成19年度17.1％、平成20年度44.2％、平成21年度47.0％、平成22年度45.9％と、平成19年度から50％を割ってしまった。平成21年度年間指標は51.20％である。

施設の利用率は、負荷率と最大稼働率とに分解することができる。今、南伊豆町のこれらの比率を算出すると、１日の最大配水量は平成19年度7,922立方メートル、平成20年度7,476、平成21年度7,978、平成22年度7,203立方メートルと年々低下し、負荷率は平成19年度68.6％、平成20年度68.9％、平成21年度68.6％、平成22年度74.2％となり、平成21年度年間指標75.04％を下回っている。

また、最大稼働率は平成19年度68.6％、平成20年度64.2％、平成21年度68.5％、平成22年度61.9％、平成21年度年間指標68.23％を平成22年度は下回った。

以上、施設の利用状況では、平成21年度に比べ平成22年度は低下しており、総配水量の減少は今後も続くものと思われる。

②人件費と労働生産性について。

南伊豆町の水道事業の人件費（給与費）は別表３のとおり、平成19年度4,730万8,000円、平成20年度4,500万9,000円、平成21年度5,411万7,000円、平成22年度5,016万2,000円となっており、人事異動により、平成22年度は対前年比92.7％と減少している。その総費用に占める割合は、平成19年度18.3％、平成20年度17.5％、平成21年度21.5％、平成22年度19.9％で、平成22年度は平成21年度と比較して減少している。

また、給水収益に対する人件費の割合は、平成19年度20.1％、平成20年度21.5％、平成21年度24.0％、平成22年度22.6％となっており、平成22年度は平成21年度と比較し低下しています。平成21年度年間指標16.3％と比較すると、まだ高い。

人件費をさらに分析するため、南伊豆町の水道事業における労働生産性を示す指標を算出すると、次表のとおりである。

この表から、南伊豆町の水道事業の労働生産性を示す指標を平成21年度と比較してみると、いずれも低下している。年間指標と比較してもいずれも下回っている。

次に、南伊豆町の職員数を平成21年度年間指標と比較すると、次のようになる。

この表から、給水量１万立方メートル当たりの職員数は、原水配水施設関係職員数、損益

勘定職員数ともに、平成21年度年間指標を上回っている。また、職員の平均給与を年間指標と比較すると次のとおりである。

平成20年度年間指標と比較して基本給、手当、平均年齢は下回っており、平均勤続年数は上回っている。さらに南伊豆町の水道事業の平均給与と労働生産性及び労働分配率を見ると次表のとおりである。

平成21年度と比較して平均給与、労働生産性、労働分配率も下がっている。

③支払利息について。

支払利息は、別表３　性質別費用構成表のとおり、平成19年度3,250万7,000円、平成20年度2,953万5,000円、平成21年度2,748万7,000円、平成22年度2,657万8,000円となっており、その総費用に占める割合は平成19年度12.5％、平成20年度11.5％、平成21年度10.9％、平成22年度10.5％となり、年々減少してきている。また、給水収益に対する支払利息の割合を見ると、平成19年度13.8％、平成20年度14.1％、平成21年度22.2％、平成22年度12.0％で、減少傾向にある。

（２）財政状態について。

南伊豆町の水道事業の平成19年度から平成22年度末の財政状態及び資本的収支の状況を見ると、それぞれ別表４のとおりである。

また、正味運転基準の資金運用表を作成すると。次のようになる。

正味運転資本が3,662万7,636円増加している。ちなみに、水道事業の財政状態の短期流動性を示す流動比率、長期健全性の良否を示す財務比率を算出すると、次表のとおりである。

流動比率が平成22年度上がったのは、一般会計からの基準外繰入金によるものである。

（３）建設改良工事について。

建設改良費の水道施設改良費で主なものは、公共下水道に伴う下賀茂地区配水管布設がえ（第２工区）1,346万円、国県補助事業による簡易水道施設整備事業青野地区配水管布設がえ工事（第１工区）2,689万2,000円、同（第２工区）1,706万8,000円、地域活性化きめ細かな交付金事業による簡易水道施設整備事業市之瀬地区配水管布設がえ工事1,200万6,000円等で、比較的大きい工事を実施した。

（４）未収金について。

未収金調べ。平成23年３月31日現在。

平成22年度だけ申し上げますと1,630万7,226円、現年度未収金については、納入期限３月31日までに金融機関に支払ったが、金融機関から上下水道課に入金通知が届いていないもの

も含む。

平成21年度に比べ、現年度未収金においては245万6,648円、過年度においても22万6,769円の増加となった。これは大口利用者の滞納が大きく影響しているもので、今後も特に注視し、早目に対応することが肝要である。

不納欠損処分内訳。

６件の２万9,715円、地方自治法施行令236条第１項及び民法173条の規定による消滅時効に該当し、対象が死亡または所在不明等により納付困難となっているため、不納欠損処分を行ったものの、欠損処分については件数、金額ともに前年より減少している。

（５）水質検査契約について。

平成20年度までは単価契約で実施していたが、21年度から指名競争入札としたことにより、大幅な経費の節約がされた。

上下水道水質検査業務、平成20年度、90万2,790円、東芝機械環境センター。平成21年度34万5,975円、東芝機械環境センター。平成22年度、34万3,350円、静環検査センター。簡易水道水質検査業務、平成20年度、768万3,270円、東芝機械環境センター。平成21年度、243万3,900円、静環検査センター。平成22年度、232万7,850円、静環検査センター。

第３　結び。

平成22年度は、継続中の南上地区簡易水道施設整備の国県補助事業、地域活性化きめ細かな交付金事業による1,447メートル配水管の布設がえ工事が施工できた。

また、下水道事業に合わせて施工した下賀茂地区配水管布設がえ工事は998メートル実施した。経営成績は総収入２億5,729万4,000円に対し、総費用は２億5,208万2,000円となり、521万2,000円の当年度純利益となった。

しかし、経営環境は依然として厳しく、人口減少、観光産業の低迷は今後も続くものと想定され、また公共下水道地域では、節水意識の定着が一段と進むものと思われる。ここ数年、赤字経営が続いており、平成22年度は一般会計からの基準外繰入金により、当該年度純利益となったが、水道事業の経営安定が急務である。経費の節減は当然であるが、一般会計からの繰入金と合わせ、水道料金についても審議会による早期の検討を望むものである。

平成23年８月19日、南伊豆町監査委員、渡邉幸雄、齋藤要。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　監査委員の決算審査意見書の報告を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長　飯泉孝雄君登壇〕

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　それでは、平成22年度南伊豆町水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

１ページをお開きください。

平成22年度南伊豆町水道事業会計決算報告書からご説明いたします。

なお、この報告書は消費税を含むものでございます。

初めに、（１）収益的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。

第１款水道事業収益は、補正予算を含めました予算額２億7,109万4,000円に対しまして、決算額は２億6,852万1,565円で、予算額に比べ257万2,435円の減となっております。

収益の内訳としまして、第１項営業収益２億3,555万6,625円、第２項営業外収益3,296万4,940円となっております。

次に、支出でございます。

第１款水道事業費用は、補正予算を含めました予算額２億8,107万7,000円に対しまして、決算額は２億6,088万1,186円で、不用額は2,019万5,814円となっています。費用の内訳としまして、第１項営業費用２億2,851万9,375円、第２項営業外費用3,233万2,096円、予備費の支出はありませんでした。

第４項特別損失２万9,715円でございます。

なお、決算報告書の計算説明が35ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、２ページをお開きください。

（２）資本的収入及び支出のうち、初めに収入でございます。

第１款資本的収入は、予算合計8,796万7,000円に対しまして、決算額は8,060万719円で、予算額に比べ736万6,281円の減となっております。

内訳としまして、第１項他会計繰入金2,000万3,219円、第２項国県補助金1,720万円、第３項企業債2,300万円、第４項給水負担金198万円、第５項建設改良工事負担金1,841万7,500円となっております。

次に、支出でございます。

第１款資本的支出は、予算額合計１億7,791万円に対しまして、決算額は１億6,298万3,888円で、不用額は1,492万6,112円でございます。

内訳といたしまして、第１項建設改良費１億1,526万6,034円、第２項企業債償還金4,771万7,854円、第３項予備費の支出はございませんでした。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,238万3,169円は、過年度損益勘定留保資金6,983万5,023円、当年度損益勘定留保資金1,020万2,040円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額234万6,106円で補てんいたしました。

次に、３ページの平成22年度南伊豆町水道事業会計損益計算書についてご説明いたします。

なお、損益計算書につきましては税抜きとなっております。

初めに、１、営業収益は、（１）給水収益から（３）その他営業収益までの合計２億2,434万267円となっております。

次に、営業費用ですが、（１）原水浄水送水配水給水費から（７）その他営業費用までの合計額２億2,541万828円で、差引営業損失は107万561円です。

次に、４ページをお開きください。

営業外収益は、（１）受取利息及び配当金と（２）雑収益及び（３）他会計補助金の合計3,295万4,347円です。

４、営業外費用は、（１）支払利息及び企業債取扱諸費、（２）雑支出の合計2,664万3,026円で、差引営業外損益は631万1,321円の黒字でした。営業損失と営業外利益との差額、経常利益は524万760円となりました。

５、特別損失は、（１）過年度損益修正損２万8,301円を計上しましたので、当年度純利益は521万2,459円となります。前年度未処理欠損金が7,755万8,071円ございますので、当年度未処理欠損金は7,234万5,612円となります。

次に、５ページの平成22年度南伊豆町水道事業会計剰余金計算書につきましてご説明申し上げます。

初めに、利益剰余金の部でございますが、１の減債積立金と２の利益積立金につきましては、増減、残高ともにございません。

３、未処分利益剰余金につきまして、（１）前年度未処理欠損金は7,755万8,071円で、繰越欠損金年度末残高も同額となりました。（３）当年度純利益は521万2,459円でしたので、当年度未処理欠損金は7,234万5,612円となります。

次に、６ページをお開きください。

資本剰余金の部につきましてご説明申し上げます。

１、国県補助金は、前年度末残高４億1,047万3,453円、当年度発生高は1,720万円で、当

年度処分額は131万4,063円ですので、当年度末残高は４億2,635万9,390円となりました。

２、受贈財産評価額は、前年度末残高２億5,453万1,499円、当年度処分額181万9,208円で、当年度末残高は２億5,271万2,291円となりました。

３、工事負担金は、前年度末残高５億4,705万4,411円、当年度発生高2,039万7,500円で、当年度処分額は97万1,309円となり、当年度末残高は５億6,648万602円となりました。

４、他会計補助金は、前年度末残高１億3,244万8,548円、当年度発生高1,938万1,950円で、当年度処分額は92万2,950円となり、当年度末残高は１億5,090万7,548円となりました。翌年度繰越資本剰余金の合計額は13億9,645万9,831円でございます。

次に、平成22年度南伊豆町水道事業会計欠損金処理計算書につきましてご説明いたします。

１、当年度未処理欠損金は7,234万5,612円、欠損金処理額はありませんので、翌年度繰越欠損金は7,234万5,612円でございます。

次に、８ページの平成22年度南伊豆町水道事業会計貸借対照表につきましてご説明いたします。

初めに、資産の部でございます。

１、固定資産のうち、（１）有形固定資産は、イの土地からトの建設仮勘定までの減価償却累計額を控除しました有形固定資産合計は36億9,983万1,200円でございます。

詳細は、30ページの明細書をごらんください。

次に、（２）無形固定資産は、水利権電話加入権とその他無形固定資産で無形固定資産合計は1,359万10円でございます。固定資産合計は37億1,342万1,210円となります。

２、流動資産の（１）現金預金は9,070万9,199円で、（２）未収金はイの給水未収金1,630万7,226円とロの給水未収補助金380万円となっております。貯蔵品は38万4,530円ですので、流動資産合計は１億1,120万955円で、資産合計は38億2,462万2,169円でございます。

次に、負債の部でございます。

３、流動負債は（１）未払金と（２）預り金で流動負債合計は549万6,379円で、負債合計は同額の549万6,379円でございます。

次に、10ページをお開きください。

資本の部でございます。

４、資本金、（１）自己資本金は12億7,371万5,360円でございます。（２）借入資本金は、企業債の12億2,129万6,211円で、資本金合計は24億9,501万1,571円となります。

５、剰余金、（１）資本剰余金は、イの国県補助金からニの他会計補助金までの資本剰余

金合計は13億9,645万9,831円でございます。（２）利益剰余金のイ、当年度未処理欠損金は7,234万5,612円で、欠損金合計も同額でございます。剰余金合計は13億2,411万4,219円となります。

資本合計は38億1,912万5,790円でございます。負債資本合計は38億2,462万2,169円で、資産合計と一致いたします。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、議第68号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで１時まで休憩といたします。

休憩　午前１１時５６分

再開　午後　１時００分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ会議を再開いたします。

会議の前に、お手元に総務課より、台風15号被害状況一覧表が配付されております。これ、議会活動に活用していただきたいと思います。

◎発議第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　それでは、発議第２号　議会改革調査特別委員会の設置についてを議題とします。

趣旨説明を求めます。

稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　発議第２号。

平成23年９月28日。

南伊豆町議会議長、梅本和熙様。

提出者、南伊豆町議会議員、稲葉勝男。

賛成者、谷議員、以下記載のとおりでございます。

議会改革調査特別委員会の設置について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第110条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

内容については、朗読をもってかえさせていただきます。

議会改革調査特別委員会の設置について。

下記のとおり、議会改革調査特別委員会を設置するものとする。

記。

１　名称、議会改革調査特別委員会。

２　設置の根拠、地方自治法第110条及び南伊豆町議会委員会条例第５条による。

３　目的、住民自治のあり方並びに地方議会のあり方について調査・研究をし、住民に信頼され開かれた議会を目指すことを目的とする。その結果として、議会基本条例の制定を目指すことを併せて目的とする。

４　委員の定数、10名。

５　設置期間、平成25年３月定例会まで。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

発議第２号　議会改革調査特別委員会の設置については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、発議第２号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議会改革調査特別委員の選任について

○議長（梅本和熙君）　日程第17、議会改革調査特別委員の選任についてを議題といたします。

ただいま設置されました議会改革調査特別委員会の委員の選任については、当委員会条例第７条第１項の規定によって議長が指名したいと思います。

１番議員、加畑毅君、２番議員、宮田和彦君、３番議員、吉川映治君、４番議員、谷正君、５番議員、長田美喜彦君、６番議員、稲葉勝男君、７番議員、清水清一君、９番議員、齋藤要君、10番議員、渡邉嘉郎君、11番議員、横嶋隆二君の10名を議会改革調査特別委員会委員に指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました10名を議会改革調査特別委員に選任することを決定い

たしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩　午後　１時０３分

再開　午後　１時１０分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ会議を再開いたします。

議会改革調査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長、稲葉勝男君、副委員長、宮田和彦君。

以上のとおり互選されました。

◎発議第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　発議第３号　共立湊病院跡地利活用調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。

谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　発議第３号の趣旨説明をいたします。

平成23年９月28日。

南伊豆町議会議長、梅本和熙様。

提出者、南伊豆町議会議員、谷正。

賛成者、南伊豆町議会議員、稲葉勝男、以下記載のとおりであります。

共立湊病院跡地利活用調査特別委員会の設置について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第110条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

内容につきましては、裏面を朗読して説明といたします。

共立湊病院跡地利活用調査特別委員会の設置について。

下記のとおり、共立湊病院跡地利活用調査特別委員会を設置するものとする。

記。

１　名称、共立湊病院跡地利活用調査特別委員会。

２　設置の根拠、地方自治法第110条及び南伊豆町議会委員会条例第５条による。

３　目的、共立湊病院移転後の跡地利活用に関する件並びに跡地利活用に伴う諸問題について調査研究することを目的とする。

４　委員の定数、10名。

５　設置期間、平成25年３月定例会まで。

以上であります。

○議長（梅本和熙君）　趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

発議第３号　共立湊病院跡地利活用調査特別委員会の設置については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、発議第３号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎共立湊病院跡地利活用調査特別委員の選任について

○議長（梅本和熙君）　日程第19、共立湊病院跡地利活用調査特別委員の選任についてを議題といたします。

ただいま設置されました共立湊病院跡地利活用調査特別委員会の委員の選任については、当委員会条例第７条第１項の規定によって議長が指名したいと思います。

１番議員、加畑毅君、２番議員、宮田和彦君、３番議員、吉川映治君、４番議員、谷正君、５番議員、長田美喜彦君、６番議員、稲葉勝男君、７番議員、清水清一君、９番議員、齋藤要君、10番議員、渡邉嘉郎君、11番議員、横嶋隆二君の10名を共立湊病院跡地利活用調査特別委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名しました10名を共立湊病院跡地利活用調査特別委員に選任することを決定いたしました。

引き続きまして、共立湊病院跡地利活用調査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長、谷正君、副委員長、加畑毅君。

以上のとおり互選されました。

◎散会宣告

○議長（梅本和熙君）　本日の議事が終了しましたので、会議を閉じます。

各委員会に付託されました議案審議のため、あすより10月18日まで休会とします。

本日はこれをもって散会いたします。

散会　午後　１時１５分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　梅　本　和　熙

署名議員　　吉　川　映　治

署名議員　　谷　　正

平成２３年９月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第４号）

平成２３年１０月１９日（水）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議第４８号　南伊豆町暴力団排除条例制定について
日程第　３　議第５５号　平成２２年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第　４　議第５６号　平成２２年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　５　議第５７号　平成２２年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　６　議第５８号　平成２２年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　７　議第５９号　平成２２年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　８　議第６０号　平成２２年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　９　議第６１号　平成２２年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１０　議第６２号　平成２２年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１１　議第６３号　平成２２年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１２　議第６４号　平成２２年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１３　議第６５号　平成２２年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１４　議第６６号　平成２２年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１５　議第６７号　平成２２年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１６　議第６８号　平成２２年度南伊豆町水道事業会計決算認定について

日程第１７　発議第４号　浜岡原発の永久停止・廃炉を求める意見書

日程第１８　発議第５号　浜岡原発の徹底した安全対策を求める意見書

日程第１９　発議第６号　肺炎球菌ワクチン（２３価ワクチン）への公費助成を求める意見書

日程第２０　発議第７号　軽油引取税の免税等に関する意見書

日程第２１　閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	加畑　毅君	２番	宮田和彦君
３番	吉川映治君	４番	谷　正君
５番	長田美喜彦君	６番	稲葉勝男君
７番	清水清一君	８番	梅本和熙君
９番	齋藤　要君	１０番	渡邉嘉郎君
１１番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	渥美幸博君
教育長	渡邉　浩君	会計管理者	奥村　豊君
総務課長	松本恒明君	企画調整課長	谷　半時君
建設課長	藤原富雄君	産業観光課長	山田昌平君
町民課長	山本信三君	健康福祉課長	大年清一君
教委事務局長	大野　寛君	上下水道課長	飯泉孝雄君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗田忠蔵	主幹	大年美文

開会　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（梅本和熙君）　おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより９月定例会本会議第４日目の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅本和熙君）　日程第１、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

３番議員　　吉　川　映　治　君

４番議員　　谷　　正　君

◎議第４８号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第48号　南伊豆町暴力団排除条例制定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

第１常任委員会委員長。

〔第１常任委員長　清水清一君登壇〕

○第１常任委員長（清水清一君）　第１常任委員会委員長の清水でございます。委員会審査報告をさせていただきます。

本委員会に付託された議第48号　南伊豆町暴力団排除条例制定については、審査の結果、原案のとおり可決することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

めくっていただきます。

開催月日及び会場、平成23年９月28日、南伊豆町役場３階委員会室。

会議時間、開会午後１時20分、閉会午後１時30分。

委員会の出席状況及び委員会以外の出席議員、委員長以下、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第48号　南伊豆町暴力団排除条例制定について。

委員会決定、原案のとおり可決する。

審議中にあった意見、または要望事項。

議第48号　南伊豆町暴力団排除条例制定についてでございます。

問　暴力団、暴力団員の定義とは。

答　この条例の第２条に定義されている。暴力団、暴力団員による不当な行い等の防止に関する法律に規定する暴力団、暴力団員とする。

問　暴力団、暴力団員などが他人名義での関与に対する対応は。

答　確認が難しいが、不安なときは警察などへ問い合わせ対処する。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第48号　南伊豆町暴力団排除条例制定については、委員長報告のとおり、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第48号議案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第５５号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第55号　平成22年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君）　おはようございます。

予算決算常任委員長、長田でございます。

平成23年10月19日。

南伊豆町議会議長、梅本和熙様。

予算決算常任委員会委員長、長田美喜彦。

常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議第55号　平成22年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、原案のとおり認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

開催月日及び会場、平成23年９月30日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会午前９時30分、閉会午後２時12分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりでございます。

事務局、事務局長以下、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりでございます。

開催月日及び会場、平成23年10月３日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会午前９時30分、閉会午後３時29分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりでございます。

事務局、事務局長以下、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第55号　平成22年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

１款議会費、２款総務費、８款消防費、11款公債費、12款予備費及び関連歳入について。

朗読をもって、問、答で行います。

問　本年度の財政力指数が31％と示されたが財政力指数とは。

答　基準財政収入額を基準財政需要額で除したもの。

問　基準財政収入額・基準財政需要額は毎年変わるものか。

答　毎年一定ではない。

問　ふるさと寄附金は何人か、その人たちへの特典は。

答　22年は11件の寄附、5,000円以上の方へは銀の湯の優待券、町長の礼状を出している。

問　町税の収入の不納欠損額約3,000万円、未済額約１億1,500万円はどのような中身、理由で欠損、未収か。

答　平成６年から現在までの欠損であり、差し押さえ財産がない。生活困窮などで徴収することができない。

問　固定資産税の1,600万円の欠損の内訳は。

答　大きいのはホテル、旅館で期別で約1,200件ある。

問　徴収についての改革の考え、対策は。

答　職員一丸となって毎年徴収率を上げている。

問　軽自動車は何台か、対策は。

答　個々に調査した結果で、欠損処分をしている。

問　現在、未済額の何％が入っているのか。

答　毎年10％である。

問　欠損処分の額が多く、入る額が少ないのでは大変なことでは。

答　滞納整理機構などを活用し、差し押さえなどでしっかり進めていく。

問　入札で予定価格を設定しているのか、また最低価格を設定しているのか。

答　設定している。

問　伊豆中南部地域半島振興連絡協議会の中で、ジオパークの件など議題としているのか。

答　正式な場では取り上げていない。今後は課題として取り上げていきたい。

問　庁用車のクラウンは長年の使用で維持費がかさむのでは。

答　調子を見ながら使用している。

問　職員提案制度の提案はあったのか。

答　職員提案は３件あった。

問　公害対策費の水質検査の内容は。

答　４河川で16項目の検査を行い、異常はなかった。

問　滞納整理機構負担金の内訳は。

答　整理は８件あった。

問　戸籍保守運用サポートの委託料は。

答　富士ゼロックスに委託している。

問　選挙の投票所が少なくなり、投票が困難との声があるが。

答　当分、現状でいく。

問　当町の期日前投票が高いのは何かあるのでは。

答　観光立町のために高い。

問　ＬＡＮ環境保守委託料と庁内ＬＡＮシステム保守委託料の違いは。

答　それぞれ違った回線についての保守料である。

問　国税連携対応システム導入委託料とシステム改修委託料があるが、導入してすぐ改修があるのか。

答　１年の間にいろいろと税制が変わるため。

問　消防団への入団を進めて強化を図っては。

答　町では団員を抱えている事業所には標示制度を行い、また表彰も考えている。

問　マイクロバス利用状況は。

答　特に武道団体、学校の部活、老人会などの使用で毎月利用されている。

問　緑の分権改革推進事業の内容は。

答　22年は地下の地熱資源を調査し、本年度は環境省関連の地熱資源のある加納地区内の地下の深部の調査が行われる。

問　財政を見る中で実質収支比率、公債費比率、経常収支比率があるが、どのような点を念頭に置いて財政運営を行っているのか。

答　町の事業、運営は総合計画や過疎計画がもとである、３年ごとの見直しをしながら進めている。起債の償還以上に借り入れを行わないという考えのもと、慎重に進める。

問　女性救急救命士の採用をどのように考えるのか。

答　現状では新聞で見た程度である。

要望　ぜひ採用を。

問　台風15号で波が庭まで来た。地元と相談して対策を進める必要があるのでは。

答　地元区長と話し合いはしている。高潮対策は認識している。防災面でも取り組んでい

く。

問　ユウスゲの管理は年１回か。管理している圃場は枯れているのが多い。

答　年１回の管理である。イノシシの害があり、さくを設置した。

問　幼保が来年統合される。町有地として跡地利用はどのようになるのか。

答　町有地の利活用を検討している。町有施設跡地利用会議を立ち上げた。

問　保育所跡地でゲートボール、グラウンドゴルフがしたいとの声があるが。

答　地元でなるべく利用してもらうのがよい。

問　自主運行バスの補助金の町の持ち出しは。

答　町の持ち出しは800万円ぐらいである。

問　東北地方への職員の派遣の成果は。

答　職員は使命感を持って行ってきた。成果はあった。

第３款民生費、第４款衛生費、第９款教育費及び関連歳入について。

問　社会福祉総務事務の職員手当のうち、子ども手当と児童手当の違いは。

答　平成22年度は、児童手当が２カ月分、子ども手当が10カ月分として計算している。

問　老人福祉事業の委託料のうち、高齢者実態把握事業委託料とは。

答　福祉サービス委託の内容は、主要施策成果説明書の70ページのとおりです。梓友会、みなとの園に委託している。高齢者サービスの資料のために調査をしている。

問　教育振興費で地域密着型の漁業・農業と人材育成とのつながりについては。

答　地域性を目指した特色ある教育として、生きる力を育成していくためにも、非常に重要である。

問　老人福祉事業の中で、介護までは把握していないとの点があるが。

答　民生委員が行っている。また、平成18年より地域包括センターを立ち上げている。

問　新庁舎の建て直しで、現中央公民館は取り壊されるのか。

答　現在取り壊すとの決定はしていない。ただ、耐震性もなく借地でもあり、屋根の構造など総合的に考えると、取り壊すことのほうがとの考えである。

問　焼却施設維持事業の工事請負費のうち、毎年約4,000万円の焼却施設補修工事が随意契約での理由は。

答　毎年、補修と定期点検を兼ね、特殊な技術が必要となる。他社では、トラブルを発見・解決しにくいからである。

問　焼却施設補修工事約4,000万円の契約で随意契約はあり得ないと思う。

答　検討する。

問　現中央公民館は残しておくべきである。幼児発達訓練指導事業（すくすくサークル）の内訳と社会福祉事業寄附金はどこからの寄附なのか。

答　すくすくサークルとは、発達のおくれの心配のある子を対象として一時療育教育を行っている。また、寄附金はゴルフ場、三信他４社からの寄附である。

問　民生委員の会合の頻度は。また、「なぎさ園」の移転の真実は。

答　民生委員の定例会は毎月１回である。また、「なぎさ園」の詳細は不明である。

問　行旅死亡人のお骨の保管は。本来は個々の自治体が管理すべきであるが。

答　今は下田の斎場の倉庫に保管してある。具体的な案は今のところないが、今後検討する。

問　「なぎさ園」の移転問題は事実でないことを言及してほしい。また、行旅死亡人のお骨の保管についても考え方を出してもらいたい。

答　下賀茂のお寺の無縁仏があるが入り切れなく、今後検討する。

問　認定こども園の周辺道路の整備は町としてどのように考えているのか。

答　暫定的だが、周辺道路の拡張工事や一方通行道路を設ける予定。

問　道路工事を過疎代行事業とすることは。また、過疎債を使用することはできるか。

答　今後検討課題とする。過疎地と指定されているので問題はない。

問　認定こども園の次回説明会には、事前テキストの配布を。

答　事前に配布してある。

問　老人福祉事業について、今、特養への入所待機者の人数は。

答　特養待機老人は十二、三名であると思われる。

問　不法投棄の現状は。

答　ことしはテレビ３台ほかです。

問　技術管理者の現状と講習の頻度は。

答　私ともう１人、２名です。

問　最終処分場の今後の安定運営は。

答　今後15年は大丈夫である。

問　在宅高齢者食事サービス委託について、町内で行われるサービスの拡充の可能性は。

答　現段階でのサービスの拡充は財政的にも不可能である。

問　子供の医療についての現状、食事の助成・制度の拡充は町として考えているのか。

答　今後検討していきたい。

問　南崎保育所の送迎バスは廃止されるとのことであるが。

答　２年間の限定という条件ですので、廃止する。

問　認定こども園で入園にあふれてしまった児童の対処は。

答　認定こども園には十分な収容能力がある。

問　今現在の人数からすると４歳児は４名入園できなくなることが。

答　その方々は、短時間部で補う。

問　地震対策について、津波に対する対応策は。

答　こども園、南伊豆全小中学校で個々に一番安全な避難対策を練っていく。

第５款農林水産業費、第６款商工費及び関連歳入について。

問　インターネット上における交流の場の予算は。

答　現在は、観光協会へ委託している。

問　フェイスブック・ツイッターを使っての戦略、講義は受けたのか。

答　若手を出席させている。ホームページでの改修を進めている。

問　市民農園の現状と、今後拡大していくのか。

答　14区画中12区画は埋まっている。続けていく。

問　耕作放棄地の水路などの改修は。

答　産観だけでなく企画をあわせて進めていく。

問　水産漁業の後継者づくりは。

答　小学生を対象に水産教室を、中学生はハローボランティアなど啓蒙に努めている。

問　漁港台帳修正及び電子化業務委託の内訳は。

答　国と県の指導によって行っている。現在は、ＧＰＳで行っている。

問　漁港の底までの測量をしているのか。

答　漁港の内港部分は詳細なものがある。

問　稚貝・稚魚放流事業、どのようなものを放流しているのか。

答　アワビ・マダイ・イセエビを放流している。

問　カサゴの稚魚の放流はあるのか。

答　現在のところはない。

問　農業振興・漁業振興・一次産業に対して今後にどのようにかかわるのか。

答　観光だけでなく、農業・漁業ともに連携を図りながら産業振興を進めていく。

問　進める上で、体制の問題での認識は。

答　ソフトの面においても進めていく。

問　商工会のプレミアム券に弾力性を持たせてもらいたい。

答　現状を見てやっていく。

問　遊休農地美化業務委託料の詳細は。

答　日野の菜の花畑、すべてのものを込みで農業振興会へ委託している。

問　有害鳥獣駆除業務委託は何年前からか。その総合経費は。

答　平成22年度から猟友会に委託。補助金は、さくなど132万円、報酬費でイノシシ152万円、猿30万円である。これ、平成22年度ですね。ちょっと間違っています。

問　オオカミを導入したら。

答　外来種であるので許可が要る。関係機関と協議する。

問　市民農園と駐車場は、今から伸びるのか。

答　現状を見たいという人が来ている。

問　滞在型の農園の考えは。

答　現在は、できることからやっていく。基本的には、今後考えていく。

問　観光トイレの耐用年数が来ているのでは、整備計画は。

答　順次整備していく。

問　みなと湯・銀の湯会館は赤字では。今後、どのように見直していくのか。

答　23年からは事業委託している。24年から指定管理者に移行していく。

問　耕作放棄地に対する対策は。

答　町外所有者へダイレクトメール・お知らせ版・農業委員会での農地バンクの登録の推移・定住促進事業をしている。

問　町民の就農を生きがいとしての対策は。

答　農業振興会・県・国からのいろいろなノウハウを見つけて進めていく。

問　町の林業政策の展望は。

答　荒廃森林がふえている。現在は森の再生事業に取り組んでいる。

問　外材への依存から国産材への依存の声を上げてもらいたい。

答　今後要望していく。

問　針葉樹・広葉樹の利活用を進めてもらいたい。

答　CO_2の削減にもなるために協議を重ねながら進めていく。

問　青市に観光協会の建物があるが、観光協会は賃貸を目指していると言うが、町は指導しているのか。

答　賃貸は聞いていない。

問　ボランティアガイドなどの観光案内の拠点にしたら、一般社団法人の指導は。

答　関係機関と協議して進めていく。

問　今後のシルバー人材センターの設置場所はどのように。

答　検討中である。

問　ジオパークの件でタライ岬から伊浜までの資源があるが、ジオパークはユネスコの関係だと町では教育委員会ではないか。現在は観光で進めているが、教育委員会と連携の動きはあるのか。

答　町としては、現在は教育委員会との連携はない。観光・教育ともに進めていくのがよい。

問　ジオパークを観光に結びつけるのは難しいのでは。

答　南伊豆では、採算部門では問題がある。観光の一つのツールとして考えたい。

問　青野八木山線の進捗状況は。その後の舗装は。

答　21年度は526メートル、22年度は181メートルである。後にはコンクリートの舗装にする。

問　大師ダムにブラックバスがいる。だれが放したのか。生態系への影響は。

答　地元の人から事情を集めているが、だれかは不明である。

問　花壇用苗栽培委託料は何をつくっているのか。

答　パンジー・ニチニチソウなど。

問　バードピアは知っているのか。

答　南伊豆町の自然を生かし通年の観光にしたいので研究していきたい。

第７款土木費、第10款災害復旧費及び関連歳入について。

問　河川維持事業の負担金、補助金及び交付金のうち、河川愛護助成金について、区民がクリーン作戦や河川愛護を実施しているが、各地区高齢化で作業が厳しくなってきているが。

答　事情を把握し、町としてできることを検討したい。

問　道路維持事業の町道危険木伐採業務委託料について、道路ののり面の草刈りと危険木の処理方法は。

答　道路わき１メートルを刈っている。危険木の処理は所有者に任せるが、不明のときは

業者に処理してもらう。

問　町営住宅の管理事務に関し、町営住宅の耐震性は。また、取り壊す際の問題点は。

答　上賀茂の町営住宅は耐震性があり、仲木は耐震補強済み、加納住宅などは耐震性はなく、今後検討していく。

問　河川愛護の作業において、万一の事故のときの保険給付は。

答　自治体活動保険で、死亡1,000万、入院5,000円／日、通院2,500円／日である。

問　河川維持費について、クリーン作戦の終了後の草の処理は。

答　刈った草の処理は始末してほしいとお願いをしている。

問　クリーン作戦終了後の草を燃やす方策はどうか。

答　焼却は禁止となっている。

問　河川に落ちた刈った草の処理方法はどのように。

答　なるべく流さないようにと言っている。

問　もう少し河川愛護助成金を上げる考えは。

答　今後検討していく。

問　中州に草の生えないようにする案は。

答　県の管轄でもあり、野鳥の保護の立場から難しい。

問　近々の伊豆縦貫自動車道の建設に関する状況は。

答　２つの団体により、早期の実現をお願いしている。

問　個人で危険木を処理しているところもあるが、町側の対策としては。

答　お名前を教えていただきたい。あくまでも所有者処理である。

問　160年前の安政大地震の教訓は。

答　津波の高さを21メートルと推定して、河川維持・港湾管理を行っている。また、ハザードマップも作成中である。

問　古文書から津波に関するデータがあり、なるべく町民に知らせてほしい。

答　今後はもっと慎重に対処していく。認定こども園の建設にも役立っている。

問　津波の避難路として、湊にある旧道の整備はどうか。

答　認定外道路（赤道）なので難しいと思うが、調査してみたい。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　平成22年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定に当たっての賛成の討論を行います。

自治体の予算執行にかかわる決算が出たのですが、自治体の予算執行は２つの視点が必要であると考えております。一つは、住民の要求を、どれだけこれを実現して積み上げていくか。もう一つは財政運営が健全運営で、健全でされているのかという観点で、意見を述べてまいります。

財政運営の健全かどうかという点に関しては、財政健全化法が示した指標に関しては、遠くその悪化の方向には及ばず、健全であるということが決算の報告書にも載っており、監査報告でも出されました。また、私が一応出している、いわゆる公表されている決算データで算出できる決算のデータ、将来にわたっての財政負担がどうかという実質的将来財政負担比率、これは地方債残高と債務負担行為額、いわゆる借金と将来負担を求められている金額から積立金、貯金を引いた額を標準財政規模で除するという方法ですが、この数値で平成22年度決算を当てはめてみますと、95％、約96％であります。南伊豆町の財政推移の問題で一番焦点に当たった平成15年、これが最悪の状態で150％、このときは財政が悪化して、合併しかないということが議論された時期でありました。

日ごろ町長は財政運営に関して、入りをはかりて出るを制すということを言ってまいりましたが、まさに平成15年当時の財政運営と今の財政運営はその点で、当時は借金をふやしながら貯金を減らすという方法、今は借金をしないで借金の返済をしながら、同時に身の丈に合った財政運営をして、貯金も無駄な使い方をしない、こういう流れであります。この点はしっかりと見ておく必要があると思います。

住民要求の実現の問題であります。

南伊豆町が少子高齢化と言われて長いこと経ておりますが、高齢者が多い中での施策として、管理栄養士による配食サービス、そして平成22年度は高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種助成が県下の中でも早い順位でこれが実現をされました。また、若い世代の保育分野では、

保育行政の問題、これは賀茂郡下の中でも保育所がしっかりと配置をされて、保育に欠ける子供というか、あふれる子供がいないという現状。そして、教育の分野に関しては日常の備品、消耗品から子育てや社会教育の予算が充実をされているという点、このことは持続可能な社会に向けた教育、いわゆるＥＳＤの観点から言っても、将来にわたってこの蓄積が生きてくるということを確信しております。こうした少子高齢化の時代においても、しっかりとした行政サービスを配置して、それに積み重ねをしていくということ、これが平成25年までの人口推移で郡下で一番人口減少率が低いという将来予測のデータにつながっております。

また、公共施設の100％耐震化にめどをつけたという点、この点は評価するものであります。懸案の保育所に関しては、幼保一元化の取り組みにめどをつけた100％の耐震化ができます。また、50年を経過して現存する役場庁舎、強い地震には耐えられないという診断ですが、この庁舎の借金をなくしてこれを建設するということでありました。この庁舎建設基金は鈴木町政が、鈴木町長が、かつて平成11年度は助役を務めた時代に基金として積まれていたものであります。こうして大きな地震に対する備えをされた。

もう一つ、医療の面でございます。共立湊病院の問題は賀茂郡下唯一の公立病院として非常に重要な病院であります。この共立湊病院が新病院建設に当たって、指定管理者であった公益社団法人地域医療振興協会が移転しなければ撤退すると表明したころの、その後の新病院指定管理者の公募に応じないで、その後決定した新病院管理者が結果として何らかの妨害行為により辞退するという経過の中で、非常に困難な選択をされました。賀茂地域の公立病院、住民の命を守るこの病院の運営に当たって、管理者として取り組まれて、現指定管理者が決定する運びになりました。４月から湊病院で新病院ができるまでの管理運営を行っている現指定管理者は、９月から脳神経外科、10月から循環器の医師も交え、高齢化に対応した医療をこの地から進めております。こうした医療の充実は、住民にとって今後大きな展望を切り開くものになります。

評価の面を言いながら、同時に課題の点も浮き彫りになっております。日本経済が疲弊する中で、町の経済活性化は大きな課題であります。そして、これはどの自治体にとっても非常に大きな力を求められますし、それが必ずしも成功するというものではありません。日本経済の根本的な解決が横たわっているわけであります。

そうした中で、観光誘客の観光的な施策というものは、これは現時点必要でありますが、町の産業を抜本的に進展する上では、一次産業の重視、お客さんを呼んでも、町内の基盤の産業が疲弊していてはこれが魅力に欠けるどころか、一層お客さんを離す結果になりかねな

い。決算の討論の中で、一般質問の中で、同じ半島地域で冬は雪に閉ざされる能登半島の例を挙げましたが、一次産業の農林水産業に対する予算の割合は格段に大きいものがあります。

また、こうした観点を見るに当たっても、決算データでも、土木費偏重から、農林水産業費、それから商工費、これはいわゆるこの震災後の問題で、東北地方の産業活性化で、水産業の皆さんの特徴的な声がありました。水産業を振興するよりも、バックヤードの水産加工業がなければ水産業が成り立たない。これは、この地にも当てはまるもので、こうした観点をしっかりと据えて、今後、その分野の住民の皆さん、あるいは団体代表の皆さんとの深い議論をして、新たな方向性を示して、予算もその方向に重視をしていくべきではないかと。この意見を述べて私の平成22年度一般会計の決算に当たっての賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第55号　平成22年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第55号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第５６号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第56号　平成22年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員長報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君）　平成23年10月19日。

南伊豆町議会議長、梅本和熙様。

予算決算常任委員会委員長、長田美喜彦。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された平成22年度特別会計歳入歳出決算認定について及び、水道事業会計決算認定については審査の結果、原案のとおり認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

議事件目、付託件目、議第56号　平成22年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

開催月日及び会場、平成23年10月３日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会午前９時30分、閉会午後３時29分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりでございます。

事務局、事務局長以下、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりでございます。

審議中にあった質疑または意見、要望事項。

議第56号　平成22年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

問　南伊豆町１人当たりの国保税調定額は。

答　８万3,878円で、平成21年度は８万8,875円で下から９番目でした。

問　健康づくりにはどのように考えているのか。

答　平成22年度より、生活習慣病予防事業として健康指導をしている。

問　国保税の一元化は。

答　国保税の一元化は難しい。

問　ＳＭＡとＪＭＡが連携して予防的医療を行っていくことについては。

答　健康づくりに役立つ病院機能を持つ連携を図っていく。

問　不妊治療、外来治療への拡大は。

答　今後図っていく。

問　不納欠損額が1,500万円にもなった原因は。

答　約530名ほどの取り立て不能によるものである。

問　収入未済額が不納欠損額になる可能性は。

答　そうならないように努力していく。

問　不納欠損額を少なくするための方策は。

答　分納などで対処し、厳しく対応していく。

○議長（梅本和熙君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もないので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　平成22年度南伊豆町国民健康保険特別会計の決算認定に当たって、賛成の討論を行います。

国保そのものが、国保税は高くて払い切れないということで、全般的には、制度全般的には反対の意思がありますが、この高過ぎる背景は、国民皆保険制度をとっているにもかかわらず、政府が国民健康保険財政から政府の出資額を減らしたことに起因しているものであります。そうした点を念頭に置きながら、非常に困難な国保特別会計の運用の中で、決算の委員会報告にもありましたように、納付料が、高齢化率で県下の中で高いにもかかわらず、１人当たりの国保税は県下で下から９番目という低い数字であります。これは一般会計からの繰り入れも含めて、国民皆保険制度、南伊豆の中でこうした点を守っていこうという姿勢のあらわれであります。そして同時に、それは健康予防づくり、予防医療や、22年度の決算にも反映された肺炎球菌ワクチンの一部助成制度などの予防医療とも連携をして、こうした国の悪政の中でも自治体の取り組みの中で努力をしている、この姿勢を評価して賛成を表明します。

今後、町長に当たっては、国の国民健康保険の制度は、今、広域という名のもとに統合が行われようとしていますが、これ以上の国民の負担は絶対に許せませんし、むしろもっと下げていく方向、国が国保会計に対してしっかりとした下支えをする、こういう意見を主張してくださるよう、強くこの点は要望して、賛成討論とさせていただきます。

○議長（梅本和熙君）　ほかに討論する者はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第56号　平成22年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第56号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第５７号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第57号　平成22年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

委員長報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君）　議事件目、付託件目、議第57号　平成22年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

開催月日及び会場、平成23年10月３日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会午前９時30分、閉会午後３時29分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりでございます。

事務局、事務局長以下、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりでございます。

議第57号　平成22年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、特に委員からの質疑及び意見、要望はありませんでした。

○議長（梅本和熙君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第57号　平成22年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第57号議案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第５８号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第58号　平成22年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君）　議事件目、付託件目、議第58号　平成22年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

開催月日及び会場、平成23年10月３日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会午前９時30分、閉会午後３時29分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりでございます。

事務局、事務局長以下、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりでございます。

議第58号　平成22年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、特に委員からの質疑及び意見、要望はありませんでした。

○議長（梅本和熙君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第58号　平成22年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第58号議案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第５９号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第59号　平成22年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君）　すみませんけれども、このけつの１枚、あれが反対にひっくり返っていますので、ちょっとお直しください。

議事件目、付託件目、議第59号　平成22年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

開催月日及び会場、平成23年10月３日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会午前９時30分、閉会午後３時29分。

委員会の出席状況、委員長以下、記載のとおりでございます。

事務局、事務局長以下、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下、記載のとおりでございます。

議第59号　平成22年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、特に委員から質疑及び要望はありませんでした。

○議長（梅本和熙君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可いたします。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　後期高齢者医療特別会計に当たっては、高齢者を年齢で差別するということで、一時は今の政権、民主党政権の政権交代のときに廃止を約束するということを選挙公約に出したことであります。高齢者全般を高齢者特有の医療体制のもとにしいて、健康を促進していくという理念をしっかりと進めて、後期高齢者医療制度は廃止すべきだという、その観点から反対の意思を表明いたします。

○議長（梅本和熙君）　委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　ほかに討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第59号　平成22年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　賛成多数です。

よって、議第59号議案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第６０号～議第６２号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第60号　平成22年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第61号　平成22年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、及び議第62号　平成22年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君）　議事件目、付託件目、議第60号　平成22年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第61号　平成22年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第62号　平成22年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

開催月日及び会場、記載のとおりでございます。

議第60号　平成22年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第61号　平成22年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第62号　平成22年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について、特に委員からの質疑及び意見はありませんでした。

○議長（梅本和熙君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第60号　平成22年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第60号議案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

採決します。

議第61号　平成22年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第61号議案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

採決いたします。

議第62号　平成22年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第62号議案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで、45分まで休憩といたします。

休憩　午前１０時３８分

再開　午前１０時４５分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第６３号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第63号　平成22年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君）　議事件目、付託件目、議第63号　平成22年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

開催月日及び会場、記載のとおりでございます。

議会時間、記載のとおりでございます。

委員会の出席状況、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、記載のとおりでございます。

議第63号　平成22年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、特に委員から質疑及び意見、要望はなかった。

○議長（梅本和熙君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　次に、委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第63号　平成22年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第63号議案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第６４号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第64号　平成22年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君）　議事件目、付託件目、議第64号　平成22年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

開催月日及び会場、記載のとおりでございます。

会議時間、記載のとおりでございます。

委員会の出席状況、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、記載のとおりでございます。

議第64号　平成22年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

問　下水道処理場は何年後に完成するか。

答　平成二十六、七年に完成予定としている。

問　下水道管渠維持事業の管渠内面調査・清掃委託料とは。

答　圧送管の清掃である。

問　加入者はふえているのか。

答　下水道の接続率は51％である。

問　調定額、収入未済額をどのように考えていくのか。

答　接続率をふやして克服する。

問　下賀茂地区において、これは申しわけありませんけれども、これに「旅館等の大口」

と、ちょっと入れておいてください、すみません。接続している件数は。

答　現在はゼロである。

問　共立湊病院が下田に移転した後の対処は。

答　下賀茂地区接続率アップを目指していく。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

委員会報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第64号　平成22年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第64号議案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第６５号～議第６７号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第65号　平成22年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第66号　平成22年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、及び議第67号　平成22年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君）　議事件目、付託件目、議第65号　平成22年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第66号　平成22年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第67号　平成22年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

開催月日及び会場、記載のとおりでございます。

会議時間、記載のとおりでございます。

委員会の出席状況、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、記載のとおりでございます。

議第65号　平成22年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第66号　平成22年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第67号　平成22年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、特に委員からの質疑、意見、要望はなかった。

○議長（梅本和熙君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

委員会報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第65号　平成22年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第65号議案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議第66号　平成22年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第66号議案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議第67号　平成22年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第67号議案は認定することに決定いたしました。

◎議第６８号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第68号　平成22年度南伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　長田美喜彦君登壇〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君）　議事件目、付託件目、議第68号　平成22年度南伊豆町水道事業会計決算認定について。

委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

開催月日及び会場、記載のとおりでございます。

会議時間、記載のとおりでございます。

委員会の出席状況、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、記載のとおりでございます。

議第68号　平成22年度南伊豆町水道事業会計決算認定について。

問　各資本剰余金の当年度処分額は。

答　各支出のうちにある消費税額の相殺額である。

問　建設仮勘定の減少額とは。

答　設置された配管等を処分した金額である。

問　本来ならば、減価償却累計額が内部留保されているはずであるが。

答　今後、使用料アップ等で対処していく。

問　水道事業会計の立て直しの方策は。

答　努力していく。

先ほど、一般会計の内容において、適切でない言葉及び誤字がありましたのでここでおわび、訂正しておきます。

〔「特別会計もでしょう」と言う人あり〕

○予算決算常任委員長（長田美喜彦君）　特別会計の中でも、誤字脱字がありましたので、おわびを言っておきます。

○議長（梅本和熙君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第68号　平成22年度南伊豆町水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第68号議案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎発議第４号及び第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　発議第４号　浜岡原発の永久停止・廃炉を求める意見書、及び発議第５号　浜岡原発の徹底した安全対策を求める意見書を一括議題といたします。

趣旨説明を求めます。

清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　発議第４号、平成23年10月19日、提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

浜岡原発の永久停止・廃炉を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり地方自治法第112条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

朗読をもって説明とさせていただきます。

浜岡原発の永久停止・廃炉を求める意見書。

平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（M9.0）による東京電力の福島第一原発事故は、世界最悪・最大のチェルノブイリ級である「レベル７」の原発事故となり、大惨事が引き起こされた。

すでに７ヶ月が過ぎようとしているが収束の見通しが立たず、「自主避難」を含めると多くの人々が、避難生活を強いられている。

また、放射能汚染の広がりは、首都圏など広範囲に及び、教育、産業、国民生活に被害を及ぼし、今後汚染の深刻な影響がどこまで拡大するか、いつまで続くのかも不明である。

このような中、現在予想される東海地震の規模は、東海・東南海・南海の三つが連動して超巨大地震となるとの想定もされている。

浜岡原発は、この地震の震源域の真上にあって「世界で一番危険な原発」との指摘がされており、日本の大動脈・太平洋ベルト地帯」の真ん中での原発事故は、日本だけでなく世界の経済と地球環境に甚大な被害をもたらすことは明らかである。

当町はその浜岡原発から約60ｋｍ程度しか離れておらず、ここでの惨事は町民の生業や生

活を壊し、生命の危険をも生じかねない深刻な影響を受けることになる。

今回の浜岡原発の運転停止は、津波対策を講じるだけで運転再開を前提とした「一時停止」である。

中部電力は、これまで東海地震（Ｍ８級）に対して浜岡原発はそれを超えるM8.5を基準として設計されたから安全だと説明してきた。

しかし、阪神大震災や中越地震（M6.8）、そして東北地方太平洋沖地震（M9.0）から浜岡原発を見るなら、地震動や液状化、断層と地殻変動など、どの問題でも安全と言える状況ではない。

浜岡原発は、「永久停止・廃炉」こそが、最良の選択である。

南伊豆町は、町の存続と子どもたちの未来を奪う原発と共存することを拒否する。

この機会に、日本の電力については、原発への依存はやめて段階的に自然エネルギー活用への大転換を求める。

よって、国においては下記事項を確実に実行するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

１　浜岡原発は永久停止・廃炉とすること。

２　電力の原発依存から一定の期限を決めて段階的に止め、省エネの推進と自然エネルギー活用へ政策の大転換を図ること。

３　運転停止の浜岡原発の原子炉・使用済み燃料などを、安全に冷却する万全な対策を緊急にとること。

意見書提出先、内閣総理大臣、野田佳彦殿。経済産業大臣、枝野幸男殿、内閣府特命担当大臣、細野豪志殿、衆議院議長、横路孝弘殿、参議院議長、西岡武夫殿。

以上でございます。

続きまして、発議第５号を朗読させていただきます。

提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

浜岡原発の徹底した安全対策を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり地方自治法第112条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

朗読をもって説明させていただきます。

浜岡原発の徹底した安全対策を求める意見書。

平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（M9.0）による東京電力の福島第一原発事故は、世界最悪・最大のチェルノブイリ級である「レベル７」の原発事故となり、大惨事が引き起こされた。

すでに７ヶ月が過ぎようとしているが収束の見通しが立たず、「自主避難」を含めると多くの人々が、避難生活を強いられている。

また、放射能汚染の広がりは、首都圏など広範囲に及び、教育、産業、国民生活に被害を及ぼし、今後汚染の深刻な影響がどこまで拡大するか、いつまで続くのかも不明である。

このような中、現在予想される東海地震の規模は、東海・東南海・南海の三つが連動して超巨大地震となるとの想定もされている。

浜岡原発は、この地震の震源域の真上にあって「世界で一番危険な原発」との指摘がされており、日本の大動脈・太平洋ベルト地帯」の真ん中での原発事故は、日本だけでなく世界の経済と地球環境に甚大な被害をもたらすことは明らかである。

当町はその浜岡原発から約60ｋｍ程度しか離れておらず、ここでの惨事は町民の生業や生活を壊し、生命の危険をも生じかねない深刻な影響を受けることになる。

今回の浜岡原発の運転停止は、津波対策を講じるだけで運転再開を前提とした「一時停止」である。

中部電力は、これまで東海地震（Ｍ８級）に対して浜岡原発はそれを超えるM8.5を基準として設計されたから安全だと説明してきた。

しかし、阪神大震災や中越地震（M6.8）、そして東北地方太平洋沖地震（M9.0）から浜岡原発を見るなら、地震動や液状化、断層と地殻変動など、どの問題でも安全と言える状況ではない。

南伊豆町は、町の存続と子どもたちの未来を奪う原発と共存することを拒否する。

よって、県においては下記事項を確実に実行するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

１　津波だけでなく、地震動や液状化、断層と地殻変動などすべての危険要因に対策を行い、県民の総意として安心が確認されるまで安易な再開は認めないこと。

２　浜岡原発の原子炉・使用済み燃料などを安全に冷却する万全な対策をとるように取り組むこと。また将来にわたる安全対策を国や中部電力に求めること。エネルギー活用へ政策の大転換を図ること。

３　省エネの推進と自然エネルギーの活用を図るよう政策の大転換を図り、進めること。

意見書提出先、静岡県知事、川勝平太殿。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　非常に重要な意見書だと思います。３月11日に東日本大震災の後、東大地震研が最近発表したばかりの、浜岡原発がある御前崎地域は、東海地震あるいは東南海、南海の連動地震が起きた場合に津波が集中して押し寄せる地域だという研究結果を明らかにしました。

また、福島第一原発の問題から指摘されてきたのは、日本の原発の原子炉そのものの構造が問われている、絶えず水で冷やしておかなければコントロールができない、水の供給が止まったら、膨大な熱が出っ放しになって上昇が始まるということ。もう一つは、使った核燃料の後始末ができていない、できないというのが日本の、日本というか、世界の原発の実情。人類が、核のコントロールをまだできていない、技術を持っていないということであります。

９月30日、日本で最初の原子力発電所ができた茨城県東海村の村上村長が、福島第一原発の事故処理をめぐって。政府や東電の対応について、事故で故郷を追われた人たちが将来の当てもない状態状況に置かれ、行政機能も根底から崩れたまま放置されているとして、そのように冷たくかつ無能な国では原発は持つべきではない、その資格などはないと考えるに至ったと表明して、原発に近接して100万人以上が住む当地方では、避難計画の策定はできな

い、こういう地帯に原発があっていいのか、私たちの子々孫々にわたる安全はどう保障することができるのかなどなど問いただしたいとして、その後内閣府に対して、東海村原子力発電所の廃炉を求めております。こうした事例をもってしても、国民の安全を守る立場からしっかりとした対処を政府に求める、あわせて真実に正面から真摯になってエネルギーの政策転換を求めるということが非常に重要になっていると思います。

このことを指摘して、賛成理由とさせていただきます。

○議長（梅本和熙君）　ほかに討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

発議第４号　浜岡原発の永久停止・廃炉を求める意見書は原案のとおり可決することに賛成者の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、発議第４号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

採決します。

発議第５号　浜岡原発の徹底した安全対策を求める意見書は原案のとおり可決することに賛成者の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、発議第５号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎発議第６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　発議第６号　肺炎球菌ワクチン（２３価ワクチン）への公費助成を求める意見書を議題とします。

趣旨説明を求めます。

宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　発議第６号、平成23年10月19日、南伊豆町議会議長、梅本和熙様。

提出者、南伊豆町議会議員、宮田和彦。賛成者は記載のとおりでございます。

肺炎球菌ワクチン（２３価ワクチン）への公費助成を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり地方自治法第112条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

肺炎球菌ワクチン（２３価ワクチン）への公費助成を求める意見書ですが、説明は朗読をもってかえさせていただきます。

肺炎は日本人の全死亡原因中で依然第４位を占めており、特に高齢者にとっては深刻な問題です。

肺炎の予防が可能なものとして、インフルエンザウイルスのワクチン並びに肺炎球菌ワクチンがあります。インフルエンザウイルス、肺炎球菌は呼吸器感染症における代表的な病原体で、肺炎球菌は肺炎のみならず、敗血症、骨髄炎といった致死率の高い合併症を起こしやすく、また、この両者は呼吸器感染症の中ではワクチンによる予防が可能な数少ない病原体でもあります。

欧米では、この両者に対するワクチン接種が強く奨励され、高齢者、慢性呼吸器疾患・糖尿病罹患者に対する接種率を伸ばそうとする取り組みが国家レベルで行われており、実際、米国ではすでに65歳以上の高齢者の半数以上が両ワクチンの接種を受けていますが、この点において先進諸国の中で日本はワクチン行政の遅れが指摘されています。

高齢者はインフルエンザウイルスと肺炎球菌に罹患するリスクが高く、インフルエンザ罹患後の肺炎に、肺炎球菌が関与する可能性が高いとされており、実際、インフルエンザワクチンと肺炎球菌両ワクチンを併用して接種することにより高い有用性が報告されており、ワクチン接種の向上には、重要性の認識の更なる徹底と公費助成等社会的援助体制が欠かせません。

インフルエンザのワクチンは高齢者に対し2001年より予防接種法に定められ公的助成がなされていますが、これに肺炎球菌ワクチンを追加することで、更に高齢者の肺炎による死亡、長期入院を減少させることで医療費を削減し、加えて地域住民の健康福祉の向上にもつながります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

１　高齢者への肺炎球菌ワクチン予防接種を予防接種法に基づく定期接種に位置づけ、国

による助成制度を創設するよう求めます。

意見書提出先、総理大臣、野田佳彦殿、総務大臣、川端達夫殿、厚生労働大臣、小宮山洋子殿、財務大臣、安住淳殿、衆議院議長、横路孝弘殿、参議院議長、西岡武夫殿。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　肺炎球菌ワクチンの公費助成を求める意見書に賛成の討論を行います。

既に南伊豆町は平成22年度に65歳以上の高齢者に一部助成を行いました。県下、あるいはほかの県下の中でも、比較的早いほうでありました。全国で、この２年間でかなりこの接種助成が広がってきています。この問題では、日本共産党の衆議院議員であった中村よし子氏が、平成15年に政府に対して質問主意書を出して、この意見書の趣旨で述べている肺炎球菌ワクチンの有効性に関して、平成13年度の予防接種法改正で、引き続き検討を行うこととされたことに対して、ワクチンの有効性、ＷＨＯでの実績、米国での調査実績について、この予防接種法に基づいたワクチン接種をするように求めています。

それに対する答弁は、依然実施の検討、治療実績が少ない、こういう回答で、まだ検討ということでありました。

しかし、この平成15年の時点で、既に肺炎球菌ワクチンが公的に接種が認められてから十数年、認可をされて十数年たっており、それからこの質問主意書を渡したときから８年、実

際に肺炎球菌ワクチンが認可したときから二十数年たっております。町内でも、肺炎球菌ワクチンを接種した呼吸器疾患が非常に出ているお年寄りが、接種をしたことによって風邪をひかなくなったとか楽になった、そういう事例も報告されております。助成の前に、接種費用の助成の前に受けている方々は、今でも健康に生活をしている顕著な例が認められます。

こうした点において、意見書を政府に対して求めると同時に、自治体からも予防接種法に明記してこれをしっかりと位置づけるよう、この点を政府や国に対しての意見を出していただくよう、強く要求して、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（梅本和熙君）　ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

発議第６号　肺炎球菌ワクチン（２３価ワクチン）への公費助成を求める意見書は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、発議第６号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎発議第７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　発議第７号　軽油引取税の免税等に関する意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　発議第７号、平成23年10月19日、南伊豆町議会議長、梅本和熙様。

提出者、南伊豆町議会議員、谷正。賛成者、南伊豆町議会議員、長田美喜彦さん、以下記載のとおりであります。

軽油引取税の免税等に関する意見書。

上記の意見書を別紙のとおり、地方自治法第112条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

趣旨説明等につきましては、朗読をもってかえさせていただきます。

軽油引取税の免税等に関する意見書。

漁業においてはコストに占める燃油のウェイトが極めて大きいことから、我が静岡県の漁業は、かねてからの魚価下落に加えて燃油高騰が継続する中、ここ数年で急速に疲弊した。さらに追い打ちをかけるように今回、東日本大震災の大打撃に加え原発事故の風評被害にも見舞われ、漁業経営はより深刻の度を深めている。

このような中、静岡県民に対する水産物の安定供給とともに、これに不可欠の前提となる漁業者の経営安定を維持するために、国会及び政府におかれては、漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税をはじめとする、以下の燃油税制にかかる措置を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

１　漁船に使用する軽油に係る軽油引取税の免税措置について、恒久化すること。

２　農林漁業用Ａ重油に係る石油石炭税の免税・還付措置について、恒久化すること。

３　地球温暖化対策税については、漁業者の負担が一切増えることのないよう万全の措置を講じること。

特に燃油への課税についてはＡ重油に限らず、軽油も含めて油種にかかわらず負担増を回避するよう措置すること。

意見書の提出先でありますが、内閣総理大臣、野田佳彦殿、総務大臣、川端達夫殿、財務大臣、安住淳殿、農林水産大臣、鹿野道彦殿、衆議院議長、横路孝弘殿、参議院議長、西岡武夫殿。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

発議第７号　軽油引取税の免税等に関する意見書は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、発議第７号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査申出書について

○議長（梅本和熙君）　日程第21、閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

議会運営委員会委員長、第１常任委員会委員長、第２常任委員会委員長、予算決算常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（梅本和熙君）　本日の議事件目を終了しましたので、会議を閉じます。

９月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、平成23年９月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉会　午前１１時２６分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　梅　本　和　熙

署名議員　　吉　川　映　治

署名議員　　谷　　正